第二部　三内

第一編　自然誌

第一章　位置、境界

旧三内村は愛媛県の中部、温泉郡の東端に位する山村である。村の東は周桑郡旧桜樹村に接し、北及西は温泉郡旧川上村、ならびに旧拝志村に連なり、南は四国山脈の尾根をもつて上浮穴郡旧川瀬村、面河村と境を接している。松山市の東南、約十七粁の地点にある。村は東西南北、それぞれ八粁、温泉郡最大の村となつていた。

第二章　地形、地質

第一節　山脈

村の南端を四国山脈が東西に走り、石墨山（一四五六米）皿ケ峯（一二七一米）、陣ケ森（一二一〇米）などの山嶺が仰がれ、雄峯石鎚山も遙か東南方に望見される。すなはち、村は四国山脈の北斜面にあり、上浮穴郡との交通は黒森峠、割石峠、白猪峠、井内峠など、いづれも一〇〇〇米以上の峠を利用する。

村の中央部附近で、北々西に向つて四国山脈の大きな支山脈が突出していて、村は東西に大きくわけられる。東部奥を河之内、西部奥を井内と称する。村の北方は高縄山塊の南端に接しており、四国山脈の北面山麓との間に若干の平坦地を生じて、これが本村の農業地帯である。

黒森峠は昔は上浮穴郡との交通の要路であつたが、一時殆んど廃道の如くなつてい

三内村の峠名と高さ

黒森峠	約一〇〇〇米	
白猪峠	〃一一三九〃	
前神森	〃一二八四〃	
象ケ森	〃八〇三〃	
堂ケ成	〃九〇五〃	
井内峠	〃一〇八九〃	
三方森	〃九〇五〃	
割石峠	〃一〇五〇〃	
水晶森	〃七九八〃	
桧皮峠	〃三一二〃	

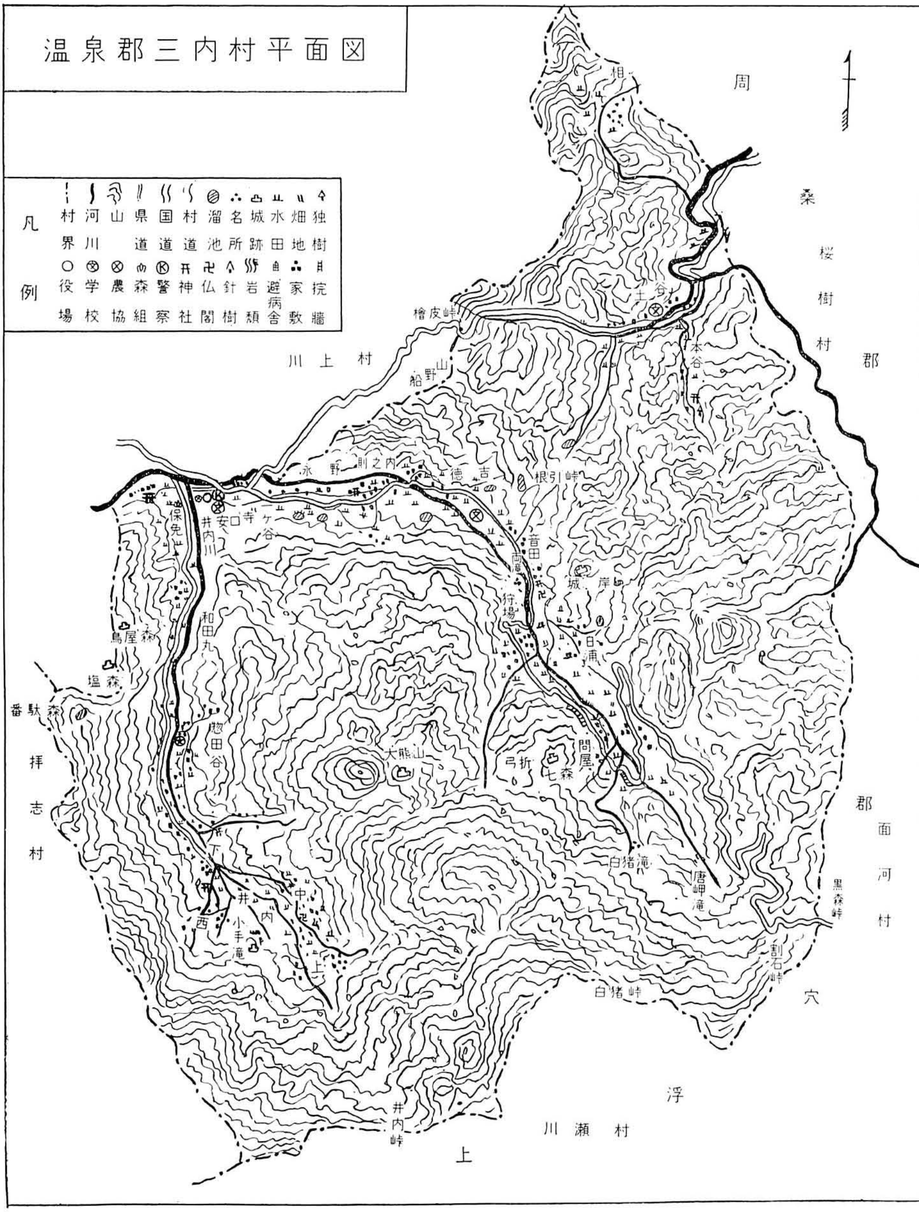

温泉郡三内村平面図
凡例
村界
河川
山
県道
国道
村道
溜池
名所
城跡
水田
畑地
独樹
役場
学校
農協
森組
警察
神社
仏閣
針樹
岩類
避病舎
家敷
抗牆
周
桑
郡
桜樹村
土谷
本谷
檜皮峠
船野山
川上村
永野
則之内
吉
徳
根引峠
音田
城
岸
狩場
日浦
問屋
七森
弓折
大熊山
白猪滝
唐岬滝
黒森峠
面河村
割石峠
白猪峠
穴
浮
上
川瀬村
井内峠
拝志村
番駄森
塩森
鳥屋森
保免
井内川
安口
寺
一ケ谷
和田丸
惣田谷
下
中
井
内
西
小手滝
上

た。しかし昭和三〇年七月、県道、柚川松山線が開通して交通距離の短縮、道路の整備が出来たので、再び利用度が加はり、面河国有林の開発、交通の発達等は期して待つべき状態となつた。又国道十一号線はいまや根引峠を開通して桜三里に連結する運びとなつている。

第二節　河　川

三内村を流れる主要河川としては、重信川の支流である表川と、そのまた支流となつている井内川と、周桑郡を東北流している中山川の上流の土谷川とである。表川は三内村東谷に入つて則之内川となり、その水源はわかれて、割石峠と白猪峠となつている。その流れにそつて、多くの支流をもつている。東谷の農業用水はこれ等の支流より灌漑される。この流は急流であつて、各所に奇岩怪石があらわれ、その浸蝕作用の激しさを如実に物語つている。河之内には有名な白猪の滝の景勝があり、水量も豊富で、わん状の滝つぼをもち三段の滝となつている。冬は凍結することにより一層その景観を増す。遠く松山方面からの観光客も多い。白猪の滝の外に唐岬の滝もとても、立派である。

狩場部落には久保の淵がある。礫岩層が浸蝕されてできた椀状の淵である。音田部落にある雨滝、滝の下の山椒ケ崖などもこの表川の浸蝕作用の激しさを物語つている。

井内川は、三内西谷を北流して表川と合流する川でその水源は井内峠である。この川も流は速く、その浸

河川名	長さ（約）	川巾	水源地
井内川	七・五粁	六・〇米	井内峠前神森
惣田谷川	一・八	五・〇	三方ケ森
板屋子川	一・五	六・〇	三方ケ森
則之内川	七・七	二二・三	白猪割石峠
山之神川	一・五	一一・〇	三方ケ森
丁字谷川	二・〇	六・九	三方ケ森
中山川	三・五	一五・〇	桧皮峠

山椒ケ崖の浸蝕作用

蝕作用は激しく、到る処に大きな淵を作つている。夏は子供達の水泳場となり、又重信漁業協同組合の放流する鮎の漁場ともなる。川内町内は言うに及ばず、遠くは松山方面からの太公望が押しかけるので有名である。

水量も豊富であつて、流域には肥沃な田地が開けている。以前此の流水を利用して川上水力発電所があつた。

第三節　地　質

高縄山塊は、大部分花崗岩類からなるが、その南部一帯、三内村の北に接する、旧川上村は、和泉砂岩層である。これに対して、村の南を境する四国山脈は安山岩、特に紫蘇輝石安山岩におゝわれている。三内村は二つの山積の接触点上に位するため、村の地質構造は複雑である。したがつて地質学上からも興味ある地域である。河川流域は砂礫層であることは言うまでもないが、山林地帯の性質については、次の如く区分することができる。

㈠　上部白堊系に属する砂岩、頁岩、凝灰岩の分布
（則之内地区の南北山地、井内川の東西にわたる山地）

㈡　黒雲母安山岩地帯（主として河之内北部地区）

㈢　別子統に属する絹雲母石墨片岩の分布、河之内地区の中央部一帯

㈣　結晶片岩地帯桜樹村に接する河之内東部地区

㈤　中新統に属する砂岩、頁岩凝灰岩の分布（西谷の上部と東谷の上部地域）

塩ケ森山、三方ケ森山を頂点とする四国山脈の分嶺は、北部は砂岩、頁岩、凝灰岩からなり、南半部は紫蘇輝石安

山岩である。このように村内においては、地質基石の著しい相違が見られる。

砂岩頁岩は大坂の和泉山脈のものと同じもので、讃岐山脈にあらわれ、三島、新居浜、西条を通り、三内、川上に表われて、遠く長浜沖の青島に及んでいる。

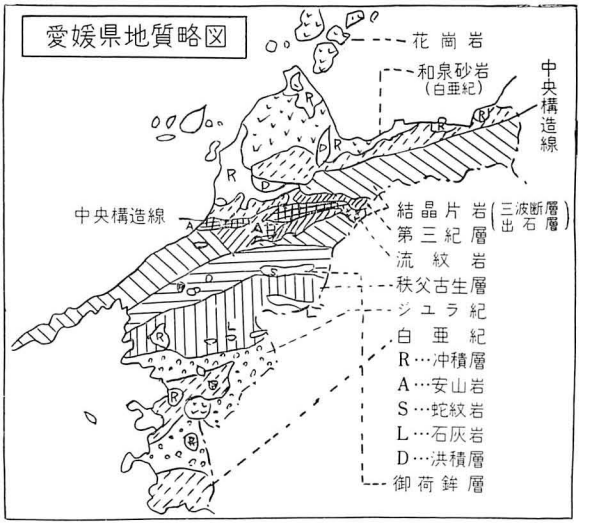

この和泉砂岩層の南には、結晶片岩があるが、川上村に於ては安山岩が露出している。この和泉砂岩層と、結晶片岩、安山岩の接する境は、大きな断層線で、これを中央構造線と呼んでいる。この中央構造線は、ほぼ東西の直線状であるが、三内村では大きく乱れている。このため、地質構造も複雑となつている。中央構造線は、東は桜三里の鞍瀬から、小松、三島を経て、香川県から紀伊半島を通り、中部地方の諏訪湖に達し、西は祇部郡中を通り、九州の長崎県に至つている有名なものである。

第四節　鉱　物

(一)　岩石、旧三内村に産する岩石に、黒雲母安山岩があるが、これは相之谷南方に多く露出しており、建築材料としてよく利用される岩石である。西谷井内の城蔽には紫蘚輝石安山岩の露頭があらわれ、近年土木工事の石材として切出されている。滝の下の山椒ケ崖は、和泉砂岩の層で、これだけのものは県下にも稀な断層である。滑川隣接地方では、結晶片岩が見られ、この地方の川の川床は、結晶片岩の赤または緑の色も鮮やかに、流れを一層美しく見せてくれる。

(二)　化石には植物化石が、井内六地蔵附近と、河之内狩場

問屋の二地点から産出せられる。又僅かながら惣田谷の渓谷から貝の化石が発見されている。

第三章　面　積

三内村の土地総面積は、六、一〇二平方粁である。限られた地域の面積に異動はない筈であるが、昭和二十年頃の変災では多くの耕地が流失した。故に耕地としては大きな減少があつた。その後食糧増産で新たな開墾によつて耕地が増加した。米麦の供出では耕地がかくれることもあるしまた統計のたて方でもそれが異つてくる。また国有地等を入れるか入れぬかによつてもちがいが生ずる。

昭和126年

耕　地	5884反
宅　地	282
山林原野	3,1621
其の他	2,3731
計	6,1518

昭和129年

田	3774
畑	2078
宅　地	278
山　林	32407
其の他	462
計	42724

土地利用区分（国有地を含む）昭和127年

所有別 / 種別	国有	公有	社寺有	私有	計
	反	反	反	反	反
山林	6,120	11,360	460	28,110	46,050
原野			3	444	447
水田	1	5	1	3,781	3,788
普通畑	14		4	703	721
蔬菜畑				116	116
茶畑				3	3
開墾畑	630			50	680
果樹園				55	55
宅地		16	7	280	303
池沼	1			74	75
道路	1,300	1,580			2,880
堤塘	4,530				4,530
岸	920				920
墓地	15			21	36
社寺	33				33
荒蕪地				100	100
その他	1,280				1,280
計	14,844	12,961	475	33,737	62,017
%	23.9	20.9	0.8	54.4	100%

部落別田畑の分布（昭和123年）

部落別	水田面積	畑地面積	田畑合計
	町	町	町
問屋	17.13	7.19	24.32
目浦	19.12	7.98	27.10
狩場	17.30	3.75	21.05
音田吉	13.39	2.97	16.36
徳之内(北)	20.87	3.31	24.18
則之内(南)	33.03	7.48	40.51
永野	19.04	2.43	21.47
一ケ谷	9.53	1 79	11.32
保免	22.68	0.99	23.67
和田丸	22.68	3.25	25.93
惣田谷	19.93	4 07	24.00
井内下	12.14	2.20	14.34
井内西	13.37	2.04	15.41
井内中	14.72	1.58	16.30
井内上	13.95	2.91	16.86
土谷	18.41	8.49	26.90
相之谷	5.13	0.76	5.89
計	292 42	63.19	355.61

第四章　区劃

三内村を区劃して、三大字、一九区とする。藩政時代から、河之内村、則之内村、井内村と各独立の村であつたが明治二十二年の町村制実施の際、それが合併され各村の

行政区劃

河之内	問屋	狩場	日浦	音田	土谷
	相之谷				
則之内	徳吉	則之内北	則之内南	永野	一ケ谷
	保免	和田丸	惣田谷上	惣田谷下	
井内	井内上	井内中	井内下	井内西	

「内」をとつて三内村と名づけた。これが三内村名の起りである。三大字ともそれぞれ自然の地勢や歴史を持つており、広汎な地城で、あちらの山陰、こちらの谷奥に三軒五軒と散居する村であるから、大字河之内、大字則之内、大字井内と、三大字とすることが最も自然であつたのだ。又各大字とも、区有財産を所有していて、各利害得失を異にしていたので、町村制実施後も各大字に区会を設けて、補充的に一般事務を取扱つていた。明治四十四年から三内村一本の行政区を劃立実施するようになつた。

第一節　穂の木

穂の木は其の土地固有の名称であつて、古い道路や河川等によつて便宜上区劃せられた地名である。最もおぼえ易い、わかり易い、まぎらわしない、と云うようなことからつけたものであろうが、時代の推移や変遷によつていろいろに変つて来たであろう。明治になつて土地の転売が許されるようになつて、土地台帳に地番がつけられるようになつては、ここに固定して現在の穂の木となつたのである。各大字毎に一連の地番としてその上に字何々と、この穂の木を冠して呼ばれるのであつて、その土地の者には特別の愛着感があるものである。三内村各大字別の穂の木は次の通りである。

大字河之内

字土谷

黒松坂本矢末　百合照下リ藤　柿ノ峠神子谷　遅越新出アセビ
落手小峠笠坪　障子峠柳谷　田桑影浦　相之谷ユヅリハ引岩
七郎下谷惣野ハザ稗畑　中ノ子沢谷　音地不入鍵山イダラ
大小屋仙道休　宮ノ谷本谷　猪ノ谷吉屋敷　店前番小屋　寺邸

字日浦

寺野余野両瀬野路　大工柳苧　上見間屋美間屋　下清水上清水
松尾中野上日浦　上ケ市子タロ　桃野尾ヲトシ　古峠モチ石　六右衛地蔵
枯木釆ヌタガ栄　横掛郷之助　ハヅガ峠甚谷

字問屋

堂坂日高金屋敷　大屋敷池田土居　奥南下原　上ノ原下斉院
落シ平畑黒岩七森　弓折高智岸下　中問屋坂ノ上坪内
樽川赤藪三本松　唐岬アンゾ風呂谷　本谷池ノ峯　牛勞坂ズリ
引地滝山

字狩場

木地屋仁土古小屋口　岸窪湯口上成　長通大上釆ノ下成谷
西ノ谷下狩場清水小屋口　宝蔵寺窪野足谷

字音田

名越谷奥西邸井ノ谷　三軒屋後明川向　大垣岸ノ下障子谷
片山榎谷根引雨滝　番屋谷城ノ岸　ナメラガ谷宮ノ元

大字則之内

字徳吉

上徳吉下徳吉足谷天神長谷　宮ノ谷天ノ山本谷　イモヂガ谷藤ケ釆
長舌トノス船ノ山

字中組

北ノ地上坂丁子ガ谷宮ノ前　岡石原鍛冶谷　シユシユ森栗ノ木谷　米山西

大字井内

藤原根無口　藤原槻原　藤原岩屋　藤原荒神　藤原横山道　藤原川東　藤原荒神川根　藤原筆作　藤原横山井手　藤原蛇持

字大平

藤原堀ケ谷　藤原辰ノ口　藤原川島　藤原薮の窪　藤原引地下　藤原北川　藤原小窪　藤原中井手　藤原大刀折　藤原小窪

字永野

ウハゴ畑　山ノ神　走越　ゴミダ　大ヘラ　懸ザコ　中畦　高燈　石谷成野

字一ケ谷

石釜　作兵衛屋敷　斉院瀬角倉大熊

字保免

上永野　下永野　淵之奥　滝倉　兵三畑　谷口　天神谷　樟谷　モミノ木谷　木綿口

字和田丸

前ノ谷　笹谷　御本地　東ガ成　団ノ成

字惣田谷

恵雲寺山　清水谷　城之谷　渋谷　山ノ神向下　平釆本谷　イワガラ

九郎谷　ウバガ成

段三島堂屋敷　堂谷　城谷　榎谷　栗林　堀ノ谷　登リ釆枝谷

トヤガナル門前風呂

一ノ谷　板屋子　惣宮　茶屋谷　北谷　駄馬口　北ノ上　北ノ奥　筒ゲ成　蟻ノ木

与次兵衛谷　ナメラ谷　影ノ地　スドウリ　ヒノヂ　欅谷　荒神谷　比巴坂

与四郎屋敷　大日浦　久米両　久尾　宿野　猿谷　畦田　三島井手　蛇持　ナガソ

暮石　竹や谷　サヤ谷　石仏　小倉　花谷　大本　千原　駄馬東向

東屋敷　カジノ窪　口ノ浦　岸田　ニナ谷　荒砂　若宮下　石切山　シンノク　大窪

一ノ森　池谷　桑坂　池ノ谷　鍋谷　シノベ　ノンナカ　大駄馬　北谷　ビヤガソウ

ツエの下　白ハゲ　山根　斉院　泉屋敷　川原側　切坂　竹ノ谷　大井手下　宮川大通

下馬地　国木原

字恵良

藤原俵谷　藤原棚田　藤原樽川　藤原丸山　藤原段　藤原落道
大平有木　大平垣ノ上　大平井手根　大平道ノ上　大平泉　大平中田　大平新屋　大平下
大平堂前　大平白根道　大平尻高　大平窪下　大平法泉坊　大平天神　大平天神原　大平岡鼻　大平南道
恵良川原　上窪　長滝下　恵良天向　大柱谷　音地谷　海正滝　松ノ本　萩原道　音地　大平岸の下
先川原　次郎跡　穴田道　城川原　松ノ本　大平下田中

字中屋

六地蔵　宋崎　小坂　ツツ　穴田　高下　前川　大平ナメラ
橋ノ元　白根川　成ル道　前田　寺南　滝本　東泉寺　場ノ内　湯場　石本
板取坂　庄田　中屋敷　ソリ　辰野　木地　伸屋　成　川原堀ケ谷
古屋表屋　苅場　二ノ宮　タデ田　芦ノ元　タデ田　丸田

字北間

宮ノ根　平岩　雨ノ藪　松ノ上　羽五郎屋敷　七界　二本松　潰田　丸山下　北間北
猪谷　後地　馬地　地泉　猪ノ本　古田　松ノ木　松窪裾　大窪下　東
肥之浦　堀越　上ノ山　ヨシキ藪　野路　竹ノ鼻　中ノ上　窪田　大駄馬　白ハゲ
斉院　国木原　切抜　竹ノ谷　下馬地

字中野

薬師　古田　松窪　池田裾　五十目　下西　裏田　赤谷　黒岩　ソリ
中ゾ谷　猪ノ元　宮ノ上　西山口　預り　土嶽　向川原　滝鼻　惣林　牛房坂
上屋敷　内屋敷　持小屋　道間　吉ノ谷　伝田　切石元

字黒岩

字大根木

クラマ　スクモヅカ　長坂　障子川　鎌窪　中下駄　マトバ　川地　大志茂　小屋ノ谷

字庄屋元

字久尾

露口　次郎田　松尾　太郎兵衛　村境　花ノ谷　垣ノ内　城ノ窪　久尾道　岩間

山	根	シヤシヤブ谷	松ノ本	川ノ上	池ノ下									

井内山の穂の木は次の如くである。

砥石山	フシカワ	池ノ上	南方堺	バン田	九尾山	ジヨノ窪	陣ケ畦	花田	下畑	メングアシ	宮東			
西ノ宮	小屋谷	与一ゲ峠	ヤリトコ	ヲリカケ	森ノ下	上田	野地	柳サコ	ミミヅ畑	ヲフギ畑	長滝			
大柱	法泉房	赤松	スイリョウ	猿谷	落シ根	無蛇	持堀ケ谷	影浦	風宮	谷ノ奥				
割木谷														

第二節　小字の由来

小字（穂の木）の起原についてはいろいろ研究をすると面白いと思われる。村の歴史を知るには大切な資料であつて、我々の先祖の生活文化と直接の関係を持つものである。次に三内村の二三の穂の木の由来について、昔からの言伝えや、古老の話を参考にして記して見る。

○問屋　昔、割石峠を越えて上浮穴郡笠方村、渋草村と交通して毎日奥地から人や馬が出て来て現在の問屋の地に商家があつた。その中の多くは木炭や材木の問屋をしていたので問屋と云う地名となつた。

○狩場　昔、藩主のお狩猟場であつたという。

○日浦　よく陽のあたる浦（表又は所）という意。

○音田　園田の意か、即ち荘園の園から音と化したのであろう。或は恩田の意か。

○則之内　太古から東谷、西谷の河川の泥濘によつてその沿岸に洲を作り沃野を形成したので洲の内となり遂に則之内となつた。

○保免　免租の地か。此の地には昔、足利尊氏諸国鎮護の為、一国一寺を建立した。その安国寺のあつた所で多分免租になつたのであろう。

○井内　深山の溪谷より流れ出る水清く恰かも井水の如くで井の中の水という「中」を「内」として井内と云うようになつた。

○庄屋元　昔、庄屋の居た所で庄屋の膝元と云う意。

○大元　大元神社のある所。

○久米両　惣田谷にある地名であるが、惣田谷は則之内村であるから昔久米郡領であつた、此処より奥が井内村で浮穴郡領であつた。即ち郡界と云う意である。天保十一年郡替になつて、河之内、則之内、井内、皆浮穴郡となつた。

○落　手　土谷川と滑川の合流して中山川となる所、即ち両川の落ち出る所。落出とも書く。

○不　入　この地、斧又物を入れぬ所、又不浄を容れぬ所。

○寺　野　昔、寺院のあつた所であろう。

○金屋敷　昔、其の地の城主が兵器等の鉄物（かなもの）を貯蔵した所。

○石　原　約三百年前、則之内山の神谷に大洪水があつて現在の岡及び石原を作つた。洪水があるや一朝にしてその辺一面石の原と化したので石原と云う。

○恵　雲　昔、安国寺の末寺恵雲院の在つた所。

○仙道休　「根引」に続く地名である。根曳は鎌倉堂の由来で有名であるが、その又隣に「不入」の地名がある。想像して見ると昔、仙人とも見える道者が道に休んだ所と云うことである。

尚井内大平には穂の木に藤原と云う字を冠した所、或は大平を冠した所があるが、これは昔そうした武家又は公卿がこゝに移り住んで、自分の所有地を没収されないように名前を冠したのが今に残つたものと思われる。

第五章　気　象

第一節　気　温

三内村の気候は東谷、西谷、土谷によつてやゝ異なるが概ね温和である。村の年平均気温は十六度で月平均気温が十度以上の月は八ケ月である。一月の平均気温は六度弱、八月のそれは二七度でまた八月に於ける毎日の最高気温の平均は三〇度六で一月における毎日の最低気

月別平均気温

月＼年	昭和26	27	28	29	30	31	平均
	C	C	C	C	C	C	C
1	5.6	5.5	5.6	7.8	3.6	4.5	5.4
2	5.3	4.2	6.6	5.7	6.1	5.0	5.4
3	10.5	8.7	13.6	8.4	8.1	10.2	10.8
4	14.8	15.2	15.0	14.3	15.7	13.8	14.8
5	21.7	22.5	20.0	20.2	19.8	16.0	20.0
6	24.3	25.5	21.9	20.3	24.5	22.6	23.2
7	25.8	26.1	25.1	24.3	26.9	26.0	25.7
8	28.6	29.7	28.7	27.6	26.9	26.0	27.0
9	25.0	26.4	24.9	23.8	24.5	21.1	24.3
10	19.7	21.1	21.1	15.1	16.7	18.8	10.8
11	13.6	16.4	18.0	13.5	12.4	13.8	14.2
12	9.9	9.4	7.9	6.8	8.8	8.7	8.6
平均	17.0	17.5	17.5	15.6	16.1	15.5	17.3

（三内中学校生徒観測）

年次別平均気温降水量　付表1.

年次	平均気温	降水量
昭		
15年	16.5C	mm
16	16.1	2223
17	16.6	1928
18	15.9	2456
19	16.3	1615
20		
21	16.9	
22	16.1	1223
23		
24		1901
25	16.4	2130
平均	16.4	1934

松山測候所三内観測所

温平均は二・二度である。気温の変化は余り激しくはない。曇天雨天日数は三、四、五月に多い。

風向（東谷西谷小学校観測）

月別	西谷部落	東谷部落
1	南	東北西
2	北	東北
3	北東	東西
4	北	東西南東
5	北	東南東北西
6	北	東南東
7	南	東南西
8	北	東南東
9	北	南東東
10	北	東南東
11	北	東
12	南	東南西

最高最低気温（三内中学校観測）

月別	最高気温	最低気温
	c	c
1	16.6	−1.5
2	18.6	−2.1
3	22.9	−2.2
4	29.1	3.0
5	27.0	5.5
6	31.9	12.4
7	37.0	16.2
8	36.7	10.8
9	34.9	12.6
10	32 0	8.2
11	25.8	3.4
12	19.8	1.2

第二節　降水量

年平均降水量は一、九〇〇粍であつて、愛媛県下では比較的多い方である。雨量最多の月は六月で、二五〇～三五〇粍、最少の月は一月で、六〇粍内外となつている。

積雪は殆んどなくわずかに一〇糎内外を常とする。初霜は、十一月中旬、終霜は三月下旬である。結霜期間は概して短かい。

年 / 月	昭和27年		昭和28年		昭和29年		昭和30年	
目	降水量	湿度	降水量	湿度	降水量	湿度	降水量	湿度
1月	87.6	48.4	60.2	68.3	145.4	52.3	83.2	63.5
2	119 9	41.4	87.0	54.8	5.2	50.9	105.6	52.0
3	86.0	50.2	169.0	59.8	7.7	53.4	115.6	46.5
4	45.7	57 4	32.5	55.2	28.1	56.2	247.6	45.8
5	56.3	43.4	87.5	56.5	126.0	47.5	155.2	43.1
6	355.0	59.4	348.4	67.4	336.4	60.2	265.6	63.6
7	368.0	85.5	271.4	67.3	383.8	68.0	228.6	72.3
8	50.5	76.6	113.6	66.0	167.0	69.7	78.8	81.6
9	95.0	79.1	318 9	72 0	601.7	72.1	111.4	66.1
10	30.0	84.6	81.4	61.5	37.5	56.7	150.3	59.3
11	74.5	86.1	18.8	61.8	49.0	67.0	37.8	71.7
12	61.7	66.5	41.8	57.7	47.0	62.7	25.1	70.0
平均	1430.2	64.8	1630.5	62.3	1934.8	59.7	1604.8	61.3

（三内中学校観測）

月別気温及び降水量（昭和25年）

月別	平均気温	毎日最高気温平均	毎日最低気温平均	降水量
				mm
1	6.3°C	9.4°C	2.2°C	172.5
2	5.9	8.2	1.4	132.0
3	8.6	12.5	3.1	95.6
4	—	—	—	69.2
5	20.2	22.4	12.7	143.4
6	21.5	25.2	16.9	248.1
7	26.8	33.5	21.5	228.1
8	26.9	30.6	20.3	103.2
9	26.2	26.2	18.4	508.5
10	18.6	22.3	12.5	135.0
11	12.7	15.6	8.1	191.2
12	6.7	9.6	2.4	103.5
平均	16.4	19.6	10.9	2130,3

霜　と　雪

年次別	初霜月日	終霜月日	初雪月日	終雪月日
昭和	月 日	月 日	月 日	月 日
17年	10.25	4.15	12. 5	3.10
18	11.13	3.26	12. 8	3.11
19	12.10	4.12	12. 2	2.25
20	—	3.25	—	3.12
21	11.14	3.19	12,28	3.17
22	11. 6	3.30	11.22	1.29
23	12.3	—	—	—
24	11.19	3.14	—	3.14

第三節　天候に関する俚諺

測候所の気象観測は、毎日新聞やラジオを通じて、其の日の天気を報道してくれる。農家にとつて、天気について関心を持つ事は、直接農業に関係する事だから大切である。昔の人は、色々な事象に目をつけて、多年の経験や勘や観察を俚諺に、生かして来た。中には測候所の天気豫報は、的中しなくとも、この俚諺は的中する程正確なものもある。

一、動物の動作によつて予測するもの

蛇が出れば雨、道を横切れば雨。
鶏のとまりが遅いと雨。
蟻が穴を塞ぐと雨。
蜂の巣が高い所にあると大時化はない。
白子（アリマキの一種）が多く飛ぶと雨。
もずが鳴けば雨があがる。

二、気象の現象から判断するもの

秋の夕焼鎌をとげ。
夏の夕焼川向へ行くな。
月に雨傘日に日傘。
朝虹は雨、夕虹は晴。
朝やけに蓑を持て。
空が高い時は晴。

大霜は昼中暖かい。
山が近く見える時は雨。
雷が鳴つたら梅雨が晴れる。

三、経験から割出したもの

七ツ上り（午後四時）は明日の雨。
夜上りは明日の雨。
夕立三日。
地震には雨地震と日照地震がある。
煙草（きざみ）がしめると雨が降る。
便所の臭気が高いと雨。
石槌山に雲がかかれば雨。
山椒嶽に水がにじむと雨。
鋼山霧（松瀬川の谷から西へ）が出ると雨。

こんな例はまだたくさんあるが略する。

第六章　生　物

本村は南部に四国山脈の連峯、皿ケ峯、前神山、法師山等が聳える中を東谷、西谷と二大峡谷が東西に流れていて、林相も豊かに、気温も温和であるから、動物植物ともに生育に適している。その種類も少なくないが特に珍らしいようなものはない。

第一節　動　物

野生の動物の中でも鳥獣の類は年々その数や種類が減少していく。大正の初年頃は、キジ、ヤマドリの如きは人家に近い所でも、恰かも鶏の放ち飼の如く五六羽位連だつて遊んで居たのを見かけた事がある。又夏の夜など植田の中へ松明をかざして鎌で鰻を切りに行つた。夜川に行つても沢山魚が居たものだが、余り捕獲がはげしいからか追々其の数が減つて行く。川の魚は毎年心なき人によつて毒殺されるので目に見えて減少して行く。東温漁業組合はこれをなげいて監督に注意もし、また毎年東谷や西谷に鮎の稚魚を放流して飼育に努めている。実に感謝すべきだ。

哺乳類の中で毎年ハンターだちの手具脛ひいて追わえ廻るものに猪があるが、余り射殺した話はきかぬ。夏山の下刈にでも行くと井内山、大熊山から問屋の南山、日浦の奥山あたりには猪が山を掘り返しているのを見る。これを見ても相当数の野猪が居る筈である。兎、狐、狸、穴熊といつたものから、猿鹿等も時には姿を見せることもある。近年犬や猫を飼う事が盛んになつた。これも結構だが鑑札のない野良犬には困る。

鳥類では特別なものは居ないが、ウグイスは谷から谷へ美しい声でなく。メジロ、ヤマガラ、四十雀もよく囀づる。夏山ともなれば杜鵑は昼でも鳴く声がきこえる。郭公も山鳩もなくが、仏法僧はいない。徳吉に鶴ゲ谷と云う家号の家がある。古老の話では、昔此の家の辺へ鶴が渡つて来ていたと云う事である。近年ホリドール等を使用する関係か燕の渡つて来る事も少くなつた。

渡り鳥としては、毎年カモ、ゴイサギ等が各所の池に渡つて来る。

昆虫は農薬使用の関係からその数が少くなつて行く、中でも益虫の蜻蛉は著しく少くなつた。環境衛生に留意するようになつたので蚊や蚤の少くなつた事はうれしい。珍らしい動物では、白猪滝、前神山の渓流に山椒魚がいたり、土谷の白髪淵附近にオコゼが居る。川之内や井内には鮭も居るがその数は至つて少ない。

部落の池を利用して養鯉もやつているが微々たるものである。夏の渓流に鳴く河鹿の声を聞いたり、水の漲つた棚田に蛙の声を聴く事はいよいよ山村の面影躍如たるものがある。

古老の言によると旧藩時代井内村が藩のお狩猟場であつた時代、そのお宿をしたのが川上中の町の米田屋、則之内保免のお鐘楼屋敷、和田丸中の原の三軒であつたと云う。これ等三軒には、特別の思召によつて、屋根を瓦葺にする事を許されたが、何れも貧窮で、瓦葺にすることができなかつた。保免の一軒が尾垂だけ瓦にした、と云う事である。

第二節　植　物

皿ケ嶺から石鎚え、東西に延びる山屏風と、北方高縄山塊に囲まれた三つの谷が、わづかに開く西の方に、遠く伊豫灘の輝きを見る。ここ三内の山野は、実に多種の植物の宝庫である。植物地理学的に見た石槌山系の興味はしばらく措くとしても、陣ゲ森から井内峠、白猪峠、割石峠、黒森峠へかけての山ふところの一帯は、四月下旬に尚根雪を残す低温といい、一八センチにおよぶさるおがせの成長といい、わさびの群落を根無、樽が谷では海抜八〇〇米で見、四〇〇米に石南（しゃくなげ）の野生を見ることと云い、今後の調査研究の最適地と思うが、過信であろうか。

試みに、春たけなわの頃、河之内発松山行きのバスにのつてみるがよい。必ず車中にはむせんばかりのふくりんさ

さゆりが匂つているであろう。それは奥間屋から黒森峠へかけて海抜六〇〇米から八〇〇米附近に最も多く、至るところにその高貴な匂いを放つているのである。又、もし一日を費すならば、井内峠に志し、じんじそう、るいようぼたんの多い谷間をのぼり、うりはだかえでの緑の小幹を気にしながら、峠に近く、こうやのまんねんごけの群生を踏む。峠に立てば久万方面と三内方面のいちじるしい植物景観のちがいが一目の中にあり、尾根を右に入れば、いよざさの茂みの彼方に、ぶなの巨樹が茂つている。だらだら道を行くこと三〇分、前方に約三〇〇米に近い急坂を見るであろう。四つんばいになつてはい上る者の目に、ふもとすみれ、ふたばあおいなどが小石の中に生長を続けているのがなつかしく感じられる。やがて額に汗のにじむころ、顔をあげれば、地上わずか三米ないし四米の高さに、きりそろえたような、しゃくなげの桃色の大花房が、突如として夢の花園をくりひろげる。道を善神山にとれば、道々、山しゃくやくのふくらんだつぼみを見、やまぶきそう、せりばやまぶきそうの黄色の花、ゆきわりいちげの白い花に、みやましきみのかわらぬ緑をめでながら、さるみがせの下つた小枝を肩にあおぎ見れば、巨木の高い枯枝に尺余のさるのこしかけが魁偉な姿をほこつていることもめずらしくない。

さんしようおのすむ谷間に下りれば、なべわり、ゆきざさ、ちくせつにんじん、からかさごけ、いわたばこ、ばいけいそうを見、小さいうねをまわれば、しこくかつこそうの大群落を発見する等々、平地では見られぬあまたの植物を見とめる。

その外、めずらしい植物としては、寄生植物の、つちとりもち、しようきらん、つちあけび等も採集せられ、食虫植物のいしもちそう、もうせんごけなども見られる。四季を通じて去来する植物をあげれば限りなく、数千にものぼるであるうが、次に二表を加え。三百余種を並べて参考とするにとどめたい。

表一　愛媛県植物誌（昭和三年五月発行）（八木繁一著）中に産地を記されたものの中、本村に関係あるもの。

井内峠

きんらん
すずらん（かきらん）
つれさぎそう
ふたばらん
なべわり
さいようしゃじん
いなもりそう

いがほうづき
てんにんそう
もみじうりのき
うりのき
こみやますみれ
けさんかくづる
みやまははそ
こばんのき
こくさぎ
こごめうつぎ
うらじろうつぎ
こうつぎ
いしもちそう
もうせんごけ
はるにれ
いぬぶな
ぶなのき
つのはしばみ
ひめやしゃぶし

くものすごけ
たまごけ
黒　森　峠
こはくうんぼく
白　猪　峠
こくわがたそう
おおばあさがら
こしあぶら
さんかくづる
くろうめもどき
くろたきかづら
まるばこんろんそう
やまえんごさく
せりばやまぶきそう
やまぶきそう
わちがいそう
ひめさじらん
おおばほうおうごけ
しみづほうおうごけ

表二　その他で普通に見られるもの。

菊　科　はるののげし　おにのげし　にがな　ちしばり
つるにがな　やくしそう　あきののげし　たんぽぽ　たびらこ　こうやぼうき　きつねあざみ
のあざみ　ひれあざみ　つわぶき　やぶれがさ
ふき　よもぎ　のぢぎく　たかさぶろ　ほうこぐさ　ちちこぐさ　ひめむかしよもぎ　あれちのぎく　よめな　のこんぎく　あきのき　りんそう　ひよどりばな

きき　ょう　科　あぜむしろ　さわぎきょう　ききょう　つるにじん　ひなぎきょう　つりがねそう　ほたるぶくろ

う　り　科　あまちゃづる　からすうり　きからすうり

おみなめし科　かのこそう　おみなめし　おとこめし

すいかづら科　すいかづら　たにうつぎ　ごまぎ

あ　か　ね　科　あかね　やえむぐら　よつばむぐら　やまむぐら　くるまむぐら　かわらまつば　きぬたそう　へくそかづら

おおばこ科　おおばこ

きつねのまご科　きつねのまご　すずむしそう

いわたばこ科　いわたばこ

ごまのはぐさ科　いぬふぐり　おおいぬのふぐり　すずめのたがらし　しそくさ　あぜな　あぜとうがらし　みぞほうづき　さぎごけ

な　す　科　はしりどころ　ひよどりじょうご

くちびるばな科　はつか　くるまばな　あきのたむらそう　おどりこそう　さんがいぐさ　うつぼぐさ　かきどおし　たつなみそう　きらんそう

むらさき科　みずたびらこ　おおるりそう

ひるがお科　まめだおし　ねなしかづら　ひるがお

りんどう科　りんどう　せんぶり　あけぼのそう　つるりんどう　ふでりんどう

ひいらぎ科　ひいらぎ　ねずみもち　えごのき　しおじ

かきのき科　やまがき

さくらそう科　おかとらのおう　ぬまとらのお　しこくかっこそう

やぶこうじ科　やぶこうじ

つつじ科　あせび　しゃくなげ　みつばつつじ　やまつつじ

いちやくそう科　ぎんりょうそう

みづき科　あをき　みづき

からかさばな科　のだけ　せり　みつば　やぶじらみ　うまのみつば　ちどめぐさ

うこぎ科　ちくせつにんじん　うど　たらのき

あかばな科　まつよいぐさ　おおまつよいぐさ

うりのき科　うりのき

みそはぎ科　さるすべり

ぐみ科　なつぐみ　あきぐみ

すみれ科　にょいすみれ　あぎすみれ　すみれさいしん　えぞすみれ　こすみれ　すみれ　ふもとすみれ　しこくすみれ　つぼすみれ　たちつぼすみれ

おとぎりそう科　みづおとぎり　おとぎりそう　あぜおとぎり

つばき科　つばき　ちゃ

ぶどう科　のぶどう　びんぼうかづら　つた　やまぶどう　えびづる

くろうめもどき科　けんぽなし

ほうせんか科　つりふねそう

とちのき科　とちのき　いろはかえで　こはうちわかえで　うりはだかえで

にしきぎ科　にしきぎ

もちのき科　もちのき

はぜのき科　やまはぜ　うるし　ぬるで

つげ科　つげ

とうだいぐさ科　こにしきそう　ゆずりは

ひめはぎ科　ひめはぎ

まつかぜそう科　みやましきみ　きはだ　いぬざんしょう　さんしょう

ふうろそう科　げんのしょうこ

かたばみ科　かたばみ　むらさきかたばみ

まめ科　くず　ほど　すずめのえんどう　かすまぐさ　からすのえんどう　くさふじ　やはずそう　やまはぎ　まるばはぎ　めどはぎ　ぬすびとはぎ　くさねむ　ふじ　こまつなぎ　みやこぐさ　うまごやし　しろつめくさ　むらさきつめくさ　えんじゅ　ねむのき

いばら科　やまざくら　もも　のいばら　われもこう　きんみずひき　しもつけそう　へびいちご　きじむしろ　くまいちご　なべいちご　やまぶき　ゆきやなぎ　こごめうつぎ　さがりいちご

ゆきのした科　くさあぢさい　がくうつぎ　うつぎ　うめばち
そう　ねこのめそう　ゆきのした　じんじそう
べんけいそう科　まんねんぐさ　まるばまんねんぐさ
いしもちそう科　いしもちそう　もうせんごけ
じゅうじばな科　なずな　ていれぎ　わさび
け　し　科　むらさきけまん　きけまん　やまぶきそう　せりばやまぶきそう
くすのき科　くろもじ　くすのき　やぶにくけい
もくれん科　さねかづら　しきみ　ほうのき
つづらふじ科　あおつづらふじ
へびのぼらず科　なんてん　るいようぼたん　へびのぼらず
あけび科　むべ　あけび　みつばあけび
きつねのぼたん科　せんにんそう　ぼたんづる　きつねのぼたん
きんぽうげ　いちりんそう　ゆきわたりいちげ
しゅうめいぎく　やまとりかぶと　るいようしょうま　やましゃくやく
なでしこ科　せきちく　みみなぐさ　はこべ　うしはこべ
のみのふすま
すべりびゆ科　すべりびゆ
ひゆ科　いのこづち　いぬびゆ　あかざ
たで科　さくらたで　みぞそば　ままこのしりぬぐい
いぬたで　はなたで　みずひき　いたどり
ぎしぎし　すいば　のだいおう
つちとりもち科　つちとりもち
うまのすずくさ科　うまのすずくさ　ふたばあおい
やどりぎ科　まつぐみ　ひのきばやどりぎ
いらくさ科　あかそ　こあかそ　からむし　やぶまお　みず
な　いらくさ　むかごいらくさ
く　わ　科　いぬびわ　こうぞ
にれ科　えのき　けやき　むくのき　まてばじい
ぶな科　しい　かし　ぶな　くぬぎ　あべまき　くり
かばのき科　やしゃぶし　しで
くるみ科　おにぐるみ　のぶのき
やまもも科　やまもも
やなぎ科　ねこやなぎ
せんりょう科　ひとりしづか　ふたりしづか
はんげしょう科　どくだみ
らん　科　ふうらん　まつらん　しゅんらん　さいはいらん　えびね　じがばちそう　しょうきらん　もじずり　きんらん　ぎんらん　つちあけび　つれさぎそう　のびねちどり　くまがいそう
はなみょうが
しょうが科　にわせきしょう　ひあおぎ　しゃが
あやめ科　やまのいも　ところ
やまのいも科　ひがんばな　きつねのかみそり
ひがんばな科　さるとりいばら　そくしんらん　やぶらん　えんれいそう　つくばねそう　おもと　ほうちゃくそう　あまどころ　なるこゆり　ゆきざさ

つるぼ　うばゆり　おにゆり　ささゆり　ひめゆり　のびる　あさつき　にら　やぶかんぞう　ぎぼうし　みずぎぼうし　ほととぎす　やまほととぎす　ちゃぼほととぎす　ばいけいそう　のぎらん　しょうじょうばかま

びゃくぶ科　なべわり

ゐ　科　すずめのやり　ゐ　ほそい

こなぎ　科　こなぎ

つゆくさ科　むらさきつゆくさ　いぼくさ　つゆくさ

うきくさ科　うきくさ

さといも科　まむしぐさ　からすびしゃく　おおはんげ　しょうぶ　せきしょう

やし　科　しゅろ

かやつりぐさ科　あぜすげ　いとすげ　てんつき　ひんじがやつり　こあぜてんつき　ひでりこ　ひめくぐ　かやつりぐさ　たまがやつり

ほもの科　じゅずだま　あぶらすすき　すすき　ちがやめがるかや　かるかや　こぶなぐさ　しばすずめのひえ　ちござさ　いぬびえ　ひえ　めひじば　おひじば　えのころぐさ　ちからしば　ひめこばんそう　いちごつなぎ　すずだけ　やだけ　にがたけ　ほていちく　まだけ　もうそうちく　はちく

さじおもだか科　おもだか　うりかわ

が　ま　科　がま　ひめがま

ひ　の　き　科　ひのき　あすなろ

す　ぎ　科　すぎ

ま　つ　科　あかまつ　くろまつ　もみ　つがいぬまき科　いぬまき

いちい科　がや

いちょう科　いちょう

うらぼし科　まめづた　ひとつば　のきしのぶ　わらび　いのもとそう　おおばいのもとそう　おおかぐましし　ちゃせんしだ　しのぶ　じゅうもんじしだ　やぶそてつ　げじげじしだ　あおほらごけ　うらじろ　こしだ　つるしのぶ　ぜんまい

はなやすり科　ふゆのはなわらび　なつのはなわらび

いわひば科　くらまごけ　かたひば　いわひば

ひかげのかづら科　とうげしば　ひかげのかづら　まんねんすぎ

とくさ科　すぎな　いぬすぎな

蘚　類　はみずにわすぎごけ　おおばにわすぎごけ　ちゃいろしだれごけ　こうやのまんねんごけ　いたちのしっぽ　ちょうちんごけ　からかさごけ　おおしっぽごけ　くじゃくごけ

苔　類　ぜにごけ　じゃごけい　ちょうごけ

地　衣　類　てりはよろいごけ　きごけ　せんしごけ　うめのきごけ　さるおがせ

つちぐり　おにふすべ　きぬがさたけ　つっぽんだけ　きつねのえふで　まったけ　えのきたけ　ひらたけ　つきよたけ　しいたけ　しめじ　いっぽんしめじ　はったけ　ぬめりいくち　くろかわ　まんねんだけ　こうたけ　ねずみたけ　きくらげ　せみたけ　あみがさだけ　ちゃわんたけ

第三節　我が村の老木

(1)　金毘羅杉

河之内金毘羅寺にある大杉で、本堂前にある四本杉は根元が二間位埋立てゝ土中にあると云う。加藤嘉明が金毘羅に信仰厚く手植の杉であると云われる。一番下の庭にある老杉は目通の廻り五・二米。昔から河之内の人が朝に夕に仰ぎ見てなじんで来た木である。

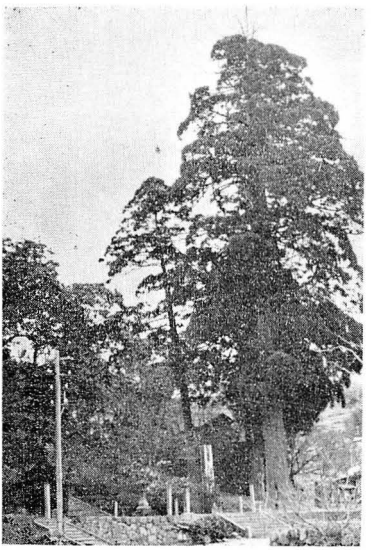

金毘羅さんの大杉

(2)　神木大樫の木

河之内惣河内神社、神名石の建つ所に樫の巨木がある。根元の廻り五・九米、岩床の上に蟠居し殆んど根元は空洞となっているが、樹勢盛んで社頭の樫の木、即ち神堅き木として里人の親しむ樹である。

(3)　いすの木（木柞、蚊母樹）

河之内雨滝の淵に臨んで目通一抱えに余る巨木が数本ある。俗に（ヒヨンの木）とも云うが珍らしい群生である。この樹はまんさく科の常緑喬木で高さ約一五米、樹皮灰白

ヒヨンの木の小枝（いすの木）

色、葉は長楕円形で平滑、四五月ころ深紅色の細花を穂状に綴る。葉に大きな嚢状の蟲瘿を生ずることがある。蟲瘿は五倍子に似てタンニンをふくみ、染料に用いられる。材は柱、机、火鉢、そろばん等に用いられ、灰（いすばい）は陶器の製造に用いられる。

(4) 徳吉の一本松

則之内徳吉道路側の老松である。背は高くないが、枝が四方に延び拡がりが見事である。昔松山藩主のお通りになるとき、其行列の槍が邪魔になるので、道路へ差し掛かった枝を切りとつたとか云うことである。目通りの周囲四、一米である。

(5) 本谷の大杉

河之内土谷本谷三島神社社頭の大杉である。目通りの大きさ五・九米。昔道後の湯築城主、河野氏が亀甲城を築くに当つて其の守護神としてここに三島神社を祭つたと云うから、その頃からの杉であろう。

(6) 大松林

井内前善神の赤松群。目通り胴廻り三米に余る赤松の巨木十数本叢林をなしている。何もかも伐つて金にするのでは惜しいからこの大松林は永く残しておきたいものである。

(7) 法泉坊の松

井内、大平、法泉坊にある松。背は低いが樹勢極めて旺盛。

(8) 吉井神社の大松

井内、吉井神社の境内にある大松であつて目通り、胴廻り四米、其の木の伸長が見事である。

第七章　変災

地勢の悪い三内の山村に住居して来た昔の人々が、如何に災害に遭遇しながら生活と戦かつて来たかと想像して見ると、いろいろの事が考えられるが、農耕の災害が最も大きかつたであろう。風雨の害、旱害、地震の害、其の他水雪の害等種々あつたであろう。ただ旱害に至つては、三内の如き山村は、かえつて豊作となつた位である。その代りに冷害は山が近いから劇しいわけである。ある時代には戦渦とは云えなくても、掠奪の憂目を見た事も想像されるが何んと云つても村人は農耕の天災に一番苦労し、灌漑対策、

開拓対策、交通対策等いろいろやったことだろう。川原の堰上げの如きは、賽の川原の石積の憾があったが、近年の土木工事の発達は、大方の事象を克服して災害を未然に防ぐとか、其の軽減に役立つとか、喜ばしい事である。往昔からの災害を調べつくすことは出来ないが近い昔からの事を記して見る。

（註　近藤林内日記及学校日誌を参考とした。）

年号	干支	変災の記録
宝永四	干支	十月四日大地震起る富士山爆発長雨たたる。
天明三	癸卯	洪水、旱魃、不作
寛政一〇	戊午	稲穂出て枯死
文化元	甲子	旱魃、洪水
天保三	壬辰	八月雨無く不作、米価高騰
〃　八	丁酉	旱害、水害不作、米一升一九〇文に高騰 （嘉永六年安国寺を建立したときの素人日役賃四匁五分と記してある）
嘉永元	戊申	大暴風雨
〃　六	癸丑	十一月四、五、六の三日間大地震あり、林内翁は天下泰平祈願のため讃州金刀比羅社へ代参を出す。
安政元	甲寅	寅年大地震、道後湯一時閉塞
〃　四	丁巳	強風吹くこと七日七夜、洪水
〃　五	戊午	うんか、コレラ流行全国的に蔓延し死者二十万人という。
〃　六	己未	悪病流行
文久二	壬戌	諸病流行
慶応二	丙寅	暴風雨、大洪水。
明治二五	壬午	コレラ流行、村社にて祈禱執行
〃　元	丙戌	暴風雨八月二十五日夜烈風あり河之内にも罹災多し、直径五尺位の大木倒れ、井内根無の山の半分は立木がなくなつた。井内あたり家屋の倒壊あり。
〃　二四	辛卯	井内大根木に赤痢発生死者四人
大正八	己未	米価騰貴し久万に暴動起り村に於いても米券倉庫の警備にあたる。
〃　九	庚申	大正風とて悪性風邪大流行。罹病者多数、死亡者多く、各部落御祈禱をして村境に七五三縄を張る。
昭和六	三月	大旱魃に加えて不景気到来し農村疲弊困憊に達した。農村救済事業として天神池（日浦）堀越池（井内）の拡大工事や、各部落の水路開設事業が行われた。
〃　九	甲戌	大山火事、原因は田桑（河之内土谷）某氏の失火によるものであるが、その損害は大小屋の山林約三十町歩を焼失した。
〃　一〇	癸未	六月末より一ケ月以上降雨なく、各地に連日雨乞祈禱が行われ水争が起つた。
〃　一六	癸未	七月二十三日、二十四日大雨降り続き大字則之内、丘の奥が山津波を起し池をつぶした為、被害一層甚大となり丘部落一円の耕地を埋没し県

〃	二〇	乙酉	道にまで及ぶ。この水害で村内の木橋は悉く流失、沿岸の田地数多流失する。 赤痢も発生したが罹災者は少数 十月八、九日と降り続いた雨は十日遂に大水害となる。昭和十八年流失後復旧した木橋は再び全部流失した。 問屋七森に山崩れが起り、家屋の倒壊三戸（会堂、一、民家二）半壊三戸、死者三を出し、唐岬の山崩でも死者一名を出した。全村で流失田約七十町歩に及ぶ。稲架のまま流れる田を目撃し乍ら手の施しようもない有様であつた。 東谷川筋、西谷川筋、土谷本谷則母神の田畑の流失等全村に亘つて被害甚大であつた。
昭和三	丙戌		水害表川柳土手流失 南海地震、十二月二十一日午前三時頃相当強い地震があつたが、地盤堅固の為、三内地域には被害軽微であつた。道後温泉一時湧出止まる。
〃	二五	九、三	赤痢が流行したが罹病者は僅少。 昭和十八年以来の水害は、戦争用材として森林を乱伐したことも原因の一つだろう。 キジヤ台風襲来、河川氾濫、沿岸決潰、橋梁流失等多く、稲は完熟一歩手前で倒伏被害甚大であつた。
〃	二六	六、二九	六月二十六日より降り続いた豪雨のため、各河川増水し被害があつた。

「近藤林内日記」から変災の記録を原文のまゝでぬいて見ると、

嘉永六年　大旱魃

五月十六日ヨリ十八日迄雨天夫ヨリ長照ニ而諸々雨乞無限尤御利益カ時ニ寄少シ曇天ニ相成小半時位降雨有之候事モ二三度有之候其度毎ホコリ、シメリ或ハ袷シメリ処ニ寄斬タレ致候事モ有之候得共少キニ付追々旱魃相成後ニハ呑水不自由益後迄水ツヽキ居候田地モ七月末ニ相成候テハ大痛無限世上一円歎居候処八月二日七ツ時ヨリ三日一日ニ夜大降雨有之一統相悦候事、

右によつて惣河内神社及金毘羅社へ御上様御安泰並五穀成就、村中安全御祈禱を執行

金毘羅社七月二十九日より　御礼　百五十目
八　月　三　日まで
大般若全部執行
惣河内神社　右同断　御礼　百　目
一千被執行致候由
配札　奉書包札　村役人中　洗米
同ハツ切札村中軒分一枚ヅツ洗米

佐伯義朝記「昭和十八年丘（岡）の山津波に直面して」を見ると、

七月二十四日、昨日よりの大降雨で被害甚しく道路の危険が伝えられていた。川上小学校の勤務を終えて、帰途についた。則之内部落にさしかかつた頃、雨の中を牛を追い、あるいは子供を背負い、風呂敷包を提げた女の人が、馳せて来る。「何かあるな」と直感して、石原の上の曲り角にさしかかると、右手の田の上に

立つた四五人の人が口口に、（急いて通れ、通れなくなるぞ！）と号ふ。

何事かと駈け出し乍ら右手を見れば丘の中腹を、どす黒い塊が生き物のように、もり上りつつ這い下つているではないか。よく見るとそれは、一と所ではなくて、中腹一帯を帯状につらなつて、起伏し乍らおしよせ下つているのであつた。これは一大事と氏の宮の前を夢中でかけぬけ、長曽我部氏宅の下まで来て振りかえると今自分が駈けぬけた路へ山のような泥の波がおおいかぶさつているのであつた。物凄い自然の脅威に恐れ乍ら道を急ぐと斉院瀬橋が落ちてしまつたと云うので、上坂を廻つて狩場の西山へ出て帰宅した。

丘部落救援の手が伸べられ、自分の部落からも出かけることになつた。現場に行つてみたが、一面泥沼と化し、家の軒に頭がつかえる程度に土砂が突込んでいる家もあつた。水に浸つた麦俵を二人でかいて会堂へ運んだが、その重い事一俵三十貫もあると思われた。一歩径を踏みはずすと、泥濘膝を没する許りで重い荷分を担いで難儀をした。

「酒井国太郎記」

昭和十八年水害に於ける西谷国民学校被害状況をみる。

昭和十八年七月二十二日より降り出した雨は、豪雨となり、翌二十三日に至り益々大雨となり、井内川は非常な増水を来し、崖崩れ、山崩れは各所に起り、橋という橋は悉く流失した。唯一つ三島井手橋のみは、無事であつた。これで井内の約半数、惣田谷板屋ノ子は、交通遮断から救われた。奔馬の狂うが如き濁流は、上手の堤防を突崩し、本年開田したばかりの実習地に溢れかかり、瞬く間に続く水田も、川の二倍も三倍もの巾に一面の大河と化し、校庭も海の如く、校舎は窓際まで浸水して、床下の通気窓から流れ込んだ水は、廊下の敷板を噴き貫いた。夕刻に至り小雨となつて、一先づ安堵した。

翌二十四日午後に至り、久尾より急報があつた。瓢箪池の上の方に大きな割目が出来て、池が決潰するかも知れない。との事である。大窪晴市外学校に集つていた有志の面々は、憂慮され現地を視察した。その話では、若し悪くすると池を大きく抱えた形で「なだれて来るかも知れません」とのことである。すでに三島井手の人達は、避難準備にとりかかつていた。学校でも日暮に至り、重要備品類を、搬出して置くべく運んだ。教育振興会長戒能公玄宅、其他へ預けた。次に奉安殿は若しもの事があれば、泥土の中に埋没されるかも知れないという。乃ち御真影は安全な場所へ、一時奉遷するのが至当と、教員住宅を選んだが此処は危険であるという。遂に村書記戒能光儀氏宅に遷し奉つた。酒井校長及駐在巡査奉護し、青年学校生徒武装して護衛に当つた。時に夜の十二時を過ぎ翌二十五日午前三時であつた。朝になつて徹夜で池を見張つていた人達から、地割は一時止つた様であると、知らせがあり、なお天候も大丈夫という見通しがついた。かくて御真影も午前九時頃、奉安殿に遷し奉つた。勿論備品類も運んで元の位置へ納めた。

第二編　人文誌

第一章　沿革（歴史）

第一節　王朝武家藩政時代

上古の世において、人民が集団群居しているところを（むら）（村、邑）と云つた。（むら）は（むれ）（群）であつて群家の意味である。そしてその人民の集団は、河海に漁りし、山野に狩せる集団も、或は農業を営み、工芸を業とする集団も、みないづれも、（むら）であつたし、更にはまた、各地において、豪族の居住地をめぐつてそこに造られた人民の集団も、国の支配者である帝王と、その廷臣等の居住を中心として出来た集団も、また（むら）であつて、たゞそれが一般の（むら）に比して規模の大きなものであつたにすぎない。そしてこの（むら）の形態は、自然の地形、住民、生業の種類、その他によつて、街道村、散居村、密集村、など種々に分れる。またその大小広狭もまちまちで、画一的なものではなかつた。わが旧三内村が散居村であることは云うまでもない。

上古氏族制度の時代においては、多くの村が一血族者の共同生活団体であつたであろうと思われるがその時代においてさえ必ずしもそうばかりとはきまつていなかつた。たとえば部民だけが集つている（むら）の如き、帰化人の団結せる（むら）の如き、また或は屯倉や田荘の設置によつてつくられた村、又は俘虜によつて構成せられた村の如きは血族団体ではなかつた。

こうした村はその初めは、かの（神武紀）に云つているように、（邑に君あり、村に長あり各々自ら彊を分ち相凌轢わしむ）とあるが如く未だそれらの上に上級の統治組織は確立して居なかつたのだが、時代の進むにしたがつて、上級統治組織が強固になり、村に対する統制が加わつていつた。成務天皇の時（然れども黎元蠢爾にして野心を悛めず。是れ国郡に君長なく県邑に首梁無ければなり。今より以後国郡に長を立て県邑に首を置く。即ち

三内村旧地図

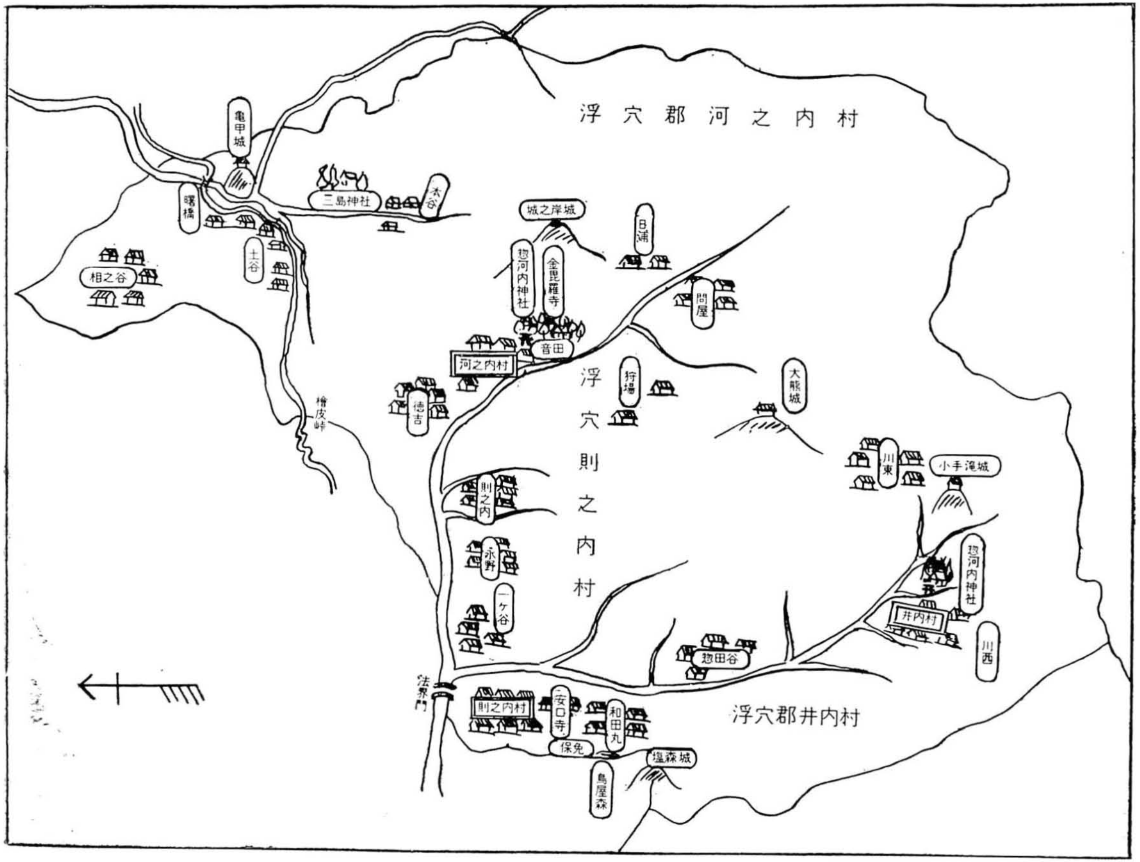
浮穴郡河之内村
亀甲城
三島神社
曙橋
土谷
相之谷
城之岸城
日浦
惣河内神社
金毘羅寺
音田
河之内村
間屋
狩場
大熊城
浮穴則之内村
徳吉
檜皮峠
則之内
永野
一ケ谷
川東
小手滝城
惣河内神社
井内村
川西
惣田谷
法界門
則之内村
安口寺
和田丸
保免
塩森城
鳥屋森
浮穴郡井内村

当国の幹了者（おさおさしきびと）を取りて其の国郡の首長（かみ）に任（な）け、是を中区（うちつくに）の蕃屏（まもり）と為せ）とあるが、この頃に至つて村の制度が稍整い一般に村は上級の支配者に統制されて、一方その命を聴くと共に他方ある程度の自治を享有する地方団体となつた。

大化の改新の時、国、郡、里の制が定められた。大宝令は、五十戸を里となし、毎里に長一人を置き、里長はその里の百姓中適任の者を充て、若しその里に適任の人無き時には、附近の里から適任者を抜いて里長とした。とあるがこの里は、上古から自然に発生発達した村を大宝令のとき、そのまゝで（里）と名前だけを変えたのではなくて、多くの場合においては、従来の村を分合一主として合一して新に区劃を立てたものと思われる。この里の下に村と云う名称のあつたことは、常陸風土紀、播磨風土紀等に散見するが、これは従来の村名を里の下における小区劃として、実際上用いつゞけていたことを示すものである。だが公的な行政区劃上の最下級地方団体単位は勿論里であつた。

その後、元正天皇の霊亀元年に里を改めて（郷）としその後また、この郷の下に里と云う小区劃を設けるなど種々の変遷はあつたが、この郷里が国の行政区劃としては最下級の単位であり、上級行政機関の統制監督の下に立ちつゝ自治の団体であつたことには変りがない。

中世、荘園が発生するようになつては、こうした郷里の制も紊乱するに至つたが、豊臣秀吉が天下を統一するに及んで従来まちまちであつた。庄、郷、保、里、等を廃止してしまつて郡の下に村を属せしめ。我が国の地方自治制は一段の発達を促し、かの五人組の制度は実にこの時に定まつたのであつた。それは慶長二年に諸国の領主に令して、侍（さむらい）には五人組、百姓には十人組の組合を作り、各々連判状を差出さしめ、各組合員をしてその組内の警察治安の連帯責任を負わしめたものである。

この秀吉の定めた郡村の制は徳川幕府の時代になつてもその儘に継承せられ以て明治維新に及んだのである。

近世における村落は、上古以来の村落、即ち学者の所謂、班田百姓村、又は古代成立村以外に、中古、更にはまた近世に至つて成立した村が加はつた。かの、名田百姓村、門前百姓村、根古屋百姓村、草分百姓村、新田百姓村等と呼ばるゝものがそれである。

名田百姓村と云うのは、百姓中の有力者、又は旧家の者

が、その領主に乞うて、ある未墾地の開墾の特許を受け数十人の百姓を連れて、其地に入込み、一種の企業的組織の下に、その地を開発し、その完成の後は自らその地の主長となり、又地主ともなつて、そこに新な村をつくり、そして自分の名をその村の名としたものである。「名田」とは中世の大名、小名に関連する語であつて、中世には名主は必ず、その地名を以て姓としたことに始まるのである。

門前百姓村又は寺百姓村は大きな社寺を中心として、そこにつくられた村で、今日何々寺と云う地名がその名残である。

根古屋百姓村又は豪族百姓村とは、中世、荘園制度の発達した頃から、全国各地に小領主が出現して来た。そして、そのある者は小高い丘に家居を構え、丘の下に番兵ともなるように農家を置いたものであつて、関東地方ではこれを根古屋と云い、九州では「かこい」又は「麓」。中国地方では「山下（さんげ）」又は、「片原」などと呼んでいる。

草分百姓村は一に隠田（おんでん）又は隠遁百姓村とも云い。戦国時代から江戸時代にかけて、或は乱を避け敵を遁れた落人が、一族や従者をひきつれて、或は赤貧な生活をしていた百姓が、従来居住していた村を、同時又は時を異にして、交通不便な深い山奥とか、または遥遠の地に入りこんでそこに最初は堀立小屋を造り、小屋附近の日当りの良い、そして比較的平坦で肥沃な土地を開墾して、村を造つたのに始まる。

最後に新田百姓村又は新田開発村は主（おも）に江戸中期以後のもので、食糧需要の増加と、農村労力の過剰と他方封建領主の奨励強制とによつて、新しく開発せられた村で、いま「何兵衛、何太郎新田」などと人名―氏又は姓ではなく―のついたものは個人の経営、「何村新田」などと云うのは一村共同の開発によつて成立した村である。なほこの新田村によく似たものに出作（でづくり）又は出作（しゅつさく）と云つて、村から離れたところに田屋をつくつてそこに寝泊りして、その附近の土地の農耕を行つたものがある。

以上は専らその成立過程によつて村を分けたのであつたが、なほその村落の存在状況によつて村を、山方村落、里方村落、浦方村落、又は沿道村落、環状村落、階段村落など、種々に分類することが出来る。

しかしてわが旧三内村、更にそれ以前の井内村、則之内村、河之内村は、草分又は隠田百姓村、しかも、平家の落

人とか何とかが、兵乱を避け、敵を遁れて作つた村ではなくて、従来居住していた平坦地の村では生活することの出来なかつた貧乏な百姓たちによつて、異時にながい間に開発されていつた村である。それは決して、上代に成立した班田百姓でもなく、寺社を中心として作られた門前百姓村でも、豪族の居宅を中心として根古屋百姓村でもない。またそれは徳川期以後新田の開発によつて成立した村でもない。

次にその存在状況から云つて、三内村が山方村であり、階段村落であることは云うまでもない。三内村からは井内、則之内、河之内のどこからも古墳が発見されていない。またどこからも縄紋、弥生、祝部土器さえ出していない、この点から見ただけでもわが三内村が上古以来存在する村でもなく、また豪族によつて統制された村でも無かつたことがわかる。

和名抄や延喜式には諸国の郡郷名が出ている。その中わが伊豫の国の久米郡に、天山、吉井、神戸、余戸の郷があり、浮穴郡には、井門、拝志、荏原、出部の四郷がある。三内村についてはもと、河之内村と則之内村—もとは洲之内と書いた—とは久米郡に、井内村は浮穴郡だつたが、天保十一年十二月二十三日、松山藩主松平勝善の時代にその全部を浮穴郡に編入した。その後明治十三年に浮穴郡を上下二郡に分つたとき、全三村を下浮穴郡に属せしめ、更にそれが明治三十年の四月に温泉郡となつた。

なお三内村と云う村は、明治二十二年の町村制実施のときに始めて出来たのであり、その時、旧来の井内、則之内、河之内村は三内村の大字となつた。井内、則之内、河之内の名称がその土地の地形、地勢などから、いつ誰がつけたと云うことなく、云はば自然についた名であることは間違いないと思うが、具体的なことはわかつていない。明治二十二年にこの三村を三内村と名づけたのは三村の三つの内からとつたことは明らかだが誰がつけたかはわかつていない。「井内、則之内、河之内、三つ三村が三内（身内）なら他人村とは誰れも云うまい」と云う歌を聞いたことがある。元禄十三年伊豫国村高帳には、則之内村、六九三石二合、河之内村二二六石四斗二升、とあつて井内村については右村高帳には石高がのつていない。そして右石高帳では、則之内村と河之内村は、ともに久米郡吉井郷に入れている

が、浮穴郡井内村の郷名ははつきりしていない。ところが天保九年六月十一日の御書出には、久米郡野々口郷に、則之内村、河之内村を、浮穴郡吉井郷に井内村を入れている。いまのところ、三内村の郷名をはつきり確定することは不可能である。

三内村はその成立の昔から農村であつた。農村以外の生き方の出来ない村である。徳川時代にはその財政経済の必要から、幕府も大名も農業を重んじた。そのために全国の村落は原則として農民だけの居住地域とし、百姓以外の者の混住を出来る限り禁止した。ただ例外として、特定の場合を限り村内に農民以外の者の居住を許した。それは郷士、神官、僧侶、山伏等である。かくて近世封建時代の農村には、一般に五つの階級の居住者があつた。即ち第一は郷士、この郷士は無い地方が多い。第二は庄屋又は名主（関西では多く庄屋、関東では多く名主と呼んだ）組頭、百姓代、即ち所謂村方三役と、第三は一般百姓、この百姓の中に地主、自作兼小作人、純小作人の本百姓、半百姓水呑百姓がある。第四は神官僧侶山伏等、第五はその外と云うことになつている。

村は法律上政治の単位であると共に納税上の単位であつた。即ち村に対しその村の年貢は何石と定め、村を以つて其の納税者とした。そこで村々自らがこの割付額を各戸の担税力に応じて支出し以つて村の年貢を完済したのである。ひとり租税ばかりでなく、夫役の場合でも同様で、何村何人役、馬何匹と割付けたものであつた。かく村は法律上の人格者、権利義務の主体であつて、村が財産を所有し、村と村との間に種々の協約を結ぶことが出来、またその間に訴訟さえも行われた。

農業は重んじたけれども農民は重んじなかつた。農民は殆んど原始時代そのまゝの貧弱極まる自給自足の自然生活を営み、貨幣はこれを所有することなく貨幣経済は彼等の間には殆んど行われていなかつた。

ここに三内村の隣村拝志村旧上村の徳川時代後期の農民経済の実態を調べて見よう。

上村と三内村は同じ山間農村であるから、これによつてわが三内村の状態を、そこから汲みとる事が出来よう。上村の耕地は田畑二二町八反九畝、御償新田九町一反、計三一町九反九畝、これに対する租税七ツ六分即ち百分の七十

六。村の生産高一九八石、新田畑合して六九七俵、これから六五六俵、御種子米元及利四〇俵二斗、の年貢を上納する。これ以外に小物成として苧一貫二〇〇匁、御入木金三五匁、御山札六五匁、蔵更銀四匁、真綿三三匁を上納しなければならない。更にその上に一般農民は諸給米として庄屋に一〇俵、組頭二俵小走二俵、状持三俵、諸役米として諸初穂米二俵一斗、井手役米四俵、庄屋下女三斗七升、諸給米と諸役米の計二四俵。

次に上村の人口構成をみると、家数七六軒、人口二八六人内男一五七人、女一二五人、山伏三人、一戸平均四人。かくて耕地面積一戸当り四段二畝、その収穫高二石六斗。

裏作の麦に対しては税は無かつたが山間村ではこの裏作反別は僅少である。

まことにそれは生かさぬよう殺さぬように仕向けられ、麦、粟、稗、菜、大根その外、何にても雑穀を作り米を食いつぶさぬようにし、常に饑饉の時のことを思い大豆の葉、小豆の葉、ささげの葉、芋の落葉などもむざむざと捨てぬようにして、これを雑穀にまじえて食つて来たものであつた。農村の組織や、その社会経済生活が固定したのは、徳川時代少くとも太閤の天正検地以来のことであつて、それ以前の農村のことは殆んどわかつていない。

その支配者がどれだけの租税をどんな方法で徴収していたか、村がどんな方法で統治されていたかさえはつきりしない。たゞそこには、庄屋又は名主があつて村の首長として村内の行政事務を担当していたことだけは明かだ。元来庄屋は鎌倉時代に始まり前代の荘司又は荘官など荘園田を司つた者の遺称であつて（地方凡例集）に「村里の長を庄屋名主と唱うる始まりは鎌倉将軍家の時代より始まり貞永式目に名主職とあり、又庄屋とも云う。何れも一郷を奉行する職分なり」とある。又貞永の頃までは兵農未分であつたから、庄屋名主職は百姓ではなくて武士であつた。その後時代が推移り士農分離して後は、村里は農家のみに成行きたる故、一村の中家柄正しく田畑等を多く所持する百姓を一村の長と定め、村中を支配することゝした。そしてこの庄屋は以前は一般に世襲であつたが、享保の改正により一世一代の形をとり、一代ごとに領主の任命することゝなつたのである。

わが三内村の過去の歴史については殆んど一つの文献も

また伝説さえも残つていない。山間の草分又は隠田百姓村だから土に生れ、土に死んだ名もなき民によつて継承せられて来た村に「歴史」の無いのは当然至極のことである。

たゞ三内村内にある古城址について、井内村の小手滝城、則之内村の大熊城が河野氏の一門三十二将の一人、戒能備前守の居城であつたこと、河之内の八ケ森、七ケ森が同じく河野氏の足軽大将十五人の内、佐伯河内守の居城であつたことが河野分限録とか河野家譜等に書かれている。だから恐らく中世末期河野氏の中豫支配の時代、これ等の武士が三内村の支配者であつたのだろう。

後の井内村庄屋戒能氏、則之内村の宇和川氏、河之内村庄屋の山内氏なども多分こうした中世末期以来の家系を持つた家柄だつたがために村の庄屋職をつとめたかと思う。庄屋の下には組頭があつた。組頭は元来五人組の組頭から変化したもので百姓中算筆等を致し人品宜しく高（耕地）も相応に持ち（用立つべき者）を村の大小により五人三人宛、入札か惣百姓相談等にて極め置き名主の下役にして公儀の用弁、村用を勤めたもの、組頭が病気其の他で退役せば又他の者を見立てゝ勤めさせる。尤も組頭は願に及ばず届出だけでよかつた。この点許可制をとつた庄屋と異なる。組頭はまた法制上も事実上も世襲ではなかつた。

三内村では井内村が上組、中組、西後組、西前組の四組、則之内村が東谷に徳吉中組永野市ケ谷、西谷に保免、和田丸、惣田谷の七組、河之内村には問屋、狩場、日浦、音田と土谷の五組があつてその各々に組頭があつた。最後に百姓代はその村で庄屋の外、大高持の百姓一人（時には二人三人もあることがある）を村民の選挙によつて定めるものであり、これは庄屋組頭等の目付役であつて、村の諸入用其の他諸割賦等のときの立合がその主な役目であつた。

徳川時代のわが三内村の人口は井内村が五百、則之内村が千五百、河之内村が千三百人、全体で三千三百人、戸数井内村が百五十、則之内村が三百五十、河之内村が三百五十戸、全体で八百五十戸内外であつたらしい。これだけの百姓が山間の狭少な段々畑を耕作して僅少な収穫を得、しかも其の収穫の殆んど全部の米穀を租税として領主に貢納し、更に諸給米を供出しなければならない。彼等は文字通りの「どん底生活」を数百年間喘ぎ喘ぎ生きて来たのであつた。勿論旧時代には土地の永代売買が禁止されていたた

めに大地主や資本家は殊にわが三内村等では出て来ることがなかつたけれども、それでも尚我が村の農民の生活は貧弱極まるものであつた。経済生活と同じように、いな、それより以上に彼等の文化生活は貧弱なものであつた。いやそこには文化生活など全然なかつたと言つた方が適当かも知れない。三内村のような寒村にも徳川後期になつては、寺院に寺小屋が開設されたけれども、そこに通つて「いろは」を学ぶもの〻数は少なく、またその少ない人々でも二年三年と師匠につくような事はその家庭の経済状態がこれを許さなかつた。しかも寺小屋に通う者は、殆んど男の子に限られ女子は殆んど全部が無学文盲でその一生を送つたのである。また田を作り炊事を行い子を分娩してこれを養育することがその全部であつた農村女子の生活には文字も学問も其の必要が全然なかつたのである。

村民の思想と生活とは殆んど其全部が慣習と伝統と迷信と偏見に支配されていた。彼等の生活は来る年も来る年も毎年同じ事の繰り返しに過ぎなかつた。

次には彼等の衣食住であるが、先づ衣については百姓はこれこれと規定されていて、それ以上の又はそれ以外の衣服をつけることが出来なかつたしまた赤貧な百姓はそれを着るだけの余裕を持たなかつた。食については先にも言つたように麦飯が主でそれに幾割かの米を加へて炊く家は村でも数える程しかなかつた。居は草葺、大抵は二間と台所だけの家に住んだ。燈料は種油の行燈であるが種油を買うだけのお金を持たない家が多かつた。だから大部分の農民は夜になつて明(あかり)をつけると云うことなくすぐに寝てしまうのであつた。夜燈火(ともしび)の下で聖賢の書を繙くなどと云うことは農村民に取つては夢にも考へられないことであつた。酒煙草も彼等は殆んどこれを用いる事はできなかつた。たゞ我三内村の如きは冬期は非常に寒冷であるので燃料には入会地が相当豊富だつたから山林のない水呑百姓でも毎日の炊事と冬期囲炉裏には惜気なく榾(ほだ)を燃した。

百姓も町人も公卿武士以外は原則として、苗字帯刀が許されなかつた。だから上司からの呼出状その他も「何々村百姓何兵衛」であつた。だからこれでは一村の百姓相互間の生活交通には不便であるので、その家々に家号があつてそれを上につけて名を呼ぶことになつていた。例へば窪地にある家だと、窪の何兵衛さん、高い石垣の上の家だと、

高石垣の何さん、と云つたような具合であつた。

明治になつて百姓町人にも氏が許された、だが自分の家が本来何氏であるか、それが本当に分つて居る家は極めて少数であつた。その大部分は自分が両親の子であると云うこと以外、家系について何も知るところがなかつた。だから氏をつけるようになつた時、庄屋さんの気紛れで魚の名だとか、漁具の名をその苗字につけて貰つてよろこんだという涙ぐましい奇談さえ残つている。

井内村では戒能、菅野、八木、東と云う氏が多く、則之内では宇和川、佐伯が、河之内では近藤、佐伯の氏が多い。

わが三内村は以上のような状態であつたから、旧時代に偉い人物等一人だつて出る筈がない。出る余裕が無かつたのだ。唯僅かに河之内の近藤林内さん（文政元年生、明治二十一年歿）ぐらいなものである。

三内村の内、井内川の谷を西谷と云い、河之内川又は表川の谷を東谷という。地理的な関係から云えば三内村と三村に分つよりも西谷村、東谷村の二村にする方が自然である。しかるに東谷西谷の落ち口を一劃としここに則之内村を置いたのはどうした訳であろうか、西谷の側で井内村と則之内村との境界も、また東谷で河之内村と則之内村の境も共に非自然的である。何か三つの村にしたのには歴史的な事情があつたのであろうか。また河之内村に全然本村とは水域を異にし、その間に山脈があつて遮断せられている土谷と相之谷と云う二部落が入つているのもどうした理由によつたものだろうか。

元来、村は人間の（むれ）から出来たものであるから、三内村の西谷、東谷の本村は恐らく松山平原、就中その東部に居住していた百姓が、その生活の必要から異時にこの両渓谷にその生活の地をもとめて入りこんで来て、堀つ立小家を作り、小家の周囲の土地を耕して定着して行つたものと思われるが、土谷や相之谷の場合はどうであろうか。或は本村の成立の後になつて新田百姓村と云つたようなかたちで河之内の農民が山を越えてそこに入り込んだのかも知れない。

三内村と云う村は大体に於て二つの川に沿つて漸次奥へ奥へとつくられて行つた村であると思われるが、然しその小数は井内村の上林峠や、番駄ケ森の峠を越えて拝志村から入り込んで久尾や大根木の斜面の比較的高地の平坦な場

所を見つけて其処を開拓して定着したかも知れない。久尾部落に菅野源六と云う家があつて、この源六さんの家が、昔井内村の庄屋であつたと言伝えられているが、或はこの久尾と云う部落は川沿の低地部落よりも早く開けた土地だつたのかも知れない。

井内と上浮穴郡とを結ぶ井内峠、河之内と上浮穴郡とを結ぶ黒森峠、白猪峠等を越えて、三内村と上浮穴郡との間に「民族の流動」があつたとは思われない。あまりにその障壁が高峻であり過ぎる。

尤も今後綿密な調査研究によつて、三内村と、それに接続する村々の民俗、習慣、言語等の異同がはつきり分つて来た暁にはこうした問題にも解決の光明がさして来るかも知れない。

最後にわが三内村は河之内の土谷と則之内の一部を除いて旧藩時代交通の要路からかけ隔てた文字通りの僻村であつた。従つて都会からの高い文化、他地方のちがつた文化の入り込んで来る機会は殆んどなかつた。こうした事実からも、わが三内村は、成立の昔から明治の新政に至るまでの何百年の間、殆んど昔日のままの状態の連続で、そこには何等の進歩も発展も変化も無かつた原始村であつたであろうことが推測される。

藩政時代井内村には戒能氏、則之内村には宇和川氏、河之内村には山内氏又は庄屋格式近藤氏の各庄屋があつて、其下に年寄、組頭を置いて半ば自治的に指図才許をなし、代官の支配に属していたのである。

そしてこの状態は明治四年四月の廃藩置県の時まで続いた。

旧藩時代三内村の貢税

元禄十三年六月調の「元禄石高帳」には、久米郡則之内村、六百九十三石二合、川之内村二百十六石四斗二升とあり、井内村の石高調が出ていない。「豫州松山領大手鑑」には井内村の石高が三百五十七石八斗五升二合と出ている。

この石高に対して藩は租税を課したのであるが、その歩合は普通則之内村九の一分、河之内村十五の七分、井内村が六つ九分である。この歩合を「御免」と云つた。

さてこの歩合を各村の石数に乗ずると

則之内村　六百三十石六斗三升一合
河之内村　三百三十九石七斗七升九合四勺
井内村　二百四十六石九斗一升七合八勺

これが実際の上納高であつた。

石高と云うものは固定していて動かすことが出来なかつた。そこで三内村でも、井内村の如き米の実収高に比して石高が高い村では御免を六つ九分と云う低い歩合とし、河之内村の如き、石高が非常に低い村では御免を十五の七分と云う高い歩合で租税を課して、これを調節したのである。

久米郡手鑑

明和八卯年改
武智昌信氏寄贈
大正十五年六月下旬
伊豫史談会

河之内村
松山札辻より五里二十丁
庄屋役明和八卯年被仰付候
庄屋　平右衛門

高　二百十六石四斗四升
一、百十四町九畝十三歩　田畑
御免十五七分
内
高　百六十八石四斗二升　田方
六十三丁三反三畝二十歩
高　四十八石　畑方
五十町七反五畝二十三歩
〃　下段一代
高段七代
高　七十五石八斗四升三合　御償　新田
十八町二反六畝十二歩
内
高　四十八石六斗四升八合　田方
四町八反六畝十四歩
高　二十七石一斗九升五合　畑方
三丁三反九畝二十八歩
〃
高　五斗三升七合　御免二つ七分　村中　新田
五畝十一歩　酉歳より御定免　吉助　新田
高　二石三升三合　御免三つ七分　村中　新田
二反十歩
高　三石四斗九升七合　同　三つ六分　村中　新田
三反四畝二十九歩
高　三石六斗三合　同　三つ二分

三反六畝一歩　村中　新田
高　四石二斗七升　同　三つ五分
四反二畝二十一歩　村中　新田
高　三石五斗四升　同　四つ二分
三反五畝十二歩　村中　新田
高　二石二斗四升七合　同　三つ九分
二反二畝十四歩　安左衛門　新田
高　一石三斗二升三合　同　四つ二分
一反三畝七歩　村中　新田
高　九斗七升七合　同　五つ
九畝二十三歩　佐右衛門　新田
高　八石四斗三升七合　同　三つ五分
八反四畝十一歩　村中　新田
高　三石四斗七升　同　三つ
三反四畝二十一歩　村中　新田
高　二石三斗七升六合　御免七分
二反九畝二十一歩　村中　新田
高　二石九斗九升四合　同　二つ二分
二反九畝二十八歩　村中　新田
高　三升五合　御免一つ一分
十三歩　村中　新田
高　一石二斗四升　同　四つ一分
一反二畝十二歩　村中　新田
高　一石三斗二升八合　同　二つ

一反六畝十八歩　村中　新畑
高　一石九升三合　同　二つ九分
一反二十八歩　村中　新田
高　九斗六升　一つ
一反二畝　村中　新畑
高　一石八斗五升一合　御免　八分
二反三畝四歩　村中　新畑
高　一石八斗一升一合　同　一つ一分
二反二畝十九歩　村中　新畑
高　四石九斗一合　同　一つ五分
六反一畝八歩　半兵衛　新畑
高　一石六斗一升六合　同　一つ八分
二反六歩　村中　新畑
高　八石九斗九合　同　一つ五分
一町一反一畝十一歩　半兵衛　新畑
高　二石七斗九升五合　御免　一つ一分
三反四畝二十八歩　伊右衛門　新畑
高　六斗一升三合　同　一つ九分
七畝十歩　七郎兵衛　新畑
高　三石五斗三升七合　同　三つ
三反五畝十一歩　新田
高　五石八斗五升　同　二つ七分
五反八畝十五歩　新田
高　二百九十二石二斗五升三合

合　百二十二町三反五畝二十八分

郷村帳高

高　七石一斗二升二合　御免三つ　新田
一、七反一畝七歩　御免二つ五分　新田
高　十八石六斗一升三合　御免一つ七分　新田
一、一町八反六畝四歩　御免一つ五分　新畑
高　十石六斗三升四合　御免一つ　新畑
一、一町六畝十一歩　御免八分　新畑
高　三斗二升　御免二つ二分　新田
一、四畝　御免二つ二分　新田
高　二石五斗四升一合　御免三つ七分　新田
一、三反一畝二十三歩　御免二つ二分　新田
高　四斗六升　御免四つ二分　新田
一、四畝十八歩　御免二つ二分　新田
高　一斗　御免二つ二分　新田
一、一畝　御免二つ二分　新田
高　二斗三升四合　御免二つ二分　新田
一、二畝十歩　御免二つ二分　新田

一、〇畝二十三歩

高　四十六石八斗八升六合　新田
四町三反八畝二十歩
高　三石二升一合　新畑
三反七畝二十三歩

御初入			
一、子　八つ六分八厘	一、丑　七つ八分	一、寅　八つ五分	一、卯　八つ七分
一、辰　八つ九分	一、巳　八つ八分	一、午　七つ四分	一、未　七つ四分
一、申　六つ五分	一、酉　八つ三分	一、戌　八つ五分	一、亥　八つ八分
一、子　九つ取	一、丑　八つ八分	一、寅　八つ七分五厘	一、卯　八つ三分
一、辰　八つ五分	一、巳　八つ七分	一、午　八つ九分	一、未　九つ一分
一、申　九つ六分	一、酉　拾ヲ一分	一、戌　九つ八分	一、亥　拾ヲ取
一、子　拾ヲ取	一、丑　拾ヲ三分	一、寅　拾ヲ取	一、卯　拾ヲ三分
一、辰　拾ヲ一分	一、巳　拾ヲ三分	一、午　八つ五分	一、未　九つ八分 御定免
申酉戌亥、子、丑迄			
一、寅　九つ八分	一、卯　拾ヲ取	一、辰　拾ヲ取	一、巳　拾ヲ三分
一、午　拾ヲ三分	一、未（春拾ヲ五分）	一、申　拾ヲ五分	一、酉　拾ヲ五分

一、戌　拾ヲ弄分　一、亥　十ヲ八分　一、子　十ヲ九分　一、丑　十弄分
一、寅　拾壱七分　一、卯　十六分　一、辰　十取　一、己　十三分
一、午　拾三分　一、未　十弄分　一、申　十弄分　一、酉　十六分
一、戌　拾六分　一、亥　十七分　但亥歳より卯歳迄十七年間居御免　一、子　不納
一、辰　拾六分　但辰歳より未歳迄十年の間居御免　一、申　十九分　一、己　十四分
一、酉　十六分　一、戌　十六分　一、亥　十六分　一、辰　十四分
丑歳より卯歳迄十居御免　一、未　十四分　一、申　十四分　一、酉　十四分
一、午　拾四分　一、亥　十四分厘　一、酉　十七分　一、戌　十七分
一、戌　十四分　一、寅卯辰巳午申拾五　一、亥歳より卯歳迄七年之間御免十七分
一、寅卯辰巳午申拾五

一、九百八十七俵三斗　御物成米

内

九百三十四俵一升二合　本米
十八俵二斗二升　口米
十三俵二斗一升一合　夫米
二十一俵二斗五升七合　御種子米元
一銀二百七十三匁　御入木百五十荷代
一同十四匁一分　上り苧一貫二百目代
一同百三十三匁　諸山札十三枚分

内

一枚歩松札　一枚灰札　二枚歩割木札
一枚歩材木札　一枚高炭札
一枚高材木札　一枚歩炭札
三枚高敷板札　二枚高割木札

一、銀九十三匁　上り茶百二十四斤代
一斤ニ付七分五厘
一、同二十七匁三分八厘　上り漆四百三十八匁
代金一匁ニ付漆十六
匁替漆高六百五十目
之内
一、(同)二百十二匁　漆高六百五十目
三内漆(虫入り不読めず)
庄屋給
一九俵
一与頭給は以前より給米種田を渡
遣候故　村中割方ニ入不由候
高　七斗八升四合
一、一反九畝三歩　組頭四人給田
一、十俵二斗　小走り給
一、四俵　村夫番給
一、二斗　舛取給
一、一斗一升三合　月番給
一、一斗七升　郡夫番給
一、一俵　山守り給
一、五俵三斗九升二合　諸初尾米
一、七升　宗門目録筆
賃米
一、二斗五升八合　座頭普女勘
物米
小計　三十二俵二斗三合

一、七百三十二軒　家数
　内
三百七十二軒　本家釜家
十四軒　門
二十軒　土蔵
三百二十六軒　肥家牛馬家

一、千三百二十人　男女人高
　内
男　七百六人
女　六百十四人

一、無住寺守七人内　僧　三人　金毘羅寺
　道心　三人
　下男　一人

一、五人内　社人一人　佐伯中務
神子一人
男　二人
女　一人

一、七人内　社人一人　長曽我部平太夫
男　三人
女　三人

一、三人内　社人一人　長曽我部斉宮（いつき）

子一人
女　三人

一、四人　社人一人　森　丹後
男　一人
女　二人

一、山伏一人　無量院
一、山伏一人　宝生院
一、山伏一人　天正院
一、山伏一人　正宝院
一、山伏一人　教学院
一、山伏一人　文珠院
一、山伏一人　東学
一、山伏一人　全学
一、座頭一人　城染
一、座頭一人　城房
一、座頭一人　城佐世
一、百六十一疋　牛馬
　内
百三十二疋　牛
二十九疋　馬

本寺高野山高祖院

一、真言宗　金毘羅寺
本尊不動

一、堂一宇、本尊観音　寺門
一間四間かやぶき
一、堂一宇、本尊大師　同
二間ニ五間かやぶき
一、金毘羅宮　社人同村
中務太夫
斉宮太夫
平　太夫
本社　二間半ニ四間こけらふき
釣殿　二間半ニ三間右同断
拝殿　二間半ニ五間右同断
絵馬宮四尺ニ五尺　右同断
石鉄宮四尺ニ五尺　右同断
仁王門二間ニ三間　右同断
〆
一、惣河内大明神宮　社人同村
中務太夫
斉宮太夫
平　太夫
本社　一間半ニ二間こけら葺
釣殿　一間半ニ二間こけら葺
拝殿　二間半ニ三間半かやぶき
一、三島大明神宮　社人　中務太夫
斉宮太夫
平　太夫
本社　五尺ニ一丈板ぶき
拝殿　二間半ニ三間かやぶき
一、風神明神宮二社
四尺ニ五尺板ぶき
社人同村
中務太夫
斉宮太夫
平　太夫
本社　三尺ニ四尺板ぶき
拝殿　一間半ニ二間かやぶき
社人同村
丹後太夫
一、三島大明神宮
本社　一丈ニ二間板ぶき
釣殿　一丈ニ二間板ぶき
拝殿　二間半ニ三間かやぶき
一、権現社
本社　三尺ニ四尺板ぶき
拝殿　二間ニ三間かやぶき
〆
一、堂一宇　本尊阿弥陀
一間半四間かやぶき
一、地蔵堂二つ　一間半四間かやぶき
一、一升舛　二つ

一、鉄砲一挺　玉目三匁五分　持主百姓　六右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　七郎左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　与右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁二分　持主百姓　丑助
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　平三郎
一、鉄砲一挺　玉目三匁五分　持主百姓　伝介
一、鉄砲一挺　玉目三匁五分　持主百姓　長介

〆八挺威筒

一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　武助
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　半兵衛
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓　平左衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁二分　持主百姓　新右衛門
一、鉄砲一挺　玉目三匁三分　持主百姓

七左衛門

〆五挺　殺生筒

一、御高札一枚　きりしたん
一、御山ほのき　十七ヶ所
内
むこう山　添谷山　大熊山　はちか森
七郎ケ森　根引山　滝山　中山
小樽山　いのそら　青峠山　かき峠山
下斉院山　寺の山　飛かす山　相谷山
松皮ら

〆

一、御薮ほのき　四ケ所
内
成谷　坪之内　星岩　笠坪

〆

日浦滝瀬谷
一、池　一つ　水溜二反三畝
問屋より音田迄
一、大川　郡普請
一、田桑大橋　御公義普請　一つ
（松山藩のこと）

土谷小峠
一里石　一ケ所
田桑道ノ上

一周布郡境立石　　一ヶ所

〃

俵数　千二十俵一斗三合

銀合　五百四十目四分八厘

久米郡手鑑

明和八卯年改

武智昌信氏寄贈

大正十五年六月下旬

伊豫史談会

則之内村

松山札之辻より四里八丁

庄屋役　明和七寅年

被仰付候

庄屋

伝左衛門

高　六百九十三石二合

一、百三十六町九反四畝十八歩　田畑

御免九つ一分

内

高六百二十七石八斗八升七合　田方

九十九町四反五畝二十二歩

高六十五石一斗七升五合　畑方

三十七町四反八畝二十六歩

〃

高段十五半代　下段一斗代

高百五十四石六斗二升

一、十五町八反四畝一歩　御償新田畑

内

高百三十九石四斗八升八合　田方

十三町九反四畝二十七歩

高十五石一斗三升二合　畑方

一町八反九畝四歩

〃

高二石八升　御免三つ五分〇〇より御定免

二反二十四歩　兵蔵　新田

高六石九斗六升　同一つ

八反七畝　同人　新畑

高三石八合　同一つ

三反七畝十八歩　同人　新畑

高四石四斗六升六合　同三つ八分

四反四畝二十歩　村中　新田

高六石六斗六升一合　同二つ五分

六反六畝十八歩　村中　新田

高六石八斗八升一合　同一つ五分

六反八畝二十四分　村中　新田

高八斗七升三合　同九分

八畝二十二歩　村中　新田

高五石七斗四升三合　同二つ五分

五反七畝十三歩　村中　新田

高三石一斗三合　同一つ五分

三反一畝一分　村中　新田　高六石六斗二升三合　同二つ六分　新田
高二石一斗八升三合　同九分　六反六畝七歩　同二つ三分
二反一畝二十五歩　村中　新田　高十六石六斗三升三合　同二つ三分　新田
高五斗二升　同七分　一町六反六畝十歩　同一つ八分
六畝二十六歩　村中　新田　高四石四升三合　同一つ八分　新田
高一石一升　同三つ取　四反十三歩　同九分
一反三歩　村中　新田　高七斗一升五合　同九分　新畑
高三石六斗七合　同二つ五分　八畝二十八歩　同一つ八分　新田
三反六畝二歩　村中　新田　高二斗五升六合　同七分　新畑
高三石九斗一升七合　御免二つ取　三畝六歩　同三つ二分
三反九畝五歩　村中　新田　高六石九斗三升三合　同三つ二分　新田
高五石三斗四升　御免三つ　六反九畝十歩　御免二つ八分
五反三畝十二歩　村中　新田　高十三石一斗五升三合　御免二つ八分　新田
高八石一斗六升　同二つ三分　一町三反一畝十六歩　同一つ八分
八反一畝十八歩　新田　高三石九斗一升三合　同一つ八分　新田
高四石五斗五升三合　同一つ八分　三反九畝四歩
四反五畝十六歩　新田　高二石三合　同一つ五分　新田
高八石二斗七升七合　同一つ四分　二反一歩
八反二畝二十三歩　新田　高十三石二斗四升三合　同二つ三分　新田
高七斗三升三合　同七分　一町三反二畝十三歩
七畝十歩　新田　高一石二斗　同八分　新畑
高二石四斗四升三合　同七分　一反五畝
三反十六歩　新畑　高八百四十七石六斗二升二合
高五石三斗五升七合　同三つ二分　合計百五十二町七反八畝十九歩
五反三畝十七歩　新田　郷村帳高

高十九石二斗八升六合　　御免三つ　　新田
一、一町九反二畝二十七歩

高十九石六斗三升三合　　御免二つ三分　　新田
一、一町九反六畝十歩

高九石八斗六合　　御免一つ七分　　新田
一、九反二十六歩

高四斗五升四合　　御免一つ五分　　新畑
一、五畝二十歩

高一斗七升六合　　御免一つ五分　　新田
一、一畝二十三歩

高二斗五升六合　　御免一つ　　新畑
一、三畝六歩

高一斗九升二合　　御免七分　　新畑
一、二畝十二歩

高二斗　　御免一つ四分　　新田
一、二畝

高三斗八升四合　　御免二つ五分　　新田
一、三畝二十五歩

高三升三合　　御免二つ　　新田
一、十歩

高三斗　　御免二つ八分　　新田
一、三畝

高五十石
小計　五町二畝九歩　　高四十九石九斗八合
内　四町九反一畝一歩

高九斗二合
一反一畝八歩

御初入
一、子三つ一分三厘　一、丑 不納　一、寅 七つ六分　一、卯 八つ取
一、辰 八つ三分　一、己 八つ三分　一、午 六つ五分　一、未 六つ七分
一、申 六つ七分　一、○ 八つ取　一、戌 八っ三分五厘　一、亥 八つ五分
一、子 八つ六分　一、丑 八つ六分　一、寅 八っ四分一厘　一、卯 六つ取
一、辰 七つ取　一、己 七つ五分　一、午 八つ取　一、未 八つ二分
一、申 八つ六分　一、酉 八つ九分　一、戌 七つ六分　一、亥 八つ六分
一、子 八つ二分　一、丑 八つ六分　一、寅 八つ六分　一、卯八つ八分
一、辰 七つ三分　一、己 七つ六分　一、午 六つ五分　一、未(春)七つ取 御定免
申酉戌亥子丑迄
一、寅 六つ三分　一、卯 六つ五分　一、辰 六つ五分　一、己 六つ七分
一、午 七つ取　一、未春七っ一分　一、申 七つ一分　一、酉 六つ五分
一、戌 六つ四分　一、○ 六つ六分　一、子 六つ七分　一、丑 七つ一分
一、寅 七つ四分　一、卯 七つ四分　一、辰 七つ五分　一、己 七つ七分
一、午 七つ八分　一、未 七つ八分　一、申 七つ九分　一、酉 七つ九分
但酉歳より卯歳迄十九年之間居御免
一、辰八つ一分但辰歳より未歳迄十三年之間居御免
一、申 八つ一分　一、酉八つ四分　一、戌 八つ四分　一、亥 八つ四分
一、子 不納　丑歳より卯歳迄七つ八分居御免　一、辰 八つ
但辰歳より戌歳迄七年之間御免八つ　一、亥 八つ五分　一、子 八つ六分
一、己 八つ六分
一、寅卯辰己午未申八っ六分居御免　一、酉 八つ一分
一、戌 九つ一分　一、亥 歳より卯歳迄十七年之間御免九つ一分

一、千八百五十九俵二斗四升五合　御物成米
新田畑共
内
千七百十三俵六升一合　本米
三十三俵三斗三升九合　口米
四十三俵一斗二升五合　夫米
六十九俵一斗二升　御種子米元
〃
一、銀三百六十四匁
一、同八十五匁八分二厘　薪御講銀
一、四十八匁二分　上り苧四貫百目代
一、四百二十七匁五分　諸山札九十七枚分
内
三十四枚　高割木札
四十五枚　歩割木札
二枚　高松札
十三枚　歩松札
一、十七俵　庄屋給
一、六俵　組頭六人給
一、十俵　小走り給
一、四俵　村夫番給
一、三俵　御蔵番給
一、一俵　舛取給
一、一斗　井手番給
一、三斗六升　月番給
一、一俵一斗四升　郡夫番給
一、六俵六升一合　諸初穂米
一、七升　宗門目録筆賃米
一、二俵二升四合　座頭菅女勧物米
一、一俵　山守り給
小計〇五十二俵三斗五升五合
一、四百五十一軒　家数
内
三百六十七軒　本家釜家
二軒　門
二軒　土蔵
八十軒　肥屋牛馬家
〃
一、千四百九十六人　男女人高
内
男　七百八十六人
女　七百十人
一、上下三人内　僧二人　安国寺
道心一人
一、四人内　社人二人
女二人　野口筑前

一、八人内　　社人二人　　野口伊豆
　　男一人
　　女五人
一、四人内　　社人一人　　神子一人　　野口主殿
　　男一人
　　女一人
一、四人内　　社人一人　　長曽我部信濃
　　男一人
　　女二人
一、山伏二人　　天明院
一、山伏一人　　養吟
一、山伏一人　　知性
一、山伏一人　　仲光院
一、山伏一人　　善教
一、山伏一人　　学善
一、山伏二人　　成就院
一、山伏一人　　教円
一、山伏一人　　元正
一、四人内　　医師一人　　徳永道仙
　　男一人
　　女二人
一、座頭一人　　城弁
一、座頭一人　　菊弥
一、百十疋　　牛馬

内
八十五疋　　牛
二十五疋　　馬
本寺京妙心寺
安国寺
一、禅宗
暦応二己卯年　　尊氏公御建立
一、堂一宇　本尊薬師
七間四面　　萱葺
一、地蔵堂五　一間四面　かやふき
一、観音堂三　一間四面　かやふき
一、阿弥陀堂二　一間四面　かやふき
一、薬師堂一　一間四面　かやふき
暦応二己卯年河野通之公御建之
一、三島大明神宮
浮穴郡南方村川上居住　　野口出羽
野口大和
本殿二間半ニ三間　　則之内村　　野口伊豆
こけら葺
釣殿二間ニ四間　　野口筑前
かやふき
拝殿三間ニ五間半　　野口主殿
かやふき

十六王子二間ニ十六間
こけらふき
楼門二間ニ三間半
かやふき

一、八幡宮　　社人則之内村
野口主殿
野口筑前

本社　一間ニ一間半
とちふき
釣殿　一丈ニ二間　瓦ふき
拝殿　二間ニ三間半　かやふき

氏之宮

一、三島大明神宮　　長曽我部信濃

本社　一間ニ二間　とちふき
釣殿　一丈ニ二間　瓦ふき
拝殿　三間ニ三間半　かやふき

一、若宮八幡宮　　社人　信濃太夫

本社　一間ニ一間半　かやふき
釣殿　一丈ニ二間　板ふき
拝殿　二間半ニ二間　かやふき

一、天王宮　一丈ニ二間　かやふき

一、牛頭天王宮　一間ニ一丈　かやふき
一、天神宮　一間ニ一丈　かやふき
一、荒神宮　一間ニ一丈　かやふき
一、三島明神宮　四尺ニ五尺　板ふき
一、鎌倉宮　三尺五寸ニ五尺　板ふき
此所ニ最明寺御腰掛石有リ
一、五社明神宮　一丈ニ二間　かやふき
一、天王宮　一間ニ一丈　かやふき
社人　同村
信濃太夫

一、王宮
本社　五尺ニ一間　板ふき
拝殿　二間ニ二間半　かやふき

社人
右同人

一、滝権現宮
本社　三尺ニ五尺　板ふき
拝殿　二間ニ三間　かやふき

一、大本明神宮　四尺ニ五尺　板ふき

一、鳥屋ケ森　城石城主不知候
一、大熊城　古城主戒能備前守と申伝候
一、壱升舛　壱つ
一、九反六畝二十六歩　御笹被

一、鉄砲一挺　玉目三匁二分　持主庄屋　伝左衛門
一、〃　玉目三匁　持主百姓　市左衛門
一、〃　玉目三匁五分　持主百姓　庄兵衛
一、〃　玉目三匁五分　持主百姓　八郎兵衛
一、〃　玉目三匁五分　持主百姓　彦左衛門
一、〃　玉目三匁二分　持主百姓　与三右衛門
一、〃　玉目三匁　持主百姓　兵左衛門
〃　七挺　威筒（おどし）
一、鉄砲一挺　玉目三匁　持主百姓　小左衛門
一、〃　玉目三匁五分　持主百姓　六右衛門
一、〃　玉目三匁五分　持主百姓　次兵衛
一、〃　玉目三匁七分　七右衛門
〃　四挺　殺生筒

一、四つ　池数
内
長野漆ケ谷　一つ　水溜一反八畝
同所小坪　一つ　同　二反五畝
則之内上田　一つ　同　七畝
徳吉　一つ　同　二反五畝
〃
一、御高札一枚　きりしたん
一、西谷大川
一、東谷大川
一、橋　七つ
内
一つ　法界門橋
一つ　板屋の子橋
一つ　三島井口橋
一つ　斉院の瀬橋
〃
一つ　屋な場橋
一つ　猿谷橋
一つ　高橋橋
一、御山ほのき　二ケ所
内
西山　北山
〃
一、野山ほの木　五ケ所

内
大熊山　板屋の子山　一が谷山
山の神山　徳吉山
〃
徳吉佳松
一、大松ノ本　御材木置場　一ヶ所
俵数千九百十二俵二斗四合
銀合九百二十五匁五分二厘

予州松山領大鑑

寛永十二年松平隠岐守定行公御入国之時大公儀ヨリ御引渡寿戒能誠心編「井内誌」より。（原本不明）

浮穴郡井内村　西以半拝志郷北東以半河野内郷南以半熊野山北蕃
高参百五十七石八斗五升二合
一、五十六町八反五畝　田畑
内
高二百十一石　二十三町二反五畝　田方
高百四十六石八斗五升二合　三十三町六反　畑方
中略
小物成
一、銀二百四十七畝　御入木札九十五荷代
一、銀百四十二匁　御山札三十五枚代
内六十五匁　馬駄木十三枚
七十七匁　歩駄木十二枚
一、同百四十目御札　二十七枚
一枚
一、二貫七百六十目　上り茶目
一、五百六十三匁上り綿斤目一、一貫八百二十目　上り苧斤目
一、二十二俵一斗四升六合夫米一、三十五俵三斗一升四合御種子元米
一、十俵　庄屋給米　一、八俵　村使番給米
一、八俵　小走り給米　一、三俵　御蔵番給米
一、一俵一斗　舛取給米
一、家数　百四十七軒　一、宗門人高五百八十人
内
百一軒　本門　男　三百十一人
三十二軒　無縁門　女　二百六十七人
十四軒　家来門　出家　一人
山伏　一人
一、牛馬百十一疋　内　牛七十一疋　馬四十疋
祭礼九月七日
一、氏神八社大明神　一、天神宮　小祠
一、日生御前宮　小社　一、新田新宮　同
一、明神宮　同　一、高智一ノ宮　同
一、十二社権現　同　一、風宮　同
本寺高野山金剛三昧院　本尊地蔵
一、真言宗石林山善城寺
あずかり
一、大通庵　本尊阿弥陀　一、薬師堂　一、観音堂
さやの元　大ねぎ　大平
一、地蔵堂　一、観音堂　一、香積庵本尊地蔵

かうげ　　かうげ
一、六地蔵　　一、荒神堂
一、古城　戒能備前守通盛城主　一、池二ヶ所久尾池
すくも塚池
一、松山札之辻より五里十八丁
北則之内村境　　西上林南畑之川村境
一、隠屋敷御山南北六丁松木　一、善神山御山南北三十五丁椴栂
東西五丁　　東西　二十丁椴栂
南直瀬村境　　南直瀬村境
一、ばゐが谷御山南北壱丁椴　一、たるが谷御山東西
東西弐丁栂　　南北壱丁四方同
東河之内村境北則之内村境
一、ねなし御山南北四十丁右同断
東西二十丁
自分普請
一、庄屋家　梁行二間半　桁行十七間　平　吉
但去申歳葺より庄屋役相勤る
一、鉄　砲　一挺　玉目方三匁威筒　同　人
一、組　頭　十五年以前申歳より相勤　忠　助
一、同　十年以前子歳より相勤　八良兵衛
一、同　同　孫左衛門
（以下略）

則之内村庄屋宇和川氏のこと

天文中「河野殿分限録」に「御侍大将十八家」並に「御一門三十二将」の中に戒能備前守通森があり、その旗下組衆十四騎の中の筆頭に宇和川伝左衛門が出ているが、これが則之内村庄屋の宇和川氏の先祖であると云う。

宇和川氏の庄屋屋敷址は、大字則之内、字保免、県道上の広い田であつた。

宇和川氏にある記録によると、もとは渡部氏で先祖の渡部伝左衛門尉忠綱と云う人が、貞治年中宇和郡の宇和川城に住んでいたが、その末孫の伝左衛門尉堯春が、河野徳王丸通堯の命により、久米郡野々口郷則之内村外屋（とや）ケ森城（鳥屋ケ森城）に移つて来た。そしてその子の仁左衛門堯定は大永年中に苗字を宇和川と改め、その孫の仁右衛門堯定が慶長年中、則之内村の庄屋職を勤めるようになつた、となつている。

宇和川氏の系図は

渡部伝左衛門忠綱――堯春―堯定（宇和川氏と改む）―堯清
―堯房―堯通―堯次―堯重―堯成―堯寿―堯見―堯貫―堯輝
―宇和川仁平太―定

この定さんは、旧伊豫郡余戸村の庄屋の家、二神氏に嫁し、いまも健在だとのことである。

なほ、庄屋宇和川氏は、初めは則之内村東谷の字、長野に居住していたが、後れていた西谷筋の開拓が着々進行するにつれて、その裁許（さいきょう）、取締の必要から、西谷の保免に移転して来た。この時、則之内村の郷倉も一緒に移転したと、宇和川氏記録は伝へている。徳川中期以後のことだろう。

次に外屋ケ森城の所在であるが、それは則之内西谷字保免、段の池の上方数町、馬の背の手前にある、広さ数畝の平坦地で、その西南の側は断崖をなしていて、要害の地である。

井内村庄屋戒能氏のこと

河野分限録によると、河野通直の時代、御一門三十二将の中に「戒能備前守通森」の名が出ている。また同じ分限録に、御侍大将十八家の中に「戒能備前守通森、浮穴郡大熊城、小手滝城、鳥屋森城三ケ所外手勢十騎、御旗下十四騎、合二十四騎」とある。戒能備前守通森が河野氏の一族であり、且つその有力な一将であつたことは疑いない。

なお、河野分限録には、御旗下衆として、宇和川伝左衛門尉、小山備中守、小山兵庫正、大平新左衛門尉、上野兵庫介、江戸平太、野口左衛門尉、樫尾四郎兵衛尉、森平内左衛門尉、南新蔵人吉井主水介、山前勘解由、大野右近、戒能伊織の十四人が挙げてある。

戒能氏がいつ、河野氏から分れたか、河野氏との家系上の関係如何については、はつきりしない。

伊豫古跡志に「道後村に精舎あり義安寺と云う。（中略）是れ故の戒能氏の邸墟なり、因つて或は戒能溪と云う」とある。いまも戒能溪、戒能東、戒能西と云う地名が残つて居る。

また、「井内村に故城あり、小手滝と云ふ。建武中河野氏命じて営む所なり、天文中戒能伊賀守通運をして移り居らしむ。永禄中備前守通盛居る。通盛二子を生む、長を通次（藤兵衛）、次を通邑（三郎左衛門）と曰ふ。通邑、通秀（与左衛門）を生む、世々継で居る」とある。

戒能氏の領地は井内、洲之内（則之内）南方村であつた。北方村にも一町八反ばかり戒能氏の土地があつた。

菩提寺は万松山安国寺であつて、ここに累代の位牌があつた。墓はその塔頭、顕寧院にあつたと云う。当時安国寺は則之内保免にあつたのを、後に現在の地に移した。氏神は井内八社大明神、現在の古井神社である。

河野家譜に、「天正十三年九月六日、小早川隆景、書を湯月城中に送り、河野通直に降を勧む、通直諸将と会して意見を詢ふ。硬軟二論に分れて紛々決するところなし。時に戒能備前守通森、進み出でて曰く、四国の諸城既に秀吉に帰伏す、勝敗の数明けし強いて戦はば河野家の滅亡するや必せり、速に降つて社稷を保つに如かずと、議即ち決し、直に開城す。」

かくて、通直は児童四、五輩を従へて、隆景の陣に至り、帰順の旨を告げ、且つ秀吉に対して赦免の恩命あらんことを乞ふた。隆景これを諾した。

伊豫平定の後、隆景功を以て伊豫三十五万石に封ぜられたが、天正十五年封を筑前に移された。通直はこれに従い安芸の竹原に徙つた。即ち七月九日、湯月城を出で、三津浜より乗船したが通直この時、病を得たので、摂津に至り、有馬温泉に浴すること三七日、転じて高野山上蔵院に入り、後、芸州竹原に着し、ここで死亡した。享年二十四。毛利氏の扶養を受く。

戒能通森は通直の夫人を奉じて先づ竹原に至る。（家譜）

天正十五年七月十四日通直病歿、河野氏滅ぶ。ここに於て河野家臣離散す。通森も亦伊豫に帰る。（家譜）

通森、通直の墓前にて遁世の念を決め再び大熊の城へ帰り、クヌ木の住宅に閑居して戒能顕意入道と称す。死亡。法名詳ならず。

内方は西岡氏の女なり。（戒能略譜）

天文十三年大除城主大野紀伊守利直、兵を起し、小手滝城を攻む。城主戒能伊賀守道運、能く防ぐと雖も水道を絶たれ遂に落城す。次で通運大熊山城に立てこもる。利直又これを攻む、利あらずして退く、城兵追撃して大いに之を破る。この際、利直の援軍黒河（川）対島守通俊、則之内村に戦死す。その墓、斉院瀬に在り。その後、通俊の子通堯、利直と共に復讐戦をなすと雖も、通盛平岡房実、和田通興軍の援助を得て防戦するにより、通堯克たずして退く。（河野家譜）

父通盛、安国寺義光和尚に参禅し居士号を得、掛落を許さる。又井内村に善城寺を建て華光和尚の隠寓とす。（戒能略譜）其後、大熊城頽廃してより、善城寺なども変革し、宗系も相違せり。（戒能略譜）

通森（盛）の嫡男通次は早く死亡、次男通邑は、クニ木の居宅を引移し、居を井内に構へ、農作に従事し、後、庄屋となる。元和八年死亡、法名、天裕宗清居士。四月十四日

通邑に二子あり、長を通秀と云い、次を通純と云う。通秀、寛永十三年六月二十七日歿す、年六十一、法名久伝専良居士。

通純は久米郡志津川に居住、後、井内に帰つて死亡。

通秀の嫡子、通常、次子通治。通常、延宝五年松山隠岐守より、庄屋のつとめ宜しきを以て八木を賜ふ、延宝六年六月二十八日死亡。祖庭道意居士、六十八才。

通常の子、通定。井内庄屋。井内八社大明神の霊廟を再興し又先祖の墳墓の地に一禅庵を造り、大通庵と号し、大興寺の末寺とす。（戒能略譜）

大興院戒岳義喬居士、明治四年七月二十三日、俗名戒能重郎太。実成院道賢信頼居士、明治四年九月十三日、俗名戒能重次郎。

重郎太の妻マヨ。天保十年九月十二日生、大正四年五月一日死亡。養子戒能義重、明治四年十一月二十五日出生。妻チエ、明治四年四月十三日出生。重郎太長女。

戒能略譜

伊豫史談会「戒能資料」より

始は当国浮穴郡井内村「小手竜」に住す。然るに同郡久方山東明神大除の城主大野直昌、山越に襲来りて時々に闘す、故に通森、新に大熊の城を築き常に城下山の半腹に別墅を構えて居住する所をクニ木と云う上屋敷也。上窪と言うは下屋敷也。

古老の云、小手が城は背後峰聳えて矢筋近く働けば用水を遥る。此故に大熊に遷ると云えり。又当国大津亀之城も当家先祖の居城にて通森に至るまで大熊と共に領掌あり。蓋し大野直昌は江原の城主平岡と不和なり。当家は平岡と一党なれば直昌数度当城へ敵対す。当家領掌の地は井内、洲之内、南方なり。北方の中にも一町六反の領納あり。伝云、天文年中道前周布郡妙口剣山の城主、黒川対島守通広、些子の鬱憤を以て軍兵を引率して不慮に久米郡志津川岩伽羅の城主和田三河守通広を責む。此時に当て戒能通森並に一族等は洲の内安国寺に会合してありしが俄に件の由を聞付て直に岩伽良へ加勢して共に防ぎ戦ひしかは黒河勝広度失て道前へ引退きぬ。此時の恩賞として三河守領分久米郡北方の内一町六反を当家へ附属せられ、互に情義親睦也。

当家先祖以来禅宗にて万松山安国禅寺を崇奉し菩提所として累代の牌名等紀在し墳墓は塔頭乾寧院にあり。又北方竜雲山大興寺も崇敬いたし祈願所にす。先祖戒能沙弥道鎮直筆の供養田寄進状これあり。且又通森の父、安国寺華光和尚に参禅して既に居士号を賜はり掛落(くわら)を許さる。是に依て井内の山下に禅庵を作り華光和尚を招待して隠寓の地となし、善城寺と扁せり。

其後大熊の城頽廃してより善城寺の住持も変革し、今既に宗系も相違し来る。又井内八社の大明神を氏宮と称し、毎年祭礼等当城より執行す。

文禄二癸巳年八月四日当家先祖越智宿弥通存の霊廟を造営す、上棟の銘に見えたり。

当家譜代の家臣八人あり、其内八木、高洲賀、西、是等の末孫今に至るまで是れあり。菅、東、西田、中タイ等家系展転せり。昔は八人の家臣当家の領内に於て所々に住在し各々一寺一宮を其住に建立して崇奉せり。基礎今に至つて是れあり。

家伝曰、当家累代越智を姓とし或時は河野を名乗り、実名には通の字を伝え家の紋には蒋麦折敷(そばおしき)に三文字を付し古は建物に桐の塔を紋とせしかども出陣の時分屋形の御建物と一様たるにより尋常には是を参酌す。平生膳部に土器を用いて漆器を忌む総じて家中の規式家来等出仕の次第、或は歳末年序の賀例咸く屋形の作法と異る事なし、屋形より三島へ御社参ある時は必ず土井と当家は供奉を缺かず河野貴族屋形に参会し十八族出仕の時も一番に土井、二番に戒能と着座す。

昔は勅命を蒙り屋形より蒙古退治ありし折節も当家数回抜群の軍功を致し源平合戦にも河野に随つて功名を発し当家に於て河野殿細川と闘戦の時も軍忠他に秀づ。河野の家書豫章記にも顕れ、家伝の系図にも記せり、其外当家遁代(てい)の感状等秘在せり。

通森二子あり嫡子は藤兵衛通次と号し次男は三郎右衛門尉通邑と名く。然るに天下既に太閤秀吉公の御執権に属し諸国の大名皆大阪へ伺候ありしに道後御屋形には父通宣公は御老体にて法名を海岸希清と称し国を嫡子通直公へ譲りたまいて御隠居にてましま す。通直は折節御病気にていまだ継目の御礼もなくして御気色色々療治なされしかども其験もなきが故に摂津の有馬へ湯治あそばされ、二廻り御逗留あるにさまで御快気の様子もなかりせば御帰国あるの次で安芸国の高原へ御立寄御養生なさるゝ内御病気次第に重り終に高原に於て生年二十一才にて天正十五年に御逝去あり。御内方は安芸の毛利殿御息女にて竹原をケハイ田に附属ありし故に屋形より領掌なされし地なり。此時分太閤は西国御退治の折節なりしに毛利殿より通直公の事宜く御礼なしありて継目の御訴訟なされ、太閤聞召とげられ通直本領相違なき御朱印を毛利殿拝領なされ既に帰国なされしかば通直公へ相渡さるべきものとの折節に不幸にして御逝去あり。一子これなきが故に藩屏将軍より四郎通直公におよんで五十七代の長家遂に断絶に及べり。是に依て毛利殿より公儀を得られ湯月の城をあけられ御屋形累代相伝の財宝、家伝の書物残らず毛利殿へ預け移さる。

譜代近従の侍共も数多毛利殿を頼み仕へ又領掌致せし在郷に引籠り後他国へ奉公をかせぐも是れあり。

此時備前守通森は通直公の御内方を道後より芸州竹原へ供奉致

しさて通直公の御廟前にて遁世の念を極め刀脇指を抜き捨て決して武道を止められ再び在所大熊の城へ帰りクニ木の住宅に閑居して戒能入道と称せられ庵の外へ出られず余喘を過されぬ墳墓は安国寺にあり法諱並に年月今詳ならず内方は平岡の息女なりと聞ゆ。

河野一族十八箇村の侍大将と云うは

能島、来島、忽那、得居、平岡、南、大内、土居、松末、戒能、久枝、桑原、今岡、正岡、中川。重見、黒川、和田、等なり。

通森の嫡男

○戒能藤兵衛通次

芸州毛利殿へ奉公を望み既に召かゝへらるべきとの折節不慮に遇ひ逝去す。養子あり。当家相伝の武具並に先祖古来の系図等咸く芸州へ持参致せり。

通森の次男

○戒能三郎左衛門通邑

クニ木の住宅を引移し居を井内に構へ農作を便として後庄吏となる。元和八壬戌の年四月十四日に逝す。法名を天祐宗清信士と号せり。今延宝九辛酉に至て六十年に及べり。内方は寛永丙寅の年八月三日に遠行す戒名は和清好栄と号す。今延宝九辛酉に至り五十三年に及ぶ。是より以後墳墓当所に築く。子息二人あり嫡男は通秀次男は通純。

通邑の次男

○戒能藤兵衛通純

大熊城に於て生る。久米郡志津川に居住し後眼を患いて見えず井内に来て終る。

通邑の嫡男

○戒能与惣左衛門通秀

四才の時父通邑に具せられ大熊より井内に移る。此時加藤左馬助殿当国の領主として道後松前城に住せられしが関ガ原陣に登向ありて舎弟加藤内記殿城を預り守護あるに折節中国より河野の賀、獅子戸氏当国へ渡られけるを平岡崇敬して大将と致し所々散在の古傍輩を駆り聚め江原の城に籠り、松前を責くづさんとす。事既に発露して松前より先づ討て出で江原町筋並に興源寺を焼き払うて江原表に於て闘戦す。獅子戸方勝利を失い久米の如来寺へ引退く、松前の軍兵勢に乗り追詰め討ち戦ふほどに獅子戸方皆敗北せり。

松前にも古老の勇士数名討死し、佃田次郎兵衛等も強くはたらきて深手を負ひたり。然るに獅子戸は竟に遁れ去り中国へ渡りて還られしとなり。平岡等一味徒党の輩或は切腹いたし又は降参して過分の首銭を出し死を免る。此時、通秀も平岡一党のとがめを得て終に科銭を出し其難を許さる。この故に相伝の家財等此時に悉く沽却せり。世寿六十一才にして寛永十六己卯年六月二十七日に逝去今延宝九年に至つては四十二年に及ぶなり。法名は久伝専良信士と号す。内方は十八将内土居了庵の息女なり、寛永十庚戌年十一月二十九日逝去す。法名を雪山妙円禅尼と号す。了庵は始め出家たりしを還俗せしめて家系を続がせ、内方は平岡の息女にて大能書たるに依て左馬殿女中崇敬あり。後、井内に来て遠行せり。了庵の嫡子平岡作兵衛は桑那の城主に仕へ百五十石賜はる。

又息女御中殿と云うあり。禁裏宮につかへて居らる。妙円の姉なり。通森の息女通治の妹。

○息女

南方の庄吏高州賀源左衛門に嫁す。高州賀氏は戒能の家臣八人の一類にして古へより南方に居住せり。

通秀の次男通常の舎弟

○戒能伊兵衛通治

井内に居住す。

通治の嫡子

○戒能治兵衛通好

通秀姉子

○戒能与惣左衛門通常

内方は延宝六戊午年六月二十八日六十八才にて逝す。法名を祖庭道意と号す。　延宝五丁己の年、松山の領主隠州公より庄吏の勤め宜く聞召し八木拝領せり。

○戒能与惣左衛門通定

内方は通治息女なり、井内八社の霊廟を再興す又祖先の墳墓の地に一宇の禅庵を造る大興寺の末阜として大通庵と号す、先祖の冥福を薦む。

常崇二奉三宝一、不レ怠二修業一志太た敦し。是に依て子孫繁延して家名次第に登起すべき者也。

老拙偶寓二竜雲山一之間通定情義親切也一日話二上件之絡策一就レ予需レ記焉、其志尤可レ愛矣然不二得而可一レ能故数固辞、猶未レ止不レ見レ之於レ茲仍当境之事跡並古老之口碑等一遂一記レ之使二後之覧一是与宅不レ可レ見、一家裏之記事而已

延宝八庚申年臘月二十日

寓二竜雲山一之暇謾書レ之洛西花園不干

河之内庄屋山内氏戸籍　明治五壬申年

伊豫国河之内村八九番屋敷居住自宅

農　実父当村農山内重宣三男

養父実兄肥重

生国　当村　　山内重洗　壬申　年五十六

文化十四年四月十二日生

当国和気郡上伊台村農乗松忠左衛門次女妻　久、年四十九、

明治五申年十月二十三日死亡

生国当県温泉郡玉川町十族三浦親淀二女妻　常

天保五年五月十六日生

生国伊豫国周布郡妙口村九八番屋敷平民農

曽我部親枝弟　明治十二年十二月十日入籍

養子　山内潤吾

慶応元年五月十三日生

明治十六年十一月二十九日実家へ離縁復帰す

明治二十六年十二月二十六日当村大字河之内平民

近藤与太郎三男入籍す

山内安太

明治十三年三月九日生

明治二十八年十月二十八日相続

氏神　惣河内大明神

寺　当県久米郡梅本村北分天台宗正観寺

第二節　明治維新以後

慶応四年は明治元年である。幕府の親藩とも云うべき松山藩は「土佐藩の預り」と云うことになつて、藩主松平勝成、同定昭は、自ら常信寺に退去して、恭順の意を表した。慶応四年王政復古成り、源頼朝幕府を開いて以来、六八〇年の武家政治はここに終りをつげ、政権は再び朝廷に復帰したのである。慶応四年三月、五ヶ条の御誓文が発せられ、七月、江戸を東京と改め、九月、明治と改元、一世一元の制をしき、明治二年には東京遷都があつて、人心の刷新をはかられた。明治二年には藩籍奉還が行われ、中央から新に知藩事が任命せられた。だが、事実上は、旧藩主が引き続き任命せられたのである。

政府は更に財政の基礎を確立して、統一政権の実をあげるため、明治四年七月、廃藩置県を断行し、旧大名の知藩事は廃止されて、旧藩地から引きはなされ、東京に居住することとなり、その代りに中央政府の自由に任命する知事が置かれる事になつた。この時旧藩主が旧地を去ることに反対して、旧藩主の留任を要求し、所謂百姓一揆が各所に起つた。

一、百姓一揆

御殿様が居らなくなると世の中が暗やみになる。と言つて、事実は新政府の改革（外国との通商、徴兵制度、一面には旧村役人等の暴政等、新旧思想の衝突）に対する危惧の念から、藩主の上京を阻止せんとしたもので、井内村に於ては、明治四年七月、久万山を発した百姓一揆の一隊は上林より大根木峠を越えて、井内村へ繰り込んで来た。手に手に竹槍、鉈の類を持つて、物々しく、其数千人に達したと云う。目ざす所は庄屋の宅であつた。これは庄屋の秘密書類等を発くことが目的である。折から井内村庄屋戒能父子は、病臥中であつたが、身の危険を感じ近所の神官、吉田氏裏の谷へかくれて事なきを得た。けれども居宅の家財道具等、滅茶々々にされたと言う事である。河之内村では、庄屋山内氏を襲い、金毘羅寺前まで来たが、近藤林内の機先を制する処置によつて事なきを得た。

近藤林内手記によれば

浮穴郡河之内村

此度村々多人数、手物等を携へ、羅出候由之所、村方の儀は、久万山の者共、若し人気騒立候とも相鎮羅在候様、精々御教諭

を御座候に付、一統承伏羅在候処、去る十八日朝六時までに、多人数不意に庄屋宅へ羅越、村方百姓共羅出居不申趣以て、大に乱暴仕候に付、何も大に相驚かれ羅出候へども、全他村へ羅出心配には毛頭御座なく候処、殊の外荒々しき形勢、何分一様に羅出申さゞる時は、如何様の大変に推し移、人命に相掛り候様の儀、出来の程も斗り難くやと、一統相恐、天朝を憚らざる所業、一同深く恐入奉候、追而何等の御差図御座候共、聊違背仕間敷候。

明治四辛未年八月

こうした一揆は各地に起つた。周桑郡でも田野村の一隊は、大字河之内土谷まで、押寄せて来たと云う事である。

二、戸長時代

明治四年七月廃藩置県、松山藩を松山県となし、更に同年十一月、石鉄県となり、同六年二月愛媛県となる。知事を廃して権令を置き、岩村高俊これに任命せられた。当時めまぐるしきまでに諸制度の改革が行われ、明治五年には庄屋を廃して、村々へ戸長を置いた。そしてその諮問機関には議事役、後には議員を設けて、戸長役場と称し、民屋をこれに充てゝ村を治めさした。

庄屋時代の村役人（維新前後）

井内村　庄屋　戒能重次郎　預庄屋豊島氏
組頭　八木　伝次　東久左衛門
戒能　喜作　戒能　仲次
則之内村　庄屋　宇和川仁平太
組頭　佐伯　石次　渡部　太平
高須賀隆蔵　宇和川喜十郎
河之内村　庄屋　山内　隆平
組頭　佐伯権右衛門　成谷喜一郎
近藤佐五八　中島滝右衛門
近藤　重助

以上のような人々であつた。

明治五年、庄屋に代つて新に戸長に選ばれた人は、多くは各地とも旧庄屋であつた。

河之内（第十三大区、一小区）
明治九年　近藤甚四郎　明治十一年　山内重浣
明治十五年　近藤　寛蔵
則之内（第十三大区、一小区）
明治十六年　宇和川宇太郎　明治十七年　藤田久樹
井内（第十三大区、二小区）
初代　中村昆吉　輸入　二代　戒能精一郎　預り
三代　戒能祐太郎　古屋　四代　戒能　仲次　蔵元
五代　八木　市内　引地　六代　東　孫三郎　遅越（おそごえ）

明治十八年八月、井内、則之内、河之内、南方、吉久、の五個村が聯合して、「下浮穴郡南方村外四ケ村戸長役場」

を置き、五個村にて戸長一名を置き、その下に用係、若干名を置いて、役場を川上村に置く。しかし各村の事務は別個に処理し、また別個の村会もあつた。

この時代の戸長は

初代　高須賀堯普（南方村旧里正）
二代　宮脇　信好（西野村　同）
三代　宮脇　時行（上野村　同）
四代　小山　朝朝（下林村　同）
五代　武井正三郎（河原村　同）

別に五個村聯合会議員があつて、聯合の事務を審議した。

新政府は、中央集権的政治の下に、各藩の士卒を解散し、武士の帯刀を禁じ、明治六年徴兵令をしき、国民皆兵の制を定めた。また四民平等の制をしき、皇族と華族以外に士農工商等の身分的区別をやめて、これを士族と平民の二級とした。そしてこれまで苗字のなかつた平民に苗字を許した。武士は初め暫くの間は、新政府から俸禄を受けていたが、それはすぐ廃止されて、公債証書が与えられることとなつた。そのため商売、その他いろいろの事をやつたが多くは「武士の商法」で失敗をした。河之内村にも小原とか馬場とか云う人が来て、商売をしていたが、何れも旧松山藩士であつた。

明治五年に、全国は学制を定め小学校を設けた。三内村に於ても、明治七年、河之内に私立培達学校と云うのができ、次々に則之内、井内にも学校が出来た。（教育の項参照）明治十九年に義務教育四年制が布かれ、日露戦争後、それが六年制となつた。

政府は財政の基礎を固めるため、地租の統一をはかつた。全国の人口の約八四％が農民であるから、租税の大部分は農民の納める地租である。明治六年には、地租改正令を出し、六年がかりで全国の土地を測量し、地価を定めてこれに三％の税をかけたが、後これを二・五％に改めた。わが村でも明治九年に、土地の丈量（測量）をして地価を定めた。

その時の丈量に参与した村人は

則之内　佐伯石次、長曽我部喜代太
井　内　八木市内

などであつた。従前の租税は米納であつたのを、金納とし地価一円に対し、その二・五％（即ち二銭五厘）の率をもつて納めることとした。当時はこれを石代と云つた。尚土

地の所有者には、郡長の名をもつて、一筆毎に字、地番、地目、反別、地価、地租を明記した「地券状」を交付した。後、明治二十年には再調査して、今の土地台帳が出来たのである。

土地売買等の登記は、戸長役場で無料で行つていたのであつたが、此頃から分離して高井の登記所で行つた。後、更に原町に、松山区裁判所麻生出張所が出来て、其処まで行かねばならない。そのため三内村の如きは、非常に不便であつたが、明治四十一年に川上にそれが置かれたので、便利になつた。終戦後はそれが「法務局」と改正せられた。

参考として其頃の登記書類を記す。

明治十二年十月六日　奉願候　田地売買之事
第七五九八五伊豫国浮穴郡河之内

第二十四番地　字駄馬之鼻
一、田反別五畝二十六歩
此地代金四十一円五十銭也
浮穴郡河之内村
持主　近藤太郎作
浮穴郡河之内村
買主　桃野庄兵衛

右地処今般相対之上売渡且買受可申積相談相整候間売買之儀御聞済地券御渡被下置度依之戸長組頭奥印を以て此段奉願候
以上

明治十一年十月六日
売渡人　右平民　近藤太郎作
買受人　右平民　桃野庄兵衛

三、自治制時代

明治二十二年二月十一日、町村制発布。翌二十三年一月からこれを施行することとなつて、従来の河之内、井内、則之内の三個村は、合併して三内村と命名し、以前の村は大字となつた。従つて元の戸長役場は閉鎖し、新に村長、助役、収入役、書記を置き、村会議員十二名を公選した。初代の村長は、種々の事情の下に、元の五ケ村戸長の武井正三郎氏が当選認可せられて就任した。

四、区制

自治制実施とともに、旧三内村は合併せられたが、元来本村は各部落とも特殊の区有財産があつて、それぞれの歴史と目的をもつていたので、これを新村に提供することは当時の事情として、不可能であつたので、規則を設け各大字を区としてこれに区長を置き、区会を設け、村長管理の下に、区の事務を処理させることにした。即ち新村成立の

直後に区長を定め、翌、明治二十四年から、区会を設置して自治の実行に当つた。この区制は、当時の民意を尊重したやり方であつたように思われる。区有財産、備荒貯蓄金等により区内の教育、交通、救助等ありとあらゆる事務を区内で自治的に処理したのであつた。

五、道路の開通

村の発展に大きな影響を与えたものに、道路の開通がある。即ち明治三十五年十月に国道三十一号線、金毘羅街道である中山越え線、後の国道二十四号線、即ち今の国道十一号線の開通があり、更に里道東谷線が、滝の下より音田金毘羅までが明治三十四年四月に竣工し、続いて西谷線が明治三十五年五月に、法界門から井内宮川まで開通した。

今まで人及馬背によつて漸やく交通していた、土谷部落や河之内、井内の奥まで車馬の往来が便利になつたので、住民の生活に著しい変化が来た。問屋の商家が廃れて音田が繁昌したり、土谷の茶屋、宿屋がなくなつたり、その他交通の便益によつて、生活及生産に大きな変化が生じた。

明治三十年四月に新郡制が実施せられ、三内村は温泉郡に編入せられた。そして本村から菅野兼太郎が初の郡会議員になつた。選挙区は三内、拝志二ケ村、無投票で当選した。

菅野氏は東西里道の改修に尽力した。続いて其子菅野唯次郎も、明治四十四年に郡会議員となつた。明治政府の日進月歩は、我が国の産業、殖産にも非常な発展が見られたが、我が三内村ではさして大した事もなく、外国貿易の進むにつれて、養蚕等が盛になつた位のことであつた。

六、区有財産の統一

区有財産には、耕地あり、宅地あり、建物あり、山林あり、貯金あり、その夫々が、各々特殊の歴史と目的を持つているので、これを統一するためには、多くの困難があつたのである。然し、三内村将来の経済自立と、住民の繁栄幸福を希うときは、先づ其最も広大なる面積を持つ、区有山林の統一をはかるべきであることに着目し、明治四十四年四月に至つて、時の村長渡部愛蔵、助役佐伯求四郎の代に、全村民の一致団結によつて、其の統一が出来たのである。其の時の三内村の山林

一、村有地　一一三二町歩、内五分造林、五分採草地

一、村民有地　二一八二町歩

合計三千二百町歩に余る山林。これが利用の巧拙は、村の繁栄、消長に係る大問題であつた。その半は部落有山林であつて殆んどが、薪山、屋根葺用萱山であつた。これは入会山として誰でも勝手に、入山が出来たから山は伐り放題、又萱山は毎年か、隔年に火入れをせねばならぬが、無統制の火入であつたから、危険この上なしである。県及び郡にも造林を勧誘するし、先覚者もその必要なることを力説した。そして惨憺たる苦労の末、明治四十四年四月二十五日無条件統一が行われ、ここに村有林として新発足した。そして施行計画をたて、年々造林を行い、大正九年を以つて一先づ終つたのである。

造林反別、約六百町歩、杉五分、松三分、桧二分の割合更にその後第二回の造林計画も実行に移され、その時以来殆んど五十年。現在これが伐採（計画伐採）せられて、村の諸施設経営に、又部落民の懐に、多大の恩恵を齎らしている。

七、大正時代

大正三年、第一次世界大戦は我が国に非常なる好景気をもたらして、戦場がヨーロッパであつたため、日本は漁夫の利をしめ、貿易の増大、産業の発達、中でも海運業等は世界第三位にまでなつた。三内村でも俄かに、木材が値上りして、山持は喜んだ。しかしその景気も農山村では余り続かず、都市の膨張、大工場の設置等から農家の手工業は衰えた。手織の伊豫絣の如きが夫である。農村は次第に従来の自給自足がせばめられて、日用品等を他から買入れなければならぬようになつたから、農家の生活は段々苦しくなつて行つた。

大正七年には、米の値段が戦前の二倍にもなつたので、最初に富山県の漁村の主婦が米屋を襲撃した。これがこの時の米騒動の起りで、我が村でも大正八年に、米券倉庫の警備をした。そこで政府も政党も真剣に国民の生活を考へるようになり、労働者等も組合運動を興すようになつた。大正十四年に普通選挙法が制定せられ、社会党が生れた。第一次世界大戦終了後は、各国ともに生産を回復し、経済の安定をはかつた。が国民の購買力は、生産に追いつけぬ事から、作りすぎたものを、売捌く事に苦心をした。即ち「投げ売」である。その上に大正十二年九月には、東京大地震がおそつていよいよ不景気になつた。

やがて、これは世界恐慌となり、失業者が増加し、農産物価格の下落となり、アメリカのカナダでは麦が焼き捨てられ、ブラジルのコーヒーが海中に投げ捨てられた。わが村でも、「戦争が始つて米を海中へ投げこんだらちつとは米価がある」と言うような暴言をまきちらす者が出て来た。

八、大　戦

しかしこの不景気の恢復には、政党政府も無力であつたし、軍備縮少以来、政治に不満を持つ軍部は、統帥権の独立を楯に、内閣と対立しようとした。かくて満洲事変が起り、昭和八年、国際聯盟を脱退し、軍部の支配は政府の意見に反対した。昭和七年（一九三二）犬養毅が暗殺され「五、一五事件」、続いて昭和十一年（一九三六）の「二、二六事件」には多くの政治家をたおして、ここに軍部の天下となつた。

昭和十二年に、北京郊外に日華事変を起し、日本は中国へ兵を進め、国家総動員法を制定して、国民の総力を戦争に結集した。

ドイツ、イタリヤが国際聯盟を脱退し、遂に日独伊三国防共協定を作り、かくて第二次世界大戦が起り、遂に昭和十六年（一九四一）十二月八日大平洋戦争が始まつた。この戦に我が村からも多勢の若人が出征した。中にも不帰の客となつた英霊には捧げる言葉もなくただただ合掌して、その冥福を祈るのみである。

戦争が苛烈になつて村へは次々と赤紙の動員令が下つた。村民は朝に夕に戦勝を神仏に祈り、「銃後の護り」を堅めて戦力の増強に励んだ。各小学校の児童までが、山畑に蕎麦等を作つて供出した。軍用木材の伐採、搬出、松根油の製造、木炭の増産、金属類の供出、各家庭は火鉢や其他を、お寺は釣鐘を供出した。

愈々戦争は苛烈の度を加え、「学校動員令」は男女を問わず生徒を各工場へ、「国防婦人会」は竹槍訓練を、若人は「義勇軍」にと駆り出された。昭和二十年に入つては敗戦の色濃くなり、日本全土に渡つて都市が爆撃せられた。松山市は空襲せられ、一夜にして灰燼に帰した。それは昭和二十年七月二十六日の夜であつた。我が村でも「燈火管制」を守り、防空壕を掘り、避難訓練等をした。

九、終　戦　以　後

昭和二十年（一九四五）七月アメリカ、イギリス、中国

はポツダム宣言を発して、日本に無条件降伏をすゝめて来た。同年八月、原子爆弾は広島市へ、続いて長崎へ投下された。人類始まつて以来の大惨事であつた。わが政府は八月十五日、天皇の裁断によつて降伏することになつた。

連合国総司令官マツクワーサーは、連合国軍隊をひきいて進駐し、日本占領となり、九月二日には東京湾のアメリカの軍艦ミズリー号上で降伏調印がなされ、日本の領土は明治維新の時の状態に逆もどりとなつた。

日本全国民、わが三内の村民も、たゞ「戦争に勝つために」の一語によつて、その自由は無視せられ、反戦言動は勿論、不平一つ言わさず、「軍の命令」と言うので、何もかも処理せられて来たのであつたが、突如として八月十五日、降伏の詔書が下つた。村民の一人一人が、涙、滂沱としてラヂオ放送を聞いたのであつた。そして茫然自失の状態であり、村民は五日も十日も仕事が手につかぬ有様であつた。

日本はポツダム宣言の線に添つて、民主国家として再出発するようになつた。昭和二十年末には、満二十才以上の婦人に参政権が与えられ、第一次第二次の農地改革が行われ公職追放（二一年一月）、国家神道の分離（二〇年二月）等、政治、経済、労働、教育のすべてに於て、民主化が行われはじめた。昭和二十一年（一九四六）十一月、「日本国憲法」が発布せられ、基本的人権が認められ、国会を国権の最高機関として国民の意志を政治に反映させ、永久に戦争を放棄することになつた。

終戦後、我々が第一に襲われたものは、食糧の不足と物資の欠亡であつた。これは朝鮮、台湾からの米の移入がなくなつたことと、復員軍人、引揚者等のため、急激な人口増加によるものである。馬鈴薯の葉を茹でてたべたり、薩摩芋の葉柄を食したりしたこともあつた。

この食糧不足を中心とする、物資の不足はインフレをまねき、紙幣は濫発せられ、人々は現金より物を持つことにつとめた。かくてまた物価は急速に上昇した。

「金融緊急措置令」が出たのは、昭和二十一年二月である。旧円を全部預金させ、新円を発行する。とりあえず旧円の隅に証紙を貼る。

1、すべての通貨を日本銀行に預金させ、最初は各家庭に三百円を限つて、現金（新円）を受取ることを認めたが、

翌月からは毎月一人百円づつの支出しか認められない。

2、すべての預金は銀行に凍結する。

3、賃金は月五百円以内、現金で支払われ、それ以上は凍結支払として、銀行に封鎖せられる。

新円生活が始つて間もなく、高率の財産税の取立と、農地改革が行われた。そこで旧地主や、非農家の生活が苦しくなり、筍生活が始まり、南瓜や薩摩芋が唯一の御馳走になつた。一方小作人は農地の解放から自作農となり、米の値上り、闇売等によつて、生活が向上していつた。

昭和二十二年教育基本法、学校教育法が制定され、極端な国家主義教育、軍国主義の教育は排除せられ、また教育の地方分散化、教育の機会均等がさけばれて、教育の民主化は、六三制実施となつた。わが村では昭和二十四年三月工費三三五万円で、新制三内中学校が安国寺境内地に設立せられた。

昭和二十四年には、日本経済が危機に到るとして、アメリカ政府の経済九原則による、インフレ対策（ドツヂライン）が講ぜられ、昭和二十五年六月には、朝鮮動乱が勃発して、日本経済が好転した。この頃から木材等が値上りして、山村としての三内村は山林伐採、労働稼動人員の増加及び河川の土木工事等によつて活気を呈して来た。

また無医村であつた三内村に、組合制の国民健康保険組合が出来、昭和二十四年四月田井一十郎村長時代組合制から村経営となり、逐次盛大に赴いた。昭和二十七年十一月には、地方教育委員会がおかれて、愈々教育の民主化活動が始まつた。

この頃から農家の経済も飛躍的によくなつて、農業機械化が普及して、各実行組合単位、否各戸に一台宛と言つてもよい位、脱穀機だとか、籾摺機等が購入されるようになつた。又年々隆昌に向いつゝあつた、三内診療所は昭和三十年二月、総工費四七九万円で建坪五七坪の直営診療所ができて、X線、レントゲン設備等も整備した立派なものとなつた。

頃来、問題になつていた町村合併促進法による、川上、三内両村の合併の議が起り、両村とも合併促進委員をとつて、討議研究を重ねた上、村民の大同団結の精神により、遂に川内村の誕生となつた。これ実に昭和三十年四月二十五日のことであつた。後町制が実施された。

第二章　人口、戸数

愛媛県誌、（大正二年調）戸口一覧によると、三内村の現住戸数は七二八戸、現在人口は四〇九四人である。それ以前の統計は資料が見出せず不明である。

いま昭和十年以後の各部落別、世帯数、人口数を左表に示す。

三内村部落別世帯数（表1）

区名＼年度	昭和10年	〃20年	〃25年	〃30年
	戸	戸	戸	戸
屋場	38	47	47	52
浦田	39	46	45	49
吉北	52	60	58	58
南野	68	80	79	71
谷組	47	55	56	53
免丸	} 58	70	71	33
上内				34
下内	37	42	43	46
下之	35	43	40	51
西之		3		
中ケ	31	39	39	40
上人	32	38	40	41
谷田	} 54	68	65	13
谷田				39
曽谷	37	41	39	42
内	19	23	22	21
内	21	26	25	25
内	25	36	38	27
内	75	91	87	93
之	10	11	12	11
之	5	5	6	6
合計	683	824	815	805

（表1）によると昭和二十年には、世帯数が一〇〇余も増している。これは戦争による引揚者が帰つて来たためである。昭和二十五年、同三十年と減つているのは、世の中が安定するに従つて、又他地方へ出て行つたためである。

三内村区別人口数（表2）

区名＼年度	昭和10年	〃20年	〃25年	〃30年
	人	人	人	人
屋場	204	259	253	262
浦田	212	242	246	244
吉北	278	324	318	276
南野	365	421	416	346
谷組	250	290	285	301
免丸	} 311	362	354	179
上内				183
下内	197	223	220	247
下之	189	221	217	228
西之		20		
中ケ	166	208	204	219
上人	174	213	209	223
谷田	} 291	352	348	62
谷田				201
曽谷	202	217	214	182
内	105	122	116	125
内	114	138	223	116
内	137	217	214	174
之	412	488	358	430
之	61	62	60	72
伊	27	27	24	31
合計	3,695	4,406	4,297	4,101

（表3）

昭和十五年の最少は、応召兵士の出征で村の在住人口減となつたもの

昭和二十年の最大は帰還兵及引揚者によつて人口増となつたもの

昭和三十年に至つては稍減少の傾向にある

昭和二十七年の住民登録資料によると、村の総世帯数は八〇一で、人口総数は四二九八名。一平方キロ当り人口密度は七〇名である。これは愛媛県平均よりかなり少なく、

温泉郡内でも極めて低い部に属する。

人口の累年比較（表3）

年次	人口	指数	昭和10年を100とした増減
昭和10年	3695	100	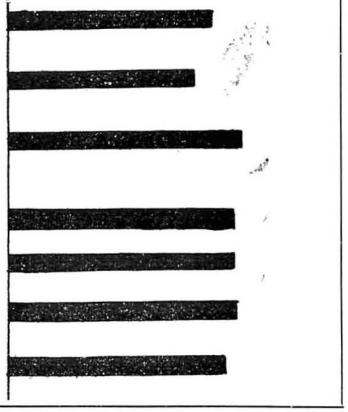
昭和15年	3410	96	
昭和20年	4406	119	
昭和25年	4297	116	
昭和26年	4314	116	
昭和27年	4298	116	
昭和30年	4101	112	

一、人口の推移

村の常住人口は、戦前は三〇〇〇名から四〇〇〇名の間を上下していたのであるが、敗戦の結果、表2、3の如く膨張した。しかし社会の安定するにつれて、やゝ減少を辿るようになつた。昭和二十六年の移動を見ると、転入者一〇三名に対し、転出者は二四二名であつて、実に一三九名が離村しているのである。これは本村の二三男問題にも関係しようし、村に於ける潜在失業者が多いことにもなり、又其地域の人口が、其地域の産業によつて支えられているとしたら、三内村の如きはその飽和点に達したとも見られるであろう。しかし生産様式が変つたり、新らしい事業等の興る時が来ると、人口抱擁限界は拡大されるであろう。

二、人口構成

村の性別及年令別人口構成は（表4）の如くである。この表を整理すると（表5）を得る。

二〇才まで	幼少年層　生産に殆んど関係しない。
二〇～四〇才	青年層　生産に関係する。
四〇～六〇才	壮年層　生産に関係する。
六〇才以上	老年層　生産にあまり関係しない。

この村の人口構成は幼少年層が最も多く四七・二%、次に青年層が二五・九%、壮年層一七・一%、老年層九・八%の順位になる。直接生産にたづさわらない、幼少年層が最も多く、青年層と壮年層を合計すると四三%になる。即

ち生産に従事する人口は、多くみても五〇％位である。

三、産業別人口

村の職業群を調べて見ると、（表6）は昭和二十二年十月一日国勢調査産業大分類別人口（一〇才以上）によると農業は村の中核的産業である。その中、男が四四％、女が三七％で、男九二三名、女七九二名にあたる。農業に次ぐ生業は建設工業で産業人口の四・四％、九三名、次が林業の四・一％、八〇名である。

性別年令階層別人口（昭和25年）（表4）

年令階層	男	女	計	総数に対する比率％
1～5	283	277	560	13.0
6～10	269	241	510	11.8
11～15	244	278	522	12.1
16～20	182	262	444	10.3
21～25	184	182	366	8.5
26～30	134	144	278	6.5
31～35	108	127	235	5.5
36～40	101	130	231	5.4
41～45	113	105	218	5.1
46～50	103	106	209	4.9
51～55	96	80	176	4.1
56～60	62	66	128	3.0
61～65	49	54	103	2.4
66～70	88	75	163	3.8
71～75	39	32	71	1.7
76～80	19	22	41	1.0
81～85	10	22	32	0.7
86～90	10	—	10	0.2
総数	2094	2203	4297	100.0

老幼別人口比較（表5）

年令階層	男	女	計	比較％	1才当り人口
幼少年層	978	1,058	2,036	47.2	101.8
青年層	527	583	1,110	25.9	55.5
壮年層	374	357	731	17.1	36.6
老年層	215	205	420	9.8	21.0
計	2,094	2,203	4,297	100.0	53.7

産業別性別人口及び比率（表6）

産業種別	男	%	女	%	総数	%
全産業	1,255	59.3	862	40.7	2,117	100
農業	923	43.6	792	37.4	1,715	81.0
林業	80	3.8	6	0.2	86	4.1
水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業	3	0.1	—	—	3	0.1
建設工業	86	4.1	7	0.3	93	4.4
製造工業	55	2.6	11	0.5	66	3.1
電気及水道業	3	0.1	—	—	3	0.1
商業	11	0.6	7	0.3	18	0.9
金融業	1	0.0	—	—	1	0.0
運輸通信業	13	0.6	4	0.2	17	0.8
サービス業	2	0.1	8	0.4	10	0.5
自由業	38	1.8	14	0.7	52	2.5
公務及団体	36	1.7	8	0.4	44	2.1
その他	4	0.2	5	0.2	9	0.4

第三章　政治、財政

第一節　政治

「拠らしむべし。知らしむべからず」の封建政治は明治維新となつても、我が三内村の如き文化のおくれた山村では、容易に改められず、社会の下積となつた農民は、喘ぎ

喘ぎ其日を送るにすぎなかつた。しかし時代の流れは、法制の改革を来たし、歴史は人によつて作られると云うが、明治時代となつて、代議政治の行われると云うことは大した発展であつたのだ。

明治天皇の五ケ条の御誓文は、公議与論の大切なることを示され、藩閥政治を不満とする声は、自由民権運動の勃興となり、明治七年（一八七四）民選議員設立の建白書を提出して、各地に政治結社が生れるようになつた。板垣退介の立志社等の如きである。

政府は時期尚早を唱え乍らも、明治八年（一八七五）には地方官会議や、府県会を開いて国会開設えの準備にかかつた。明治十四年、（一八八一）には明治二十三年を期して、国会開設の約を発表した、板垣の自由党、大隈重信の立憲改進党等が、政治上の意見をたたかわせた。かくて明治二十二年、（一八八九）二月十一日「大日本帝国憲法」と云う明治憲法が発布せられた。

翌、明治二十三年初の総選挙が行われて、第一会の帝国議会が開かれた。衆議院議員の選挙権は次のように漸次改正せられた。

時期	性別	年令	選挙権ヲ与ヘタ理由
明治二三年（一八九〇）	男	二五以上	直接国税年十五円以上
明治三五年（一九〇二）	男	二五以上	〃　十円以上
大正九年（一九二〇）	男	二五以上	〃　三円以上
昭和三年（一九二八）	男	二五以上	納税ヲ言ハズ男ノミ普通選挙権
昭和二一年（一九四六）	男女	二〇以上	〃　男女共

追つて地方には、府県会議員が選出せられ、府県会が開設せられるようになつた。

三内村に於ける大正九年の議員有権者数を見ると

議員有権者数（大正九年調）

種別	有権者数	前年比較	調査時期
衆議院議員	二四三	増一二九	大正九年十月一日
県会議員	一九八	減　六	〃　九月十五日
郡会議員	〃	減　六	〃
村会議員	四二五	減一四	〃　十一月五日

三内村の自治制に於て見逃がす事のできぬのは、明治二十三年市町村制が実施せられて後、河之内、則之内、井内の三部落に区会の設けられたことである。各部落ともにそれぞれの歴史と利害関係、即ち区有財産を持つていた事等

によつてこの区会自治を行つていたことは、一面村の中央集権的に対して、分権的或は民主的であつたとも考えられる。今当時の記録を掲げて見よう。

一、三内村区会のこと

明治十六年区町村会法が布かれ村会議員が選挙せられ、十七年には官選戸長が置かれ、南方に戸長役場が置かれて三内三ケ村と南方村の事務を執つた。

明治二十二年（一八八九）二月十一日紀元節の日に大日本帝国憲法が発布せられ、其年四月一日市町村制が公布せられ、翌明治二十三年一月一日市町村制が実施せられ、三内村が出生し、一級六名、二級六名、計十二名の村会議員が選出せられた。

初代村長には、高井村から武井正三郎と云う人を輸入した。

三内村には、さきに言つたように区会が設けられ、現在の三大字に、各々区会議員が選出せられて、区有財産の管理、其の他村の補助的役目を果していた。

当時の区会は、村会にも匹敵する権威のあるものであつた。勿論、法に基き各大字に行政区を設置し、区内の戸主によつて選挙せられた区長が、村長の指揮、監督を受けてそれぞれの区内限りの行政事務を執行したのである。

区長が担任した仕事は、左のようなものであつた。

一、道路橋梁の修築保存等土木に関すること。
二、勧業事務に関すること。
三、入会山に関すること。
四、区会財産の管理に関すること。
五、衛生事務に関すること。
六、非常の災害に対処すること。
七、村税督促の事。
八、予算決算に関すること。
九、行路病者変死人の取扱に関すること。
十、其の他区内の取締に関すること。

今其の記録の一部を記載して見ると

明治三十七年二月二十日河之内区会議事録

出席者

七番　近藤茂作
十番　成谷忠次郎
四番　近藤晴太郎
三番　近藤次郎
六番　近藤熊次郎
五番　宇和川金太郎
八番　近藤元衛

一番　三河久米蔵

同日　午後第二時開会

議按第一

議長曰ク　本日突然本区会ヲ開設シタルハ本日午前第三時不幸ニモ河野内尋常小学校全焼ニ至リタルヲ以テ新築ニ至ルマデノ仮校舎ヲ選定シテ許可ノ手続ヲ為ス必要アルヲ以テ当件ニ就テ決議相成度旨ヲ述ブ

議員満場一致仮校舎トシテ大字音田寺川音吉居住家屋ヲ借受許可ヲ受クルノ手続ヲ為スコトニ決ス

議按第二

議長曰ク、生徒用ノ机、腰掛焼失セルヲ以テ之が新調ヲ為スノ必要アリ且ツ塗板等不足ノ部分器具ハ之ヲ新調スルコトヲ決議セラレ度キ旨ヲ述ブ

議員満場一致ヲ以テ不足ノ部分新調スルコトニ決ス

議按第三

議長曰ク、豫テ本村ヨリ出金ノ約ヲナセシ義農作兵衛功徳碑建設寄附金ヲ各大字ノ区に割宛テ、則之内井内両区ハ既ニ出金相纏リタルニ依リ当区ヨリモ金二円ノ出金ヲセラレタキ旨ヲ述ブ

議員モ該寄附金ハ必要ト認ムルニ依リ区ノ経費ヨリ支出スル旨満場一致ヲ以テ決議セリ

議長ハ之ニテ閉会ヲ告グ時ニ午後第七時右決議ノ顛末ヲ記録シ之レヲ朗読シ其正確ナルヲ証スルタメ左ニ記名調印ス

明治三十七年二月二十日

河之内区会議長　野中安正

〃　議員　近藤茂作

〃　議員　近藤熊次郎

三内村大字井内区会議事録

明治三十七年九月二十四日午後二時開会

出席議員　全員

議按第一　井内尋常小学校ニ日露開戦記念学林設置ノ件

一、議長ハ本按ハ本県訓令第二十一号ニリ設置スベキ日露開戦記念学林ハ大字井内区有山林ノ内ヲ以テ之レニ充テ植込手入等総テ区ノ経費ヲ以テシ此際同地所ヲ井内尋常小学校ニ寄附ヲナスノ必要アリ依テ審議アランコトヲ望ム旨ヲ述ブ

審議員ハ大字井内区有地ノ内約十町歩ヲ以テ該校ニ寄附シ県訓令第二十一号第六条ノ施業案ニ依リ施行スベキ経営費用ハ一切区費ヨリ支弁スベシト述ブ而シテ実地調査ノ上決定スベシト述ベ満場異議ナク決定

以下略

治明三十七年九月二十六日河之内区会議事録

河之内尋常小学校、土谷尋常小学校学校林設置ノ件

大字河之内字桃野尾山林全部

大字河之内字仙道休乙八四四番地口山林二町五反七畝一歩

明治三十七年九月二十五日区会議事録

則之内尋常小学校学校林

字西山乙二千九百八十五番地甲第一ノ内

一山林五町歩　所有者大字河之内、則之内

戦時記念学林地トシテ本年ヨリ無年限無代価ヲ以テ貸与スルコトヲ議決ス。

河之内区有財産明細書　明治二五年度

種目	数量	金額	備考
田	九、三七反	三七七、六四円	
宅地	二、三三九	五三、七四	
山林	五八、九〇八	一四四、二六	
原野	三、五二四	一、四九	
合計	五三四、二八	五七七、一三	
建物	二棟	四四坪	駐在所及郷蔵
学資金		九八六、三三円	河之内小学校、土谷小学校学資金
救荒豫備金		二五、八六	難渋者救助費
肥苅飯料元備金		四一九、三	肥草苅の補助費
合計		一六三一、五二	

則之内区有財産明細書　明治二五年度

種目	数量	金額	備考
田	一、六一九反	三六、一五円	
畑	五二	一、五七	
宅地	三七	一、六七	
山林	五七四、二九	六五六、三七	
原野	六、九三	二、一〇	
合計	五八三、八〇七	六九七、八六	

井内区有財産明細書　明治二五年度

種目	数量	金額	備考
田	一、三三反	三二、七三円	
畑	二三	三六	
宅地	一、六一三	四一、〇三	
山林	二〇六五、五〇六	二八八、六九	
合計	二〇六八、五三	二九三、七九	
建物	二棟	三七坪	小学校及補習学校費用
学資金		六五四、二五	救助金
救荒予備金		一三一、二五	
区有地公売金		二四、三三	
合計		七九九、八三	

二、村是

村の政治には、村是方針というものがなければならぬ。初代武井村長は、自治行政の在り方をその村是とし、宇和川宇太郎村長、近藤鑑両村長時代には、東西里道の開通及び国道三十一号線の開通によつて、村の交通、産業の振興に寄与することを村是とした。日清、日露の大戦には戦勝を得たれども、元来、山間の貧弱村であるから、年々増大する教育費の如きは、腕を拱いて歎息する外はなかつた。此処に於て部落有財産の統一、村有林の設置、基本財産の

蓄積と云う事は当然にして、最も妥当なる村是と言わねばなるまい。当時の村長渡部愛蔵及びそれを受け継いだ、近藤金四郎の村治方針は蓋し、以上の将外に出なかつたのである。

忍苦五十年その労苦実つていまや村有林は、計画伐採の機に際会し、偶々町村合併の議が起るに至つたのである。歴代自治関係者及び村民各位の功績が集積して三内、川上両村の合併までに発展したのである。

昭和三十年四月二十日三内村閉村式に当り自治功労者表彰式を挙行した。

自治功労表彰者

村長　故　宇和川宇太郎
同　故　渡部愛蔵
同　近藤金四郎
同　田井一十郎
同　大窪晴市

町村合併への躍進は慶賀すべき事には違いないが、一面には旧三内村への名残と云うものもあつて、誰の心にも捨て難い愛着感のあつたものである。三内村最後の閉村式を挙げるまでに至つた当時の村状を記すために、

三内村最後の村長　大窪晴市　在職四年の経過

一、前村長田井一十郎の後任、昭和二六年四月就任

一、三内中学校増築　三内中学校は、昭和二四年一二月、田井村長の時、工費三三五万円にて村の中央安国寺の丘に堂々たる新校舎が建築され、二五年一一月、学校施設優良につき文部省より表彰せられた。しかし尚、整備不充分につき、昭和二六年、三内中学校図書室、洋裁室、体育器具室、農舎、物置を、同年一〇月起工、昭和二七年三月完成する。建坪四一坪、工費六五五、〇〇〇円である。

昭和二六年八月二五日、愛媛県知事より優良施設校として表彰せらる。

一、公営住宅建築、昭和二六年、三内中学校校地内に公営住宅を建築し、公営住宅管理条令により、希望によつては中学校教員にも賃貸与する。

一、三内高等家政学校、昭和二七年三月二八日、三内高等家政学校を三内中学校に併設する。目的は青年女子に実際生活に必要なる知識技能を授けると共に、文化的教養を高め、有為の社会人たるの資質を向上せしむるにある。本科二年、研究科六ケ月、聴講科自由、となつていて、教科は洋裁、和裁、編物、茶、華道、教養科として国語、体操を教授し、所謂「花嫁学校」である。

昭和二九年四月一五日、公立学校として県教委より正式認可せられた。

一、国道十一号線改修期成同盟会設立、昭和二六年七月、三内、

川上、桜樹村協同にて設立する。

一、三内中学校給水施設、昭和二八年、三内中学校は丘上にあり用水不便につき、水源地を安国寺参道下民家に求め、自動汲上ポンプを設置する、工費三六万円余。

一、東谷小学校運動場改修及砂入、昭和二八年、東谷小学校校庭、瓦礫露出、児童の運動に危険なるにより、大改修を加え砂入を行う。

一、土谷小学校校舎及び運動場修繕、台風十五号は土谷小学校裁縫室の屋根を吹きおがし露天となる。これが復旧及運動場の大改修を行う。

一、西谷小学校給水施設及運動場改修、西谷小学校は、井戸水、使用に堪えず、従来の湧水を利用する方便益のため、徹底的に改修施設を行う。

一、三内中学校実習地設置、中学校職業教育上、農園必要につき設置する。

一、小学校創立五十週年記念行事として、昭和二九年末、永年勤続教員の表彰及教育功労者の表彰を行なう。

一、小中学校理科教育備品設置、昭和二九年度末、三内村各小学校に理科教育振興充実のため、七八、四万円の予算更正をなし京都島津製作所より直接購入する。これに準じて三内中学校にも理科備品を講入した。

一、十六ミリ映写機購入、昭和二九年度社会教育の重要性に鑑み予算三〇万円にて十六ミリ映写機を購入。村民に喜ばれた。

一、直営診療所設置、村民の保健及び医療の便益のため、その適正を期し、国民健康保険運営上の効果をあげるために、本村国保に直営診療所を左の計画により実施した。

1、乙のA型規準　総経費　四、五三〇、〇〇〇円

イ、建物　七二、五坪　診療棟五四、五坪
医師住宅一八、〇坪
三、一七二、〇〇〇円

ロ、レントゲン一〇〇ミリ　七〇四、〇〇〇円

ハ、医療器械器具　内、外科一般　二七三、一六〇円

ニ、医療用備品　八六、〇〇〇円

ホ、医療用消耗品　一九、六八〇円

ヘ、医療外備品　一八六、六一〇円

ト、施設諸費　八八、〇五〇円

2、財源

イ、国庫補助金　一、五一〇、〇〇〇円

ロ、県費補助金　七五五、〇〇〇円

ハ、起債　一、五一〇、〇〇〇円

ニ、一般会計繰入　七五五、〇〇〇円

計　四、五三〇、〇〇〇円

設置完了　昭和三〇年二月五日

竣工後、医師二、看護婦二、保健婦一の規模により発足した。

一、昭和二七年六月、東温六ケ村避病舎建築

一、昭和二七年度、愛媛県森林経営モデル村の指定を受く

一、災害復旧土木工事

イ、昭和二七年度、井内町村道宿野線復旧工事をなす。

ロ、昭和二八年度、井内町林道新設、狩場馬渡架橋工事をなす。

ハ、昭和二九年度、国木原、則之内、総宮、駄場池災害復旧工事をなす。
ニ、昭和二九年度、惣田谷橋復旧
同　川東林道復旧
同　動力消防ポンプ三台購入（附属品付）
同　消防出動迅速を期するため、消防自動車を購入する。

一、三内村忠霊塔建設
イ、位　置　三内村大字則之内安国寺境内
ロ、祭祀者　明治以後の三内村戦歿者一五九柱
ハ、建設経過　昭和二七年三内村元陸海軍人、三内村遺族会より慰霊塔（仮称）建設の意の表明あり、翌昭和二八年七月、村議会に於て建設を決議、同年八月二八日川上村森香建と工事契約を行い、同三〇日着工、同年一二月一九日竣工。
1、総工費　一三三万円
内　村　費　六六万円
一般寄附　三七万円
森土建寄附　三〇万円
2、塔の高さ及び面積　地盤より五八尺、一、五坪
3、塔の内容　空洞、神明造の祠を安置し戦歿者の位牌を祀る。

一、村内電話設置
三内村は地域の広い山村で、通信交通に不便で、殊に急患等の場合は生命にかかわる事もあるので、村内電話の架設を思いたち、昭和二八年六月一三日、郵政大臣の認可を受け有線電気通信設備（電磁式電話機）設置をすることにした。
1、線路亘長　一九、九六六粁
2、電話機設置数　三二個
3、回数線　十回線（交換台二〇回線用）
4、着工　昭和二八年一一月一五日、竣工一二月末日
夢にも思わなかつた電話が通じて、村民はその便利なことに喜んだ。

一、三内村、川上村合併協議会
1、昭和二九年二月二一日、三内村役場に於て、三内川上両村合併研究委員会を開催。「三内村川上村合併促進協議会規約」を作成する。会長一名（大窪晴市）委員四一名
2、昭和二九年一〇月六日、中学校統合、三内川上両中学校を一中学に統合する件、及び合併につき、村内各部落を巡回し村民の統合、合併に対する声をきく。
3、昭和三〇年二月一四日三内川上合併促進委員増員一〇一名となる。
4、昭和三〇年二月一七日、川上天理教会に於て、合併委員増員の会を催す。
5、昭和三〇年三月一九日、三内村役場会議室にて、合

併協議会を開催する。基本計画、新村名「川内村」と改称。当分役場本庁を旧川上村役場へ、支所を三内村役場へ置く事等をきめて、合併成立する。

6、昭和三〇年三月二二日、及三日、予算決算審議会を開く。

7、昭和三〇年四月一八日、三内川上合併委員会を川上天理教会に開催。

8、昭和三〇年四月二〇日閉村式。

9、昭和三〇年四月二五日、新村川内村発足する。

三、歴代自治関係者一覧

一、三内村長

代数	氏名	大字	職種	就職年日月	退職年月日	退職事由
一	武井正三郎	荏原村	有給	明治三、三、一九	明治三七、三、一八	満期
二	宇和川宇太郎	則之内	名誉	〃 二七、四、一〇	〃 三三、八、三	病気退職
三	近藤鑑	河之内	〃	〃 三三、一〇、三一	〃 三四、四、四	家事退職
四	野中安正	小野村	有給	〃 三四、六、二八	〃 三八、六、二	満期
五	戒能大次	井内	名誉	〃 三八、七、八	〃 四〇、三、一八	家事退職
六	近藤元衛	河之内	〃	〃 四〇、六、六	〃 四一、三、九	〃
七	佐伯徳次	則之内	〃	〃 四二、五、一四	〃 四三、一、三五	病気退職
八	渡部愛蔵	〃	〃	〃 四三、一、五	大正三、三、四	満期
九	菅野唯次郎	井内	〃	大正三、一、五	〃 四、一、三	家事退職
一〇	北川徳次郎	〃	〃	〃 五、二、一	〃 六、四、一三	病気退職
一一	東岩吉	〃	〃	〃 六、一〇、二	〃 八、四、三〇	〃
一二	近藤金四郎	河之内	〃	〃 八、八、二	〃 一三、八、一	満期
一三	菅野藤太	井内	〃	〃 一三、三、一九	〃 一五、三、三〇	病気退職
一四	近藤金四郎	河之内	〃	〃 一五、一二、三〇	昭和二、九、一三	事故退職

代数	氏名	大字	名誉職種	就職年月日	退職年月日	退職事由
一	近藤次郎	河之内	名誉	明治二二、二、二四	明治二六、八、三	制第八条第一項
二	渡部太平	則之内	〃	〃 二六、一〇、三一	〃 二九、六、二六	〃
三	高須賀源吾	井内	〃	〃 二九、九、一	〃 三三、八、三一	満期
四	高須賀源吾	〃	〃	〃 三三、一一、五	〃 三五、一、三	制第八条第六項
五	曽我部伝三郎	則之内	〃	〃 三五、一、一七	〃 三六、一一、一七	〃
六	戒能大次	井内	〃	〃 三六、一一、一八	〃 三八、七、七	村長選挙により
七	近藤元衛	河之内	〃	〃 三八、七、一八	〃 四〇、六、六	村長に転職
八	菅野誠心	井内	〃	〃 四一、六、二四	〃 四一、八、二六	家事退職
九	渡部愛蔵	則之内	〃	〃 四一、九、一四	〃 四三、二、八	村長就任
一〇	佐伯求四郎	河之内	〃	〃 四四、一、一八	〃 四五、一、二	家事退職
一一	東岩吉	井内	〃	〃 四五、二、一五	大正五、二、一四	満期
一二	宇和川儀太郎	則之内	〃	大正五、二、一五	〃 八、一、三	死亡

二、三内村助役

代数	氏名	大字	名誉職種	就職年月日	退職年月日	退職事由
一五	近藤金四郎	〃	〃	昭和二、一〇、九	〃 五、二、四	〃
一六	近藤金四部	〃	〃	〃 五、三、三	〃 五、一一、一〇	〃
一七	宇和川新三郎	則之内	〃	〃 六、一、一六	〃 七、七、二	家事退職
一八	近藤金四郎	河之内	〃	〃 七、七、一三	〃 一〇、一一、一五	事故退職
一九	宇和川一	則之内	〃	〃 二、二、一八	〃 二、一二、七	〃
二〇	竹内茂助	〃	〃	〃 三、一、一八	〃 三、四、四	家事退職
二一	田井一十郎	〃	〃	〃 三、四、八	〃 三、四、四	満期
二二	大窪晴市	井内	〃	〃 二六、四、二四	〃 三〇、四、三	〃

一三	近藤金四郎	河之内	〃	〃	八、二、二六	村長就任
一四	菅野藤太	井内	〃	〃	一〇、三、九	〃
一五	近藤幾次	河之内	〃	昭和二、七、三	〃	家事退職
一六	田井一十郎	則之内	〃	〃	〃	満期
一七	神野平五郎	〃	〃	〃	〃	事故退職
一八	渡部悌蔵	〃	〃	〃	〃	〃
一九	菅野藤太	井内	〃	〃	〃	満期
二〇	菅野藤太	〃	〃	〃	〃	事故退職
二一	菅野藤吉	〃	〃	〃	〃	家事都合
二二	池川光永	則之内	〃	〃	〃	満期
二三	日野恒好	〃	〃	〃	〃	〃

三、三内村収入役

代数	氏名	大字	職種	就職年月日	退職年月日	退職事由
一	菅野兼太郎	井内	名誉	明治三、三、一九	明治二五、一、一	家事都合
二	曽我部伝三郎	則之内	〃	〃 二五、一、一五	〃 二六、一〇、九	〃
三	戒能大次	井内	〃	〃 二六、一〇、一三	〃 二九、一、一六	〃
四	近藤次郎	河之内	〃	〃 二九、一、八	〃 三二、一、七	〃
五	戒能大次	井内	〃	〃 三二、一、三	〃 三三、五、一〇	〃
六	山口音七	河之内	〃	〃 三三、六、一	〃 三四、一、一〇	〃
七	戒能大次	井内	〃	〃 三四、一、三〇	〃 三六、一一、七	助役就任
八	渡部愛蔵	則之内	〃	〃 三六、一一、一〇	〃 四〇、一一、九	任期満了
九	戒能信	井内	〃	〃 四〇、一一、一一	〃 四二、一一、一五	事故退職
一〇	近藤晴太郎	河之内	〃	〃 四二、一一、一六	大正二、一一、一五	任期満了

四、三内村村会議員（自明治二十三年　至昭和三十年）

大字	氏名	当選年月日	退職年月日	退職事由	一、二級別	備考
井内	八木市内	明治二十三年一月五日	明治二十四年九月二一日	制第八条第二二当リ退職	一級	
〃	菅野兼太郎	〃	明治二十三年三月十九日	収入役ニ就職ノタメ	〃	
則之内	日野兵次	〃	明治二十四年三月三日	死亡	〃	
〃	渡部千代太	〃	明治二十六年一月四日	半数改選ノタメ	〃	
井内	東幸次	〃	明治二十五年五月二十日	制八条第一二当リ	〃	
則之内	八木次平	〃	明治二十六年一月四日	半数改選ノタメ	〃	
〃	佐伯徳次	明治二十五年一月十二日	明治二十九年一月四日	八木市内補欠選挙	〃	満期退職
河之内	山口音七	〃	〃	菅野兼太郎補欠選挙	〃	〃
井内	菅野兼太郎	〃	〃	日野兵次補欠選挙	〃	〃
則之内	武智弥作	明治二十六年一月七日	明治三十二年一月八日	半数改選当選	〃	〃
〃	田井惣平	〃	〃	満期退職	〃	〃
井内	加藤虎次郎	〃	〃	〃	〃	〃
一一	近藤晴太郎	〃	〃	〃	〃	〃
一二	小倉市郎	則之内	〃	〃	〃	〃
一三	神野末太郎	〃	〃	〃	〃	〃
一四	佐伯好見	〃	〃	〃	〃	〃
一五	佐伯好見	〃	〃	〃	〃	〃
一六	日野恒好	〃	〃	〃	〃	〃
一七	池川光永	〃	〃	〃	〃	〃
一八	佐伯好見	〃	〃	〃	〃	〃
一一	近藤晴太郎	〃	大正二、一、一六	〃六、一、一六	〃	
一二	小倉市郎	則之内	〃六、一、一八	〃六、三、九	病気退職	
一三	神野末太郎	〃	〃六、三、一三	〃一〇、三、一三	任期満了	
一四	佐伯好見	〃	〃一〇、三、一三	〃一四、三、一三	任期満了	
一五	佐伯好見	〃	〃一四、三、一三	昭和七、一、一三	〃	
一六	日野恒好	〃	昭和七、二、一	〃一九、三、一	事故退職	
一七	池川光永	〃	〃二、一〇、一	〃二、九、一	助役就任	
一八	佐伯好見	〃	〃三、九、一	〃三〇、四、二四	任期満了	

則之内	宇和川　宇太郎	明治二十九年一月八日	明治三十五年一月七日	〃	二級	〃
井内	菅野兼太郎	〃	〃	〃	〃	〃
則之内	佐伯徳次	〃	〃	制第八条ノ二項退職	〃	〃
〃	宇和川梅吉	明治三十二年一月十二日	明治三十八年一月十一日	収入役当選ニツキ退職	〃	〃
〃	渡部愛蔵	〃	〃	満期退職	〃	〃
井内	八木市内	〃	〃		〃	〃
河之内	近藤与太郎	明治二十三年一月四日	明治二十九年一月三日	満期退職	二級	近藤七郎平補欠当選
〃	佐伯十一郎	〃	明治二十七年五月七日	制第八条第二項	〃	小椋鶴次郎補欠当選
則之内	渡部太平	〃	明治二十六年一月三日	半数改選ノタメ	〃	半数改選
〃	杉原半次郎	〃	〃	〃	〃	〃
河之内	近藤次郎	〃	〃	〃	〃	〃
〃	近藤新七	〃	明治二十七年十月十日	制第八条第一ニヨリ	〃	〃
井内	北川徳次郎	明治二十六年一月六日	明治三十二年一月五日	満期退職	〃	〃
則之内	富久善蔵	〃	〃	〃	〃	〃
〃	渡部太平	〃	〃	〃	〃	〃
河之内	近藤七郎平	明治二十九年一月七日	明治三十二年一月十日	制第八条ニヨリ	〃	〃
〃	小椋鶴次郎	〃	〃	収入役就職ノタメ	〃	〃
〃	山口音七	〃	明治三十五年一月六日	満期退職	〃	〃
〃	藤井栄太	明治三十二年一月十一日	明治三十八年一月十日	〃	〃	〃
〃	近藤清作	〃	〃	〃	〃	〃
〃	近藤次郎	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三河久米蔵	〃	明治三十八年一月十日	〃	〃	〃
則之内	宇和川　覚次郎	〃	〃	〃	〃	〃

河之内	石丸勇三郎	明治三十五年一月七日	明治四十一年一月七日	〃	一級	
〃	近藤晴太郎	〃	〃	〃	二級	
〃	近藤次郎	明治三十八年一月七日	明治三十九年七月九日	〃	一級	
〃	近藤元衛	明治三十五年一月六日	明治四十一年一月六日	〃	二級	
〃	渡部源次郎	明治三十八年一月六日	明治四十四年一月四日	〃	〃	
則之内	日野茂三郎	明治三十五年一月六日	明治三十九年七月七日	死亡	〃	
〃	曽我部伝三郎	明治三十八年一月六日	明治四十二年二月十七日	北海道へ寄留	〃	
〃	武智弥作	〃	明治四十四年一月四日	満期退職	〃	
〃	高須賀茂作	〃	〃	〃	一級	
井内	戒能惣作	〃	明治三十九年六月五日	死亡	〃	
〃	高須賀源吾	明治三十五年一月七日	明治四十一年一月七日	満期退職	〃	
〃	菅野誠心	明治三十八年一月七日	明治四十三年六月二十日	制第八条二項ニヨリ	〃	
河之内	成谷忠次郎	明治四十一年一月六日	大正三年一月三日	満期退職	二級	
〃	近藤四郎	〃	明治四十二年六月三日	松山市出寄留退職	〃	
則之内	日野己之次	〃	大正三年一月三日	満期退職	〃	
河之内	近藤茂一郎	〃	〃	〃	一級	
則之内	渡部愛蔵	〃	〃	〃	〃	
井内	東岩吉	〃	明治四十四年一月四日	〃	〃	
河之内	近藤勇	〃	大正三年一月三日	〃	二級	補欠
井内	菅野唯次郎	明治四十四年一月四日	〃	〃	〃	
河之内	近藤勇	〃	〃	〃	〃	
則之内	武智弥作	〃	〃	〃	〃	
〃	高須賀源太郎	〃	〃	〃	一級	
〃	富久吉次郎	〃	〃	〃	〃	

河之内	藤井文次	〃	〃	〃	〃	〃
〃	渡部民次郎	〃	〃	〃	〃	〃
			大正三年ヨリ惣改選トナル			
河之内	青野幸作	大正三年一月五日	大正七年一月三日	満期退職	二級	〃
井内	菅野唯次郎	〃	大正四年十一月三日	事故退職	〃	〃
河之内	中島善助	〃	大正七年一月三日	満期退職	〃	〃
則之内	日野茂市	〃	大正四月十一月三日	事故退職	〃	〃
〃	渡部愛蔵	〃	〃	〃	〃	〃
河之内	渡部源次郎	〃	大正七年一月三日	満期退職	〃	〃
井内	北川徳次郎	大正三年一月四日	〃	〃	一級	〃
則之内	高須賀源太郎	〃	〃	〃	〃	〃
井内	近藤愛次	〃	〃	〃	〃	〃
則之内	宇和川源一	〃	〃	〃	〃	〃
河之内	近藤竹次	〃	〃	〃	〃	〃
〃	近藤利作	〃	〃	〃	〃	〃
〃	近藤元一	大正七年一月四日	大正十一年一月三日	〃	二級	〃
井内	菅野誠心	〃	大正十年九月三十日	事故退職	〃	〃
河之内	佐伯宇太郎	〃	大正十一年一月三日	満期退職	〃	〃
〃	佐伯弥蔵	〃	〃	〃	〃	〃
則之内	高須賀茂作	〃	〃	〃	〃	〃
〃	日野己之次	〃	〃	〃	〃	〃
河之内	近藤岸膳	〃	〃	〃	一級選出	〃
則之内	渡部愛蔵	〃	〃	〃	〃	〃
井内	高須賀熊吉	〃	〃	〃	〃	〃

河之内	佐々木　喜八郎	〃	〃	〃	〃
則之内	亀田　小市	〃	〃	〃	〃
〃	富久吉次郎	〃	〃	〃	〃
	制度改正ニ付一級二級ヲ廃ス				
則之内	高須賀　源太郎	大正十一年一月四日	大正十五年一月三日	満期退職	
河之内	藤井文次	〃	〃	〃	
則之内	渡部愛蔵	〃	〃	〃	
井内	東　岩吉	〃	〃	〃	
則之内	富久伝次	〃	〃	〃	
〃	小倉徳次	〃	〃	〃	
井内	菅野唯次郎	〃	〃	〃	
河之内	近藤金四郎	〃	〃	〃	
則之内	宇和川　新三郎	〃	〃	〃	
〃	日野源次	〃	〃	〃	
河之内	近藤円十郎	〃	〃	〃	
〃	佐々木　喜八郎	〃	〃	〃	
則之内	渡部愛蔵	大正十五年一月四日	昭和五年一月三日	〃	
〃	高岡源市	〃	〃	〃	
井内	東　岩吉	〃	〃	〃	
河之内	佐伯義輝	〃	〃	〃	
〃	近藤金三郎	〃	〃	〃	
井内	菅野唯次郎	〃	昭和三年五月二日	家事退職	
河之内	近藤金四郎	〃	昭和五年一月三日	満期退職	
〃	近藤文四郎	〃	〃	〃	

則之内	高須賀富太郎	〃	〃	〃	〃
〃	佐伯恵義	〃	〃	〃	〃
河之内	佐伯敏太郎	〃	〃	〃	〃
則之内	日野恒好	〃	〃	〃	〃
井内	菅野藤太	昭和三年五月五日	〃	〃	〃
河之内	渡部与三郎	昭和五年一月四日	昭和八年十二月四日	辞職	
〃	佐伯辰次	〃	〃	〃	
〃	近藤幾次	〃	〃	〃	
〃	浅野金次郎	〃	〃	〃	
〃	佐伯敏太郎	〃	昭和七年四月二十一日	一身上ノ都合ニヨリ	
則之内	佐伯勇吉	〃	昭和八年十二月四日	辞職	
〃	近藤義清	〃	〃	〃	
〃	宇和川新三郎	〃	〃	〃	
〃	高須賀林平	〃	〃	〃	
〃	神野平五郎	〃	〃	〃	
井内	大窪晴市	〃	〃	〃	
〃	加藤正鎮	〃	〃	〃	
河之内	渡部栄三郎	昭和七年六月二十日	〃	〃	
〃	近藤与助	昭和八年十二月二十六日	昭和十二年十二月廿五日	〃	
則之内	中岡伊作	〃	〃	〃	
〃	高須賀林平	〃	〃	〃	
〃	佐伯勇吉	〃	〃	〃	

補欠選挙

〃	田井一十郎	〃	〃	〃
〃	富久吉次郎	〃	〃	〃
井内	加藤正鎮	〃	〃	昭和十年四月八日
河之内	曽我部平七	〃	〃	〃
〃	青野京塀	〃	〃	昭和十二年十二月廿五日
〃	渡部栄三郎	〃	〃	〃
井内	菅野唯次郎	〃	〃	〃
則之内	竹内茂助	〃	〃	〃
河之内	渡部与三郎	〃	〃	〃
〃	近藤兵市	〃	〃	〃
井内	東　岩吉	〃	〃	〃
則之内	近藤義清	〃	〃	〃
井内	菅野喜惣衛	昭和十年四月三十日	〃	昭和十一年六月四日
則之内	佐伯房太郎	〃	〃	死　亡
河之内	近藤元三郎	昭和十二年十二月廿六日	昭和十七年五月二十日	満期退職
〃	近藤卯三郎	〃	〃	〃
〃	近藤　環	〃	昭和十四年六月三十日	一身上ノ都合ニヨリ
〃	佐伯求四郎	〃	昭和十七年五月二十日	満期退職
〃	三河　孟	〃	〃	〃
〃	佐伯嘉太郎	〃	〃	任期満了
則之内	竹内茂助	〃	昭和十五年七月二十四日	死　亡
〃	佐伯恵義	〃	昭和十七年五月二十日	任期満了
〃	亀田鶴次郎	〃	〃	〃

〃	宇和川　新三郎	〃	〃		
〃	八木長好	〃	〃		
〃	神野平五郎	〃	〃		
〃	高須賀富太郎	〃	〃		
〃	菅野唯次郎	〃	〃		
〃	菅野喜惣衛	〃	〃		
〃	東　岩吉	〃	〃		
則之内	宇和川正心	昭和十四年八月十五日	〃		
〃	宇和川忠政	昭和十五年八月十二日	〃		
河之内	近藤伝四郎	昭和十七年五月二十一日	昭和二十二年四月三十日		
〃	近藤伍丈	〃	〃		
〃	近藤卯三郎	〃	〃		
〃	佐伯孫四郎	〃	〃		
則之内	竹内茂助	〃	〃		
〃	近藤長松	〃	〃		
〃	宇和川忠政	〃	〃		
〃	宇和川顕一	〃	〃		
井内	菅野唯次郎	〃	〃		
〃	東　岩吉	〃	〃		
〃	大窪晴市	〃	〃		
則之内	高須賀富太郎	〃	〃		
〃	田井一十郎	〃	〃		
〃	宇和川昌亮	〃	昭和三二年十一月廿二日		
河之内	三河　孟	〃	昭和二十二年四月三十日		

〃	渡部与三郎	〃	〃	任期満了
則之内	日野知明	昭和二十二年五月一日	昭和二十六年四月三十日	〃
井内	大窪晴市	〃	〃	〃
河之内	近藤近一	〃	〃	〃
則之内	亀田十一	〃	〃	〃
井内	菅野喜惣衛	〃	〃	〃
則之内	武智進	〃	〃	〃
河之内	近藤盛之	〃	〃	〃
〃	佐々木喜十郎	〃	〃	〃
〃	近藤隼一	〃	〃	〃
〃	渡部正常	〃	〃	〃
則之内	富久卓実	〃	〃	〃
〃	渡部悌蔵	〃	昭和二十四年二月七日	辞職
河之内	佐伯秀一	〃	昭和二十六年四月三十日	〃
則之内	白戸彦一	〃	〃	〃
〃	佐伯元一	〃	〃	〃
〃	北条胤美	〃	〃	〃
〃	宇和川恒行	昭和二十六年五月一日	昭和三十年四月二十四日	任期満了
〃	亀田善一	〃	〃	〃
井内	八木孝行	〃	〃	〃
〃	東仙太郎	〃	〃	〃
河之内	近藤安永	〃	〃	〃

〃	近藤朝見	〃								
〃	曽我部音蔵	〃								
井内	八木仲好	〃								
河之内	佐伯福八	〃								
則之内	佐伯武久	〃								
〃	高岡繁市	〃								
〃	田井一十郎	〃								
河之内	近藤霜十郎	〃								
則之内	富久卓実	〃								
河之内	佐伯照光	〃								
則之内	佐伯元市	〃								

四、警　察

明治二十二年四月三十日、下浮穴郡河之内村字音田に巡査駐在所を置かれ、「河之内駐在所」と称し、川上分署の所轄であつた。取敢ず民家を借入れてこれに充てた。家賃一ケ月金五十銭也であつた。

翌年一月十五日これを三内村巡査駐在所と改称した。明治二十五年巡査駐在所家屋を新築した。所在地は河之内音田宮之元である。その時の建築費は、金百五十一円四十一銭九厘であつた。河之内区有財産救荒予備費より支出しておる。その建物がどんな設計であつたか記録がない。

駐在所が河之内にあつたのでは、村役場との距離も遠過ぎるし村の中央でもないので、明治四十二年四月に大字則之内永野に移転した。これで便利になつたが、更に昭和九年に村役場が則之内一ケ谷恵雲甲二、八〇〇番地に建築せられるに及んで、昭和九年六月同所甲二、八〇一番地に移転して現在の駐在所となつた。

第二節　財　政

昭和二五年の村財政は(表1)の如くであつて、歳入九、二七一、九四五円に対し、歳出七、三九六、四七一円で、黒字となつている。昭和二四年も歳入五四一万円、歳出四

村の財政（昭和125年度）（表1）

歳入	総額	9,271,945	100%
	村税 村民税	976,658	10.5
	村税 固定資産税	1,925,595	20.8
	村税 その他	388,939	4.2
	国県支出金	1,133,619	12.2
	公企業及財産収入	1,147,850	12.4
	平衡交付金	2,637,000	28.4
	その他の収入	1,062,284	11.5
歳出	総額	7,396,471	100%
	会議費役場費	2,100,648	28.4
	警察消防費	513,786	7.0
	土木費	117,927	1.6
	社会及労仂施設費	785,334	10.6
	保健衛生費	28,613	0.4
	産業経済費	310,209	4.2
	教育費	3,294,542	44.5
	その他の支出	245,412	3.3

四六万円で黒字であつた。歳入では村税が三五・五%を占めて断然多く、ついで平衡交付金の二八・四%となつている。公営企業及び財産収入の主なものは、村有林収入であるが、歳入の一〇%程度に達しており、村財政に寄与するところが大である。村税を平均一戸当にすると四、〇三八円となり、村民の税負担は必ずしも重いとは云えない。（農林省調査全国農家平均は八、九三九円である）歳出では教育費の四四・五%が第一位、次いで会議費及役場費の二八・四%である。教育費は当時村の中学校や小学校の建設等に多く支出せられたので、会議費役場費等も、時代のしからしむるところではあるが、それにしても産業振興費、或は福利厚生方面にはもつと投資せらるべきであろう。将来はもつと国庫及び県費の補助が欲しいし又、林業の収入を大いに活用すべきであろう。

一、一般的事項

町村財政も、国の政治経済により、大きく左右され、それと密接不離の関係を有していることがわかる。本村の過去の予算について見ても、そのことが大きくあらわれている。満洲事変の前、昭和五年度から、昭和二〇年までの間、満洲事変、支那事変、引続き太平洋戦争と、所謂戦時下に於ける予算を、比較して見ると、かりに昭和五年を一とすると、昭和二〇年には四・五倍の膨張率を示しているのに対して、国と地方財政の規模を比較した、全国町村議長会の資料によると、（表2）の如く国の財政は、実に四八・九倍となり、地方自治団体（都道府県市町村）は、三・一倍となつていることを見ても、時代の進運に伴ない、変遷し特に戦時下に於ける地方財政が如何に国家の財政の圧迫を

国の財政と地方の財政　（表2）

年度	国家 金額	国家 指数	地方団体 金額	地方団体 指数
昭5	1,557	1	1,752	1
10	2,206	1.4	2,377	1.3
15	10,982	7.1	3,123	1.7
20	76,116	48.9	5,362	3.1
25	661,406	424.8	5,49,663	313.7

単位100円

受けていたかと云うことが窺い知られるのである。

ところが、昭和二十一年終戦の翌年を界として、貨幣価値の大変動による急速な膨張を示した。これは一面制度の改革にもよるので今までの中央集権制が逐次改められ、昭和二十二年までの町村制に代る、地方自治法の制定により、自治の本旨に則つて、その組織及運営の大綱が定められ、自治行政の範囲は更に広汎となつた。引続いて昭和二十四年に米国からシャープ税制調査団一行が来朝して、その勧告に基き、翌二十五年度に、地方税制度の大改革が行われた。これに加えて、国と地方との事務の再配分等により、其の財源の大幅な地方移譲によつて村の財政規模も（表3）の如く増加した。

村財政の大部分を占める、税金面に於ても、その時代時代で大きく移り変りはあるが、大雑束に云つて昭和二五年以前と、その以後とでは、根本的に変つていることがわかる。

昭和二四年までは、各種附加税の種類も多く、又村民税についても、戸数割等の方法により、賦課徴収されていた。国、県の補助金についても、非常に数が多く、其の使途については、制限を受け、所謂紐付補助が相当あつたのであるが、昭和二五年に、地方財政交付金法の制定によつて、これら補助金の大部分は吸収統合されて、地方財政平衡交付金として、地方団体に自由な財源として、交付されることになつた。

此の制度は国庫より地方団体に交付される金であつて、各地方団体毎に、その経済力に差があり財政のデコボコがあるので、それを調整し標準に達する行政が行えるように財政力を与えようとするものである。この制度の以前には地方配布税配布金があつたが、必ずしも地方地方の実情に適さない面があつたので、此の制度に改められ、其の後一部改正が加えられて、今日に至つている。地方団体として村税と共に其の収入の大部分を占める重要な財源である。

年度	総経費	役場費	教育費	衛生費	臨時費	摘要
	円	円	円	円	円	
明治二三	一五、七四八	一、〇九一	一、一六九	五〇	一二、九八七	東谷、西谷、里道改修
二四	一六、〇〇三	一、四〇〇	一、八四三	一九	一二、二六八	里道改修
二五	九、四八九	一、四〇五	二、一四六	一七	五、五〇〇	
二六	六、三一	一、三一七	二、一四一	三四	〇	
二七	五、七五九	一、二六五	一、八〇四	六七	〇	
二八	八、六八五	一、二四五	二、二〇五	六八	四、五二一	
二九	一五、四七七	一、一九八	二、二四九	四六	一一、二三四	三内東谷校建築
四〇	八、三一二	一、三三〇	二、七八六	七七	七三〇	
四一	九、三六三	一、五四〇	二、九〇三	六三	三、六〇三	
四二	七、七〇〇	一、五八一	三、二四	四五	一、一一八	
大正元	一三、四七九	一、八九三	三、六六九	一四一	四	教育費には教員給を含む
五	一四、二七三	三、〇二四	四、二七一	一四三	六、五七〇	（旧役場購入三〇〇円　大正四作稲作害虫大発生、村予算より其の駆除費六四円、追加計上既定予算四円臨時費増
八	二〇、〇五七	三、二三七	八、〇七六	一、三七	八、〇七六	道路、橋梁、等土木費其の他
一五	四九、五三一	五、八一八	一六、七九八	三、〇五五	〇	医師、産婆手当、学校駆虫薬代等増
昭和五	四〇、九一八	六、二九五	一九、八九七	三九	一〇、七六八	
一〇	四一、三〇三	六、一九九	一九、二七六	一八三	八、一〇三	
一五	四九、六八八	八、六九六	二三、四六〇	五二六	二、〇五三	
二〇	一〇九、四〇四	三六、二一二	七、二九九	一六〇	〇	教育費には教員給を含まず
二五	四、七八五、八一五	一、八七〇、五八三	一、〇三三、六八四	六四、七〇一	〇	地方税制度大改正
三〇	一四、一〇〇、〇〇〇	四、〇六九、四五三	四、〇〇〇、八一九	二一、八八〇	〇	三内村最終年度

税金についても、附加税的なものは廃止されて、村民税は一定の基準の上に立つて、所得割、均等割を課し、地租附加税に代る、固定資産税の創設等による自主財源の確立を見るようになつた。

今ここに村財政の今昔を表示すると、（表3）の通りである。此の資料は村会議決録よりとつた当初予算である。

二、村財政の特色

前記の通り、自治法制定の主旨に副い、一応財政面に於ても、新制度運営の基礎が出来たのであるが、戦後加速度的な制度改正による、事業、事務量の増大による行政経費の膨張により、就中臨時的経費の増嵩著るしく、其の大部分の財源として、本村公有林立木処分による収益金によつて賄つて居た事を見逃してはならない。

村公有林収入金

年度	収益金
昭	
25	768,000
26	4,722,000
27	1,761,000
28	25,594,000
29	9,179,000
30	2,460,000
合計	44,484,000

今其の収入の情況を年度別に見ると次の通りである。本村公有林は、明治四十四年部落有財産の無条件統一により約七五〇町歩の山林に植林をなし、第一期施業案を作り、保護区との分収契約により、保護育成につとめ、更に第二期施業案を編成、村将来の基本財産造成に、確固たる基礎を築いた。爾来、村民は孜々営々として造林撫育に尽くし、戦時中は軍用材として搬出し、多少乱伐をしたるきらいはあれど、戦後は木材価格の高騰によつて、前(表4)の如く収入を得て、村の建設事業及び国民健康保険事業等えの繰入による被保険者の負担の軽減、村民の福祉事業、教育施設の充実等、更には又分収金の交付による、保護区民の経済的なうるおい等、村全体の財政経済に及ぼす恩恵を思う時、今更ながら先人の偉業に感激する。

第四章　経　済（産業）

一村の経済は、時代の進歩に伴つてその条件がちがつて来るので、大きく変化する。三内村の如きは、昔からの農業村であるから、他の職業は殆んどない。殊に明治以前は一般に許可制であつたから、維新後のように他の職業に従事することができない。例えば明治以前の酒造業は河之内の近藤、即ち柳苧(やなぎそ)の酒屋だけであつた。松尾坂で昔瓦を焼いたことがあるが、これも近藤家の古記録にその願書及び許可書がある。こんな状態であつたから、村の全部が農家であつたと云つても良い。そしてその農家の経営経済はどんな状態であつたかは、第一章沿革の処に記してある通り、年々の貢租に喘ぎ喘ぎ漸やく其日を送つて居たにすぎなかつた。

明治になつて後は、職業選択の自由もあるし、各人それぞれの活路を開くようになつたから、社会の様相は大きく変つて来た。その環境変化の著しいものに明治三十四、五年にあつた、三内東谷、西谷の里道の開通、また土谷を通る国道三十一号線の開通がある。土谷が昔の中山街道の宿場の一つであつて、金毘羅詣や、石鎚山詣りの宿屋、茶屋等があつて繁華であつたものが、いまは昔の夢となり、また河之内問屋の商家がなくなつて、その代り音田が繁昌したりするようになつた。なお新道が通じる事は、農家経営にも大きな影響を齎らす。大正十一年の三内村の職業別、戸数を見ると（表1）参照。

大正11年三内村職業別戸数（表1）

区名	農業	工業	商業	公務自由業	計
問屋	49	—	—	1	50
狩場	38	—	—	1	39
日浦	50	1	4	—	55
音田	35	5	21	12	73
土谷	53	8	23	6	90
相之谷	13	—	—	—	13
徳吉	42	—	—	—	42
則之内	49	2	5	2	58
永野	31	—	2	—	33
一ケ谷	18	—	6	4	28
保免	30	—	—	1	31
和田丸	44	—	—	—	44
惣田谷	57	—	—	—	57
井内上	30	—	—	1	31
井内中	24	—	1	—	25
井内下	25	1	1	—	27
井内西	20	—	—	1	21
合計	608	17	63	29	717

純農家は六〇八戸で、全戸数七一七戸の八五%である。工業の十七戸は二・四%に当り、公務自由業の二九戸は四%で、神官、僧侶、教員其他であるが、商業の六三戸は八・八%で殆んど一割に近い。「商家は二五軒の得意があつたら立行く」と云われたものだが、それでどうにかやつて行けたのだろう。

以上のような理だから、本村経済の主軸をなすものは農家である。現在農家の自作小作別、即ち経営規模別、及部

1950年農業センサスによる（表2）

				%
農家	農家総数		652戸	100.0
専業兼業別	専業		332	51.0
	第一種兼業		209	32.0
	第二種兼業		111	17.0
自作小作別	自作農		369	56.7
	自作兼小作		208	32.1
	小作兼自作		40	6.3
	小作農		31	4.9
	その他		4	—
経営耕地面積広狭別	3反未満		134戸	20.7
	3	5反	129	19.9
	5	1町	303	46.6
	1	1.5町	83	12.8
	1.5	2町	3	—
	2	3町	—	—
	3	5町	—	—
	例外規定農家		—	—

落の分布別を見ると（表2）の如くである。

農地改革後の農家経営状態は、終戦前とは全く様子が異つて来て、昔のように貧富の差がなくなつた。

そして殆んどが自作農である。耕作権が主となつた今日純然たる自小作別を抽出する必要もないから、経営規模に重点を置くべきである。

金融面から経済状態を考えて見ると、本村の最も多く利用している、金融機関である農業協同組合の昭和三十年の調べによると、貯金総額は六九一一万六三七三円で、貸付総額は一五四八万九五三二円である。村民一戸当り約八万六〇〇〇円の貯金をしており、約一万九〇〇〇円余の借金をしておることになる。

第一節　村の農業

明治時代の農業は、藩政時代の農業と余り変る事がなかつた。それでも村には入会い山として共同の採草地があつたのでよく苅草をした。これを苅干と云つて、唯一の肥料だつたのである。明治の末期になつて、部落有林への統一移譲もあつたりして、漸次入会い山は止まつて行つた。

明治四十一年頃には温泉郡余土村に範をとつて、正条植を奨励して除草中耕にも、「田すり」や「ころがし」を用いるようになつた。

河之内土谷肥草刈山の入山鑑札

大正時代になつて、欧洲大戦の影響で米の値が騰（あが）り俄かに好景気になつた。其の頃米国へ生糸の輸出が盛んになつて、各部落とも進歩的な連中は、養蚕に熱をあげたが、これも昭和五年の浜口内閣金解禁の不景気は殆んど世界的恐慌となつて。生産過剰の面は養蚕にも響いて、遂に昭和八年位で養蚕は凋落の一途をたどるようになつた。

（表2の1）に示す如く、昭

養蚕の推移（表2の1）

年度	戸数	桑園反別	収繭高	価格
		反	貫	円
大14	80	160.—	1,521	14,650
昭 5	157	337.8—	2,625	11,574
10	72	140.—	1,890	4,338
15	40	80.—	771	7,923
20	12	—	35	373

和五年ごろは殆んど全村戸数の四分の一の農家が養蚕をやつていた。けれどもこのような事業は不景気が来たから直ちに止めると云うわけにもならず、年々苦境に陥つたのである。

この恐慌不安を除くために、政府も種々救農策を施したが、効果なく農家はこれに代る三椏、果樹、煙草、楮の栽培に乗り出すようになつた。

たまたま欧洲大戦争の勃発となり、農村にも好景気来となり、続いて第二次大戦が起つて、統制経済への移行が余儀なくせられた。昭和十五年には供出制度が施行せられて「農村としての使命」のもとに、食糧増産に励んだ。米麦の生産高は上表（3）の通りである。

（表3）

	作付反別	収穫高	反当収量
大正14年			
米	3,982反	8,784石	2.20石
麦	1,422	2,223	1.40
昭和5年			
米	3,961	8,003	2.152
麦	1,728	3,415	1.42
昭和10年			
米	3,919	7,967	1.912
麦	1,610	2,400	1.490
昭和15年			
米	3,628	9,172	2.529
麦	2,502	3,804	1.42
昭和20年			
米	3,509	7,725	2.201
麦	2,156	3,042	1.418

終戦後も食糧増産に励んだ。戦時中農家は強制供出で、先づ割当られた供出を優先的にしたのであつたが、戦後は保有米を先にして、供出するようになつた。此の間、昭和二十年食糧調整委員会を作り、昭和二十三年に到つて、公選による農業調整委員会を構成して自主的に、農業計画を立てることになつた。又昭和二十年には、農地委員会を構成して、従来の小作制度を改革し、物納は金納に改められ地主は六反を限度として貸地を持つことを許されて、その

農地買入（表4）

事由		田	畑	計
小作地	不在地主の小作地	町 44.3418	町 12.7416	町 57.0904
	在村地主の小作地	99.2327	11.6322	80.8719
	法人団体の所有する小作地 社寺教会	11.1308	8.9419	20.0727
	法人団体の所有する小作地 其の他	2.9821	1.4027	4.3918
	永小作権の目的となつていた小作地	—	—	—
	地主が申出た農地のうち小作地であつたもの	1.6913	.2810	1.9723
	小作地で買収された物の合計	129.3927	35.0204	164.4201

余は当時の小作人に解放することになつた。買収農地で県農地委員会で最終決定になつたもの、昭和二十五年七月まで、十六回に亘つて行われた。その総面積、田、一二九町三反九畝二七歩、畑三五町二畝である。田は賃貸価格の四〇倍、畑は四八倍の価格で買収された。其の他山林の内で適当な耕地が、希望者の申請によつては開拓し耕作せられた。

主要食糧及雑穀類の生産高を表示する。表(5)

(表5)

	作物名	収穫面積	実収高	当高 反収穫
主要食糧農作物	米	2,870反	5,734石	2 石
	小麦	233	232	1
	大麦	9	8	0.9
	裸麦	1,351	1,621	1.2
	甘藷	224	66,900貫	300貫
	馬鈴薯	101	25,002	250
雑穀	あづき	64反	57石	0.9石
	大豆	196	274	1.4
	そらまめ	13	21	1.6
	一	一	一	一

雑穀類は河之内の一部、問屋、日浦、又は音田、土谷等の畑の多い所に多く産する。

第二節　農家戸数と経営規模

昭和二十五年の農業センサスによれば、村の農家戸数は六五二戸で、その世帯員数は三七九〇名である。農家一戸あたりの人口は五・八名であるが、これは全国平均及び愛媛県平均よりもやゝ小である。農業経営面積広狭別、自小作別戸数は(第6表)に示す通り、経営面積では五反～一町歩の階層が最も多くて二九九戸、全農家の四六%に達しており、しかも他の階層との差が著るしく大きいことが注目される。五反～一町歩以上の階層になると経営の仕方によつては、経済的安定性がかなり期待されると思われる。これらの階層に属する農家は、四三七戸で全農家数の六七%に相当する。(表7)このうち自作農は六一%、二六八戸であつて全農家戸数の四一%に当る。自作農兼小作農をも含めると、この階層、全農家の九五%となり、全農家数の六四%に達する。換言すれば村の農家のおよそ七割は五反歩以上の耕地を経営していて、その六割が自作で、三、四割が自兼小作と云う事である。山村農村の零細性と云うも

のはこの村では顕著ではないが、全農家の三三%に及ぶ五反以下の農家、及び五%の小作農家の経営、或は生活に眼をふさいでもよいとはいえない。昭和二五年現在、農地改革で、小作地が自作地となつた面積は、一八二町歩であるから、改革前にはいかにたくさんの小作農家が居たかと云うことがわかる。（表6）

経営耕地広狭別自小作別農家戸数（表6）

経営規模	農家戸数					
	自作	自作兼小作	小作兼自作	小作	計	%
1反未満	—	2	—	—	2	0.3
1～3反	52	20	14	24	110	16.9
3～5反	53	38	5	7	103	15.8
5～10反	179	102	18	—	299	45.8
1～1.5町	78	42	3	—	123	18.9
1.5～2町	11	4	—	—	15	2.3
計	373	208	40	31	652	100
%	57.2	31.9	6.1	4.8	100	

5反歩以上経営農家戸数（7表）

	小作	自作兼小作	小作兼自作	合計
戸数	268	148	21	437
比率	61.3	33.9	4.8	100%
全農家に対する%	41.1	22.7	3.2	67%

専業兼業別、経営面積広狭別、農家戸数は、（表8）の通りである。この村では専業農家の割合が高く五一%、第一種兼業がこれについで三二%、第二種兼業は僅かに一七%である。専業農家と兼業農家は略相半ばしている。註（第一種兼業とは農業の外に一種の職業を兼ねておるもの、第二種兼業とは農業の外に、二種の職業、例えば商業と林業をも兼ねているような者を云う）兼業農家の兼業々種は、

専業兼業別耕地広狭別農家戸数（表8）

経営規模	専業農家		第1種兼業		第2種兼業		合計	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
3反未満	29	8.7	20	9.6	63	56.8	112	17.2
%	26		18		56		100	
3～5反	50	15.1	35	16.7	18	16.2	103	15.8
%	49		34		17		100	
5～10反	175	52.7	96	45.9	28	25.2	299	45.9
%	59		32		9		100	
10～15反	70	21.1	51	24.4	2	1.8	123	18.9
%	57		41		2		100	
15～20反	8	2.4	7	3.4	0	0.0	15	2.2
%	53		47		0		100	
合計	332	100	209	100	111	100	652	100
	50.9		32.1		17.0		100	

産業としては林業、製炭、商業があるが、その大部分を占める者は賃労働である。この村の農家の兼業は自家労力の過剰と云うよりも、やはり現金収入を計るという目的である。

第三節　農業生産状況

村の主要農作物作付状況と、その収量は（表9）の如く作物の種類は二十余種の多きに達している。しかし水稲と裸麦の作付面積が最も多く、次で小麦、甘藷等である。

農作物作付状況（表9）

	作物名	収穫面積	実収高	反当収穫高
主要食糧作物	米	2,870反	5,734石	2石
	小麦	233	232	1
	大麦	9	8	0.9
	裸麦	1,351	1,621	1.2
	甘藷	224	66,900貫	300貫
	馬鈴薯	101	25,000	250
蔬菜	なす	22	11,000貫	500
	とまと	1	500	500
	きうり	4	3,200	800
	大根	64	115,200	1,800
	かぶ	3	3,000	1,000
	ごぼう	12	10,800	900
	にんじん	2	1,200	600
	さといも	49	17,150	350
	かぼちゃ	5	4,500	900
工芸作物	たばこ	93	4,200貫	45貫
	みつまた	25	4,000	160
	わた	2	30	15
雑穀	あづき	64	57石	0.9石
	大豆	196	274	1.4
	そらまめ	13	21	1.6
その他	れんげそう	328	98,400貫	300貫
	なたね	35	35石	1石

果樹の植栽と収穫（表10）

類別	集団的のもの	散在的のもの	実収高	反当収穫高
	反	本	貫	貫
温州みかん	34	185	4,092	100
かき	9	1,125	8,800	600
なし	4	42	1,900	500
くり	5	146	440	60
もも	0	13	180	600
計	52	1,511	15,412	―

家畜飼養状況（表11）

種類／戸数等	乳牛	役肉牛	馬	豚	山羊	緬羊	兎	鶏	あひる
飼養戸数	22	428	5	2	6	6	73	490	―
頭羽数	23	450	5	3	6	8	140	2,263	19

村の農業の中では耕種農業が最も多く、その中でも米と麦とが特に大きな役割を占めている。水田は耕地の七〇％に達しておるが、反当収量は余り良い方ではない。東谷西谷とも谷間の細分された田が多い。山間の傾斜地で陽かげが多い。又水利の関係も良くない。それでも藩政時代から所々に池を設けたり、堰堤を築いたりして耕地経営をして来た。今、その水利の状況を記して見よう。

三内村の耕地は、東西二大峡谷の傾斜面にあり、畑地は別として灌水をするためには、谷から水を取らねばならぬ。それで、奥谷から前谷まで、水を堰き留めて灌漑に供したのである。

一、堰

重な堰には東谷方面では、恵雲堰、梅ケ市堰、窪野堰、池田堰等であり、西谷方面では、三島下井手堰、原之下堰三島井手堰等がある。以上の堰は何れも出水多きときは流失の厄に逢うていたが、何れも県営の練績工事等によつて往時の面目を一新して灌漑の便が大きくなつた。

二、溜　池

三内の三大字は、井内川、則之内川、土谷川とも水源地ではあるが、溪谷が深いために灌漑用水が乗らない憾みがある。そのため必然的に築池が行はれた。古池、新池と数多あるが何れも記録が審かでない。唯則之内村、大庄屋宇和川氏は元文年中（昭和三三年より約二三〇年前）東谷筋に八ケ所の池を築いた。永野、上池、下池、則之内中組、タゴダ池、中池、下池、徳吉障子ケ谷池、駄馬池等である。其の他河之内日浦、井内久尾等、昔から池掛りの田地のある所はあるが、築池の沿革は詳かでない。

池の名	場所	広さ、其の他	摘要
永野上池	永野	満水面積四反七畝	上永野を主として九反八畝に灌水
西の谷池	〃		上池の補助池
永野下池	〃	水面九反四歩 塘面積二反六畝	永野、一ケ谷十一町三反歩に灌水
上池	則之内中組	水面積一反五畝	明治二八年築池、約五町歩に灌水
中池	〃	水面積三反歩	明治以前築池、大正初期大修理、約五町歩に灌水
下池	〃	水面積一反五畝	明治以前築池、昭和三二年改修、約五町歩に灌水
丁字ケ谷池	〃	水面積六反　水深五間半	大正九年築池、約五町歩に灌水

新池	〃	水面六反　水深二、五間	明治二七年着工同二八年完成、約一五町灌歩
障子谷池	徳吉	面積八反一畝二六歩 水深三、五間	徳吉全域灌水
駄馬池	〃	面積五反二十三歩 水深三間	〃
余野池	日浦	水面七反四畝一五歩	字余野灌水、明治以前築池（池は為八、水、伝五郎、なんと庄平、ねや嘉平と云う唄は築池代表者）
天神池	〃	水面約三反歩	字美間屋、松尾灌水二町五反歩
両瀬池	〃	水面二反三歩	字両瀬に灌水、明治以前築池
タゴダ池	則之内中組	水面一反五畝	灌水約一町歩
段の池	保免	水面一町三反	保免約二〇町歩に灌水
瓢箪池	井内久尾	面積一町二反	明治前、元禄以降の築池　久尾一円に灌水
スクモヅカ池	井内大根木	面積八反歩	寛永以前の築池、大根木に灌水
堀越池	井内中野	水面五反　水深三間	井内川本流より引水、中野組に灌水
仙道休池	土谷仙道休	水面三反歩	天保年中築造　世話人中島七兵衛 大正十年補強工事、昭和八年樋替　中之子一円灌水
七郎ケ谷池	土谷、七郎ケ谷	水面約一反半	萬延年中築造世話人中島七兵衛、昭和七年樋替

三、調停書

（則之内三島井手水利組合保管）

三内村の水利で他村と関係のあるのは、字保免三島の三島井手であつて、南方と関係がある。法界門橋下大川沿に三島新田と云つて、約三町歩の田地があるが、この用水堰は法界門橋下である。それより約五町位下手に南方の用水堰「二の堰」がある。平常には問題はないが渇水の時には困る。ある時代には紛争を起したこともあつたが、今は双方の理解が出来て円満に水を分け合つている。

三島井手堰調停書

昭和九年七月六日以来紛争ヲ起シタル法界門橋上手三島井手堰ニ関スル事件ヲ

三内村三島井手水利組合代表者　宇和川源一

川上村南方井手水利組合代表者　菅野与三郎
ノ両氏ノ無条件一任ヲ得テ
川上村長代理助役　樋口光春
三内村長　　近藤金四郎ノ両人ハ
川上村駐在巡査　渡部宗次
三内村駐在巡査　川上宗一ノ両氏立会ノ許ニ調停スルコト左ノ如シ。

一、大正二年川上村長松木喜一ト三内村長渡部愛蔵ノ取替セタル仮契約書ハ動クコトナシ。

二、但シ本年ノ如キ非常旱魃ニ際シテ南方水利組合ヨリ分水ヲ求メ来ル際ニ於テハ左記ノ通リ行フ可キモノトス。

左記

イ、三島井手首ニ分水堰（木造リ）ヲ設ケ
　南方井手へ　六分七厘五毛
　三島新田井手へ　三分二厘五毛
ノ割合ニ分水スルモノトス。分水堰工事中ト雖、調停者ノ見計ヒニ依リ分水ヲ実行スルモノトス。

ロ、此ノ場合、大正二年ノ仮契約ニ依ル堰ノ工作ハ変更シ、砂及ビ土並ニ藁其他ノ材料ヲ以テ三島井手水利組合ノ自由宰量ニ依ル堰キ止メ工事ヲ行フコトヲ得ルモ、石ノ大サヲ変更スルコトヲ得ザルト共ニ、セメントヲ使用スルコトヲ得ザルモノトス。

ハ、南方水利組合ハ三島井手堰ノ下方十間以内ノ河渠ヘヲ行フコトヲ得ザルモノトス。

ニ、井手首ニ於ケル分水堰ノ位置ト方法ハ調停者之ヲ指ボス。

ホ、分水堰工作ハ両水利組合代表者立会ノ許ニ両水利組合ニ関係ナキ者双方一人宛、計二人ノ人夫ヲ使用シテ工作セシムベシ。

ヘ、此分水堰（分水スル場所ノ設備ノミヲ指ス）工作ニ要シタル費用ハ分水量ト同比率ヲ以テ負担スベシ。

右ノ通リ調停候也

昭和九年七月八日

調停者　川上村長代理助役　樋口　光春
〃　三内村長　近藤金四郎
立会人　三内村駐在巡査　川上宗一
〃　川上村駐在巡査　渡部宗次

本書四通ヲ作製シ両役場ト両水利組合ニ一通宛保存ス。

窪野堰　大字河之内狩場に在り

以前は淵の上方、清水橋の下手に堰を設け、巌石を打ち越して音田井手に水取をしていたのを、明治二十七年に現在の如く巌石をくり抜いて水を取るようになつて、永久に堰を築く心配はなくなつた。

愛媛県指令二　第二〇三号
下浮穴郡三内村大字河之内
水利関係惣代　佐伯十一郎外一名
本年二月二十五日付堰堰変更及巌石繰抜ノ件開届ク

明治二十五年四月十九日

愛媛県知事　勝間田稔

此灌漑面積、音田組約九町二反歩、徳吉組約二十二町歩

窪野のくりぬき用水路

第四節　換金作物

(1)　主要食糧作物の外は、蔬菜等自家消費が主であつて、近年熱心な人々によつて市場へ出されるけれども其年の需給関係等でウマく行かず、換金作物として安定していない。（表9）

(2)　工芸作物として三椏の栽培が盛んであつたが、近年植林の方に重点が置かれ、又紙幣の硬貨問題等で凋落の傾向である。たゞ煙草は問屋、日浦等畑地の多い所に盛んであある。これも余り連作が利かぬので永久性はない。

(3)　果樹に於ては、蜜柑、梨、栗、柿等を植付けているが気候土質等の立地条件に支配せられ余り発展せず、中でも蜜柑は徳吉部落に大正の初年頃より栽培し則之内中組及久尾の一部に産出している。梨は則之内上坂及和田丸板屋の子に栽培している。柿は全村に亘つて栽培するが何れも自家用程度のものである。

(4)　牧畜に於ては、昔は「預り牛」と云つて、三内村は山草が多いから平地の人々から飼賃を取つて飼育したのであつたが今は農協等の協力によつて自家用牛を購入し肥育牛にもすれば（子出し）もする。乳牛も酪農組合等に加入して飼育している者もあるが乳価が安いのと飼料の関係等で余りのびない。

(5)　養鶏　部分的には百羽二百羽と飼育する人もあるが、大部分は十羽程度の小経営である。鶏種の殆んどが白色レグホーンである。

(6)　緬羊　近藤金四郎は村長に就任するや、農家の副業として緬羊飼育を計画し、農商務省に種羊の払下げを申請して、大正九年十一月に三内村がその飼育所に指定され

シユロツプシヤー十二頭、メリノー六頭合計十八頭の緬羊が払下げられ、これを河之内の問屋、日浦、狩場、音田の四部落の希望者に分ち、飼育することにしたが、河之内は気候風土が適当しているので、発育は好成績であつた。しかし現在の如く加工に便利で洋服地として自家利用する等の方法もなく、取引関係も余りに小規模で相手にしてくれず、数年にして影をひそめた。

第五節　地益及び土地の売買

明治十六年調（愛媛県史）の地益、即ち土地からどれ程の収益があるかを調べたものがあるから、これを掲げておく、この地益は一定不変のものではないので、肥培管理の進歩や、経営の巧拙によつて増減するものである。

明治政府は、明治四年「田畑勝手作の禁」を解き、続いて分地制限令及び土地永代売買の禁を解いたので、土地の売買は自由となつた。明治六年七月から前後七年もかかつて、地租改正がせられた。今まで小作人によつて納められていた貢租は、土地所有者が納める事になつた。それで土地所有者は、地価の百分の三の地租を納めるのに、収穫の豊凶によらず納めねばならぬ事になつて、田をもてあまし「田一反に酒一升つけるから貰つてくれ」と言つて、人に与えたと云う話である。河之内音田の貢蔵の在つた田等がそうだ、と云う話を古老に聞いたことがある。

田の値段について昔の人はこんな事を言つている。田の値段は豆腐一丁の値段と田土の豆腐一丁分が相当すると言うのである。計算をして見ると正にその通りである。

大正の終頃は其の田の定米について、一俵がいくらと云つたものである。大抵一俵が百円から百五十円位であつた。

地益　明治十六年調　表ハ中等処一反歩当ノ概略

種目	種苗	夫役		労賃		肥料	収穫	価金	一石貫斤通価
		男	女	男	女				
	升	人	人	円	円	円	石	円	円
粳	四、五	一六	八	一、六	、五	一、五	一、五	六、五	四、三
糯	四、〇	一六	八	一、六	、五	一、七	一、四	六、七	四、八
大麦	五、〇	一〇	五	一、〇	、三	、七	、九	一、七	一、九
小麦	三、〇	一三	七	一、三	、四	一、〇	、八	三、一	三、九
裸麦	四、〇	一四	八	一、四	、五	一、五	一、〇	三、一	三、一
粟	七	八	六	、八	、四	、八	、六	一、八	三、〇
大豆	四、〇	七	五	、七	、三	、五	、五	二、〇	四、〇
玉蜀黍	二、〇	七	五	、七	、三	、八	、八	一、六	二、〇
甘藷	一五貫	一三	六	一、三	、四	、三	二五〇貫	五、〇	〇、〇二
煙草	〇、〇一	三〇	四〇	三、〇	二、四	三、〇	二〇〇斤	一〇、〇	〇、〇五
楮	苗不詳	一〇	一〇	一、〇	、六	一、〇	三、〇	一〇、〇	〇、二〇

それで一反の定米が四俵なら百五十円の四倍即ち六百円と云う事である。

最近では高くなつて反当二五万円から三十万円もする。又特別な田はそれ以上もするようである。

第六節　村の林業

三内村の林野面積は約四六〇〇町歩で、村の総面積の、七四%を占めている。村民は山林と関係せずしての生活はあり得ない実状であつて、また森林、或は林業に対しては深い関心と注意を持つている。特に村有林の管理経営には、村当局を始めとし村の人々の撓まざる努力によつて見事な成果を挙げつゝある。殊に本村は、其土壌の構造が複雑で、林木の成育にも種々影響を与えており、従つて造林の保護育成にも、集約的技術を要するので、村は愛媛県の林業改良のモデル村に指定せらるゝに至つたのであるが、誠に意義あることと云わねばならぬ。

一、林野面積

村の総林野面積は四六〇五町歩であつてこれを所管別にみると、第一表の如くである。

所管別林野面積　（表1）

所管別		面積	比率%	
国有林		612町	13	
公有林		1,136	25	
社寺有林		46	1	
私有林	総数	2,811	61	私有林総数に対する比率
	村内私有	2,022	44	72%
	村内記名共有	55	1	2
	他村内私有	734	16	26

国有林は別として、公有林の一一三六町歩は全体の二五%に当り、私有林は二八一一町歩で、六一%に当り、断然他を圧倒している。私有林二八一一町歩の内で、二〇二二町歩は村内私有であり、七二%にあたる。私有林の二六%に相当する七三四町歩は、他町村居住者の私有である。

次に村の林野を所管別林種別にみるならば、附（表2）の如く、天然生林が六〇%に対し、人工林が四〇%で、前者が幾分多いが、公有林と社寺有林では逆に人工林の割合が大となつている。これは公有林が古くから針葉樹、用材

所管別林種別面積　（表2）

所管別	天然生林	人工林
国有	372町	240町
公有	406	730
社寺有	16	30
私有	1,966	845
計	2,760	1,845

林作業に努力して来たのに対して、私有林は零細に分割されて、主として薪炭材自給のために備え来つたためであろう。また天然生林の中にはアカマツ林の多いことも一特色である。第三表に示す如く林相面積は針葉樹林が最も多く四五%を占め、広葉樹林は二八%を占めている。国有林、公有林、社寺有林共に、針葉樹林が多いのに比し、私有林には広葉林が多いが、これは村民の熱心が足りないからである。土地生産力をよく見極め、適当に利用すべきである。

所管別林相別面積　（表3）

所管別	針葉樹林	広葉樹林	混交林	竹林	無立木地	計
	反	反	反	反	反	反
国有	3,100	100	1,300	—	249	4,749
公有	9,650	4,200	750	—	2,710	17,310
社寺有	150	—	90	70	—	310
私有	7,320	8,370	3,740	460	3,040	22,930
計	20,220	12,670	5,880	530	5,999	45,299

二、林業戸数と所有規模

昭和二十六年の資料によれば、村の総戸数七八三戸のうち、その約九〇%にあたる七〇二戸は多少に拘らず林野を所有している。即ち非農家であつて、林野を所有している者も少くなく、又林野の配分が可成普遍的であることが分かる。

勿論林野の所有と経営は、はつきり区別して理解しなければならぬ。われわれは林野の所有だけで直ちに林業の経営が広く行われていると思つてはならない。

森林を一つの経済事業として取扱い、林産物を商品化することを目的としている林業戸数は非常に少い。特に林業専業戸数はわずかに一〇戸で五・五%である。しかし林業を主としてその他を副業とするものを包括するならば五二戸であつて、約二九%に達する。農業主、林業副とするものは、圧倒的

林業戸数　（表4）

	専業	林業主農業副	林業主他産業副	公体副林業団主	農業主林業副	他産業主林業副	合計
戸数	10	34	3	5	120	10	182
%	5.5	18.7	1.6	2.7	66.0	5.5	100

林野所有規模別戸数　（表5）

	1町未満	1～5町	5～20町	20～50町	50町以上	計
戸数	373	248	73	5	3	702
%	53.1	35.3	10.4	0.7	0.5	100

に多くて一二〇戸で約六六%に達する。

私有林の平均所有反別は、二町九反で、全国私有林の一所有者あたり平均面積に比較すると稍や大きい、全国平均は二町三反である。村では村内居住者七〇二戸によつて、二〇二二町歩の林野が所有せられているが、その規模別所有は第五表の通りである。山林所有者の五三%は一町歩未満の所有者で、五町歩未満の所有者は、全体の八八%である。二〇町歩以上と云うような比較的大きな山林所有者は僅かに全体の一%くらいにすぎない。だから山林所有の零細性は否めないが、一町歩から五町歩、五町歩から二十町歩と云うような、階層は全国平均より大きくてこれは欣ぶべきことである。

三、林産物生産状況

村の林産物は用材と薪炭である。特殊産物としては三椏楮、櫪(しきみ)などがある。（第六表参照）

昭和二十六年度には、用材三〇、〇〇〇石、木炭一〇、〇〇〇俵、薪一六、五〇〇〇束を産出している。村には昭和十六年から森林組合を設立し、その附設製材工場もあつて、加工需給作業も行つている。用材は松山、郡中、周桑方面へ積出すのが主であるが、間接的には阪神方面へも積出されて居る。近年は公私有林共稍や乱伐に過ぎた観もあるが、次ぎ次ぎと補植造林をせられて年々生長している。山林は殆んど立木処分であつて、伐採搬出はすべて伐採業者によつて行われている。村民はこれに労力を提供して賃

林産物生産高　（表6）

種別	昭24年	25年	26年	平均
用材（石）	18,000	24,000	30,000	24,000
木炭（俵）	6,000	8,000	10,000	8,000
薪（束）	14,000	12,000	16,500	14,165
スギヒノキ皮（束）	2,800	3,200	4,500	3,500
竹（束）	4,500	4,000	3,500	4,000
シキミ（貫）	15,000	16,000	20,000	17,000
ミツマタ（貫）	3,500	3,800	4,000	3,765
コウゾ（貫）	100	200	200	165
ハゼ（貫）	100	100	100	100

植伐面積　（表7）

年度別	伐採面積（町）			造林面積（町）				
	用材林	炭材林	薪材林	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他
昭24	20	48	26	80.1	3.4	—	1.1	7
25	27	48	22	127.1	15.3	0.5	85	—
26	34	40	30	87.6	45	48	15	—

金を得ておる。

この村の伐出経費は樹種、石当スギ二〇五円、ヒノキ二四二円、マツ二三〇円位である。

薪炭の生産は主として天然生広葉林である。薪炭の村内消費と移出の割合は、六対四位である。そして農家は皆自給している。特殊林産物の中で、樒は本村独特の栽培であつて西谷が主であるが、季節的に定期的に、現金収入を得ている点は、外に類のない事だと云う。

四、造林と植伐均衡

村に於ける人工造林の歴史は、比較的新らしいものである。わが村の造林は村有林の植栽から始つたと言つても良い位である。村有林は、明治四十四年に村の三部落有林を統一して、当時の村当局者等が、吉野林業等先進地の林業を視察して帰つて村基本財産造成を主目標に翌年から第一期造林に着手したのである。最初尾張種の種子を川上北吉井の種苗圃で育苗させて、苗木を植栽したのである。村内でも少数は音田の佐伯宇太郎等によつて補給せられた。樹種はスギ、ヒノキが主で、立地条件のもと、赤松とかクヌギ等も植えた、保育管理は村有林は立派に行われたけれども個人は造林保育技術が不充分であつた。

植付本数は反当二、五〇〇本から三、〇〇〇本を目標として植栽した。最近木材の価格が高騰したのでその造林熱は異常な発達をして、山林に集約保育技術の導入に注意するようになつた。

植伐均衡について見ると、第七表によつて三年間の平均植伐関係を見ると造林面積の方が稍や多くて、殆んど均衡がとれているからそれ以後はもつと植林が増加すると考へられる。

五、苗木の需給

初めは村外からの移入苗木によつて造林をしていたけれども、其の費用に於て、成績に於て次第に自給態勢を整えるようになつた。造林の成否が苗木にあると云う事を知つた村民は戦後のスギ造林地に於て、幼木にして開花結実を見た結果、母樹の選定に注意し、自家用苗仕立については特に深い関心を用いるようになつた。

三内森林組合の昭和二十四年から三十三年の十年間に於ける造林用苗木数を約一四〇万本として年平均一四万本の山出苗を要することになる。（山出苗とは植込苗のこと）

村全体としては苗木自給度は年と共に増大して行くであろう。

六、森林組合

三内村森林組合は、昭和十六年十一月に設立せられた。昭和二十六年三月三十一日、現在地区内居住組合員は五四一名、その出資額は四五五〇口（一口の出資金一〇〇円）である。地区外組合員は一五八名、出資口数は一四七三口となつており、合計組合会員数は六九九名、出資額は六〇二三口である。また組合員所有林野は第七表の通りであつて、私有林の約九〇％が組合員の所有である。組合は森林植栽計画、伐採計画、林道新設改修、森林経営の研究、製材加工等をやつているが、新森林法によつて、森林所有者の協同組織により、「森林施業の合理化と森林生産力の増進とを計りあわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期する」ことを最高の目標に規定され、専ら組合員のために直接のサービスをすべきことになつておる。三内森林組合は施設組合であつて現実的には、組合員の森林計画樹立と実行、その経営につき指導と助言等を与えておるのである。故に生産組合であるとも言えよう。

森林組合員非組合員の所有林野面積（昭和26年）（7表）

種別	組合員の地区内所有林野		非組合員の地区内所有林野		
	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積	
		町		町	町
私有林	687	1,190	287	234	2,224
社寺有林	12	45	—	—	45
公有林	—	1,640	—	—	1,640
その他	—	55	—	—	55
合計	699	3,730	287	234	3,964

七、山林と耕地の所有関係

本村は総戸数七八三戸のうち、約九〇％に当る七〇二戸が林野を所有している。これを農家戸数にだけ限つて見ると六五二戸のうち六三〇戸、即ち九六・六％が林野を持つておるから、村の林野を併用している農家はその率が極めて高い、耕地のみと云うのは僅かに二二戸である。これは誠に結構な事である。

(7) 農業経営に於ける林野の利用

一般的に分類すれば

1、賃労仂の場所として

2、補助食糧の生産手段として

3、堆厩肥原料の供給源として

三内村有林分布図

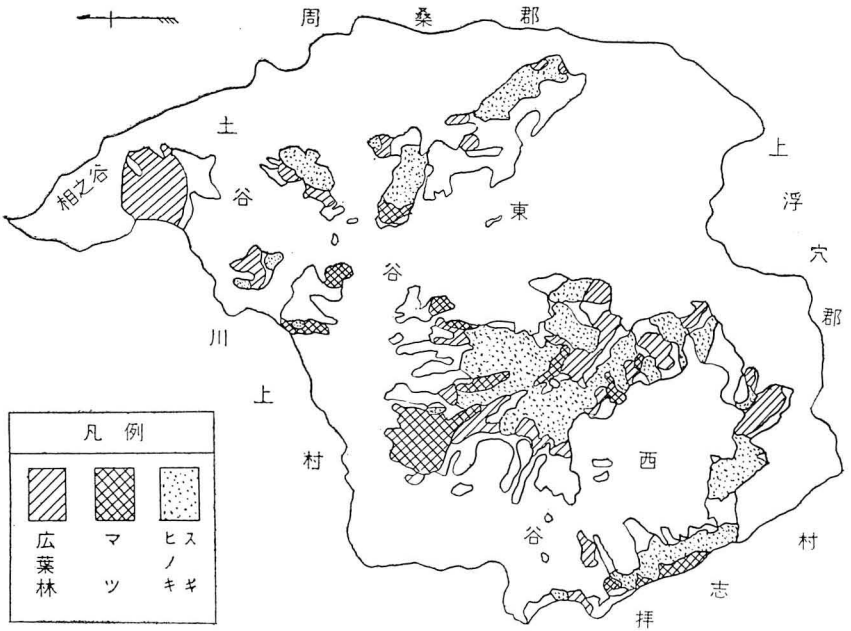

4、燃料の供給源として
5、用材製産の場所として
6、家畜放牧地として

右の利用について説明すると

イ、燃料の自給薪炭材
ロ、下草落葉の採取初夏より秋に採取する。実際はあまり利用しない。
ハ、用材源自家用は勿論だが針葉樹売却収入をする。
ニ、賃労動の場、現金収入の場。
ホ、その他焼畑切替畑等食糧増産に、又特用植物の栽培に利用する。シキミの如し

八、村有林の経営管理

村有林の面積は一一三六町で、村の総林野面積の二五％を占めている。第1図（地図）に見る如く村の中央部に突出している四国山脈の分嶺に大部分が存在し、井内谷の周辺地区及日浦音田等の地区に亘つて分布している。何れも山の中服以上の地帯である。村有林はもと部落の共有山林であつたものを明治四十一年から統一整理されたものである。その管理経営は各部落毎に村有林保護組合なるものを結成せしめて、一定区域の村有山林の経営を各組合に委嘱している。したがつて、造林、保育その他経営のすべては

保護組合の責任である。伐採に際しては村会、林野委員会の許可を必要とする。第一期造林の村と部落の分収歩合は六対四で、部落収益は保護管理業務への部落民の出役量に応じて配分されるのである。又村の収得分の六〇%のうち二〇%は、保護組合の造林品評会における成績に従つて、奨励金として部落民に還元する慣例になつている。造林品評会は第一期造林着手後十年、大正十一年から開始され、昭和十五年まで実施したが、これが部落民へ良い刺激を与えて村有林をより良くせんとする契機となつた。昭和十三年の四国公有林品評会では本村は特等賞を獲得した。戦時中及戦後相当伐採して荒廃せんとしているが、近年材価の高騰から保護区で立木売却した際の部落民への収入が多かつた事等から、造林意欲が振興されて来た。村有林の管理は立派に出来つゝある。

村有林の齢級別面積　(表8)

	齢級別面積							比率	備考
	0	1	2	3	4	5以上	計		
								%	
針葉樹	70	109	98	143	334	—	754	67.5	施業制限地20町を含む
広葉樹	—	47	42	61	143	88	382	32.5	
計	70	156	140	204	477	88	1,136	100%	

村有林の齢級別蓄積　(表9)

	齢級別蓄積						比率%
	1	2	3	4	5以上	計	
針葉樹	632	29,450	65,854	266,199	—	362,135	68
広葉樹	132	3,550	8,744	20,700	16,120	49,246	12
計	764	33,000	74,598	286,899	16,120	411,381	100

九、伐採と収入

村有林の齢級別の面積は、第八表の如くであるが、理想的には一齢級一五〇町歩位が良い。林相別では針葉樹六七・五%に対し広葉林三二・五%となつているが、広葉林を整理したい。蓄積上からも面積が三二・五%の広葉樹林が蓄積で、一二%である。

次に村有林の収入は、第一〇表の如くである。年々五、〇〇〇石程度の用材収穫は可能であろう。

村有林の伐採量と村財政への山林収入（表10）

年度別	用材		薪炭材	
	伐採量（石）	収入（円）	伐採量（石）	収入（円）
昭24	10,500	1,500,000	3,400	239,000
25	3,760	800,000	3,301	346,670
26	9,300	3,300,000	3,206	457,000
3ケ年平均	7,853	1,866,666	3,320	347,556

昭和二十六年度の村財政への繰入れ状況は、全歳入額の二七%であるから相当大であると云わねばならぬ。

山林収入の主なる使途は村の基本財産への繰入れが二、〇〇〇、〇〇〇円で大部分、国保の資金に当てたのが八四七、〇〇〇円、中学校増築費に五〇〇、〇〇〇円、公営住宅建設費に四一〇、〇〇〇円でその恩恵は頗る大きいのである。

一〇、私有林

私有林は二、八一一町歩で総林野面積の六一%を占めている。針広葉樹林の面積は相半ばしている。齢級配置は順当であるが、針葉樹の五齢級以上が極めて少ないのは伐期が低いことを示している。又広葉林にも三齢級以上のものが七〇〇町もあることは問題である。蓄積でも針葉樹林が圧倒的に多い。これは広葉樹林の施業の改善を絶対に必要とする所以である。

要するに三内村は森林施業の「模範村」ではなくて「模範村たるべく施業をしてゆかねばならぬ村」であることを忘れてはならない。

第七節　部落有財産統一の状況

一、統一前に於ける部落有財産

本村の部落有財産中、林野は旧来の慣習によって肥料飼料の採草に、また屋根葺用萱山に、採薪用に利用収益していたのであるが、就中採草地は年々或は隔年毎に火入をしていたのである。其火入方法は無摂制で危険この上なく採薪地等も勝手に伐り荒らされるに任かせてあったので、殆んど荒廃して、心ある人は眉をひそめて心配をしていたのである。今統一前の状態を見るに、

所有部落	山林	所有部落	山林
狩場組	一〇五、六五〇一町	音田組	三三、九六〇四町
日浦組	三五、九八二八	日浦組	五七、一六一三
河之内則之内組	三九、六一一〇	土谷組	五九、七三一〇
音田組	三四、三七二九	本組	一八一一
		本谷組	

相ノ谷組	八六、四一三	保免組	八一一
徳吉組	二七、〇一六	則之内組	四四六、二八二九
宿野組	三〇一六	大平組	一、七〇〇三
和田丸組	一六、四〇一三	成組	一八〇〇
保免組	二、四七二	六地蔵組	四三二
則之内組	六、四三五	仲屋組	六五三
徳吉組	三、八三〇四	北間組	四〇二四
永野組	二〇、二六〇〇	黒岩組	一五九
惣田谷組	五、八二四	蔵元組	一、四〇〇九
和田丸組	三、三〇一一	井内区	一九五、七三〇五
一ケ谷組		合計	一三四七、二九〇二

右部落有林を荒廃のまゝに放置するにしのびず、明治四十一、二年頃より、志ある者及村当局は、これが対策を考究中であつたが、明治四十三年に至り、県及郡よりしきりに、部落有財産の統一に関して、督励勧説を受け、茲に改善対策は、統一整理の上、管理経営を合理的に進め、依つて得らるゝ村財政の基礎確立、並に一般村民の福祉増進を図る方策に転じ、喜多郡五十崎町及広島県広村等の村治及部落有財産統一の治績を視察し来たり等して県郡の援助を得て、関係部落を説得のため、其の利害得失等を説明して巡回する等、非常な苦心の末、明治四十四年の春に至り、釈然として円満なる解決を得て統一に決したのである。

統一の方法

本村部落有財産統一整理事業に当つては、先づ整理委員を各関係部落に二名宛選出せしめて委員会を作り其の方法に関しては、先進地の実例、村内の実情に基き、慎重審議の末、更に村会の諮問に附して、是非を検討して具体案を作り遂にこれを敢行する至つたのである。統一案を示すと

地目	村ニ統一スルモノ	社寺ニ譲与スルモノ	名義誤謬ニ付更正ヲ要スルモノ	売却処分ヲナスモノ	既ニ売却済ニシテ追認ヲ要スルモノ	計
山林	一二五九、四三九	一〇、四三九	三、三七二	五、五三三	一〇〇、九六五	一三四七、二九〇三

㈠ 村ニ無償統一セルモノ

元所有者	山林反別	元所有者	山林反別
狩場組	八〇、三一〇六	惣田谷組	一四、〇五五
日浦組	一八五、五五〇三	日浦組	三、九六〇四
音田組	二四、三七一九	音田組	五八、八四〇〇
則之内区	三、〇〇〇	本組	四三四、六三七
河之内区	一七二、四六二六	則之内区	一六、四〇一三
井内区	一、五七二五	和田丸組	四〇、七七三
則之内区	二、五三七	保免組	八一、一一六
徳吉組		本谷組	
永野組		相之谷組	

元所有者	山林	元所有者	山林
和田丸組	二、五〇一三		
合計	一二六一、〇〇二四		

㈡ 社寺ニ譲与スルモノ

元所有者	山林	元所有者	山林
徳吉組	三、六四〇五	則之内組	二、四七二一
則之内徳吉組	四、八六〇〇	惣田谷組	五、四七二〇
合計	一六、六五〇九		

㈢ 誤謬ニ付更正又ハ売却追認ノモノ

元所有者	山林	元所有者	山林
狩場組	二五、四三三五	和田丸組	三、三三〇三
日浦組	二八、三三一五	保免組	八一一
徳吉組	二三、三七三一	成組	一八〇〇
永野組	一、三〇〇七	六地蔵組	四三一三
惣田谷組	二六二四	中屋組	六五三三
一ケ谷組	三、三〇一三	黒岩組	一五一九
蔵元組	一、四〇〇六	則之内河之内区	一七、六一一〇
北間組	四〇二四	井内区	二三、二六〇九
大平組	一、七〇〇三	則之内区	一一、六六〇三
土谷組	一六、三八二〇	中野組	六一一六
相ノ谷組	五、三〇〇五	宿野組	三〇二六
合計	一六六、二三二九		

㈣ 売却処分ニヨルモノ

元所有者	山林	元所有者	山林
日浦組	二、一一〇九	惣田谷組	一五三八
本組	九三三〇	本谷組	一八一一
合計	三、三九〇八		

㈤ 統一条件

(イ) 部落有財産中其ノ所有者ガ公共事業ニ充ツル為数年前ニ売却又ハ譲与シダルモノニシテ証拠確実ナルモノハ正当ニ処分スルコト。

(ロ) 部落財産中各地ニ點在シ経営維持ニ不適当ニシテ管理上収支相償ハザルモノハ其ノ地元部落ノ公用ニ供スル費用ノタメ売却処分ニスルコト。

(ハ) 神社寺院ニ縁故アル土地ニシテ実質ニ於テ社寺ノ所有ト認メ得ベキモノハ、此ノ際譲与スルコト。

(ニ) 私人ノ有タルモノニシテ、誤ツテ部落ノ名義トナリ、其ノ証跡判然タルモノハ、之が名義ヲ変更スルコト。

(ホ) 肥草場、萱草場、薪取場トシテ必要欠クベカラザルモノハ、村ニ統一後ト雖モ従来ノ入会地ノ関係ヲ有スル一部住民ノ旧慣ニ依ラシムルコト。

(ヘ) 前記以外ノ土地ハ、全部無償ヲ以テ、村ニ統一シ村ノ方針ニ従ヒ、植樹スベキハ植樹シ、天然林タラシムルモノハ天然林トナシ収入ヲ得タルトキハ、コレハ収益ノ分配ヲナスコト。

(六) 統一後の状況

統一協定に基き各条件に従い之が整理を行つて管理経営に関しては条令並に規程を設定して統一条件(ホ)(ヘ)の遂行を期していつた。

(七) 統一林野施業の状況

明治四十四年村有林統一なるや同年四月之が調査に着手同年末施業計画案を編成して、翌明治四十五年二月正式の手続をとつて同年度から実行に着手、大正八年度に第一期の施業を完了し、更に又大正十二年に至り、共同使用地区より、第二次整理を計画し此の整理案に対し臨時造林案を樹立同年より之を第二期施業案として実施完了する。

一、村有林総面積　一、七六四町、九八

内訳

(イ) 普通施業地　一、一〇九、三六

内訳

第一期施業区　人口造林　五六七町、一六
天然造林　一五一、一一
計　七一八、二七

第二期施業区　人口造林　一八九、八八
天然造林　一七九、三〇
計　三六九、一八

保安林　八、五〇
五三七、一二

(ロ) 共同収益地

採薪地　四二八、二三
採草地　五七、七一
採萱地　六六、二八

(ハ) 開墾地　二四、六二
(ニ) 県行造林地　四九、八二
(ホ) 貸付地　五、〇五
(ヘ) 防火線　八、六七
(ト) 岩石地　一二、九五
(チ) 蔭切地　、四二
(リ) 墓地　、三六

二、村直営地の事業実行状況

村直営地の事業実行は、村財政の事情により多少の差異ありたるも所定の計画を遂行し、第一期の計画完了後の成績頗る良好で、統一当時の荒野は一帯の樹海となり、昭和十五年度より輪伐施業をなすに至る。

三、村直営地外の経営

本村村有林内、入会地の内、四九町歩、共同使用入会権を廃し、昭和三年十月七日愛媛県と収益分収契約を以て、御大典記念造林地を設定して県は之に植栽して今や堂々たる美林をなすに至る。

四、事業実行を確実ならしめるため執りたる方法

各部落地元部落民をもつて、二十二の保護組合を設け、

各保護組合に常設委員を置き、其区域に属する林野の保護管理事務を取扱わしめ、毎年一回委員会を招集して、植樹手入等実行上の協議指導を与え、更に村条例による、特別造林委員五名を置き、毎年一回春季に村有林全般を視察し、各保護組合の管理の実況を閲し、意見を聴取し、経営の援けとなすこととする。尚五ケ年に一回は造林品評会を開催して奨励し、成績優秀なる組には審査の上、主間伐に二割以内を保護の報酬として交付する等、目的達成のため努力をつづけた。

造林品評会の成績

第一回　三内村公有林第一回造林品評会

1、会　期　大正十一年五月一日ヨリ六日間

2、審査員　愛媛県技手　森　繁樹
郡産業技手　村上　武男
三内村長　近藤金四郎
三内村助役　菅野　藤太
村会議員　渡部　愛蔵　宇和川新三郎
近藤円十郎　東　岩吉

3、審査参加者　村造林常設員全員

第二回　昭和三年五月三日ヨリ五日間

第三回　昭和九年四月九日ヨリ五日間

第四回　皇紀二千六〇〇年
三内村有林三十週年記念造林品評会
昭和十五年五月六日ヨリ七日間

審　査　成　績　表

保護区	第1回		第2回		第3回		第4回	
	順位	点数	順位	点数	順位	点数	順位	点数
浦元屋野田谷岩谷野尾	2	86.0	2	80.9	1	81.7		（記録不明）
日蔵間永音相黒土中久保免	12	56.3	6	69.2	2	76.6		
和田丸場谷木谷東吉外組	10	57.8	7	68.2	3	75.6		
狩惣大一川徳岩谷本谷	4	75.0	3	78.1	4	75.2		
ノ田根ケ	3	78.5	8	65.7	5	74.9		
	8	62.3	12	59.7	6	74.0		
	7	63.6	1	81.9	7	72.9		
	5	66.6	15	56.6	8	72.4		
	15	50.7	9	64.6	9	71.2		
	11	57.0	17	53.4	10	67.5		
	18	43.2	19	43.9	11	63.1		
	1	86.4	4	77.2	12	62.0		
	9	61.3	18	46.8	13	61.8		
	13	55.7	13	59.1	14	60.9		
	6	64.3	5	70.8	15	57.1		
	19	38.7	20	34.7	16	56.9		
	16	50.0	14	58.2	17	56.1		
	17	45.5	11	61.7	18	55.6		
	16	50.0	10	62.2	19	53.5		
	14	51.3	16	54.8	20	49.2		

第八節　村の商業と金融

酒屋へ三里、豆腐屋へ一里と云うような片田舎であるから、村の商店というような家は、藩政時代には殆んど無か

つたのであるが、明治に入つて税金を納めさえすれば、誰でも営業をすることが出来るようになり、「第四章経済第一表」の如く、大正十一年頃には、村内に六三戸の商家があつた。しかしこれとても農業の副業程度のもので、衣食住のすべてを自給自足でやつて来たのであるから、盛んな商売は望めないのである。それでも終戦後の物資の出廻りと卸売業者のサービスは問屋の奥や井内の谷まで眼新らしい日用品等が仕込まれている。一面では終戦後のカツギ屋さんから、行商人が入りこんで来るので住民には便利である。

明治の末期頃まで村の金融は借用証券や頼母子講によるほかなかつた。又質屋を営む家もあつた。頼母子も明治二十年頃までは米で取引をしていたのである。

（佐伯石次記録）

資料

高井登記所

頼母子米借用証

一、米二十石也　明治十七年十二月ヨリ同二十五年十二月マデ
毎年頼母子会毎一ケ年ニ付正米三石宛返納約定

右抵当
字上徳吉
一、田一畝三歩　地価三円六十銭　甲百三十八番地
外十七筆

右之通書入ヲ以米借用申候事実正也然ル上ハ地租諸役共於当方相勤元利期限之リ無相違返済可申候万一壱期タリトモ相滞候節ハ抵当地所売却ノ上一時返納可致候其節抵当代価返納米高ニ不足致候ハバ何程ニテモ相償可申候尚又借主ノ身上ニ異議出来候節ハ証人共委任状請主居候間総テ引継代理ヲ為シ屹度辨償致貴殿ニ毫モ御迷惑相掛申間敷候為後日書入証書如件

明治十七年十二月二十七日
下浮穴郡則之内村　借主　佐伯　久次
同　郡同村　証人　佐伯新九郎
頼母子総代　日野茂三郎殿

右抵当検査候也
明治十七年十二月二十七日
右戸長　藤田久樹　戸長之印

明治のはじめには各藩の発行した藩札と質の悪い貨幣が流通したうえに、維新政府の紙幣（大政官札）が発行になつたので経済界が混乱した。明治四年に大坂に造幣局が出来て、円形をした金貨、銀、鋼貨が出来て、円を単位とする貨幣制度になつた。そして民間に、つぎつぎに銀行が出来、明治十五年には日本銀行がつくられた。

明治三十年に日本は金本位制を確立して、日本の経済を世界的水準に引上げた。

明治から大正時代にかけて農民の生活は藩政時代のような事はなかつたが、地主と小作の関係は偏在的となり、小作人は反当三俵、四俵、五俵という定米を納めねばならぬから、その生活は困難であつた。一方、地主側は小作の納米を徳米と呼んで、一年の徳米何十俵何百俵という人もあつて富裕な生活を営んだ。だから貧富の差が大きかつたわけである。従つて多数を占める小作人とか労働者はその地主等の如き金持の家に行つて金を借りたのである。一方そのような金持は質屋を営むとか、中には高利貸をする者もあつた。又一時は農工銀行が田地を担保として年賦償還で金融をはかつたので村内でも沢山の人が「農工いのぎ」をしたものだ。こんな状態であつたから無産階級の者は盆や節季の金繰りには非常な困難をした。小作百姓等で一代かゝつて田の一反か二反も買えたら非常な出世だと云われたものだ。

大正に入ると欧洲戦争の好景気があつて、景気が良くなると米騒動、更に昭和に入つて浜口内閣金解禁、それから世界的生産過剰不景気来―日華事変、大東亜戦、敗戦という因果な憂目を見たが、その間、三内村では大正八年に三内村信用購買販売利用組合と云うものが生れた。始めは農民が自分の組合だと云う認識に乏しかつたかも知れぬが、身近に出来た組合を利用して金融面にも大助かりであつた。

三内農協貯金及貸付高

年度	出資金	固定資産	外部出資	貯金高	貸付高
大正9年	19,942	4,569	—	30,456	26,987
14	35,050	13,006	1,961	124,864	128,426
昭和5	34,000	12,184	5,481	74,107	116,404
10	32,188	9,757	8,680	132,742	104,604
15	33,320	14,814	12,521	465,800	99,080
20	30,100	29,854	16,012	1,969,690	23,701
25	370,500	41,781	161,319	21,030,872	1,273,800
30	4,327,650	2,054,194	2,884,024	69,116,373	15,489,532

昭和二十一年二月には、金融緊急措置令が出て通貨封鎖、預金の棚上げ、等があつて一時混乱した事もあつた。終戦後のインフレにより通貨の単位が上昇した。村では木材の

高騰等で金廻りも良くなつた。金融機関としては主として三内農協に依存することゝなつた。

第五章　教　育

大自然はすべてのことを知つていながら黙して語らない。今は故人となつた人達が登つたであろう山、夏の日盛りに魚あさりに夢中になつた川、毎日通つた道、それらは今も殆んどそのまゝにある。然し人々は幾世代か入り変つて昔の人はもういない。

村の教育、文化の歴史をふりかえろうとするとき、記録の不備や、焼失のため、そのよりどころとするものが余りにも少ない。わずかに古老の口伝や、現存の記録によつて三内地区における教育の変遷の概要をまとめて見た。江戸時代の教育状況は殆んど不明であるが、明治以後においてはその普及がいちじるしく、山村のため多くの学校を有しながらも年を追つて施設が充実されて来ており、村人の教育に対する熱意がまざまざと感ぜられ、「教育村」としての名をほしいまゝにしたのも、うべなるかなと心強い限りである。

教育は百年の大計であり、村づくりの根本である。茲に先見具眼の先輩に感謝しつゝ旧三内村時代の教育の沿革を略述する。

第一節　初等教育

一、沿　革

㈠ 寺小屋時代　明治以前の教育、即ち寺小屋教育は、僅かに庄屋、組頭等良家の子弟が、神官僧侶等のもとに通つて読み書き算盤のようなものを学んだにすぎない。

井内善城寺の和尚、則之内三島神社、氏宮三島神社の神主、河之内、音田の医者、佐伯幸伯とその子松渓、日浦の近藤寛蔵、これ等の人が寺小屋師匠であつた。

何れも自宅を教場とし手文庫、机等を並べ、素読、習字、算盤等を教授した。多くは教師の書き本で、庭訓往来、百姓往来を与えた。

授業は朝の八時ごろから、午後の三時頃までの間であつて、先生の御都合次第であつた。束脩の定もなく家庭よりの謝儀によつたものであろう。

右の内、佐伯幸伯は河之内音田の人で、幕末の頃長崎に行きオランダ医学を修め、帰つて産婦人科を開業し、其子松渓も医を業とした。

土谷に於ては「宮の側（わき）」と云つて三島神社附近の民家を使用し、佐伯半三郎、佐伯伝次、と云うような人が教授していたと云うことである。

(二) 第一期明治以後（明治八年―同三九年）

1、河之内私立培達学舎

明治四年に文部省が設置され、翌五年には学制がしかれたが、三内地区に学校が設けられたのは、明治七年十月一日で、音田の人、佐伯十一郎が高等小学校程度の学校を設立せんと、東奔西走苦心をしていたところ、時の学区取締役、内藤素行の来村を機会に、その由を陳情したところ、内藤氏は近藤林内に其意を伝え、快諾を得て私立培達学舎が設立されたのである。初め日浦の松尾（今の柳苧と美間屋道路の交叉点）に設けられ、土谷にその分校を置き、更にその分校を相之谷に置いた。

相之谷は通学距離も遠く道も嶮岨で、土谷分校に通学せず相之谷の分校で、寺小屋式授業が行われ、第一代の教師は岩井という人で、松山出身の人であつた。第二代目の教師は、佐々木時三郎で、身寄りのない人で相之谷で逝去せられ、現在相之谷にその墓がある。第三代目大吹教員の時廃校となり、相之谷の生徒も、土谷尋常小学校へ通学することとなつた。

教科の程度は相当に高く、高等小学校以上であつた。

教員としては

○児玉政之進（松山藩士）、この人は明治九年愛媛県尋常師範学校創設により同校に転任する。

○渡部明綱　後松山高等女学校長となつた人。

○金子長斉　後三津高等小学校長となつた人。

○村田教員（松山藩士）墓碑にも記されてある通り、松山藩士であつたが、明治五年庄屋制から戸長役場制に変つた時、戸籍及出納等の事務取扱を県庁で受講してかえり、役場吏員に指導した。培達学舎の教師としても相当程度の高い教育をしたらしい。宅は音田ホ組の（名越氏宅の前）の田にあつた。（佐伯宇太郎口述）墓は音田共同墓地、阿部氏の墓地内にある。

字松尾にあつた校舎は位置問題で、音田の金毘羅寺の下（今の公民館のある所）に移転したが、明治十九年の暴風で倒壊した。とりあえず金毘羅寺の量屋（はかりや）を改造して充当した。その後生徒数が増加して、狭隘になつたので、

民家（寺川音吉宅）を使用した。（佐伯半助口述）

明治十九年南方村、吉久村、井内村、則之内村、河之内村の五ケ村共立として学校を設け、川上小学校と称し本校を南方村南昌寺におき、その第一分校となつたが、高等科の教育は、尚、培達学舎として行つた。

参考資料　佐伯石次

愛媛県下浮穴郡則之内村学務委員申付候事

明治十六年八月二十一日　愛媛県令　関新平

尚次のような記録もある。

愈御精務之条宝喜不斜奉賀上候　陳れば今般別紙写之通奨品下賜相成候間九日午後第一時御披露芽組酒一献差上申度御苦労に御座候得共御臨校下され候はば大慶に存奉候右御案内申上度如斯御座候頓首　敬白

河之内村学務委員　近藤寛蔵

則之内村学務委員御中

愛媛県下浮穴郡河之内村　村立　培達小学校

二等奨励品目録之通付与候事

明治十七年一月十四日　文部省

化学器械　一組
理科小試器械　一組
理科小試具　一組
庶物標本　一組
度量衡標本　一組
理学用具　一組
図引具　三組
地図描写法　一部　以上

寄附金ノ儀ニ付願

下浮穴郡第一番学区河之内培達校資金ノ如キ未ダ不充備ニシテ諸端足レリトセズ、希クバ之ヲ補タメ、左ノ金額本年四月、当村戸長役場へ相渡有之ニ付、其儘学資ニ引出シ寄附仕リ度、御認可被成下度此段相願也

一、金百　円　十五年四月即納

下浮穴郡河之内村千九百十八番地平民　近藤林内　判

下浮穴郡第一番学区河之内村学務委員　成谷恒三郎　判

下浮穴郡伊豫郡長　西川武久殿

願出候趣相違無之依之奥書致進達候也

明治十五年九月十四日　右戸長　近藤寛蔵

（右同様に土谷校にも寄附している）

一、金四十円　近藤林内

培達学校諸費出納帳より

（これは明治七甲戌年十月以来、明治十四年末迄に至る培達学校の入費を管理者、近藤是直によつて記録されたものであ

る。）（近藤本家蔵）

教師として次の人々の名が見える。

池内氏（明治七年頃）月給三円
長曽我部弘氏（明治九年より）授業生　月給二円
乃万氏（明治十年頃）月給五円
金子氏（明治十一年）月給六円五十銭
柏井氏（明治十一年頃）月給三円

書　物

三銭　下等教則　二十銭　小学校教授法
五銭　地理神州　七十四銭　筆算教授法
三十五銭　読　本　十三銭一厘　農業往来

授業料　明治九年の記録によれば

一ケ月一銭五厘から十銭までゞ一定でない。外に無謝儀のものもあつた。

生徒数

明治八年お年玉持参者数によると三十三名
明治九年授業料控では、授業料納付者五十名、外に無謝儀人別六名合計五十六名であつた。

2、迪康小学校

明治八年頃則之内村氏之宮の前旧道を東へ行つた坂の附近の落の庵を校舎に使用した。教師は氏之宮神官、長曽我部斉。明治十九年共立川上小学校となつた。

3、豫則小学校

明治八年頃、現在和田丸公民館の位置に設けられたらしい。明治十九年共立川上小学校となつた。

4、吉内小学校

明治八年頃、井内宮川橋の下手に設けられた。飯塚亮助という漢学にすぐれた教師が居た。（東岩吉口述）

5、寒泉小学校

明治十四年四月吉内小学校を改称し神職の家（現吉井神社々務所）に移る。明治十九年川上小学校第二分校となつて、川西蔵元の天向にあつた貢米蔵を使用していたが、同年九月大暴風のため倒壊し、民家（屋号遅越）に移つた。

6、川上共立小学校

本校は南昌寺におかれた。一ケ年余りにて閉校。

明治二十年四月学制改正によつて小学校を尋常、高等の二校に分ち、各村には尋常小学校を置き、高等小学校は郡中町に、下浮穴伊豫両郡として一校を置くことになつた。寒泉小学校は天向小学校と改名していたが後井内尋常小学校となり明治三十九年の廃合に至る。

学校の制度の如きは、最初は全然不規律であつて昔の

寺小屋に彷彿としていた。

学級は初等、中等、高等の三科に分ち、初等中等は六級に初まり一級に卒り、高等は四級に初まり一級に卒る。何れも試験の上、平均点六点以上の者を及第として進級させ、以下は落第として原級に止める。そして半年進級十六学級である。だから全科を卒業するには八ケ年かかる。大方は初等科で退校し中等科以上へは進む者が極めて少なかつた。

明治二十年学制改正により、尋常高等共一学年を初めとして四ケ年で卒業する。最初尋常科一年は初等五、六級を併合、同二学年は三、四級を併合の如く改めた。後に至り高等科へ進学したくても郡中町までは、余りに遠方不便であるので、一ケ年程度の温習科（補習科）を設置した。

当時の教師

吉内小学校　名越重熙。飯塚諒介
寒衆小学校　飯塚諒介、林正鎮、高木共之、永野豊
川上共立小学校第二分校　吉田正繹
井内尋常小学校　曽根亀弥、金子猛雄、竹本琴三郎
天向小学校　宇野静哉、永野豊
井内小学校　金子元太郎、竹田九十郎、石丸長寿郎、正岡景敏
野本某、小林栄太郎、一色久幸
（以上菅野誠心著井内誌より）

7、河之内尋常小学校（前の培達学舎）

明治二十年八月共立川上小学校より分離して河之内尋常小学校と称した。明治二十三年、音田ハ組（藤井の裏）に新築移転したが、明治三十七年二月火災に遇い焼失した。消防の設備もない頃の事で、丸焼けになり重要書類等焼失した。即日区会を招集して、仮校舎を金毘羅寺下の（家号上大門）寺川音吉方と定めて、明治三十九年の新築校舎に至る。

8、土谷簡易小学校

明治二十年八月培達学舎土谷分校、及共立の第一分校の土谷教場より独立した。土谷一二二〇番地民家中島新七宅を充当した。明治二十五年九月土谷尋常小学校となつた。

9、東谷簡易小学校（前の迪康小学校）

明治二十年八月川上小学校より分離改称。

10、西谷簡易小学校（前の豫則小学校）

明治二十年四月川上小学校より分離して改称した。

11、天向尋常小学校（前の寒泉小学校）
明治二十年一月川上小学校第二分校を独立改称する。
12、則之内尋常小学校
明治二十三年五月、東谷簡易小学校と、西谷簡易小学校を合併、保免（貢蔵のありし所）に新設した。
13、土谷尋常小学校
明治二十五年九月より、土谷簡易小学校を改称、引つづき民家を使用していたが、明治三十二年字稗畑に新校舎を立て移転した。
14、井内尋常小学校
明治二十三年天向尋常小学校を改称し、現高須賀操屋敷に移築した。
15、高等小学校
培達学舎高等部においては、相当に高い教育が行われたようであるが、明治二十七年にいたり、南吉井村、川上村、三内村の三村共立にて、南昌寺に川上高等小学校が設けられ、有志の子弟が遠方より通学した。それは今の大学へ入学する位の比率であつたようである。ついで明治三十四年四月より三内村安国寺に分離して三内高等小学校と称し、同三十九年各小学校に高等科が併設されるに到るまでつづけられた。
時の校長は初代都築利敞、二代有光信太郎、三代藤浦嘉平であつた。教員には近藤壮造（後渡部氏）、佐伯恒雄、高須賀虎太郎、籾山某、田中寛太、女教員遠山コト等であつた。

(三) 第二期明治以後

1、三内第一尋常高等小学校
明治三十九年二月十六日、河之内尋常小学校と則之内尋常小学校の一部、（東谷の分）を合併して、現在位置に新設され、高等科を併置した。以後位置は変らず設備は次第に拡張改造された。
即ち大正十二年五月より、運動場拡張工事が校下民の勤労奉仕により、延九八七人の出役と一戸二十五銭の工事費三五五戸分八八円七五銭及村費支出二四七五円一二銭によつて、同年八月三十日竣工、九月一日落成式並祝賀会が行われた。丁度撒餅の最中が彼の関東震災の時であつた。
校舎も当時としては已むを得ぬ事であつたであろうが

極めて粗末（廊下側は障子）であり、狭く尚腐朽していた。西側の一棟（二教室）は修繕に止めたが他は新築又は改造することゝなつた。

即ち大正十四年九月十一日起工され、東西四十一間、（六教室職員室裁縫室）スレート葺及理科室三十坪、便所一棟は新築され、東側六十坪（宿直、小使、唱歌、準備室）等が改造され、大正十五年三月三日盛大に落成式が挙行された。続いて青年団による周囲の土墨工事及び植樹が行われ、当時としては立派な学園が整備せられたのであつた。昭和十年に至り、第一、二、三、と順位を示すような校名を廃して三内東谷尋常高等小学校と改称され、昭和十一年更に校舎の新築が行われた。即ちこれまでの東側校舎の東に講堂兼用の三教室（唱歌室裁縫室二と家事室）、住宅二教室及東西校舎の両端に手工室、西便所、堆肥小屋農舎運動具室が新設され、西側校舎は武道場として三内村役場前に移転されたので自然運動場は拡張され、五月十七日その落成式が行われた。尚此の年鉄筋石造の奉安殿が作られた。昭和十六年四月国民学校令により、三内東谷国民学校と改称、更に昭和二十二年四月より六三三制実施により、三内東谷小学校と改称して現在に至る。

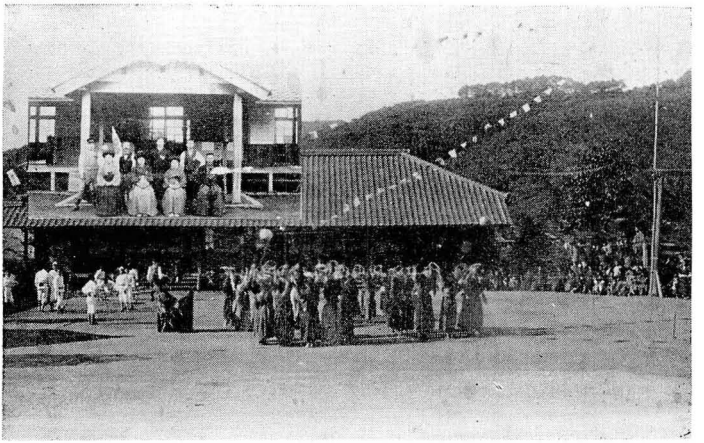

大正二年度三内第一尋常高等小学校秋季大運動会

2、三内第二尋常小学校

明治三十九年二月十六日井内尋常小学校と、則之内尋常小学校の西谷分を併せて、現在地に新設し高等科を併置した。費用は全村民の負担により第一校と合せて八千円の寄附を以て両校が建築された。

大正十五年に至り狭くなつたので、仮校舎（一教室）を新築した。然し旧式の建築法であり尚前の校舎が腐朽してきたので、第一校の新築後村財政も困難であつたが村長近藤金四郎を始め校下有志の奔走により、昭和二年五月校地の地ならしに着手し、昭和三年七月起工して、同年十二月竣工した。その費用は二万五千五百円を要した。昭和十年一月一日西谷尋常高等小学校と改称し、更に十六年四月より西谷国民学校と改称、更に六、三、三制実施により三内西谷小学校となり現在に至る。

3、三内第三尋常小学校

明治三十九年一月字稗畑の土谷尋常小学校を改称したが校地が日陰であつた為、明治四十四年二月現在地に新校舎を建築した。

昭和五年六月十七日、運動場拡張工事を開始し九月六日竣工した。又昭和七年十月二十七日、教員室、裁縫室、宿直室を改増築することとなり、その起工式を行い、十一月三日より着工して、昭和八年七月十六日、落成式が行われた。昭和十年一月一日より校名を三内土谷尋常小学校と改称されたが、更に昭和十六年四月より三内土谷国民学校となり、高等科が併置された。昭和二十二年四月学制改革により、三内村立土谷小学校となり現在に至る。

㈣ 六 三 制

昭和二十年八月十五日、第二次世界大戦敗戦の結果国政全般にわたつて一大変革が行われたが、教育制度においても、昭和二十一年にアメリカの教育視察団が来日し、わが国の教育制度について調査がなされた。その結果、ストダード教育報告書の勧告にもとづいて、わが国の教育制度の根本的改革が行われた。昭和二十二年三月三十一日付で、「教育基本法」「学校教育法」が公布され、これによつて小学校六年、中学校三年を、義務教育とし、高等学校三年、大学四年のいわゆる六三、三、四制が実施され、高等学校までは昭和二十二年度より、大学は昭和二十四年より発足した。なお、昭和二十三年より、二十四年度にかけて、教育行政に抜本的な教育委員会法が実施されて、文部省はその指導助言の機関として更生した。これによつて昭和二十三年に、愛媛県教育委員会が設置され、昭和二十七年十一月市村町にもそれが設置され、財政権を除いて、一切の教

育行政が委員会の手に移つた。最初委員は公選制であつたが昭和三十一年より、地方公共団体の長の任命制と改められた。

1、小　学　校

六三制実施により、各小学校は、六年生迄となり、高等科は中学校へ移行された。

2、中　学　校

昭和二十二年四月、旧三内村三小学校の高等科および青年学校が廃止され、それぞれ新制中学校の該当学年に編入し創立された。

中学校の校舎は東谷小学校の一部を本校とし、西谷小学校に分校を設置して、発足したが、二十四年三月十七日、工費三三五万円にて起工され、同年十二月十八日一ケ谷安国寺の丘に、堂々たる新校舎が落成した。その木材は村内各部落の管理する村有林より供出されたが、その他多額の金額も寄附された。当時としては、このような立派な独立校舎をもつ町村は、稀であつて、昭和二十五年十一月二十日、学校施設優良につき文部省より表彰の栄誉をうけ、更に二十六年八月二十五日、知事より表彰された。続いて同年十月十一日より、増築工事に着手し、翌二十七年三月十二日、図書室、洋裁室、体育器具室、農舎、物置が完成した。同年七月水不足のため丘の麓に井戸を掘り、水道工事を行つたため水量は豊富となつたが、酸化鉄を多量にふくみ水質が悪いため飲料水とはならなかつた。

昭和三十年四月二十五日川上村と合併し川内村となつたため、川内村立三内中学校となつた。翌三十一年九月八日滑川部落を合併して町制が実施され川内町立となる。更に合併当初よりの目標であつた、中学統合の議が進み、三十二年十一月より工費、約八千万円を投じ大同建設により、新校舎の建築が着工された。三十三年四月より町内四中学校を統合して、川内町立川内中学校と改称したが、松瀬川中学校を三内中学校に統合して、三内教場と称し、川上教場、滑川教場の三教場に分散して授業を行つた。同年十一月鉄筋三階建校舎、二階建木造校舎、および三内中学校より移築した平屋建一棟が完成し二十六日竣工祝賀式を挙行して、名実共に全町一校の中学校教育が行われることとなつた。

(五) 教育委員会

従来の教育行政が中央集権的官僚的、支配的であつた事から教育民主化の線に沿つて昭和二十三年七月法第一七〇号により教育委員会法が公布せられた。

この法律は教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである、という自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け教育本来の目的を達成することを目的とする。

最初は都道府県教育委員会が発足、愛媛県では元西谷小学校長であつた和田勇外五人の教育委員が公選せられ、愛媛県教育委員会が発足した。次で昭和二十七年六月法第二〇七号によつて地方教育委員会がおかれ三内村では次の人々が教育委員に公選せられた。

氏名	住所	就任年月	退任年月	備考
田井一十郎	和田丸	昭二七、一一、一	昭三〇、四、二四	委員長退任
富久シゲ	惣田谷	〃	〃	委員退任
近藤環	日浦	〃	〃	〃
三河孟	土谷	〃	〃	新町ニ残留
宇和川一	一ケ谷	〃		〃

昭和三十年四月二十五日三内、川上両村合併川内村となる。

教育委員会教育長、教育委員会には教育長を置き又其の職務権限に属する事項を処理するため事務局を置く、教育長には次の者を任命した。

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考
日野恒好	則之内	昭二七、一一、一	昭二八、三、三一	三内村助役兼任
近藤仙	〃	昭二八、四、一	昭三〇、四、二五	町村合併ニヨリ退任

二、初等教育学校年表

年代	変遷	沿革	制度	教育予算	生徒数	卒業者数	管理者	校長
明治四			文部省設置さる					
五			学制発布小学校教則発布さる					

六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
学区制定められる 一八大学区に 三二中学区に 一二〇小学区に 但し実現せず						小学校 小学校 小学校 吉内小学校		達康則小学校		培迪豫小学校		寒泉小学校
				○培達小学校は大字河之内日浦松尾に建築、後音田金田比羅前に移転明治十九年倒壊し河之内金羅毘寺、現在の庫裡の下にあつた古寺及大門（家号）の民家に移る 九月土谷に分校をおく ○迪康小学校 大字則之内中組の氏の宮前の旧道を東に行つた所 ○豫則小学校 大字則之内和田丸 ○吉内小学校 大字井内宮川橋の下民家使用			四月吉内小学校を寒泉小学校と改称 （現在の吉井神社社務所）に移る				
						九月学制廃止教育令制度実施義務教育四年（一六ケ月）、村毎に小学校設置						

一九	第一分校 川上小学校 第二分校	吉久、南方、井内、則之内、河之内の五ケ村共立学校とし本校を南昌寺におき川上小学校と称し河之内に第一井内に第二分校をおく 第二分校は川西、蔵元、天向の貢米蔵を使用していたがこの年暴風雨の為倒壊、川東の遅越（民家）に移る	一二月小学校令 尋常小学校四年 高等小学校四年					
二〇	土谷簡易小学校 常小学校 東谷簡易小学校 西谷簡易小学校 天向（てむき）尋常小学校	○一月第二分校は天向尋常小学校と改称 ○四月旧迪康校下の分は東谷簡易小学校、豫則校下の分は西谷簡易小学校と称して保免の貢米蔵（現三内森林組合の上の田）におく ○七月第一分校は河之内尋常小学校、土谷は土谷簡易小学校と改称した						士、伊藤伝三郎
二一					㊏ 二七			士、成谷嘉十郎 士、伊藤正次
二二								
二三		○河之内尋常小学校新築移転（現在、藤井商店の裏の田） ○一〇月天向校は井内尋常小学校、東谷、西谷両校と合せ則之内尋常小学校（高須賀一郎氏宅の上の田） 土谷校を土谷尋常小学校と改称した	○一〇月三〇日教育勅語かん発される ○市町村制実施される		㊏ 一九			士、泰野正訳 士、名越重熙
二四	校 校 校							士、吉田正繹
二五								

四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六		
校	校	校	土谷尋常小学													
校	校	校	河之内尋常小学													
校	校	校	則之内尋常小学													
			井内尋常小学													
	○河之内校と則之内校の東谷分とを合して三内第一尋常高等小学校とし井内校と則之内校の西谷分を合せて三内第二尋常高等小学校とし土谷校を三内第三尋常小学校（高等科は第一へ）と改称共に現在地に移る		○二月河之内尋常小学校焼失の為金毘羅寺に移る			○三月三内高等小学校を安国寺に設く	一月土谷校字稗畑に新築移転									
○三月義務教育六年となる				○教科書固定となる			○八月小学校令改正									
二七五九、一六	二三三、三六 〃	二七三、八四円 三校分	〃 四四	〃 四三	〃 三四	〃 四五	〃 四一	〃 三五	〃 二七	〃 二六	〃 三三	〃 三二	〃 二六	土 三〇人		
〃 〃 〃 二八三 〃 〃 〃 二三四 〃 〃 〃 四七	第一校二七六 第二校二一五 第三校 四四	〃 四四	〃 四〇	〃 四三	〃 三四	〃 四五	〃 四一	〃 三五	〃 二七	〃 二六	〃 三三	〃 三二	〃 二六	土 三〇人		
近藤 元衛	〃	戒能 大次														
〃 〃 〃	一 伊藤 博愛 二 藤浦 嘉平 三 久保徳次郎	土、久保徳次郎	土、杉山 光忠		土、服部 正範		土、永野 豊	土、佐伯求四郎			土、長曽我部斉	土、二宮振十郎 土、近藤寅太郎	土、永井 十郎	土、矢野 一竹		

四一	学	学	学			〃 二八八五、九二	第一校二七一 第二校一四四 第三校五四	〃	一 重信豊次郎 二 松田宇三郎 三 長曽我部由雄
四二						〃 三〇一六、七八	二九二 一二九 六八	佐伯 徳次	一 重信豊次郎 二 山内良太郎（一二月） 三 長曽我部由雄
四三						〃 三三一一、〇七	三三三 一五四 八二	〃	一 〃 二 〃 三 相原馬太郎
四四				二月土谷校惣野に現校舎新築落成		〃 三五六八、〇五	三三九 一六八 八一	渡部 愛蔵	一 山内良太郎 二 藤川弥続 三 〃
四五 大正元						〃 三六七〇、〇〇	三三八 一六四 七五	〃	一 〃 二 作道亀一 三 〃
二						第一校一七三八、〇〇 第二校一二三二、四八 第三校四九〇、〇〇	三四六 一五七 七五	〃	一 武田米蔵 二 〃 三 〃
三	小	小	小			一七四三、〇〇 一四四六、三四 四八七、五〇	三三五 一六六 七七	〃	一 〃 二 小林益義 三 石崎隆郎 三 岡山正利
四						一九六二、〇〇 一三九三、六四 六一二、二〇	三三九 一七五 七八	菅野唯次郎	一 〃 二 〃 三 〃
五						二〇七七、〇〇 一三五九、一五 六三〇、一〇	三四一 一七三 六七	北川徳次郎	一 〃 二 〃 三 〃
六	常	常	常			二一七一、〇〇 一三九八、三五 六三一、五〇	三五三 一七五 七七	〃	一 得能久吉 二 〃 三 〃
七						二四八四、〇〇 一四九一、一四 七一二、七六	三七八 一九〇 八五	東 岩吉	一 〃 二 〃 三 〃
八					○二月小学校令改正（就学義務満六才）	三九三一、〇〇 二六七〇、二〇 一二五七、〇三	三六七 一九五 八六	〃	一 石丸本蔵 二 〃 三 〃

内　第一尋
内　第二尋
内　第三尋

年	備考	予算	人数	村長	校長
九		四四六三、〇〇 三三五二、〇〇 一五五七、四〇	三七五 一八三 八八	近藤金四郎	一 宮崎信次郎 二 森　兵次郎 三 〃
一〇		六八六九、〇〇 五五〇九、五〇 二二六六、八八	四一三 二〇〇 九〇	〃	一 〃 二 {武政弥三郎 升田　繁市} 三 〃
一一		七四八〇、〇〇 四九四六、一〇 二五二六、六八	四〇六 二一〇 九六	〃	一 〃 二 〃 三 〃
一二		七三九八、〇〇 四九二〇、六〇 二一九〇、七〇	三九三 二三〇 一〇〇	〃	一 升田　繁市 二 乃万　遅 三 〃
一三		七〇八二、〇〇 四八八八、一〇 二〇九七、七〇	三九〇 二一五 九一	菅野　藤太	一 井上弥十郎（十月） 二 〃 三 関家　良博
一四		七〇三三、〇〇 四九二四、一〇 二五四八、二〇	四〇五 二〇五 八六	〃	一 〃 二 〃 三 〃
一五 昭和元	○青年訓練所設置、各補習学校を改称する	六八六五、〇〇 四五三一、二五 二〇四五、六五	三八九 二一五 八六	〃	一 〃 二 〃 三 宮崎　正之
二		七七一四、〇〇 五四一九、〇〇 一六五一、〇〇	四〇〇 二三一 八五	近藤金四郎	一 〃 二 〃 三 〃
三		七九一九、〇〇 六四〇三、〇〇 一〇三四三、〇〇	四〇四 二三四 八五	〃	一 〃 二 〃 三 酒井国太郎
四	浜口内閣緊縮予算	七九七八、〇〇 七〇二六、〇〇 九四五二、〇〇	四〇〇 二三八 八〇	〃	一 池内　嘉晴 二 〃 三 〃
五		七六二八、〇〇 六七九六、〇〇 八七三五、〇〇	四一九 二三〇 八三	近藤金四郎 宇和川新三郎	一 〃 二 加藤恵一郎 三 〃
六		七二六三、〇〇 六二九二、〇〇 六九八四、〇〇	四一三 二一五 八〇	〃	一 〃 二 〃 三 〃

七	三	三	三			六九三七、〇〇 五八五八、〇〇 七五二八、〇〇	四三三 二一一 八一		〃 近藤金四郎	一 岩崎英一	二 〃	三 〃
八						七四三七、〇〇 六一一一、〇〇 七六五三、〇〇	四三一 二三〇 八五		〃	一 〃	二 和田勇	三 〃
九				○一二月校名改称（第一を三内東谷、第二を三内西谷、第三を三内土谷）		七二五九、〇〇 六四八五、〇〇 九二七二、〇〇	四二八 二三八 八八		〃	東 〃	西 〃	土 〃
一〇	三内尋常小学校	三内東谷尋常高等小学校	三内西谷尋常高等小学校		青年学校令実施	七八八四、〇〇 六八二四、〇〇 一〇、〇七二、〇〇	四二八 二三七 八一		〃	東 〃	西 野本留遠	土
一一						七二六八、〇〇 六九二〇、〇〇 一一、二五二、〇〇	四四一 二三三 八二		〃	東 玉井清吉	西 〃	〃 土
一二						八、〇〇三、〇〇 七、六一三、〇〇 一三、一九六、〇〇	四三三 二二五 八四		〃	東 〃	西 明神利置	土 〃
一三						八〇五一、〇〇 七三一一、〇〇 一二四四一、〇〇	四三五 二三六 八〇		〃	東 〃	西 〃	土 杉原利三郎
一四						八二六五、〇〇 八六六九、〇〇 一三四七一、〇〇	四三五 二四六 六九		〃	東 〃	西 〃	土 城野重武
一五						二〇〇四三、〇〇 七〇八三、〇〇 一二五八九、〇〇	四一六 二三七 七〇		〃	東 長井盛明	西 〃	土 〃
一六	民学校	民学校	学校国	○校名変更（それぞれ国民学校と改称） ○土谷へ高等科併置	○三月国民学校令公布（義務教育八年となるも実施に至らず）	四七五三、〇〇 三七三〇、〇〇 四三九七、〇〇	三八六 二四一 一〇二		〃	東 加藤恵一郎	西 〃	土 〃
一七						一〇七九六、〇〇 四〇二五、〇〇 六二八三、〇〇	三八四 二三〇 九八		〃	東 〃	西 酒井国太郎	土 〃
一八				○青年学校は川上村と共立とし東温青年学校と称し川上小学校に併置する		五八五一、〇〇 三六七七、〇〇 四五六一、〇〇	四〇一 二三〇 一〇五		〃	東 佐伯惟揚	西 〃	土 〃

	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六
学校	三内土谷国 三内東谷国 三内西谷民			土谷小学校 東谷小学校 西谷小学校 学校				
				○校名変更（それぞれ小学校と改称す） ○中学校設置（各小学校にて授業）		○一二月中学校独立校舎落成移転 大字則之内安口寺境内		
	○五月戦時教育令	○九月新日本建設教育方針発表 ○一〇月教育制度に対する管理政策発表	○三月米国教育使節団報告書発表 ○一一月日本国憲法発布	○四月教育基本法学校教育法実施				
	二三一六、〇〇 三〇五〇、〇〇 四九六二、〇〇	二七七七、〇〇 二六二八、〇〇 三三六〇、〇〇	三八五九、〇〇 三五六〇、〇〇 五六七八、〇〇	四七、四〇〇円 四一、一五〇 二四、八二〇 中 一一三、六九三	一一五、三五六 一〇四、一一八 五六、四〇〇 中 二八六、四二五	一三一、三〇〇 九七、七七〇 七九、二〇〇 中 二七二、三〇〇	一九〇、〇八一 一五二、六七三 九〇、〇二〇 中 三七七、三六〇	二六九、三〇〇 二三八、五〇〇 一三九、〇〇〇 中 九一二、五〇〇
	四〇八 二四七 一〇五	四三八 二一九 一一三	四七八 二一九 一一九	三五七 三三一 九四 中 二八六	三五九 三三四 九八 二九七	三四九 三二九 九六 三〇五	三三三 三三七 八四 三一一	三一五 三三一 七九 二八四
				九四人	七四	九八	一〇九	八五
	〃	〃	宇和川一	竹内茂助	田井一十郎	〃	〃	田井一十郎 大窪晴市
	東 〃 西 〃 土 安井弘	東 〃 西 〃 土 〃	東 〃 西 〃 土 近藤仙	東 福良英雄 西 近藤仙 土 渡部正恵 中 佐伯惟揚	東 〃 西 〃 土 〃 中 〃	東 〃 西 山内武美 土 〃 中 〃	東 〃 西 須賀三郎 土 〃 中 〃	東 〃 西 〃 土 大堀隆俊 中 〃

二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三
三内			土谷小学校			
三内			東谷小学校			
三内			西谷小学校			
三内中						川内中学校
			四月　三内、川上両村合併 各校川内村立となる	九月　滑川を合して町制実施、川内町立となる		中学校統合 川内中学校と称す
地方教育委員会設置						
三三〇、〇五〇 二七三、五〇〇 一九九、七八九 中 八二〇、八一六	五〇八、九八八 三八二、〇六一 二七五、六〇〇 中 九八〇、五四一	九〇五、四七八 西 三六五、八五四 二三〇、八三五 中 九三〇、七〇〇	一〇七九、一八九 西 三三八、九四〇 二〇二、六二〇 中 七四七、一五〇	四二〇、五〇〇 西 三九九、五二〇 二三四、八六五 中 六八四、二〇四	四九八、九七四 三五六、〇二六 二六七、三八八 中 五九〇、九一六	東 五一六、〇九九 西 四二三、九七三 土 二七六、六九五 中 一九四四、五八一
二九二 二一四 七六 二九一	二九七 二〇一 七八 二七九	二八二 一八七 七一 三一八	二九九 一九六 七一 三三二	三一〇 二〇二 六七 三〇六	三三六 一九八 六五 二四六	三四八 二〇六 六四 六七五
一〇八	八九	九〇	一〇二	一三七	九六	
教育委員会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東 〃 西 緒方禎治 土 〃 中 増田国勝	東 〃 西 〃 土 〃 中 〃	東 二神万次郎 西 渡部豊重 土 矢野晋 中 宮内大三郎	東 〃 西 〃 土 〃 中 〃	東 〃 西 渡部悦太郎 土 〃 中 〃	東 〃 西 〃 土 〃 中 〃	東 〃 西 越智金吾 土 高橋貞喜 中 高須賀義男

三、小学校学校林

1、東谷小学校学校林

所在地	面積（ヘクタール）	班名	樹種	備考
河之内字西山口 乙、一九八五内	二、七五ha	一九林班は	杉、桧	(ha)ヘクタールは約一町強に当る。
河之内字西山口 乙、一九八五内	三、〇〇		杉	
河之内城之岸 乙、二〇三六内	三、二四	二六 い	松	
〃 乙、二〇三五内	二、七八	二六 は	松、雑	
〃 乙、二〇三六内	一、四七	〃 ろ	松、雑	
〃 乙、二〇三六内	二、〇三	〃 に	松、杉	
河之内桃之尾 乙、一二九三内	四、三七	〃 ほ	松、杉	
河之内城之岸 乙、二〇三二	三、〇〇	〃 ぬ	松	
河之内奥南 乙、一六七三ノ一三	一、二〇		杉	近藤与助寄附
河之内桃之尾山 乙、二〇三五	一〇、七五		松、雑	
河之内城之岸 乙、二〇三一ノ甲	一、九二		杉	金毘羅寺寄附
合計	三六、五一			

2、西谷小学校学校林

所在地	面積	班名	樹種	備考
則之内字蛇持 丙一九一丙一九二の内	六、三三ha	一林班 ろ	松	
井内字久尾 乙四四の内	、二三	二〃 い	松	
井内大根木 乙二五〇の内	二、二九	二〃 を	松、雑	
井内蔵元 乙三七〇の内	、七二	三〃 ろ	クヌギ	
井内黒岩 乙四五六の内	、三〇	四〃 に	杉	
井内黒岩 乙四五六の内	、五三	四〃 ち	杉	
井内中野 乙五七九の内	、五三	四〃 る	杉	
井内樽ケ谷 乙七四六の内	四、六五	六〃 は	杉	
井内根なし 乙七七〇の内	一、一二	七〃 ろ	桧	
井内庄屋元 乙三七〇	、一五	三〃 か		
則之内中うね 丙三九〇の内	、五二	九〃 ほ	杉	
則之内中うね 丙三九〇の内	一、三〇	〃 へ	桧	
則之内荒砂 丙三九三	二、四七	一〇 い	杉、桧	
井内上やしき 乙三五四ノ一	、二〇			八木仲五郎寄附
井内五十目 乙四五六ノ内	一、〇〇			
合計	三一、三一			

3、土谷小学校学校林

所在地	面積	班名	樹種	備考
河之内イラズ 乙一二二三内	三、二五ha	二九林班と	自然林	

河之内イラズ乙、一二二三内	四、六九二	九林班へ	自然林
河之内イラズ乙、八七〇内	二、五〇	〃	に 〃
河之内南ハザ乙、九〇〇ノ一内	三、四五	〃	ろ クヌギ
河之内仙道休乙、八四四ノ乙	二、七七	杉	
河之内仙道休乙八四五	〇、〇二	杉	地目畑 佐伯求四郎寄附
合計	一六、四七		

第二節　青年教育

(一) 補習科、裁縫科

明治二十六年補習学校令がしかれ、各小学校に補習科及び裁縫科を併置したが詳細は不明である。

(二) 実業補習学校

大正四年五月それぞれの小学校に実業補習学校が併設せられ、三内第一、第二、第三、実業補習学校と称した。事実教授が開始せられたのは、大正五年一月であつて夜間男子のみに対し授業が行われ、小学校の教員が兼務した。修業年限は前期二年、後期三ケ年であつた。

大正九年六月、女子補習学校設置の認可を受け、十月から、昼間授業が行われたが、入学者数は僅少であつた。教科課程は修身、国語、算術、農業、体操の五教科であつて、女子には更に裁縫が課せられた。

授業日数は年間八十日～九十日程度であつた。西谷、及東谷小学校下は、教場を二、三個所に分けて出張授業を行つた。

(三) 農業補習学校

大正十三年六月より実業補習学校は、農業補習学校と改称せられた。修業年限は前期二ケ年で、小学校尋常科卒業生を、後期三ケ年は小学校高等科卒業生及び前記修了者を、又研究科は四個年で後期修了者を収容し教育が行われた。

教科は以前の実業学校と同じで、教師も殆んど小学校の教員が兼務したが、農業及び裁縫については、おおむね専任教員がおかれた。

男子部の授業はやはり校下の数個所に分散して夜間に行われた。

(四) 青年訓練所

大正十五年七月一日より補習学校に青年訓練所が併置せられ、時代の要求にもとずき、男子は昼間毎週一回小

学校に集合させて、三時間程度の軍事教練を主として教育が行われることとなつた。

修業年限は第一、二、三、四年次とし普通学科（国語、数学、公民）は、小学校教員が兼務指導し、軍事教育は小学校教員又は在郷軍人より専任の指導員によつて行われた。そして毎年一回現役軍人である査閲官の査閲が実施され、年を追つて軍事教育は盛んとなつた。

補習学校教育は男女とも従前通りであつた。

(五) 青年学校

満洲事変、上海事変と、わが国の大陸政策が着々と進められ軍閥政治の時代となるにつれて、青年に対する軍事教育が益々強く要求されるに至り、昭和十年七月一日青年学校令施行に伴い現在までの補習学校および青年訓練所を廃止して、青年学校が設置せられた。

修業年限（男女とも）

普通科　二ケ年（小学校尋常科卒業生）
本科　五ケ年（高等科卒業生及普通科修了生）
研究科　一ケ年（本科修了生）入学者男子僅少、女子なし
専修科　一ケ年（研究科修了生）設置せず

教科課程

修身公民　普通科（国数、農業）
男子のみ教練科、女子のみ家庭科

教員は主として従来通り小学校教員が兼務したが、農業科、男子の教練科、女子の家庭科はおおむね専任指導員が配置され、軍事教育は一層強化せられた。

昭和十八年六月川上村青年学校と合併して川上、三内共立東温青年学校を設立し、川上小学校の一部を校舎として開校された。以来充実した青年教育が行われることとなつたが、戦争が激しくなるにつれて、殆んど軍事教育となり、国家総動員法に基づいて、学徒動員が行われ木材木炭の搬出、見奈良飛行場整地作業、松根油採油作業、食糧増産等の労務作業に動員された。

昭和二十年八月十五日、敗戦によつて一切の軍事教育は禁止せられ、兵器は松山の進駐軍キャンプに引渡し、青年の志気は虚脱状態となつて、出席せずその経営には困難をきわめた。遂に統合授業は不可能となつたので、やむなく各小学校で分散授業を行うに至つた。

昭和二十二年四月、六、三制実施の学制改革に伴い、青年学校は廃止され、その第一学年は新制中学三学年に

編入せられた。

(六) 三内村立高等家政学校

敗戦によつて勤労青年の教育機関がなくなつた一面、私設の洋裁学校が都市を中心として発達したが、それに通学するためには、多額の費用を要するので、農村子女全員の就学はむづかしかつた。当時の村長大窪晴市はこれを憂え、夜間青年学級の開設と、女子には全日制の家政教育を施す必要を痛感し、遂に英断をもつて村議会の議決を得、昭和二十七年四月、三内村立高等家政学校を創設し三内中学校に併置した。

修業年限

本　科　二ケ年　中学卒業生
研究科　一ケ年　本科卒業者及同等以上の学歴を有する者
家庭科　不　定　一般人を対象として資格を問わず随時入学を許可する。

教科課目

普通教科（国語、社会、数学、音楽）
専門教科（和裁、洋裁、手芸、編物、料理、茶華道）

授業日数

一日七時間、六月、十月後半より十一月前半の二ケ月を農繁休業として、他は全日制とする。

校長は時により村長、中学校長或は教育長が兼務したが専任教員四名、嘱託三～四名をもち、以後順調な発展をとげ、郷土の女子教育に貢献するところ大きく、村外よりの入学希望者も続出するに至つた。

教場は昭和三十一年四月役場新庁舎落成により旧三内村役場に移転したが、更に川内中学校が統合されたので昭和三十三年十二月一日から旧三内中学校々舎を家政学校校舎にあて一層充実した設備をもち、その将来に期待されるところは甚だ大きい。

就任年月日	管理者職氏名	摘要
昭和三四、四、三	村長　大窪　晴市	村長と兼任三内中学校に併設
昭和三六、四、一	校長　増田　国勝	三内中学校長と兼任
昭和三九、四、一	校長　宮内大三郎	〃
昭和三九、四、一五	校長　〃	公立学校認可　愛媛県教育委員会

(七) 青年学校

終戦後の青年教育―特に男子青年に対する、教育施設は皆無となり、敗戦の虚脱状態と民主主義の逸脱から青年を救うことは目下の急務であつた。

そこで、西谷校下においては小学校教師の一部によつて四Hクラブが結成され、或は高等学校の通信教育を受けさせるなど、徐々に青年の教育が進められ、東谷地区においても青年学級が開始された。

昭和二十六年中学校を中心とした地域の、青年学級も開設されたが、昭和二十七年四月村内の各青年学級を組織化し、河之内地区に東谷青年学級を、東谷小学校（後に公民館）に設け、西谷小学校に西谷青年学級を、土谷小学校に土谷青年学級を、主として則之内地区の者を対象として、中央青年学級を三内中学に開設することとし、小中学校の教師及学識経験者を講師として、自主的運営により、青年教育が行われることとなつた。

昭和二十八年青年学級振興法が公布され、勤労青年の教育が法制化されるに至つた。

然しこの運営は、非常に困難であつて、盛んにつづけられる地域、或は全く停止の状態にある地域と、その消長はまちまちの実情である。

第三節　社会教育

明治初年各部落に、（若衆組）が組織され、明治三十七八年頃、「青年会」が作られ、一部有志によつて夜学を実施したようである。大正六年頃東谷青年会、西谷青年会、土谷青年会となり漸く組織的なものとなつた。

大正九年処女会が設置せられ、又婦人会は明治四十年頃創立されたようである。

これらの諸団体は、それぞれ自治活動を行い、講習会等を開催して、教養を高めることに努力したが、その消長はまぬかれ得なかつた。本格的に社会教育活動が行われるようになつたのは、戦後の事で、公民館活動が組織化してからである。

三内村に公民館が設置せられたのは、昭和二十八年で役場の教育委員会内に本館事務局をおき、各地区に左の公民館分館をおいた。

河之内分館	昭和三十年九月
則之内分館	昭和三十三年八月
保免分館	昭和三十年
和田丸分館	昭和三十二年八月
井内分館	昭和三十一年
土谷分館	昭和三十三年五月

河之内公民館を例として、その活動の概略を述べると、

三内中学校新築移転によつて、余つていた東谷小学校の校舎の一部を無償払下げを受け、村の補助金を得て昭和三十年九月、大字河之内音田金毘羅前に、新築落成し河之内の四部落に、徳吉部落を合せ五部落、戸数二五〇戸を対象として組織された。

先づ昭和三十一年五月五日子供の日に母の日を兼ね、各部落から二千円宛醵出して祝賀及びレクレーションが催された。これを手初めとして、次第に部落ぐるみの活動が盛んに行われ、村内で最も充実した公民館として発展した。

組織と活動を表示すれば（第一、二表参照）

この計画にもとずいて、活動を続けている内に家族ぐるみの学習気風がみえるようになり、五部落が一つのように融和できて温かい人間関係が生れつゝあるようである。

組織

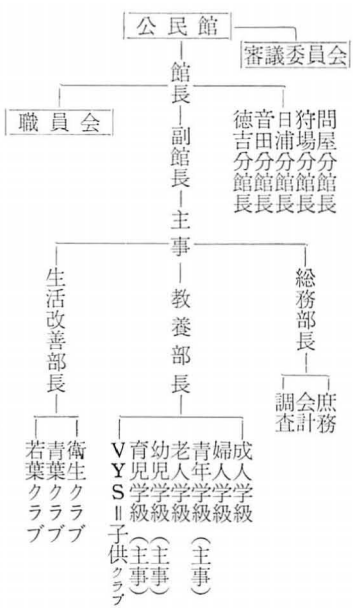

活動（年間行事計画）

月	級	育寺学級	幼児学級	子供会	婦人学級	成人学級	考人学級	共同学習
四	月	検診						
五	月	前年度表彰式	子供の日	子供の日	子供の日に母の日			
六	月							
七	月	開講式兼講座		VYS研修会	キツチツカーによる講習	時事問題		
八	月	検診		各区別渡り鳥活動	結核予防	児童心理		

九月	検診			農事講座	講座リエクレーション
十月	検診		栄養講座並料理講習		討論会
十一月					講座リエクレーション
十二月			蛔虫〜ねずみ〜駆除	児童心理	
一月			食生活改善料理講習		
二月		入学前一ヶ月開講		時事問題	
三月	検診			農事講座	講座リエクレーション
					討論会

第六章　宗　教

第一節　神　社

幾十代か前のわが村の先祖は氏族制度の下に、祖先崇拝の思想をもち、各々氏の神を祀り、又祖先以来関係の深い神々を尊崇景仰して、心のよりどころとしたのであろう。

その起源は遠い上代のことであるし、さだかな文書も無いから判然とはしないが、神社に残る寄附石や、奉献物によつて、それがだいたいうかがわれる。藩政時代から、天災地変の際は勿論、個人の災厄除去の祈禱をしたり、わけても農家にとつては、その年の豊穣を祈り、秋の祭にはその感謝の祭典が執行せられ、神輿渡御、神楽、獅子舞等、太鼓の音に、村人は御馳走をしたり、美しい着物を着飾つて神社に参詣し祭を楽しんで来たのである。

以前は神前に於て、般若心経を唱える等の事があつたが明治二年に、神仏混合取分けの令が出て、寺と宮とをはつきりと区別するようになつた。また社名と祭神が登録せられ、神社維持の為に基本財産の制が立てられた。三内村に於ても土谷三島神社を最後に、何れの氏神社も村社に昇格し、小社は合祀してその境内末社となつた。例祭、祈年祭、新嘗祭には幣帛供進使が参向する等、儀式が厳格にとり行われた。戦時中は武運長久祈願が行われた。終戦後はマツ

クアサー指令により、神社が政治、教育から全く分離され社格及供進使制度も廃止となり、宗教法人令が布かれて、宗教活動が行われるようになつた。

神社が法人組織への切替と、多くの神社田を認められなくなつた事は、今後の神社の維持に大きな痛手である。

社寺教会名	備考	信徒戸数
三島神社	大字則之内三島に在り	二六〇戸
惣河内神社	大字河之内宮ノ元に在り	二〇〇
金刀毘羅神社	〃	
天滝三島神社	〃	
氏之宮三島神社	大字則之内宮ノ前に在り	二〇〇
吉井神社	大字井内字氏宮に在り	二〇〇
三島神社	大字河之内土谷宮ノ元に在り	八六
安国寺	大字則之内一ケ谷にあり	七〇
金毘羅寺	大字河之内名越に在り	三〇〇
善城寺	大字井内仲屋に在り	七四
天理教愛河分教会	大字河之内法蔵寺に在り	八〇

(一) 三島神社　大字則之内三島に在り

祭神　大山祇神、雷神、高龗神、八幡大神

境内神社

大素神社、葛城神社、素鵞神社、竈戸神社、山神社、十六皇子社

推古天皇二年創立　宝物　大鎧二垂、棟札

明治十二年二月十五日村社に列格

現宮司、野口豊祇

由緒　当社は人皇第三十三代推古天皇二年勅令により伊豫国司散位小千宿称益躬、鉄人を射殺した時の心願によつて八社大山積社勧請をした時の一社であつ

三島神社

て、其記録によつて鉄人の像を刻んだものが社内に奉納してある。（明治四十年まで一三〇九年である。）その後一一八年を経て人皇第四四代元明天皇の御代、和銅五年八月二十三日勅詔によつて伊豫国司散位河野伊豫守越智宿弥玉純奉行して大三島から雷神、高龗神の二神を勧請し一郡一社又地御前社と崇敬あり勅祭の社として神領の水田等下賜せられ神嘗祭の奉幣社に加えられた。殊に人皇九二代後宇多天皇の御代弘安の役、蒙古軍襲来した時、神威叡感ありて奉幣使を遣わし又神領の水田三段に授米を添えて賜わつた。其の後延元二年兵火にかかり社殿楼門ことごとく烏有に帰した。よつて暦応二年将軍足利義満国司河野対島守通盛に命じて現在の社地を卜して神殿等を再建したのである。古社地は現今の社地の上面積二畝十二歩の原野である。空地となつて今も礎石等がある。

伊予二名集

大山積神社、三島別社河野通直再建、寄附有多数

(二) 総河内神社　大宇河之内宮之元、現宮司佐伯惟揚

祭神　正哉吾勝々速日天忍穂耳命、天之穂日命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘売命、多記理比売命市杵島比売命、多岐都比売命。

由緒　創立年代とともに不詳である。

伝説によると聖武天皇の天平年間津天江春人此地に降り、天滝の兇賊を征伐して当社を創祀したという。又桓武天皇の延暦二十二年に、久米郡余戸郷を分つて河之内郷を置いた時総鎮守として当社を創立したともいう。清和天皇の貞観十一年六月南海道諸国に班幣せられた神社に当社があるという。

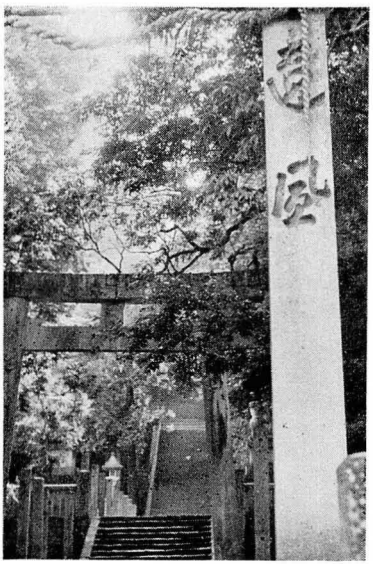

総河内神社

㈢　金刀比羅神社　　河之内宮ノ元惣河内神社境内

祭　神　大物主命

由　緒　慶長六年三月十八日村社、惣河内神社境内高さ丈余の榊に降臨し給う。御称号を金毘羅大権現と唱えていたが、明治三年神仏混淆取分けの際、金刀比羅神社と改称して、今日に至つている。尤も此社は、字名越（今の金毘羅寺境内）に鎮座せられてあつたのを明治十四年九月八日、官の許可を得て、今の地（惣河内神社横）に移したのである。

祭　日　一月十日、三月十日、十月十日

㈤　雨滝三嶋神社　　総河内神社に合祀

祭　神　大山積命、高龗神、雷神

当社は明治四年迄雨滝に鎮座して公儀の雨乞所であつた。古書によると久米主命の奉祭していた古社である。当社及牛淵浮島神社、野田徳威三島神社の三神御面の内各一面宛を納め、雨乞祭には伊豫郡松前浜に三神御面御幸あり海神祭を行い終つて雨滝神社へ御幸ありこれを御面上げという。そして雨乞祭の儀式中に淵の水面に御面移しの式を行う。これによつて霊雨降らない事がないといい伝えられる。伊豫郡代官所より金の御幣の奉納せられたのもこの為であろう。御面の由緒については、

「享保八年大に旱す、国主当社に雨を祈らしむ。代官竹村平八特に願文並に和歌を奉納す、時に当社の神宝三神の神面を奉じて河之内なる雨滝に到り古式の祭事を行い、又伊豫郡松前浜に到り社伝の神事を執行せる時霊験瑞雨ありしを以て、代官鳥居を建立す、爾後藩命により雨を祈り霊験を得し事屢々なり、嘉永年中郡代官相議して鳥居を改造し文政元年諸代官本殿を改築し文久三年諸郡代官中殿を再築す」

昔は別記お面雨乞いの記の如き厳格な儀が行われたが今は大略になりて松前の魚売女行列して雨乞に来て昔の御面上げの如き式を行う。

明治二十七年、昭和九年の旱魃の時等昔の面影そのままに雨乞が行われ、松前から魚売女の行列が賑々しく来たものである。

特殊神事　御面雨乞　の古事について

御面雨乞は、特殊神事として世に有名である。即ち昔稀な旱魃の時、松山領内十郡の御代官が、御評議され、諸用

として正米百俵を、三島宮え神納し奉り、之を以つて御雨乞の大神事を執り行つたのである。

即ち当初三島宮に於て、二夜三日の祭典を執行、神主は昼夜神前に詰切で潔斎し、切火を用い丹誠をこめて、雨を祈り四日目辰の刻、当社を出発、松前の浜へ向う、此の間十郡の代官及大庄屋十人、改庄屋十人、郷筒四人、平庄屋二十人、組頭二十人、社人十二人神子三人、此の外人足六十八人、誠に厳重な行列を以て奉仕し、松前の浜に着すると、豫て設けてある龍神仮宮に入り、御面を安置して潮を汲み二夜三日の御祈念の祭典を執り行い、六日目にはいよいよ松前の「おたた」も潮ごりをとり、御本所御用の幟を押立て盛大な行列を以て河之内雨滝三島宮（或は山之内黒滝宮）へ向かう。途中牛淵三島宮（現在の浮島神社）へ寄り祭典を行い雨滝三島宮に着かれると、高案に御面を移し祭典を執行、神主滝に降りて、御面映の行事を執り行い厳粛な祭典を終り、再び行列を以つて七日目、午の刻に総べて終了、郷土の人呼びて、御面雨乞の神事と称し感応ありて必ず瑞雨沛然としてありという。

御面は抑　三十三代推古帝、二十一年国司越智宿禰益躬公が小千郡拝志郷に於て大三島大明神を遙拝し七日の舞楽を奏して居る時海上遙かに小舟が一艘浮び出で公は不思議に思い御家人長沢左近に命じて、之を検察せしめると舟中に人は無く、唯一個の箱あり、左近此の箱を持帰り、公に捧ぐ公は怪しみて、箱を開けば中より三神（表筒男命中筒男命底筒男命）の面が現れた。益躬公はこれこそ先日来奉納しある所の舞楽が大三島大明神に感応ありたる御験に賜りたるものと、感喜し徳威王楯明宮に納めた。

其後文中三年徳威原合戦（武田、小笠原戦）の時、別当法水院瓊秀法師は神宝御面を奉じて河之内の霊嶽に難を避け（今此の所を法師ゲ森という）戦乱鎮静後還御したれども又々天正十三年河野家滅亡の時再び災難を避けて河之内雨滝三島宮え遷座し、後雨滝三島宮神主佐伯越前、牛淵三島宮遷座、寛文六年神主相原近江大掾野田三島宮へ遷座せるも遷座後四十五年（近江大掾死後十年目）争論起り遂に享保十七年五月寺社奉行より極月二十日を限り隔年鎮座の旨裁決あり爾来二百二十年両社神主氏子惣代供奉して厳重に請渡しを行い其後異変なくこれを御面渡御祭と云う。

○寺社奉行の定書現存、「御本所御用」の幟松山城に陳列しあり。

○雨乞　の行事は今では「おたた」の行事としてのみ残り、旱魃甚だしき年は、「潮ごり」をとりて、身を清め「雨をたもれ龍宮どん」と唱えつゝ、御用櫃の中へ供物や海草潮水等を入れて、松前浜より雨滝まで雨乞行列を行い当社及び浮島社へ寄りて祈願する。

(六)　氏宮三島神社

大字則之内宮之前

現宮司後藤伝次郎

祭　神　大山積命、雷神、高龍神（たかおかみ）

境内神社　八幡若宮神社、龍神社、鎌倉神社、猿田彦神社

由　緒　当神社は上古の世久米主命、神籠を立て大山津見を斉（いつ）き祀（まつ）り氏之宮大神と称え、此の里に住んでいる氏族の氏神と崇敬し奉り世々国司領主等、神領として水田を寄進して崇敬し、人皇第四十三代元明天皇の御代和銅五壬子年八月二十三日、越智玉興、当国大三島から高龍神、雷神を勧請して合祀し宝祚の無窮、国家の安穏を祈られた。文永、弘安の役、蒙古襲来の節は勅を奉つて、河野通有及河野通純国中の神社に祈誓、出陣し筑紫に下つたが、その時神祐あつて偉勲をたてた。依つて社殿の修補並に神領水田三反の寄附あり、其の後嘉吉の頃名越の城主河野四郎武器奉納して崇敬したという。

氏之宮三島神社

(七)　吉井神社　大字井内宮の森

現宮司　権名津　渉

祭　神　多紀理比売命、市杵島比売命、天之穂日命、正哉吾勝々速日忍穂命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘命、多岐島比売命

由　緒　上古久米主命、勅命を奉じて久米郡の兵を率い来り古邸等の蛮族を討伐平定し神籠を立て天神地祇及祖神を奉斎し給うたのを顕宗天皇の御代山部の連来目部小楯

播磨より帰郷して深く当社を尊敬し常に参籠した所であると云う。その後淳和天皇の天長年間春江の宿弥浮穴の

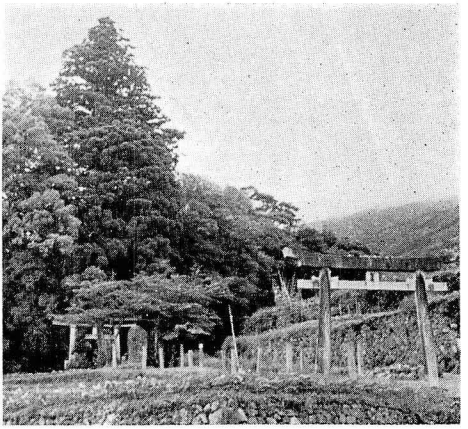

吉井神社

千継当社を氏神として崇敬せられてから以来、名門武将の崇敬深く享治年中に至り河野伊豫守一族当社を祈願所と定め、以来其族或時は神領を奉り或は御沙汰書を納め敬神怠る事なく、又永禄年中には小手嶽城主戒能備前守誓書及金刀を献納し、天正十八年河内一宮日生宮新居田神社風宮、熊野宮明神宮天神宮を合祀し総河内八社明神と称していたのを明治三年吉井神社と改称し同四年村社に列せられた。

(八) 三島神社　大字河之内本谷宮之元

現宮司　森　市太郎

祭神　大山積命、雷神、高靇神

由緒　室町時代の上期河野家道後湯月城を以て本拠城と定めるに際して、其の領内の治安をはかるため東堡（東のとりで）を河之内村土谷に築き一族を置いて守らしめたのである。此処を亀の甲城又中山城（俗に蝮の頭）という。

これと同時に神社を創建し大山積の神を勧請して此地の鎮守としたのである。これが当三島神社の起りである。河野家の崇敬する社であつた、往古は神社の北に接して

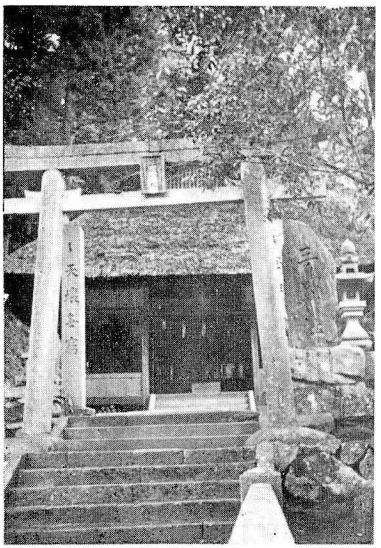

土谷三島神社

神官の屋敷あり、又北二町を距てる地に寺屋敷あり、東北二町にして神子ケ谷あり（当神社に仕えた巫女の居りし地）これを以つて見ると此地は昔は相当栄えたものであつたようだ。祭日は十月十六日である。

尚当社宝物として

一、筒簫一個厚皮及獣毛、上部楕円形獣毛下部瓢三葵及梅鉢ノ金紋付

長サ三尺四寸御靱屋川瀬四郎兵衛作

明和五年　松山城主松平家ヨリ奉納

第二節　寺　院

我が三内村には河之内に金毘羅寺、井内に善城寺、則之内に安国寺の寺院あるも、安国寺の外は何れも真言宗であつて、外に組々に残る庵寺も、殆んどが真言宗である。

各寺の由緒を調べてみると、創建年代等は不詳であつて確実にすることはできないが、安国寺は足利尊氏の開基であり、河之内金毘羅寺は名越城と関係があり、後世に至つて加藤嘉明の信仰あり、井内善城寺が戒能備前守の菩提寺であるなど、各寺々の寺記からみて、何れも其時代の豪族、或は城主の信仰援助を受けて、寺院の基礎を堅めたのであろう。

徳川時代に入つては、幕府の仏教保護政策、キリシタン禁制等から、寺院の権力は異常に昂り檀家制度は住民のすべてが其所属の檀徒となり、宗門帳に登録せられたのである。今の戸籍登録の如きものであつたであろう。緊密な檀家関係のもとに、葬儀法要を始め加持祈禱、お四国巡り、観音講、地蔵講、念仏講等が盛に行われた。今に残る辻地蔵や、お寺に献納した梵鐘、大般若経、宝筐印塔等々如何に仏教が大衆に浸透していたかがわかる。又寺とその本山との関係に於ては、末寺は本山の趣旨を檀家に伝え、檀家はその命に絶対に服従して来たような封建的な面もそこにはあつた。

明治二年に神仏分離の政策がとられて、善城寺の如きは一時維持困難とされたが、其後檀家の寄附等によつて基本財産を作つて富裕となつた。ところが農地改革によつて何れの寺院も昔日の観はなくなつてしまつた。

今後の寺院はその在り方について大いに考えなければならないであろう。

㈠ 安国寺　大字則之内一ヶ谷

寺号　萬松山安国寺

宗派　臨済宗　妙心寺派

本尊　薬師如来　釈迦如来（釈迦如来は今より（昭和三三年）二七五年前安置す。）

開山　智覚普明国師

由緒　安国寺は、聖武天皇の建立したまいし国分寺に倣い暦応中、足利氏が国毎に一寺を建立したものである。

安国寺の山門

保暦間記には暦応元年足利直義、僧妙超の勧めによつて光厳上皇に請うて仏舎利を頒ち、六十六ケ国に安国利生塔を建立させた。これを安国寺と云う。皆禅宗であると。又当山の記録に依ると、歴応二年足利尊氏の開基智覚普明国師の開山としてある。歴応二年足利氏の祈願所として河野通盛建立すとある。本尊は薬師如来である。

現住　岡本正憲

安国寺須弥壇（元録15年9月修繕）

豫陽郡郷俚諺集

万松山安国寺　則之内　本尊薬師、尊躰楠の櫓に入てあり十二神脇に立給ふ暦応二巳卯年毎州安国寺を建つ、足利三代将軍義満寄附の状あり。

寄進伊予安国寺

同国余戸庄益吉原郷地頭職松崎浜等事

右為当寺領所令寄附之状如件

嘉慶二年二日廿八日

左大臣源朝臣

安国寺は於予州二領三二万三千石二

又河野通之状に云

伊予口余戸庄内、大野、森山先知行分所領之事上方為御寄進、被成御教書上者、早自寺家御知行石可有相違之状如件

応永四年十月十八日

河野六郎通之

安口寺衣鉢閣

此安国寺の事なるにや、芸州広島の城下より唐木を以て伽藍建立、今は曹洞国泰禅寺と云々、鎮守三島宮の社あり。

愛媛の面影

安国寺、則之内村に在り、本尊薬師如来楠木の櫓に入て十二神脇立したる像なりと云

暦応二年巳卯予州安国寺建立足利将軍義満公の寄附状あり其文曰（略）

又河野通之の案附状あり其文曰（略）

予陽松古跡俗談

安国寺　人皇九十三代光明帝の御宇暦応の頃日本六十余州に安国寺を建らる当寺を其時御草創有し由足利将軍義満の寄附状並河野通之の状等あり本尊薬師如来十二神等は洞の中に立給ふ右の洞は京都金閣寺と同時に義満将軍寄附ありし由厨子には墨絵の滝見の観音天人等有東福寺兆典子の筆ありと云伝ふ。

(二)　金毘羅寺　大字河之内名越

寺号　松尾山　宝持院　金毘羅寺

宗派　総本山大和国初瀬寺末寺　新義真言宗豊山派

本尊　金毘羅大権現

開山　宥快上人

由緒　当山は今から（昭和三三年）七九〇年の昔二条天皇の長寛年中の創立であつて、当時は称明寺と名づけていたが其の後御陽成天皇の慶長年間（昭和三三年より三六〇余年前）旧三月二十八日金毘羅降臨の奇瑞あり霊顕愈々顕かにして当国領主加藤左馬之介嘉明公の尊崇最も厚く、遂に金毘羅寺と改称せられた。旧道後五郡の祈願

金毘羅寺仁王門

所となり、時の住職長旻上人に命じて神社の別当職に就かしめた。尚加藤家から毎年祭典行事として、数石の奉賽あり、その後久松家入国以来二十六年の間祈願所として尊崇せられたのである。本尊は教令輪身金毘羅尊であつて、其威徳普く知られ、四時の賽客絶ゆることなく、殊に境内宝前の四本の大杉は嘉明公の手植の杉と伝えられ老桧古杉欝蒼として繁茂し、有名なる猩々紅葉あり然るところ弘化三年正月八日、諸堂坊舎火災により宝物古器共に大半を灰燼に帰してしまつた。加うるに明治初年神仏混淆取分けの時神社に安置されていた本尊は寺内に転座し、また別当職を廃す。然るに当寺の大檀那近藤林内の奇特によつて、荘厳結構なる本殿を再建し諸堂を整備し境内伽藍共に輪奐の美を備え自ら出塵の想を起し恍惚とし霊感に浴し襟を正すのである。

記　録

寺記　奉行所よりの写

一、護摩堂　但屋根藁葺、四方三尺桧縁付三間四面
一、庫　裏　棟行四間、梁行三間半
一、客　殿　棟行八間半、梁行五間
庫裏東西客殿南北建屋根萱葺、但玄関の屋根少々コケラ葺
一、御　殿　金毘羅大権現祕尊御先代加藤領主御寄進の尊像五尺八寸、右御請代の内に降臨の尊像納めあり桁行三間半、但屋根桧皮葺四方桧縁三尺
慶長十四年酉歳加藤左馬之介殿の御建立其の後屋根等の儀は道後五郡勧行にて相調う。又久米郡にても相調う候も之れ有り近年の屋根は御時合に付村方により相調う。
一、拝　殿　桁行五間半、梁行二間半
但屋根葺左脇神楽場板敷一間に二間の内一間せり木附

一、鐘　楼　八尺八寸四面北向
一、山　門　棟行三間二尺、梁行二間　西向
仁王尊　丈　七尺五寸京都仏師作　山門は元和八年十二月建立　四ツ足門屋根瓦葺　天保元年再建現在に至る。
一、本殿再建　明治二十九年　近藤林内発起
一、護摩堂再建　明治十八年
一、観音堂再建　明治十六年
一、大師堂再建　明治十六年
一、辨天堂再建　安政元年
一、仁王門再建　天保元年
一、鐘楼堂再建　明治二十年
当寺什宝物
加藤左馬之助嘉明献納物
一、左馬介　手翰　一通
一、七宝銅盤　一個　左馬介奉納
一、朝鮮銅鉦　二個　〃
一、酒　胡　盧　一個　〃
一、紺紙金泥無量義経一軸
一、紺紙金泥大般若経一軸

現在　池内清秀

伊予二名集
在川之内村
予陽郡郷俚諺集
松尾山宝持院金毘羅寺、川之内、金毘羅立給ふ
金毘羅権現河野内村昔此処に鞍瀬新左衛門と云へる者有、慶長六丑年三月廿八日夢中に告有し之名越と云所へ降臨有しよし、其後同十四年加蒔左馬助殿社頭御造立有し之由棟札にあり。

予陽古跡俗談
金毘羅権現　河之内村に有
むかし此処に鞍瀬新右衛門と云ふ者あり慶長六年辛巳三月廿八日夢中に告有て名越と云処へ降臨有しより其後同十四年已百歳加蒔左馬助殿社頭御建立有之よし棟札に見へたり。

西国三十三番霊場巡り　大字河之内
昭和三十三年三月河之内金毘羅寺壇徒惣代、近藤安長発起となり各部落壇徒惣代外壇徒有縁の浄財喜捨により三十三の小堂宇を建立、石像観世音菩薩を安置し観音信仰倍増法楽の為に開設の運となつたもので、先づ
第一番　紀伊国那智山、河之内金毘羅寺観音堂安置を起点として、日浦区各所設置の観音様を巡拝し、次に問屋区の各所巡拝、白猪滝口より狩場に到り、更に音田区の各所を巡拝、徳吉区一本松第三十三番美濃国谷汲寺霊場にて打留とし、約一日の行程で巡拝が出来る。各区とも霊場道案内あり、道順に沿い林泉の美、懸崖の勝あり、観世音の利益とまつて心身爽快にして一日の行楽に佳なり、毎年四月十七日及十月十七日を順拝縁日と定めている。

㈢ 善城寺　大字井内仲屋

寺　号　石林山滝本坊善城寺

宗　派　往昔高野山金剛三昧院末であつたが明治時代より大和国長谷寺末、新義新言宗豊山派

本　尊　延命地蔵尊

由　緒　本寺は往古火災に罹り記録等一切炎上するに至る。他の旧記によると、相当古き歴史を有し、往昔当村には善城寺、大通寺、香積寺の三ケ寺が有つたが天正十八年の革命によつて廃合して現在の善城寺を残すとある。伊豫旧記編、和銅六年の酉の日、国司散位太夫正五位小千宿弥玉興玉純父子神殿を建営別当寺善城寺、大通寺、香積寺欽行之

伊豫漫遊記抄

浮穴郡拝志郷井内名、元弘の頃河野備前守通郷の軍功により領する所なり（中略）代々の菩提寺、大通寺あり。

戒　能　略　譜

戒能通森の父、安国寺華光和尚に参得して、既に居士号を賜はり、掛落（くつろ）を許さる。是に依て、井内の山下に禅庵を作り、華光和尚を請待して隠寓の地となし、善城寺と扁せり。

その後大熊の城頽廃してより、善城寺の住持も変革し今既に宗系も相違し来る。

本寺は往古より桜をもつて名あり、春は桜花爛漫としてその名隠なし。

現住　松本義法

第三節　天理教

天理教愛河分教会　大字河之内法蔵寺

教会設置　大正元年十二月二十七日

明治四十一年温泉郡今出より布教に来り狩場組法蔵寺なる片山宅を滞在所として布教につとめ、大正元年に至り愛河分教会設置される、先代片山覚太郎、現教会長片山常次郎居宅を提供して教会所となし、莫大な財産を献じて身ぐるみ布教につとめ現在信徒三百数十名を擁し益々盛大に向う。

教　祖　中山　ミキ

親　神　天理王之命

教　旨　親神様は人間の陽気暮しを見て共に楽しみたいと思召され人間をつくられたこの陽気暮こそ人間生活の目標である。

教　義　親神様を天理王命と申し人間世界創造の神様であつて親神様の御守護の御理に神名をつけて十柱の神様とする。即ち

世界人間を始め立毛草木其他よろず一切を御創造下され、日夜休みなく御守護下さるので吾々人間の自由自在が叶うのである。人間身上は神の借物、此の貸物と借物の理を知らず、気随気儘勝手の心使をすると、これが天理に叶はぬのである。その叶はぬ心使いを神様は八つの埃と御諭し下される。即ち、おしい、ほしいにくい、かわいい、うらみ、はらだち、よく、こうまんである。

第四節　庵、小社

㈠　大通庵　井内蔵元乙一八五二番地第一にある。五間に二間半の建物に、本堂と庫裡を兼ぬ。本尊阿弥陀如来と、弘法大師とを祀る。戒能略譜に、戒能与惣左衛門通定（井内村の庄屋である。）井内八社大明神（吉井神社）の霊廟を再興す、又大通庵を造り、北方村大興寺の末院とし、祖先の冥福を修むとある。境内に石燈籠一対、宝筐印塔、戒能家歴代の墓がある。その中戒能備前守通森（法号通玄院殿覚海義円大居士）の墓は、もと則之内村安国寺の塔頭、乾寧院にあつたのを、後にここに移したのだと云う。なお境内には、大榎一本、桜の大樹があり、花時には頗る美しい。以前は庵主として、僧侶が住持していたかも知れないが、近年はただ俗人の庵守が居るだけである。

㈡　月光山円満寺　（井内中野にあり）（中野の薬師堂と云う）

本尊は薬師如来、由緒は不詳であるが善城寺の末寺であつて古来より里正戒能氏の信仰厚く節分の夜には必ず供物を贈る例であつたと云う。本尊は行基の作だと云う。

㈢　名越山金姓寺　（河之内音田にあり）

宗派は真言宗醍醐派である。本尊は正観世音菩薩であるが開山由緒等不詳である。音田部落を中心に信者観音講を結びて信仰が厚い。　現住　兼務伊藤仁性

㈣　龍翁山観音寺　（河之内法蔵寺にあり）

本尊は十一面観世音菩薩、宗派は真言宗であるという。由緒等不詳である。縁日は一月十七日。

㈤　正六権現社　（河之内相之谷にあり）

相之谷十戸の氏神である。十月十九、二十日が祭日であ

る。

(六) 虚空蔵菩薩 (河之内相之谷にあり)

虚空蔵菩薩は寅歳の守本尊である。正月の十三日が縁日で毎年桜樹相之谷の方からは安楽寺の僧を河之内相之谷は金毘羅寺の僧を招じて、法要を営む、四方よりの賽客多し。

(七) 十一面観世音 (河之内土谷中ノ子にあり)

旧正月と七月の各十七日を縁日として祈禱が行われる。

(八) 大元神社 (大字則之内奥惣田谷に在り)

祭神 天御中主命

由緒不詳

当社は氏宮三島神社の所轄であつたが、氏子中協議の末明治末年三島神社に譲り現在は三島神社に属す。明治二十三年火災にかゝり一切を烏有に帰したが同二十四年再建、昭和三十三年拝殿大修繕奥惣田谷前六戸によつて維持せられている。

(九) 滝神社 (大字則之内奥惣田谷に在り)

祭神 大山祇命、雷神、高龗神

由緒不詳

奥惣田谷林道上の滝に祀る近ごろ本殿拝殿大修理を加えて壮厳となつた。

(十) 惣ケ谷大森山吉祥寺 (大字則之内奥惣田谷に在り)

本尊薬師如来

堂宇荒れはてゝいるが正月十二日、八月十二日、等には部落の人会集して、僧侶を招き供養祈禱をして部落の安全を祈ると云う。

(十一) 一乗法華堂 (大字則之内惣田谷に在り)

本尊 鬼子母神 西谷法華宗信者

由緒 不明

祭日 毎月十二日と二十三日

現住 田辺辰嶽

旧井内村の古社寺について

旧時代には各村とも多数の小社、小堂があつた。そしてそれ等が相当に祭祀され信仰されていた。明治になつて小社は合祀せられ、また仏教信仰も衰微したので、これ等が殆ど荒廃してしまつた。そして、いまでは昔、そんなものがあつたと云うことさえ知る人が無くなつた。北川徳次郎はこうした古い社寺の荒廃を慨き自分の記憶見聞を昭和二年七十六才の時書きとめて「井内古社寺記」と名づくる一小

冊子をつくつた。いまそれによつて井内の古社寺を組別に列記し、その中の二三について簡単な説明をして見よう。

(一) 大平組八。横嶽さん、天王社、山の神さん、権現社、荒神社、天神宮（この天神宮は明治三年の合祠の際、吉井神社の境内に移して現存する）、古堂（明治三十五年法泉坊に移転、この古堂、昔の香積庵の地か）、香積庵（本尊延命地蔵尊、明治三十五年、古堂を毀ちて、これを建てた）。

(二) 恵良組三。滝本神社、山神社、地蔵堂。

(三) 成組五。三島神社、金毘羅宮、栂村神社、地蔵堂。善城寺（善城寺のことは前出）。本尊延命地蔵尊、脇士、愛染不動。本堂三間四面、庫裡は五間に八間と三間半と四間半の鍵形で総建坪五十六坪、廊下は幅三尺渡り二間半、経蔵は二間に三間の土蔵造り長屋四間半に二間。本堂脇に法筐塔、一字一石塔、大師供養塔がある。山内には四国八十八ケ所の札所がある。石段の中程に古塚がある。村人病気平癒の祈願に薙刀を奉納する習慣があるが何人の何の塚か不明である。江戸中期出火のため堂宇灰燼に帰したのを安永七年庫裡を文化十一年本堂を再建した。）

(四) 仲屋組六。風宮さん（境内到るところに無数の風穴がある）新居田社、迦登美古神社、熊野神社、奈良原社、地蔵堂。

(五) 六地蔵組三。一の宮神社（以前当社と恵良の権現社と大平の天神社とが輪番で奉納角力が行われた）、二の宮神社、六地蔵堂（岡の上にあり、且つ堂前の大欅の木蔭があるので夏季は通行人が必ずこの堂で一休みするところ、堂前に一字一石塔がある）。

(六) 北間組五。北間神社、若宮神社、斉院の神さん（祭神は道祖神祈願には足半草履を奉納する、古塚がある、東氏の祖先の塚と伝う）、天満宮（国木原に女夫松の大木が明治後期まであつたが伐採されてしまつた。男樹は直径三尺、女樹は二尺五寸もあつた。この木の元に小祠がある。これが天満宮で例月二十五日には村童がこれに清書を奉るならはしがあつた）、地蔵堂。

(七) 庄屋元（蔵元組）五。吉井神社（祭神は所謂五男三女を祀つたのだつたが、天正十八年の合祠によつて左記七社の祭神を合祀した。

河内一の宮、日生宮、新居田神宮、風宮社、熊野宮、明神宮天神宮。

また明治三年藩命によつて井内村中二十三社の祭神を合祠した。これは吉井神社境内摂社の厳島神社に合祀したとも云い、又この年大平組にあつた天神宮の社殿を氏神本殿の右側に並んで遷したが、この天神宮に祀つたとも云う。その何れが正しきや、拠るべき証拠が無い。さて、その二十三社と云うは

厳島神社　天満宮　素鵞社　竈神社　一の宮　白尾社　蛭子社　山神社　若宮社　西山社　熊野社　新田炎社　聖神社　熊野社　北間神社　金毘羅社　風宮社　鎮守三島社　伊弉冊社　竈神社　金刀比羅社

この明治三年の合祠と天正十八年の合祠とは重複して同社同一神が二度合祀されたものもあるらしい。

なほ、さきに記した摂社厳島神社の社殿は今は跡形も無い。

大平組から移した天神宮は正殿一間半四面、中殿三間に一間半、拝殿三間に二間半である。

吉井神社の神宝として古来鎧一着、大太刀一振り、中殿に大鈴一個があつたが、太刀はいまは無い。これはもと戒能備前守通森の寄進したものだと伝へられている。

境内には欅材の大華表、石の手水鉢、石燈籠二対、自然石の兜石一個がある。

当社祭礼は毎年（旧）八月七日であつた。御白洲に龍虎の絹旆一対をたて、社前には十五の幟を立て、又十数張の提灯にみ明しを入れ、宵祭には神楽を奏し、当日には神輿の渡御がある。

神輿霊が正殿から降る時、警蹕の声と共に参拝者一同平伏、拍手してこれを迎へる。神炎が神輿にうつると、白装束に白袴の輿丁が麻の襷かけ勇ましくこれを舁いて宮出しをする。先ばらいとして庚申堂一、大鉾一対、傘鉾（以上二人舁）鎗一対、毛鎗一対、神鷹一対、横笛一対、神饌数台、幣帛一本が先行し、次に神輿が進み、そのあとに、神馬一頭、大小太鼓、つづいて獅子の一行がこれに従い、御旅所まで練る。

お旅所は社務所前の神田の中にある。ここで神輿に神饌を献じ、祝詞を奏して式を終る。

それから神輿は神主、庄屋、組頭、その他は氏子中願出の家に渡御する。幣帛と大麻はなほこれに従う。

神官は馬又は歩行で大傘持を従へ、また練裁許（ねりざいきょ）は裃着用で随行する。

村内一巡の後、神輿還行する。その後、広前で相撲の奉納がある。

獅子は氏子を東と西の二組に分ち、交代でこれを行う。獅子頭一、猿一、狐二、が出て、爺、婆の種蒔きを席す仕草をする。獅子舞は、かぐら、とんとこ、ねり、ちどり、すましなど数種がある。獅師を、「獅子起し」と云い、六、七、八才までの童子がこれに当る。

以上の古式は、従前は数十百年、厳格に保持され来つたのであるが、漸次くづれて、簡略になつて行くのは慨かわしい。

金毘羅神社、山の神さん、地蔵堂、大通庵。

(六) 仲野組四。善神山の神社、円満寺。善神社本地は善神山頂にある。大平組の横嶽社に同じく横嶽さんが井内「川東」の雨乞所であるに対して、これは「西地（ち）」の雨乞所である。なほ、横嶽さんとこの善神さんとの間に、三十六王子を祀つたと云われている。善神社は山伏の大宝院がその別当だつた。前神の社殿は仲野組、乙五七八番地で、正殿二尺、拝殿二間四方、亥子に向つている。）山の神社、円満寺（月光山円満寺、本尊薬師如来、境内の大銀杏、直径約三尺）。馬野寺仲野一三九九番地、仲尾山大宝院と云う。本堂二間四面、南向き、本尊不動明王、修験道廃止令とともに廃寺となり、本尊は同組の薬師堂に合祀した。修験大宝院の跡は丹生谷氏である）。

(九) 久尾組四。天神社聖神社、白尾神社、地蔵堂、（古来乳の、かみさま）で婦女の参詣が多かつた）。

(十) 大根木組四。天王社、山王社、西の宮、観音堂。

(十一) 黒岩組三。水神社、西山神社、観音堂。

伊豫の安国寺

西園寺源透

昭和四年六月十六日、北川徳次郎翁の東道に従ひ、畏友菅鷲峰君と共に、温泉郡三内村大字則ノ内萬松山安国寺を訪問した。其住職は温厚の人格者で、あらゆる材料を示し、且極めて親切に説明せられた、僅々三、四時間の見聞であつたが、得る所は鮮少ならずである、故に茲に見聞したる事項を掲げて、安国寺研究の端緒とした次第である。識者叱正を吝むなくんば幸甚である。

安国寺は、聖武天皇の建立したまひし国分寺に倣ひ、暦応中足利氏が国毎に一寺を創立したものである。保暦間記には、暦応元年足利直義、僧妙超の勧めにより、光厳上皇に請ふて、仏舎利を領ち、六十六ケ国に、安国利生塔を建てしむ、是を安国寺と称す皆禅宗なり云々とある。又当山の記録に依れば、暦応二年足利尊氏の開基、知覚普明国師の開山としてある、又帝国地名辞典には安国寺は温泉郡三内村大字則之内にあり、暦応二年足利氏の祈願より河野通盛建立す、本尊薬師如来云々としてある以上三記によりて当山の由来は分かつた。

次に当寺に蔵する足利三代将軍義満の寄進状を挙げて見よう。

寄進。伊豫安国寺
　同国余戸荘、並吉原郷地頭職、松崎浜等事、
右為当寺領、所令寄附之状、如件。
　嘉慶二年二月二十八日　　左大臣源朝臣

右嘉慶は北朝の年号で、南朝の元中五年に当り、今より五百四十二年前の文書である、文中余戸荘は今の温泉郡の内、川上三内地方であらう、又吉原郷は今の温泉郡和気村の一部と古三津、三津ケ浜、新浜地方であらう、又松崎浜は今の伊豫郡松前町岡田村辺を指したものと思はれる、要するに後世の三、四千石の寺領があつた事が分るのである。

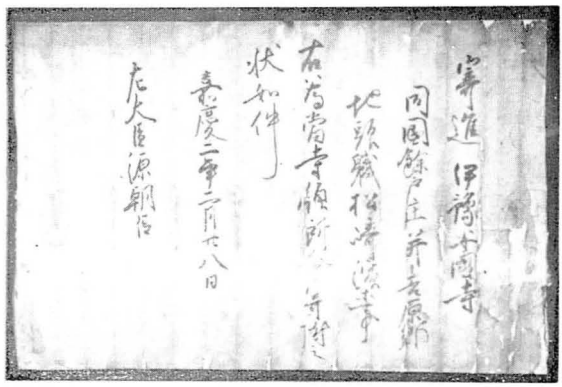

安国寺蔵古文書　足利尊氏公知行状

次に河野六郎（任対馬守）通之の知行状を掲げる、

伊豫国余戸庄
内、大野森山先知行分所領等、
上方為御寄進、被成御教書上者、早自寺家、
御知行不可有相違之状、如件。
　応永四年十月十八日　　通之（花押）
　安国寺
　　衣鉢閣

是は五百三十三年前の文書であるが、義満の寄進状の解釋をし

たものである、余戸荘は広い事であるが、其内の大野某、森山某の旧知行地を所領せよとの意である。

次には某の書状を載せる事にしやう。

誠に昨朝者、遙々御労煩之儀共に候、雖レ然、久不レ遂二面談一候之間、別而本懐此事に候、態預二芳翰一慇懃之御懇意、難二申謝一候、従レ是亦先刻企二愚書一候之間、不レ能レ詳候、事々不宣。

三月五日　（花押）

安国寺芳酬

立長い形の面白い花押であるが、伊豫人の中では、此様の花押を見た事がないから、多分上方の人であらうと思われる、要するに応永中の住職が上京した時、某知己から来た返書であらう。

元当寺は、温泉郡（旧久米郡）三内村則ノ内（洲ノ内正しからん）、字保免に在つたのである、保免とは免税地の意であるからして境内が免税地となつたものと見える、それが自然に地名となつたものと解する、境内方八町、七堂伽藍具備し、周囲に四門があり、且塔中十二坊を有して居つたと、寺記にかいてあるが、之は信じてよからう。今に東門、南門、法界門等のホノギが残つてをるが、之が門の跡と思はれる、又恵雲院、福寿院、菩提寺、顕寧院、霊泉院、瑞泉院の地名は塔中十二坊の中である、又西の寮と云ふ字は僧徒の修行場であらうが、之に対し東ノ寮もあつたものと思われる、又鐘撞（かねつき）田と云ふホノギは鐘楼（しゅろう）の跡と云ひ、風呂といへるアザナは浴室の跡と云ふて居る、鳥渡見ても、高台地と溪間とを控へをる形勝の地域である。

永正六年（四百二十一年前）の韋駄天（いだてん）の木像が残つてをる、其記文に曰く、

豫州萬松山安国禅寺韋駄天、永正元甲子年、依二失却一、発二願一刻彫造畢、五貫四百三十弐文、像殿供養四斛一斗二升五合、内二斛八斗勧進物也。住山日浦、維那賢正、領主貞行、節心、常忠、永正竜集己巳九月十九日、安座。

当時の記文は厨子にかいてあつたものであらうが、今はくすぼつて見えぬ、其写しが寺記にあるが信ずべきものである。元の像は永正元年に散逸したものと見える、韋駄天は禅家に於いて台所を守護する神として、必ず祭つてあるものである。

天文二年（三百九十七年前）には、大仏宝殿（本殿か）を再建し、本尊を彫刻し、三牌を安置した、之は三牌中の一牌の裏書でわかるのである、其文に曰く、

豫州安国禅寺、大仏宝殿再造之次、奉レ彫二刻本尊一、並安置三牌一云。

時干天文龍集癸巳仲夏日、当納所等祥、謹誌レ之。

之は簡単明瞭の好史料である、三牌とは(1)今上皇帝聖躬萬歳、(2)大檀那本命元辰星斗、(3)南方火徳星君聖衆の三つを云ふ、此三牌は当寺無住時代、松山龍穏寺に移り居りしが、正徳三年六月十七日に、兼康専安の斡旋に依りて取戻したものである。

天文九年七月、瑠璃宝殿の四字を刻せる扁額を掲げた、文字は八分にして、筆力の遒勁、筆致高逸のものである、裏面に銘文あるも長ければ、略して末文のみを記す。

于レ時、天文龍次二庚子一孟秋如意珠日、前真如鶚苑、書二面応令

云。大工平朝臣民部大夫重正。

是に依れば、筆者は鶚苑たることが知れる、鶚苑は善応寺の名僧にして、河野弾正少弼通直が参禅した人であると河野家譜に載せてある。

当寺の本尊は薬師如来である、而して新たに建てた禅寺の本尊は繹迦如来を安置するが当然である。然るに薬師を本尊とせるに徴すれば、元異宗の寺であつたのを、禅宗に改めたものと思われる、禅宗は融通のきく宗旨であるから、改宗しても本尊は取かへぬが例である、此寺の前身は天台宗であつたと信ずる理由がある。

仏殿中央の高机（須弥壇）は、戦国時代河野八郎の寄進に係るものと記録してある。

天正二年四月二日。悪僧があつて鐘楼（しゅろう）に火をかけて、楼、及梵鐘、並太鼓を炎上せしめた、それは記録と太鼓の胴の銘文とにかいてある、其銘に曰く、

伊豫州、萬松山安国禅寺、当官納所瑞昌、鐘楼再興之次、太鼓等改励二勢力一造二立之一、以伸二供養一。

右意趣者、天下太平、国富郡穏、五穀成就、特万民安緩矣、専祈山門鎮静、火盗潜消、僧衆安泰諸災長滅、百福荘臻而已。

于時　天正五年丁丑二月吉日。

之に依りて見れば、天正五年に納所瑞昌が鐘楼を再興した事もわかる。

当寺の梵鐘も無住時代、松山城上に移され、時の鐘に用ひられたと寺記にのせてある、今城閣に残存して居る鐘は之であらう。

戦国時代兵乱に際し、寺領は武家に押領せられ、寺内は兵卒に蹂躙せられて、僧侶の住むべき手だてもなく、久しく無住となり、荒廃を極めたものである、薬師堂は七間四面の瓦葺であつたが、屋根破れて雨もりが甚しかつたからして、寛文三年に松山城主松平定行が代官松井仁右衛門に命じて茅葺に改めしめたものであるが、此時住職があつたか否かはわからぬ。

開山以来寛文三年まで、二百八十四年間の世代も住職も詳でない。

寺記に依れば、長福寺の南明和尚（虚霊空妙禅師（ぜんじ））が、中興開山で、其弟子の祐巌全潟が中興二世としてある、当寺に於ける南明の事蹟は何も分らぬが、本堂の屋根葺替をした寛文中に居たものではあるまいが、祐岩の晋山したのは、寛文三年より十四年目の延宝四年八月二十三日である。夫より祐岩は勇猛精進して、廃を起し破を修めて寺観の面目を一新して居る。

寺地を元の保免より、現在の境内に移したる年代は詳かでないが、寺記に「元禄六年二月寺建立」と簡単な文字がある、之が新境内へ当寺を移した年代と考へられる、それから祐岩は左記の仕事をしておる。

○天和三年二月、薬師堂屋根葺替。

○元禄十五年寺内造作。

○同　年正月十二日、亡福祈禱修行復旧。

○同　年三月十日、松山城主隨岐守定直当山に来駕があつた。

○同　年三月、領主定直より、自筆の今川状、及び船子夾山の幅物寄附。

○同　年三月、仏像破損調を藩に提出してをる。

○同　年九月、本尊薬師、脇士日光月光、十二神将、及四天王の修繕成就、施主松平定直、願主祐岩、仏師藤井政俊、仏像修繕成ると共に、定直厨子をも寄進せられた。
○宝永二年正月十二日、大般若真読会開興。
○宝永八年三月二十二日、光樹院（定直の子定英生母渡部氏）より三ツ具足寄進。
○正徳二年三月、薬師堂屋根葺替。
○正徳三年五月、磬、鈸等の寄附あり。
○同　年九月、寄附を募り大磐若経六百巻を購入す。
○同　年十二月、十六善神像表具。
○正徳四年四月八日、兼康専安居士より乾山の茶碗、及磁器香合（定直より拝領品）寄附。
○享保二年九月、地蔵の石像安置。
○享保四年、専安居士より、自筆の法華経、及青地沙鉢寄進。祐岩は如此多くの設備をなし、享保二年三月に引退した、時に享年七十、而して享保十二年七月十二日に至り寂を示してをる。以下三世以後の出来事を記して置かう。
○文政十一年三月、年始賀礼に出頭したく、且祈願所に取立られたいと出願した後許可となつた様である。
○文政十二年十一月二十六日、楼門建築落成。
○同　年十一月、城山に在る時報の鐘、返戻ありたしと出願したが、聞届けにならなかつた。
○弘化五年二月、其筋へ一国一寺の旧格に復したき旨を出願した。
○安政二年三月十六日、本堂柱礎安鎮祭を行ふたが、いつ落成したか分らぬ。此時再建したものが即ち今の本堂である。
○安政四年十二月、当山調書を作成した。
年代不詳の出来事を寺記によりて左に掲ぐ。
○某年、剛中柔公座元、顕寧院を中興す、此院は洲の内三島神社の別当であつた。
○某年、修正の扁額を作る、今は他寺に移つてをるが、某寺名も分つて居ると云ふ。○某年、方丈の木尊繹迦像を、瑞泉海霊老師より寄附、仝潟首座の代なり。
○某年、山悼座元、環渓座元より、三ツ具足、及掛燈籠二箇を寄附。
○某年、飯鐘（半鐘か）を設置、施主平兵衛。
寺記の端に左の古文書の写がある。
○嘉吉三年九月十五日、薬応寺満広、大垣木工允正彦より、所領二万三千石云々の執達状。
○天文五年四月七日、官代望月伊勢允より本堂及櫓塔大破に付、蔵米三千俵、人力一万、扶助するの沙汰状。
右二通は、内容が怪しくて、信用ができぬから、採用せぬことにした。当寺は足利時代、一国一寺の巨刹であつたが、足利氏が衰微し且滅亡すると共に、寺観頽敗法灯消滅するに至つたが、中興開山南明及祐岩の努力に依りて再興し、且つ今日まで維持する事ができたのである、併し往時の全盛時代には比すべくもあらず、余りに懸隔があり過ぎる様である、後の当局者は法に対し開山に対し、緊褌一番勇猛精進して寺運の回復を謀られたいもので

ある。

当寺に信ずべき古文七点、即ち義満の寄進状、通之の知行状、無名の書状、三牌の裏書、瑠璃宝殿額の裏書と、又信ずべき古文の写二点、即ち太鼓の銘、韋駄天の銘と、又大地たりしを旁証すべきホノギ即ち地名が存して居るのは、大に人意を強うする次第であるる、是等を根拠として考証を進めば、必ずや会得す所があると信じて居る。

因みに記す、安国寺は一国一寺制で、足利時代には六十六ヶ寺あつた訳であるが、足利氏の亡ぶると共に、大部分は廃寺となつた、徳川中季時代まで存して居つたものは、筑後の久留米（知行五十石）飛騨の上品（知行五十石）丹後、備後、豊後、土佐阿波（以上当山の記録に依る）出雲、伯耆、播磨、（以上保暦間記に依る）隠岐、陸前、美濃、但馬、安芸（今の国泰寺）相摸の足柄村（以上帝国地名辞典に拠る）等である、尚存在するものあるべしと雖、材料を持たぬから調査する由がない、又相摸の鎌倉に安国寺があるが、之は日蓮宗で全く系統が違ふてをる。

（伊豫史談　第五十八号　昭和四年七月発行）

第七章　保健、衛生

第一節　沿革

医薬の発達していなかつた昔は、どんな保健法を講じていたのだろう。三内東谷に、明治以前に医者というのは、則の内斉院瀬（さやのせ）に和田という漢法医があり、河之内の音田に佐伯松渓と云う医者があつた。ほかにも時代のズレはあるが、河之内日浦に宇和川清長と云う人や、則之内安国寺に岩井禎蔵と云う医者があつて、此の人「仁寿百才」と云う著書もあつたとのことである。当時としては有名な医者であつたらしい。しかし其時代に一寸した病気で医者にかかると云う人は組頭とか、庄屋或は金持の人だけで一般は仲々脈をとつて貰つて高い薬代を払うことなど不可能であつたようだ。それで一般の人は神社や、お寺で祈禱をしてもらうとか、山伏に加持祈禱を頼んだり、迷信を信じたりする程度で薬と云うのは薬草を自分で煎じて用いる位であつた。「疱瘡は命さだめ、瘢瘡（はじか）は眉目（みめ）定め」と云う諺があるが、種痘法の行われていなかつた時代には疱瘡は命取りと恐れられたものである。大正時代頃までは、顔中に「あばた」のある人が居たが、これは疱瘡にかかつた跡である。見た目は見苦しくても命定めにパスした人である。

だから伝染病が出ると、組中で大般若経をあげて御祈禱をしたり、組の入口に七五三縄を張り大きな草履を吊した

りしたものである。大正八年に悪性感冒が流行して猛威を振つたが、其時にも七五三縄を張つた。種痘にはこんな記録が残つている。

（佐伯石次日記）

今般左之者、来る二十九日戸長場下高須賀マサヨ方にて種痘施行候条出頭候様御申聞相成度此段及御照会候也

明治十七年五月二十六日　　則之内村　衛生委員

徳吉組々長御中

其時の該当者

一、伊作長女　宇高ヤスヨ
一、政次二男　竹内　茂助
一、光次三男　宇高　竹次
一、久次三女　佐伯サツキ
一、吉作二女　佐名木ヤイ

外十三名（記名略す）

其時の種痘済証書

証

愛媛県伊豫国下浮穴郡則之内村何番地
平太郎長女
渡部コギン
齢二年五ケ月

左無顆
右無顆

右種痘済

愛媛県伊豫国温泉郡
明治十七年七月十日　種痘所

温泉郡種痘所之印

藩政時代に伝染病等が流行するような事があると、悲惨な事態になつた事があるらしい。安政五年にコレラが流行した時は、全国の死者二〇万人であつたと云う事である。

近藤林内記録

安政五年八月

一、世上悪病流行（俗にコロリと云う）

右につき素人心得べき薬法、公儀より諸国へ御沙汰仰出左之通。此節流行の暴瀉症（はげしい腹下し）は其療治法種々ある趣に候へども、其中に素人心得べき法を示す。あらかじめ之を防ぐには、身を冷す事なく。腹には木綿を巻き、大酒、大食を慎しみ、其外こなれ難き食物を、一切給し申間敷候。此病催候はば、早々床に入りて飲食を慎しみ、惣身を温め、左に記す芳香散と云う薬を用ふべし。是のみにして治する者少なからず、且又吐瀉甚だしく惣身冷ゆる程に到りしものは、焼酎一二合の中へ龍脳又は樟脳一二匁を入れ、温めて木綿の切に浸し、腹並に手足へ静かにはり込み、芥子泥を心、下腹、並に手足へ、小半時位づつ、度々張るべし。

〆

当所金毘羅社御祈禱料

一百五十目右　悪病流行につき為村方安全二夜三日大般若御修行相願候

右九月上旬

三内村には西洋医学を修めた医者は無かつたかと云うと

そうではない。医術開業試験という国家試験を受けて医者になつた人には、次の様な人があつたが、よその土地で開業したり、またいまは大部分故人となつている。

氏名	出身地	消息
成谷喜三郎	狩場	松山で開業していたが故人となつた。
近藤寅太郎	日浦	東京で警視庁に勤務していたが三三才で死亡。
高須賀孫太郎	則之内	川上で開業していたが若死をした。
菅井重良	川東	松山で開業故人となる。
菅野寿一	川東	松山で開業していたが目下静岡県。

明治になつて戸長役場の時分から各部落に衛生委員を置いて種痘や伝染病予防に注意した。一般に衛生知識に乏しく環境が不潔であつたから明治の末期頃、村でも衛生講話会を年二回位行つて部落の要所へ出張して通俗の話をした。又定期の清潔法を施行したり、伝染病等の出た場合は石炭酸や石灰を持つて行つて消毒をした。

そんな幼稚な事をしていたがお蔭なもので其時分には案外病気も少なかつたのは事実である。川上には開業医も出来て、少し重い病気の時は往診も頼んだり又患者が行つて診て貰つたりした。

こんな具合であつたから、一度赤痢、チフス等の伝染病が出ると、伝染せずには止まなかつた。そして死亡率も高い理であつた。

明治三十年に漸やく村内の中央と云うことで、則之内一ケ谷に避病舎が出来たが僅かに二六坪の建物であつたので患者が多数出た場合は、忽ち狭隘をつげる有様であつた。しかし明治三十四年に六名、明治四十二年に八名の赤痢患者を出したのみで、そんなに多数の集団発生を見た事はなかつた。しかし避病舎の方は其後追々増築して看護室も出来、番人等も置いて辛うじて隔離病舎の体裁を備えるに到つた。

村当局も衛生に意を用い、各組に衛生組合を設けて清潔及び伝染病予防に注意し、学校児童のトラホーム患者の検診治療及び、初痘児に対する春秋二回の種痘等は法令によつて厳格にこれを施行し、夏期各戸大清潔等は必ず定期に行われた。

「明治時代の出生死亡の統計」を示せば

分類別／年次別	明治三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二
出生名	一三〇	一三〇	一三三	一三六	一三七	一三五	一〇四	一三〇	一五四	一五一
死亡数	八七	九六	七三	八〇	七三	八〇	九二	七三	七六	八七
死産数	一五	一五	一四	一三	一二	一五	一三	一三	一三	二九

明治末期に至り医学の発達につれ、其治療法、及医薬に見るべき進歩があつたが、肺結核の薬としては、炭酸グワヤコールが賞揚せらた位であるから、幼稚なものであつた。大正に入つて新薬としてアーオー（ＡＯ）の注射薬、化濃性疾患に対して、ゲリゾンが幅を利かしたものである。

かくて漸次衛生知識の向上発達と、予防医学の進歩発達等により、衣食住の生活にも意を用いるようになつた。

従来、三内村は全くの無医村であつて、村医としては、川上の開業医に委嘱していたような次第で、何とかして医療の施設を設けたいとは、村当局も一般村民も熱望していた所である。昭和十六年十月に、組合制度による保険規約の認可があつた。終戦後になつて陸軍の松山病院長小川正俊を村医として迎え愈々待望の保険診療に手をつける事になつたのである。

第二節　三内村国保の歩み

昭和十六年十月一日、組合制度による規約認可があつた。そして同年十一月一日から保険事業を開始した。

事業の内容　療養の給付、助産の給付、歯科診療の給付寄生虫駆除等。

その給付状況を表示すると

実施年次	昭和一六年一一月	二四年一月	二六年四月	二七年	二八年
保険料一世帯当	六、〇四円	二九六円	六〇六円	九二四円	九三六円
診療費一点単価	二〇円	八円	一〇円	一二円	一二、五円
一部負担割合	九割	七割	四割	四割	四割
組合員世帯数	四〇七	七二五			

昭和十六年事業開始につき、組合加入について村当局は勧誘に苦労をした。時の理事長は近藤金四郎である。昭和二十四年一月に至つて法律の大改正があつて、組合制度から村公営に移行し、被保険者世帯数七二五戸で、殆んど全戸加入をした。時の理事長は田井一十郎である。

昭和二十六年に入つて受診率、給付費ともに急増し、保険財政困難を極め、一般会計から金九一一、五〇〇円を繰入れした。保

健活動の拡充によつて、医療費の低下、強調の目的において保健婦一名を設置した。

昭和二十七年　に至つて診療単価の引上げ、受診率、給付費等の膨脹著しく会計益々困難となり、一般会計繰入金一〇〇万円を行つた。此年より国保奨励交付金制度、（国庫補助金）が生れた。

昭和二十八年　待望の助成交付金制度実現された。（医療費に対し二割の国庫補助。）

昭和二十九年　町村合併の議起る。葬祭費の支給を開始する。歯科補填を給付の範囲に入れる。直営診療所の建設決まる。（国庫補助金九七八、〇〇〇円）

昭和三十年　直営診療所完成（二月五日竣工検査）

総設置費　四、七九九、一〇二円

建築様式　木造平屋建セメント瓦葺

建物坪数　五七、五坪

診療開始　三月一日

診療科目　内科　小児科　X線科

初代所長　小川正俊

場所は則之内一ケ谷甲二八〇一番地、旧救療院及武道場を整地し新装成り、スマートな診療所が出来た。時の村長は大窪晴市である。

昭和三十年四月二十五日、旧三内村、川上村両村合併、旧三内村国民健康保険条例により運営することに決る。

第三節　衛生の発達

終戦後一、二年を経て人心漸やく落着を取戻し、米進駐軍のＢＨＣ、ＤＤＴ散布や、墓地の棺（ひつぎ）の華筒（はなづつ）の除去によつて、蚊の発生を防除する。こうしたことや一般の衛生思想の発達によつて、公衆衛生から家庭衛生にも人々が自覚を持つようになつて、戦後インフレ景気、殊に山林の昂騰等、農家の経済力が豊かになつて、台所改善に、或は家屋の新築に、多くの費用を投じて、昔日の面影を留めぬ程に、環境衛生が発達するに至つた。

大正、昭和の初めぐらいまでは、分娩にも素人産婆をたのむ風習があつたが、今では村内に産婆の免状を持つている人もあるし、大方は川上の産婆にかかるようになつた。

昭和二十七年六月、東温六ケ村組合立伝染病隔離病舎を横河原に建築した。木造平家建、九〇坪、十五ベツトを持つ立派なものである。一ケ谷の避病舎は不用になつて取り除かれた。

伝染病の発生に関しては明治二十四年に大宇井内大根木に多数発生し死者四名を出したほか、明治三十四年、同四十二年に数名の赤痢患者を出して居る模様であるが委しい

ことは不明である。最近の状況は

病名＼年次	昭和二四	二五	二六	二七	二八
疫痢	二		二	四	二
赤痢			二	一	
流行性脳背髄膜炎		一			

肺結核患者に至つては医療法の発達によつて死亡率は低下したけれども相当全村に存在しているようである。

昭和二十九年死因別死亡者数

消化不全	一	腸閉塞	二	脳溢血	七
肺炎	三	肝臓癌	二	尿毒症	二
腎炎	一	脳軟化症	一	胃癌	八
気管支炎	二	農薬自殺	一	脳膜炎	一
食道癌	一	脳栓塞症	一	狭心症	二
肺結核	四	心臓まひ	二	その他	一
早発性痴呆症	一	心筋障碍	五		
農薬中毒	一	腹膜炎	一		
肝臓炎	二	老衰	一三		
胃病	四	事故死	四		
疫痢	一	たん石	二	計	
膵臓癌	一	窒息死	一		七八

三内村の出生死亡調

年次別	昭二五年	二六年	二七年	二八年	二九年
出生数	三三〇	三一一	二五六	三一〇	二〇八
死亡数	二九	九二	七九	八三	八四

(1) **埋葬墓地管埋者名簿**（昭和三〇年現在）

大字河之内

字名	番地	反別	所有者
金屋敷	乙一五四	反 三〇〇	問屋組
南ハザ	九〇〇	一、三〇〇	土谷組
西山	乙一九〇 乙一九四	九〇〇	山口音七
イダラ	乙六一八	一、三〇〇	山崎広蔵
池田	三八二 三七〇	一、〇一九	三河久米蔵
北引岩	乙八一九	八〇〇	近藤ジユン 近藤清作
相之谷	乙六七一	一、三〇〇	佐伯重五郎
野路	一七四三	一五一四	渡部六五郎 外十四人
城ノ岸	乙三〇七六	九〇〇	日浦組
井ノ曽	三七	〇一五	山内重洸
西ノ谷	一九五	〇二四	渡部喜七
ナメラガ谷	三三一	〇三一	佐伯孫八
ノギ	一七三	〇三一	河之内
野路	一七三ノ一	一〇九	近藤寅太郎 外三人 近藤寅太郎 外一八人

宝蔵寺	四七五一	〇一〇	名越　廓心
片山	甲五三一五ノ三	〃　六〇〇	坂本文一郎　外五人

大字則之内

本谷	丙九四六ノ二	反　八〇〇	則之内
城山	丙七八〇ノ二	一、〇〇〇	則之内
下永野	甲二五三九	〃　二二五	近藤　勝次
久尾タバ	丙一九二	一、〇〇〇	則之内
竿田	丙三三一ノ二	〃　六〇〇	則之内
宮ノ前	甲一四四四	〃　四一八	渡部　平八　外十人
宮ノ前	甲一四四六	〃　三〇一	宇和川幸五郎　外二人
宮ノ前	甲一四五七	〃　一三三	竹内幸四郎
石原	甲一八〇九	〃　〇一四	大西　兵太
石原	丙七四三	〃　〇〇五	宇和川弥五郎
恵雲	丙五九七	一、〇〇六	則之内
池ノ谷口	丙六八五	〃　一〇一	小倉兵次郎
団ノ成	丙六五一	〃　〇一〇	高須賀与平次
恵雲	丙六〇〇	〃　八〇〇	保免組
コミダ	丙七九七	〃　〇〇七	長曽我部啓次郎
恵雲	丙六〇三	一、〇一〇	保免組
和田丸	乙一四八八	〃　九〇〇	和田丸組
上ノ成	丙一五四	〃　一一五	田井　源次
宿野	乙八七八	〃　二四	富久　善蔵
惣田谷	乙三一	〃　〇三六	八木八五郎
惣田谷	乙八四	〃　〇一〇	高須賀伊五郎
宿野	乙一〇〇七	〃　〇三一	小倉市郎太
猿谷	乙一〇九五	〃　〇〇八	田井伊太郎

猿谷	乙一一五三	〃　〇一八	佐伯宋太郎
猿谷	乙一〇九六	〃　〇一三	佐伯忠平次
板屋ノ子	乙一九四	〃　〇〇三	池川長十郎
堂屋敷	丙一五三	〃　〇二四	白石　栄吉　外一人
茶ケ谷	丙六五五	〃　〇一五	神野松太郎
池ノ谷口町	丙六八五	〃　一〇一	小倉　鹿蔵　外二名
上永野	甲二三四	〃　〇一一	宇和川中左衛

大字井内

ワルキ谷	乙一〇〇五ノ二	反　九〇〇	井内組
カギヤマ	乙三七〇ノ一	一、〇〇〇	井内組
羽五郎屋敷	一〇五〇	〃　一一三	菅井　重良
大平法泉坊	四三六	一、四一四	八木　伝七　外十七人
松ノ本	二八六	〃　五一〇	森　源作　外十二人
久尾道上	二四〇〇	〃　三一一	菅野　源六　外五人
恵良	五三六	〃　〇三三	菅本　勘八　外三人
松ノ本	六一五	〃　〇二四	菅野米次郎
天向	七七五	〃　一一〇	東喜　平次　外四人
丸山	一九一七	〃　〇〇七	矢野喜十郎
ツエノ本	二八八	〃　〇三一	菅野　作平
太駄馬	二〇一	〃　〇〇五	甘井　勇次
松ノ本	四一一	〃　一一六	八木　伝蔵
遅越	一三八	〃　〇一五	東孫　三郎
野地	一五〇四	〃　〇一三	八木多重郎
上東	一四九九	〃　〇〇七	菅野弥五郎
惣林	一九四一	〃　四二四	吉田　正繹
ソリ	一七八二	〃　〇一七	宇和川弁蔵

惣林	一九三〇	〇三〇	宮内惣次郎	
ノ ジ	乙五一三	一〇九	菅野兼太郎	
オリカケ	乙四三六	〇〇八	菅野松五郎	
宮ノ上	乙四〇七	〇一六	近藤 勘七	

三内村共葬墓地総面積

大字河之内ノ部　一八ケ所　六反七畝二九歩
大字則之内ノ部　三〇ケ所　八反五畝六歩
大字井内ノ部　二二ケ所　六反二歩
計　七〇ケ所　二町一反三畝七歩

墓地は各部落とも各所に散在して雑然としている。昔は土葬が大方であつたが最近は殆んど火葬になつた。将来は墓地を各部落の一、二ケ所に統一する必要がある。

(2) 火葬場（公認）

字名	番地	反別	所有者	管理者
西山	乙二九五	一〇〇	河之内則之内	
イダラ	六〇五	一〇〇	渡部喜市	
石釜ブシ	丙八五一	一〇〇	則之内	
シノベ	丙四八六	一〇〇	小倉市郎太	
ホン谷	乙一〇一八	一〇〇	井内	
計		五〇〇		

(3) 獣畜埋歿場（公認）

河之内ミヤマ	三〇〇七	一〇〇	近藤文四郎
則之内石釜ブシ	八五一ノ一	一〇〇	則之内
計		二〇〇	

反別五畝九歩ノ内 昭和四年四月三〇日許可
四町八反六畝歩ノ内 昭和四年四月三〇日許可

以上の火葬場は明治二五年六月一日の認可である。明治時代は殆んど土葬であつたが、今は大方火葬にする。火葬場もみな川内町、重信町衛生組合火葬場で茶毘に附し従来の野天焼は殆んど行わないことになつた。

火葬（野焼）

昔は今のように立派な設備の火葬場が無かつた。だから火葬にする場合は、公認の焼場で茶毘に附したものである。普通葬儀の時は、野辺送りをすませると、組内の人に頼んで、火葬場に棺を送つて焼いて貰う。焼場は適当な所に、径一間位の凹所を掘つて、松丸太等の生木の棒を渡して、其上に棺を置く、そして棺の周囲に枯木の割木を、約十五六貫位立て並べ棺を包囲する。それに石油を約五合位振りかけて燃え易くする。火をつけるのは、肉身の人である。火をつけて炎々と燃え上ると、頃合を見て持来りたる藁を火に覆（おおい）して火勢を包んでしまう。（所用藁は約二十貫位か）かくて埋焼（うめやき）にする。組の人は火災の心配等もなきよう、約二時間位は焼け具合を見届けて帰るのである。葬家には焼く人に酒等を振舞う。翌朝は遺族の人が骨揚げに行くのである。

第八章　交　通

第一節　明治三十五年以前

三内村に於て、最も古くから交通に利用せられたのは馬であろう。昔は今のような立派な道路が通じてなかつたから、大抵は徒歩で往来をしていた。馬も乗用ではなくて駄馬であつた。明治以前には駕籠があつたが、それは医者か僧侶か庄屋位のもので、一般は乗る事がなかつた。（河之内の金毘羅寺や、近藤本家には最近まで駕籠が吊してあつた）馬は松山藩へ年貢米を上納したり、其他一般の荷物を運搬するに、用いたものである。明治三十五年以前の三内村の道路は、坂あり、急カーブあり、路幅も狭く、路面も悪い道にすぎなかつた。いま昔の路の名残を記してみると東谷では、法界門橋を起点として、先づ西谷筋を上り、保免から屋な場橋を渡つて安国寺下を横ぎつて永野へ出る。そして上永野から氏之宮前を通つて、則之内斉院瀬に出る。橋を渡つて登り坂、一本松から徳吉若宮さんへ出て赤坂から音田組の大垣へ出る。大垣から三軒屋を通つて、天滝から西屋敷を馬渡の橋の袂を金毘羅前から松尾坂を登つて行く割石道は、美間屋へ出て、黒岩の板橋を渡つて堂坂へ、そして奥間屋へ登つて行く。この旧道は切れ切れではあるが、今に残つていて、民家も昔の路に沿つて建つていた事がわかる。こんな状態であつたから、昔の農家の女房等の中には、一度も御城下（松山）を見ずに死んでいつた人もあつた。

西谷の旧道は、大体今の新道に沿つて通じていたようである。我が三内村から他村への連絡路としては、法界門橋を通つて川上村へ、そして中山越をして、金毘羅街道が通じていた。（金毘羅大門より二十六里の標石（しるべいし））。黒森峠、

松山藩一里塚（河之内土谷に在る）

割石峠、白猪越を越して、上浮穴郡川瀬村へ、又大根木越をして拝志村、上林えの連絡があつた。しかし、何れも千メートルに近い高い峠であつたから、荷物を運搬する事は困難であつた。

第二節　明治三十五年以後

我が村の交通は、明治三十五年を境として大きく変つた。それは単に交通のみにとどまらず、生活文化に、産業経済に、著しい変化を齎らした。

三内村は山村であるから、米麦の外に夥しい木材、薪炭等がある。これが搬出は人馬によらねばならぬが多くの日数と、高価の運搬賃を要するので、ただ喜ぶ者は搬出者のみである。そこで元村長、県会議員宇和川宇太郎は、わが村の運搬経費の調査をして、其額の極めて大きいのに驚きこれは一時、村債を起してでも、里道の改修を行わねばならぬと決心し折から県の土木補助規程の報に接し、この機逸すべからずと、起工を画策し村議に附して、農工銀行から金六千円の借入をした。

一、東谷里道の改修

起　点　大字則之内一ヶ谷国道三一号線より
終　点　大字河之内金毘羅下松尾坂取付まで
間　数　二一六〇間
幅　員　十二尺、勾配二寸
竣　工　明治三四年四月二八日
経　費　一万二千七百四十五円九十五銭
村　長　近藤　鑑
助　役　高須賀源吾
主　任　助役分掌事務なるも、本事業の委員を以て竣工せしむ。
委　員　宇和川宇太郎、近藤与太郎、藤井栄太

二、西谷里道改修

起　点　大字則之内法界門橋より
終　点　大字井内宮川まで
間　数　二一六〇間
幅　員　一〇尺、勾配五寸
起　工　明治三四年一一月一五日
竣　工　明治三五年五月二五日
経　費　一万一千三百十六円五十五銭一厘
村　長　近藤鑑より野中安正に終る
助　役　高須賀源吾より曽我部伝三郎に終る。
主　任　助役分掌事務なるも、本事業は委員を持て竣工せしむ。
委　員　菅野兼太郎、高須賀作平、渡部愛蔵

道路は開通したが、村民は村費負担の過重なるに驚き、土谷部落等は、「新道は全く我等に縁のないものだ」とし

て納税を拒む者さえあり、又地主側も苦情を申立て、村長は非難政撃の的となり、一時は薙旗をも翻(ひるがえ)らさん勢であつた。宇和川宇太郎は、この難局に立ち、東奔西走、寝食を忘れ只管これが鎮撫と啓蒙につとめ、漸やく事なきを得た。竣工後、宇和川氏は幾何もなく病の為に他界せられたのである。里人、後、昭和になつて、三内農協前に氏の彰功碑を建て、以て永久に氏の功績を記念した。

三、国道三十一号線中山越開通

これと時を同して讃岐街道、国道三十一号線、所謂中山越の国道が開通した。それは明治三十五年のことである。これは土木技術の発達してなかつた明治時代の事であるから、開鑿には困難をしたようである。なお、それ以前、河之内部落に於ては、国道開鑿に次の如き寄附をして協力している。

新国道開鑿費金献納届

一金四十円　　下浮穴郡　河之内村　近藤林内
一金五　円　　金毘羅寺
一金一　円　　成谷恒三郎
一金二十二円四十銭　　河之内部落民百一名
合計金六十八円四十銭也

内訳

金二十二円八十銭　　明治十九年納
金二十二円八十銭　　明治二十年納
金二十二円八十銭　　明治二十一年納

右ハ今般新国道開鑿費金献納仕度ニ付出願仕候処御聞届相成候ニ付、前書ノ金額献納仕度候間、此段御届仕候　以上

明治十九年六月　　下浮穴郡河之内村
有志総代　近藤林内
近藤与太郎

愛媛県令　関新平殿

四、交通の変革

この様に明治三十五年を境に、三内村には立派な道路が開通したから、井内や河之内の奥まで車が通るようになり、土谷も讃岐街道の要路であるから、明治の末期から大正の初期にかけて、諸車の往来が頻繁になつた。

土谷部落に於ては、

○明治三十五年頃から、人力車を所有してそれで生活をして居た者が七、八名あつた。

○客馬車を所有して生計を立てゝいた者四台、大正年代になつてはホロ付新型馬車二台。

○牛車三台、駄馬十数頭。

○荷馬車は、一時十数台もあつて、木材薪炭等を壬生川方面、或は松山方面へ運搬した。

河之内部落に於ても、人力車が一台あつて、横河原、河之内間を往復し、荷馬車も数台あつて、近年に至るまで、松山方面え盛に運搬していた。

貨物自動車は昭和になつて土谷に二台、則之内一ケ谷に二台あつて各方面に車をとばした。

荷馬車の時代は終戦まで続いた。我が村に自転車の入つたのは明治四十三年であつた。ラージの立派な車を河之内日浦の人、近藤文蔵が乗り出して、音田の中島善助と云う人が続いて買こんだ。自動車が這入つたのは、大正初年のころ代議士、成田栄信が選挙演説に乗つて来たのが始めてであつた。

交通が発達して来た代りに、その影響は部落の消長に関係して来た。河之内の問屋部落や土谷部落の本谷の如きはその影響であるとも考へられる。

五、河之内問屋部落のこと

河之内に「問屋」と云う部落があるが、この部落に昔、問屋があつたことからついた小字である。昔は上浮穴郡の笠方村や渋草方面から松山方面へ出る物資も、松山方面から笠方、渋草への海産物は多く割石峠道をとうつたもので、この問屋部落にその問屋乃至は商店があつたのである。いまも「店」――店がそのまま家号になつた――とか、或はまた「新宅」とか云う家号が残つているが、それはこの問屋時代の名残りである。

毎日、木炭や木材を背負つた駄馬が沢山割石峠を越えて、上浮穴郡からこの問屋へ出て来たものであつた。しかし、これも、明治三十四五年ごろまでのことで、その後は、里道が音田まで改修せられたので、物資は音田から日浦部落を経て黒森峠を越える方が便利になつて、問屋の交通と商業とはさびれてしまつて、その代り、日浦の坂道を毎日駄馬が馬子唄にチリンチリンと鈴の音も賑やかに二十頭も三十頭もが上下していたために音田の部落が繁昌することになつた。

だが、あれも一時、これも一時。いまはトラック時代となつて音田の繁昌も昔の夢となつてしまつた。

六、本谷部落の移り変り

本谷と云うのは河之内字土谷部落の中央、南々東から北々西に流れている中山川の支流、本谷川が本流の中山川への落口から上流、川添いの細長い谷間の部落で、いまの国達十一号線の分岐点の二一四米のところから、人家の終点まで約二千米、標高三五〇米の山間としては比較的なだらかな谷間部落である。

周囲は三五〇米から六〇〇米までの、どこでも耕作の出来る傾斜の緩やかな山にとりまかれている。別天地。土谷部落の発祥地

と云はれて居つて、相当古くから開けて居つた部落らしく、部落の中央部には土谷の氏神三島神社があり、また「寺邸」と云う地名も残つている。

川は緑泥片岩で、水がきれいで、その上冷たい。山も殆んど結晶片岩から成つている。

谷間の耕地は高冷盆地で、風通しも悪く、夏季は夜露が多く、冬はそれが霜となつて、ために米麦作の出来は良くない。米が反当り五俵もとれることは人間一代にそう何回もは無く、麦作も二、三俵と云う程度である。

以前は牛は殆んど「あげ牛」と称して、周桑郡の平坦地の田の植付を終つた牛を預つて、米三斗から四斗ぐらいの飼賃で、八十日から百二十日ぐらいの間、これを飼育する。そして、この間にこの牛を使用して田植を行なうので、従つて、植付がしぜん晩、かつたので収穫もそのため少なかつたようである。

戸口は明治二十年から四十年頃までは四十戸ぐらいあつて、伊之谷組、本谷前組、本谷奥組と念仏組と三つに分れていた。

耕作田が約五町、畑五町。山林百五十町。この中、三十町ぐらいは切替畑として耕作に使用された。この切替畑には、ソバ、トーモロコシなどの雑穀類を栽培した。山林には製紙原料の楮や三椏を植えた。三椏の栽培は明治末期からのことらしい。またいたる処に茶を植えたらしく、いまもその株が残つている。

住民の食料は雑穀が主で、その生活程度は極めて低かつた模様である。

こうした本谷部落、現在では僅に七戸、四十人ほどになつてしまつた。この衰微の原因は

一、公有林（入会山）の統一によつて一般住民が薪炭の資を得ることが困難になつたこと。二、一般に植林が行われるようになつて穀物の耕作地が減少したこと。三、雑穀類の値下り。四、北海道への移住。五、製紙原料の価格下落による痛手、和紙製造の漸減。六、切替畑の地力衰微による減収。七、日露戦争前後、賭博の流行により酒食に耽り、怠惰になつたこと。八、国道開通後、国道沿線へ居を移したものがあること（五戸）。九、九州の炭坑へ行つたもの（五戸）、松山、大阪等村外へ出たものが可成りあること。一〇、絶家したもの（五戸）。

第三節　昭和四年以後

大正八年村長、近藤金四郎就任するや、民政安定、福利増進は産業の振興に如かず、産業振興生産増強は、交通の発達をおきて外になしとなし、寝食を忘れて道路の開鑿に意を用いた。昭和四年、議案第二十三号を以て、三内村道路土木補助規則を制定し、村内主要道路は勿論、林道にも部落路にも改善補修をなし、ために其面目を改めて殆んど昔日の観なき状態となつた。

一、三内村土木補助規則

第一条　本村村道中左ニ掲グルモノヲ区、又ハ数人共同或ハ個人ニ於テ、私費ヲ以テ修築改修ヲ為サントスルモノエ事費ニ対シ

テ、企業者ノ申請ニ依リ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ、其ノ緩急ヲ考察シ村費以ヲ補助ス

左記

一、中線　延長三七八米　橋梁一
字保免乙二、五一〇地ノ県道岐レヨリ字一ケ谷国道第二四号線ニ合スル線

二、一ケ谷一号線　延長四六九米　橋梁一
字一ケ谷記念松国道岐レヨリ避病舎ニ至ルマデノ線

三、一ケ谷二号線　延長八二二米　橋梁二
字一ケ谷甲二、七九一地ニ於テ中線ト岐レ安国寺下ヲ通ジ永野県道ニ合スル線

四、上永野則之内線　延長九六三米　橋梁三
字上永野甲二、一四八地ノ県道岐レヨリ氏之宮前ヲ経テ字則之内県道ニ合スル線

五、岡石原線　延長一、一八四米　橋梁三
字石原甲一、八六五地ノ県道岐レヨリ岡甲一、七八四地及甲一、七七九地ヲ経テ字山際甲一、五二五地ニ於テ県道ニ合スル線

六、石原落シ線　延長二八三米　橋梁二
字石原甲一、八四六地ニ於テ岡石原線ト岐レ石原橋ヲ渡リ氏宮前ヲ経テ字落シ一、〇六五地ニ至ル迄ノ線

七、永野線　延長七五六米
字下永野甲二、四六一地ノ国道岐レヨリ上永野ヲ経テ二、〇四〇地ニ於テ上永野則之内線ニ合スル線

八、山際線　延長一四〇米　橋梁一
字則之内甲一、五二五地ノ県道岐レヨリ上永野則之内線ニ合スル迄ノ線

九、徳吉一号線　延長二三〇米　橋梁一
字下徳吉甲七一五地ノ県道岐レヨリ甲七七二地ニ至ル迄ノ線

一〇、徳吉二号線　延長三二二米　橋梁二
字下徳吉八一一地ヨリ甲六九四地ニ於テ県道ニ合スル線

一一、徳吉三号線　延長三二一米　橋梁二
字下徳吉甲六八二地ノ県道岐レヨリ甲五七七地ニ於テ県道ニ合スル線

一二、中之瀬線　延長三八九米　橋梁二
字徳吉甲二八三地ノ県道岐レヨリ字中之瀬部落ヲ経テ甲三三二地ニ於テ県道ニ合スル線

一三、土谷音田線　延長二、七八三米　橋梁四
字上徳吉甲一地ノ県道岐レヨリ根引峠ヲ経テ土谷札場ニ於テ国道二四号線ニ合スル線

一四、根引一号線　延長四四九米　橋梁二
字音田甲五、二九二地ノ県道岐レヨリ土谷音田線ニ合スル線

根引二号線　延長六五七米
上徳吉甲二八二地ノ県道岐レヨリ土谷音田線ニ合スル線

一五、猪之谷線　延長四、四〇八米　橋梁五
一六、音田狩場線　延長九〇七米　橋梁二
字音田甲四、九四八地ノ県道岐レヨリ馬渡橋ヲ経テ法蔵寺ニ入リ四、六五七地ノ県道ニ合スル迄ノ線

一七、狩場黒岩線　延長一、三八四米　橋梁三
字狩場甲四、七四二地ニ於テ音田狩場線ト岐レ字甲後ヲ経テ下狩場夜燈下ヲ通過シ釆ノ下甲四、五一三地ニ出デ黒岩ヲ経テ甲三、八八四地ニ於テ県道ト合スル線
一八、狩場中線　延長六九八米
県道清水橋ヨリ岐レ甲四、四七七地ヲ経テ字大上四、三〇九地ニ至ル迄ノ線
一九、狩場乙号線　延長一七〇米
字狩場甲四、五〇二地ノ県道岐レヨリ狩場中線ニ接続スル線
二〇、キジヤ線　延長五五四米　橋梁二
狩場中線ト岐レキジヤニ至ルモノ
二一、音田問屋線　延長二〇一八米　橋梁三
音田甲四、九七四地ヨリ字松尾、味問屋ヲ経テ問屋、坂ノ上ニ於テ県道ニ合スル線
二二、松尾三軒屋線　延長一、三一四米　橋梁四
字松尾一、九四四地ニ於テ音田、問屋線ト岐レ柳苧、三軒屋ヲ経テ県道ニ合スル線
二三、味問屋、中問屋線　延長一、三四四米　橋梁二
字味問屋二、〇七六地ノ音田、問屋線ト岐レ上日浦ヲ経テ中問屋ニ於テ音田、問屋線ニ合スル線
二四、河之内、柚川線　延長三二四米　橋梁一
日浦甲二、二八九地ニ於テ味問屋、中問屋線ト岐レ甲一、八二四地ニ至ルマデノ線
二五、中問屋、大屋敷線　延長六〇七米　橋梁一
宇中問屋甲三、五八八地ノ音田、問屋線ト岐レ大屋敷二、八九四地ニ於テ県道ニ合スル線
二六、坂ノ上、大屋敷線　延場七六三米　橋梁三
字坂上三、四三四地ノ県道岐レヨレ大屋敷二、八五六地ニ於テ中問屋、大屋敷線ノ接続スル線
二七、白猪線　延長一、二五七米　橋梁一
県道高知橋ヨリ岐レ白猪滝ニ至ルマデノ線
二八、白猪、川瀬線　延長二、一八五米　橋梁一
白猪滝入口ニ於テ白猪線ト岐レ上浮穴郡川瀬村境ニ至ルマデノ線
二九、唐岬線　延長三、一三四米
県道樽川橋ヨリ岐レ唐岬滝ニ至ルマデノ線
三〇、黒岩線　延長一一〇米
黒岩橋ニ於テ音田問屋線ト岐レ狩場、黒岩線ニ合スル線
三一、三島井手リユヅ線　延長二、七一五米　橋梁六
字三島井手県道岐レヨリ学校前ヲ通リ惣田谷ヲ経テ龍頭橋ニ至ル迄ノ線
三二、久米領、宿野線　延長五七八米　橋梁二
字久米領乙八三九地ニ於テ三島井手、龍頭線ト岐レ宿野乙八六地ニ至ルマデノ線
三三、大元、蔵元線　延長二九四米　橋梁三
井内字蔵元ニ於テ県道ト岐レ惣田谷、大元ニ於テ三島井手、龍頭線ト接続スル線
三四、井内県道末開修線　延長四、八七四米　橋梁四

井内大橋ヨリ字恵良ヲ経テ井内峠ニ於テ上浮穴郡境ニ至ル線
三五、遅越、北間線　延長三六〇米　橋梁一
井内字遅越ニ於テ県道末開修線ト岐レ字北間一、二七〇地ニ至ル線
三六、仲尾、平岩線　延長五三〇米　橋梁二
井内平岩ノ県道末開修線ト岐レ字仲尾九一五地ニ至ル迄ノ線
三七、六地蔵、大平線　延長一、〇〇六米　橋梁二
井内六地蔵ニ於テ県道末開修線ト岐レ大平三二九地ニ至ルマデノ線
三八、ツズ、新坂線　延長二四〇米
井内字ツズ六九六地ニ於テ六地蔵大平線ト岐レ善城寺ヲ経テ新坂橋ニ帰スル線
三九、黒岩、中野線　延長三、二〇五米　橋梁五
井内庄屋元甲一、八九一地ノ県道岐レヨリ黒岩、中野ヲ経テ宮川橋ニ帰ル線
四〇、三内拝志線　延長一、七七七米　橋梁三
井内蔵元ノ県道岐レヨリ蔵間口ヲ経テ拝志村上林境ニ至ルマデノ線
四一、庄屋元、拝志線　延長六二〇米
井内庄屋元一、八九五地ニ於テ黒岩、中野線ト岐レ字滝鼻ヲ経テ三内拝志線ニ接続スル線
四二、大根木線　延長九八〇米　橋梁三
井内下滝鼻県道岐レヨリ大根木二、二一九地ニ至ルマデノ線
四三、下駄馬、滝鼻線　延長二一〇米
井内下駄馬谷ニ於テ県道ト岐レ二、三七七地ヲ経テ大根木線ニ接続スル線
四四、久尾線　延長一、〇八三米
字三島井手県道岐レヨリ七曲字ナガソヲ経テ久尾二、四九四地ヲ通リコクラ、ジョウノクボヲ経テ字石仏県ニ帰スル線
四五、久米両、猿谷線　延長六六〇米　橋梁一
宇和田丸乙一、二四二地ノ県道岐レヨリ猿谷橋ヲ渡リ久米両ニ於テ久米両宿野線ニ合スル線
四六、和田丸、板屋ノ子線　延長一、二九七米　橋梁三
和田丸乙一、六二二地県道岐レヨリ板屋ノ子乙一、九五四地ニ至ル迄ノ線
四七、西山線　延長四七〇米
和田丸乙一、六六八地ノ県道岐レヨリ乙一、五二七地ニ至ル迄ノ線
四八、段、保免線　延長五七八米
保免二、四九〇地ノ県道岐レヨリ段乙二、二五八地ニ至ル迄ノ線
四九、三島一号線　延長四五七米
保免乙二、五二〇地ノ県道岐レヨリ三島神社ニ至ル線
五〇、三島二号線　延長一八五米　橋梁一
字三島二、六二〇地ニ於テ三島一号線ト岐レ重信川支流表川ノ参詣橋ヲ渡リ終ルマデノ線
五一、土谷本谷線　延長一、五三八米　橋梁四
土谷店前一、二三〇地ノ三二於テ国道二四号線ト岐レ本谷三

五九地ニ至ル線

五二、稗畑線　延長一六二米　橋梁一

土谷一、一九二地ノ国道岐レヨリ字稗畑一、二六五地ニ至ル線

五三、イラズ線　延長四一二米　橋梁一

土谷根引ニ於テ根引一号線ト岐レ字イラズ一、五七〇地ニ至ル迄ノ線

五四、落手、滑川線　延長三七〇米

国道落手橋ヨリ岐レ桜樹村境ニ至ル迄ノ線

五五、土谷、三軒屋線　延長三、五八〇米　橋梁八

字田桑国道岐レヨリ相之谷甲八一六地ヲ経テ梅ケ峠ヲ通過シ川上村境ニ至ルマデノ線

五六、相之谷線　延長五七八米　橋梁二

宇相之谷ニ於テ甲八一六地ノ土谷三軒屋線ト岐レ桜樹村境ノ虚空蔵ニ至ルマデノ線

第二条　新築改築ノ場合ニ於ケル補助率ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、車道ノ改修スルモノ百分ノ五十以内

二、人馬道トシテ修築スルモノ百分ノ三十三以内

三、橋梁架設ニ就テハ百分ノ五十以内

四、慣行ニヨリ年数回ノ修繕ニ対シテハ補助セズ

前各号ノ外特別ノ理由アルモノニ対シテハ百分ノ二十以内ヲ増加スルコトアルベシ

特別ノ理由トハ

イ、関係部落戸数少ナク或ハ貧困ニシテ負担ニ堪エ得ザルモ道路橋梁ハ極メテ枢要ナルモノ

ロ、特ニ通行多キ道路橋梁

第三条　補助金ハ村長ノ査定シタル設計工費ニ依リ之ヲ算定シ工事竣工後其ノ精算工費ニ依リ交付ス

但シ精算工費ガ査定工費ヲ超過スルコトアルモ補助金ハ之ヲ増加セズ

潰地及支障物件ニ対スル補償金ハ査定額ヲ以テ精算額ト看做ス

第四条　村費ノ補助ヲ受ケントスルトキハ左ノ各号ノ期限内ニ工事施行並ニ村費補助申請書ヲ提出スベシ

一、災害復旧工事　災害ノ止ミタル日ヨリ十五日以内

二、前号以外ノ工事　前年度十二月二十八日

第五条　前条ノ申請書ニハ左記書類ヲ添付スベシ

一、工事設計書

二、工事工面図　縮尺千二百分ノ一

三、潰地調査

四、支障物件調書及図面

五、財源予定書

六、区又ハ数人共同ノ場合ハ調印シタル申合セ書

第六条　村費補助ノ必要アリト認ムル時ハ補助内定額ヲ通知ス

第七条　工事ハ一般公入札ニ付ス可シ

特ニ之ニ依リ難キ場合ハ村ノ認可ヲ得テ後着手スベシ

工事請負人定マリタルトキハ直チニ其住所氏名請負金額ヲ報告スベシ

第八条　工事中ハ許可ノ日ヨリ三十日以内ニ着手シ村ノ指定シタ

ル期間公ニ竣工スベシ、竣工シ能ハザルトキハ事由ヲ具シテ認可ヲ受クベシ

第九条　左ノ場合ニアリテハ工事ノ中止ヲ命ジ或ハ補助金ノ交付ヲ取消ス事アルベシ

一、虚偽ノ報告ヲナシタルトキ

二、設計ト異リタル工事ヲ為シタルトキ

三、村監督ノ指揮ニ従ハザルトキ

第十条　工事竣工シタルトキハ直ニ届出ベシ

前項ノ届出アリタルトキハ工事ニ付検査ヲ行フ

第十一条　補助金ハ工事竣工検査済ノ後ニアラザレバ之ヲ交付セズ

第十二条　本則ハ昭和四年六月一日ヨリ施行ス

二、橋　梁

(一)　国道ニ架ル橋

橋名	長さ	幅員	架設年次
落出橋	二四、五米	六、二米	昭七、六
本谷川橋	五、三	五、五	昭五、四
土谷橋	七、六	三、九	大五、一
立石橋	三、二	五、三	大一四、三
河崎橋	三一、六	五、五	昭二九、三

(二)　県道弘形横河原停車場線ニ架ル橋

橋名	長さ	幅員	架設年次
井内大橋	一四、六米	四、五米	昭二六、三
蔵元橋	六、二	三、六	昭二六、八

(三)　県道柚川松山線ニ架ル橋

橋名	長さ	幅員	架設年次
割石橋	五、五米	四、六米	昭二七、三
唐岬橋	五、〇	四、六	〃二六、三
飯場橋	四、五	四、六	〃二六、三
阿部野橋	四、一	四、五	〃二五、七
黒森川橋	六、九	四、五	〃二六、三
引張橋	四、七	四、八	〃二九、三
手前橋	四、〇	四、三	〃二七、三
おそよ橋	一〇、五	四、七	〃二七、三
つゞら橋	一三、五	四、七	〃二七、三
地主谷橋	一三、二	四、七	〃二三、八
甲戸野橋	二、〇	四、五	〃二三、三
落し橋	八、二	四、五	〃四、四
樽川橋	一二、〇	四、七	〃三、三
高智川橋	五、五	四、五	〃二四、三
宮ノ谷橋	三、〇	四、六	〃二六、八
弓折橋	三、七	四、七	〃二、三
成谷川橋	六、五	四、五	〃二六、三
狩場橋	二、二	五、三	〃二五、三
西の谷橋	五、六	四、〇	〃二、三
清水橋	一三、七	四、五	大一五、三

橋名	長さ	幅員	架設年次
宮川橋	六、六米	六、五米	昭二、三
井の谷橋	四、五	四、五	大七、三
徳吉橋	五、五	四、八	〃六、五
斉院瀬橋	一八、九	四、五	昭二、三
中組橋	六、六	四、五	〃三、三
山の神橋	四、六	四、六	〃二九、六
狭川橋	二、九	四、〇	大七、三

四、村道に架る橋

橋名	長さ	幅員	架設年次
三和橋	二六、〇米	四、〇米	
宮東橋	七、五	一、六	大一三、三
落し橋	六、五	一、六	〃一二、三
山際橋	七、〇	一、三	〃八、四
ハシノカワ橋	三、三	一、五	〃一〇、三
根引橋	四、〇	一、五	〃六、三
ワタセ橋	八、五	一、七	〃八、三
サンガリ橋	七、〇	一、七	〃一三、三
オトシ橋	七、〇	〇、七	〃八、三
タル川橋	六、〇	一、三	〃一三、三
白猪橋	八、〇	一、〇	〃五、三
黒岩橋	一六、八	二、〇	〃六、三
新板橋	二、〇	二、五	〃六、三
三島井手橋	九、六	三、三	〃八、三

ハイアガリ橋	九、〇	二、〇	〃一〇、三
リューズ橋	二〇、五	二、三	〃四、三
板屋ノ子橋	一六、三	二、六	〃四、三
市ノ谷橋	八、三	二、六	〃四、三
相之谷橋	八、〇	三、七	〃八、三
馬渡橋	一八、五	三、二	〃二九、三
猪谷橋	一六、五	三、三	〃五、三
稗畑橋	一〇、三	一、五	〃二七、三
成橋	三、〇	二、六	〃七、三
恵良橋	一一、〇	二、五	〃八、三
大平橋	七、〇	三、九	〃三〇、三
惣田谷橋	二一、〇	三、二	〃二九、三

三、村内電話

三内村は地域が広い山村で、各谷々に部落が散在しているから、距離が遠くて不便この上なしである。河之内の者が井内は、この向う側だがと思つても一寸の間に合はぬ。相之谷から役場へ来ても、弁当掛でなければならぬ。この不便を除くためには、村内電話に如くものはない。昭和二十八年村長大窪晴市は、村政運営上にも、村民の生活上殊に急を要する場合（急病人、火災発生等）に於ける村民要望の声を具申して同年六月十二日、郵政大臣の許可を受け

て村内に有線電気通信設備、電磁式電話機、設置をする事にした。外線工事を梶工業所へ、内線工事を大洋電気興業所へ請渡を契約し、竣工の運となつた。

一、線路亘長　一九、九六六粁

二、電話器設置数　三二個

三、回線数　十回線（交換台二十回線用）

四、着工予定　十一月十五日　竣工予定　十二月末日

科目	形態	数量	金額
外線材料費		一式	400,000
引入材料費		〃	62,000
交換機機器		1台	28,000
電話安全器		32個	109,000
保安器型		32個	4,800
静信号機用		一台	16,000
壁掛面板		30枚	15,000
背柱	6.5m	27本	77本 45,100
電木	5.5m	50本	
腕	大小	55本	8,350
〃	1.2m	133本	7,980
〃	0.6m	168本	5,040
外線工事費		一式	550,000
内線工事費		〃	83,000
予備費			65,000
計			1,399,270

終戦後我が村の木材搬出に大きな変革があつた、林道の開設と索道の利用、ゴムの車である。一時は小荷物の運撒

三内村電話系統図

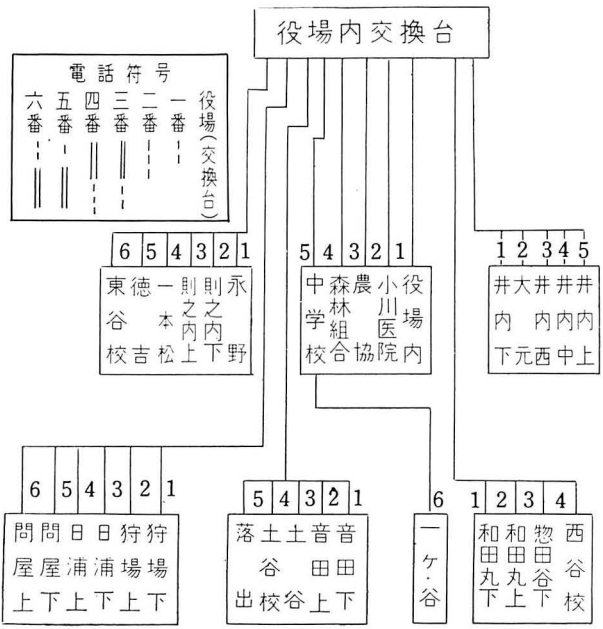

に猫車が盛に利用せられたが、今は小さなタイヤ車を使用して木材等の搬出をする。駄馬の三倍もそれ以上も荷物を積んで山出しをする。それだから全く駄馬等は不要になつた。又針金を山から山へ引張つて簡易索道で木材を送り出すようになつた。これでどんな地形の悪い山からでも木材が搬出せられるようになつた。加うるに林道がどの部落にも開通したので山持は非常な恩恵を受けることになつた。

国道井内口交叉点交通状況（春季）

測量期	第1日 33.6.10	第2日 33.6.11	第3日 33.6.12	平均
天候	晴	雨	晴	
歩行者	297	284	189	256
自転車	527	452	585	521
荷牛馬車	21	3	18	14
原動機自転車	20	16	18	18
軽自動車	278	95	271	214
自動二輪				
小型車	35	35	33	34
普通車	24	13	26	21
乗合バス	57	59	57	57
小型空車	125	105	96	107
〃 盈車	99	58	76	77
並通空車	70	30	46	48
〃 盈車	90	73	81	81
特殊車	14	11	8	11
軍用車	5	6	5	5

国道井内口交叉点交通状況（秋季）

測量期	第1日 33.10.8	第2日 33.10.9	第3日 33.10.10	平均	春秋平均
天候	晴	晴	晴		
歩行者	179	111	128	139	197
自転車	586	627	638	617	569
荷牛馬車	13	21	11	15	14
原動機自転車	80	148	187	138	78
軽自動車	226	224	205	218	216
自動二輪					
小型車	36	49	61	48	41
普通車	44	40	49	44	32
乗合バス	60	52	70	60	58
小型空車	135	146	162	147	127
〃 盈車	118	133	113	121	99
普通空車	111	123	117	117	82
〃 盈車	136	157	122	138	109
特殊車	5	2	0	2	6
軍用車	0	1	0	1	3

第九章 厚生

第一節 沿革

徳孤ならず必ず隣あり、とか陰徳あれば陽報あり、との格言は昔から隣保扶助の人間生活に大切なことを説いたものである。

河之内の近藤林内翁の如きは、其の最も優なるもので、難民救恤には年々年取飯料を与えるとか、衣類住居の世話をしたり、絶家を再興し、親族を救つて田園金穀を与えたり、或はまた村内の翁媼を招いて、養老饗応をして、今の敬老会を催した。又貧者の負債を寛恕し村内の孤独で頼りべなき者には金穀を与えて救恤する等、今の民生事業のすべてを実行している。就中、村人は毎年八、九月の頃は山へ肥草刈に行くのであるが、貧困な者は其日の衣食に追われて、草刈に行く事が出来ぬ。林内翁はこれを憂えて、自己の米二百俵を出してこれを「肥草刈飯料の備」と称し、その利米をもつて人々を草刈に行かせる制度をつくつた。

一、米二百俵　村方難渋者介抱之為、御代官所へ御差出置、右利米ヲ以、肥柴刈之節難渋者へ割遣申度旨出願御聞届ニ相成右ニ付

浮穴郡　河之内村　庄屋格　林兵衛

〆

村方難渋者共へ大数銭札貸付居候処近来不作続ニテ一統及困窮候付右貸付人別之内極難渋者共引捨遣其余年割等ニ致遣候赴奇特之儀ニ付為褒美米一俵置遣

又自宅の門前へ、捨子のあつたのを拾い上げて養育した。

萬延二年酉年、

三月五日の夜、近藤家の門口に捨子あり、四日組頭を通じて庄屋宅へ届出。

書置写

午年、四才男子、去申年ニ親に別れ、祖父の手元に連居候処、二人の連れ子に老の身分、年柄に出合、いかでか養がたく、よんどころなく捨置候間、筋正しく御座候故、御見捨なく御育て下さる様奉願上候

見ころしにするか捨つるか二つ一つ祖父かこころを御すいりようあれ

中山姓某

萬延元酉年二月けふ

外に大神宮御守、扇子一対添、着類古袷ニ、古繻絆一

改名　九助

右七日の日、吉日につき相改、同日直に牛松方へ当時相預置、右九助翌年二月某郡某村某方へ差遣、但シ養育料一貫目添遣事

明治三年二月八日の夜、捨子門口にあり。

着替守袋、等あり上書には、

明治元戊辰年七月二十五日出生、実蔵とあり、男子の捨子であつた。

右は当歳三才に相成男子、名兵太郎同時某村某方へ差遣候、尤養育料差遣不申候。

明治三年十月十六日、養育料として一ケ年一人米二俵宛下渡す

御沙汰ありたる旨が記してあるから、松山知藩事時代に於て既に捨子救助の事をしていたようである。

右の如く林内は自己のすべてを社会奉仕、同胞相愛の実

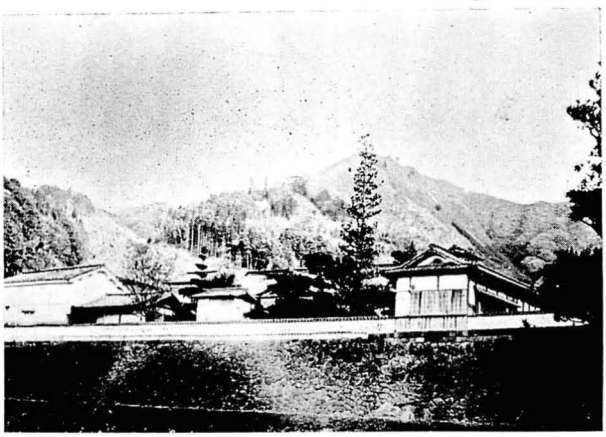

近藤林内翁宅

践に捧げたと云つても良い。

昔享保の饑饉の時、井内村に将に餓死せんとする人があつて、其時の村の金持の宅に行つて救を求めた。ところが其人曰く、「何れは皆餓死するのだから、汝は先に行け、余も後より行くから」と云つて助けてやらなかつた。で其人は死んでしまつたと云う。こんな非道な人もあつたであろうが、どの村にでも長者の万燈より貧者の一燈と、隣保相憐み困つた時には扶けられたり扶けたり、飯も食わしたり、住居も世話したりした、名も知られない人もかなりあつたであろう。また村そのものとして社会救済に意を用いたものに、「救荒予備金の備」というのがあつたが、勿論法によつて厚生事業が正規に行われるようになつたのは、明治以後である。明治四年に棄児養育の規定、同七年の救恤規定、或は行路病人の扱とか、行路病者の処置等がある。しかしその活動が盛んになつたのは昭和になつてからである。昭和四年に救護法なるものが制定せられ、昭和七年に至つて実施するようになつた。

昭和十二年には方面委員がおかれ、厚生事業に奉仕する事になり、同十三年には厚生省が置かれた。同年母子保護法が発せられ、同十六年医療保護法が制定せられた。

方面委員は戦時下には、軍人遺家族援護、戦災者、引揚者授産授職、労務供出、生産増強に協力したが、二十年の敗戦となつては、戦災者、引揚者、復員者、傷病軍人、遺家族、留守家族の世話等をした。

昭和二十一年十月に生活保護法が制定せられたが、従来の各種救済事業のすべてを包括する、綜合的なもので慈恵的恩恵的な色彩を払拭し、国民の最低生活を保障する理念の下に、従来の方面委員が民生委員として出発した。

当時の民生委員

戒能　茂(惣田谷)　高須賀隆太(川　西)　亀田イサ子(則之内)
近藤嘉代(河之内)　白戸　重一(和田丸)　小倉　元市(永　野)

第二節　社会福祉事業

昭和二十一年に方面委員が民生委員と改称せられるようになつて、従来の活動をより効果的に、また地域社会の福祉増進を、その地区の住民の協力によつて自主的、積極的に実現するために、昭和二十六年六月に、三内村社会福祉協議会が設立された。時の会長は村長で理事十六名、監事二名であつた。共同募金運動、慰霊祭、敬老会等の仕事がこの協議会によつて行われた。

一、敬　老　会

三内村に於て敬老会の最も古い歴史をもつのは、河之内惣河内神社の明治四〇年創始というのがある。始めは尚歯会と呼んで、年令七〇才以上の氏子の敬老会を催したのである。大方は陽春の頃、氏社の拝殿に席をしつらえ神職の祝詞奏上、老人の礼拝があつて後饗応。氏子惣代等が親切にもてなし、浄曲会等を催して慰安の誠を捧げた。老人たちは涙を流さんばかりに喜ぶ。この尚歯会が敬老会となつて拡大し、現在は村の重要な年中行事として各部落とも、毎年春季、天皇誕生日頃に、氏社を中心に行われることとなつた。

三内村交付

一、昭和二十九年度
　酒肴料及菓子一折　二四二人　計金一七、〇一〇円
一、昭和三十年度
　酒肴料及菓子一折　二六六人　計金三〇、五九〇円

敬老会基本金交付(昭和三〇年四月)

土谷三島神社	三六、一二六円
氏之宮三島神社	六三、六一三円
三島神社	六九、八九五円
吉井神社	四四、七六四円
惣河内神社	八五、六〇二円
合計	金三〇〇、〇〇〇円也

二、共同募金

国民たすけあい運動として、昭和二十四年度から、共同募金運動が始められたが、初年度のこととて其の趣旨が徹底せず、村役場の係の者や助役が困つた。が各方面駈廻つてやつと目標額に到達した。昭和二十五年度には、各部落へ割当制をとつたが、多少無理もあつたりして、非難せら

れた。昭和二十六年度は、青年団や婦人会に割り当てた。昭和二十七、八年度には映画会や、演劇等を催うしその前売券を売つて苦心の末、目標額にこぎつけた。いまその成績を示すと

昭和二十四年度	四三、七七九円
〃 二十五年度	三九、二四〇円
〃 二十六年度	四二、二〇〇円
〃 二十七年度	四三、三〇〇円
〃 二十八年度	三二、五〇二円

昭和二十八年度よりは、婦人会が松山方面へ街頭募金に出掛けて活躍するようになつた。

三、児　童　福　祉

昭和二十二年。児童福祉法が設けられ、同二十六年五月五日に「児童憲章」が制定せられ、毎年五月五日を「子供の日」として、児童の人格を尊重し、国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。との目標の下に、民生委員がそのまゝ任期三年の児童委員となつて、その具体的活動の重点とされている、左の四項目を推進することとなつた。

一、恵まれない児童の発見。
二、義務教育諸学校の不就学、及び長欠児童の保護指導。
三、人身売買の未然防止。
四、すべての児童に明るい環境を与える。

子供の日には村内の各部落に於て、児童を祝福し心身共に健やかに育成するための慰安会、体育運動会等を催している。その他里親として可成長期に亘る保護育成や、其の他隣人愛をもつて、力を社会福祉増進に捧げ、誠意をもつて生活上の問題を相談し、更生に導き、常に明るい社会と健全なる児童の育成をはかつておる。

四、身体障害者の福祉

昭和二十四年、身体障害者福祉法が公布せられ、これに基き身体障害者手帳が交付せられ、当人の更生を援助し必要なる保護を行い、もつて身体障害者の福祉をはからんとするものである。身体障害者手帳は、知事の定める医師の診断書を添え、居住地の知事に交付を申請することによつて、入手することが出来る。

五、母　子　福　祉

配偶者のない女子であつて、現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行う事等により、その経済的自立の

助成と、扶養している児童の福祉を増進すると共に、父母のない児童の独立をはかることを目的とするものであつて、その資金の貸付にはいろいろな種類がある。

貸付種類	金額の制度	貸付期間	据置期間	償還期限
生業資金	十万円以内		貸付の日から一年	据置期間経過後四年以内
支度資金	一万五千円以内		同右	同五年以内
技能修得資金	月額千五百円以内	知識技能修得期間中二年以内	満了後六ケ月	同十年以内
生活資金	本人ニ付月額千円以内 扶養児童一人ニ付月五百円以内	右交付を受けている期間中	右同	同十年以内
事業継続資金	一回に付三万円以内		貸付の日から六ケ月間	同二年以内
住宅補修資金	一回に付三万円以内			貸付後五年以内
修学資金	高校月額千円以内 大学又は実地修練月額三千円以内	就学又は実習期間中	卒業又は実地修練後六ケ月間	据置終了後二十年以内
修業資金	月千五百円以内	知識技能修得期間中二年以内	習得期間満了後六ケ月を経過する迄	同五年以内

三内村にも生活資金や、修学資金の貸付を受けたものが幾人かある。

第十章　民俗（生活、風俗、習慣）

第一節　衣食住（自給自足）

藩政時代百姓は、質素な質素な生活を余儀なくせられた。殊に三内村の如き山村では、極一部のものを除いては、人間らしい衣、食をすることなどは、夢にも考えられなかつた。今からみるとすばらしく生活程度の低かつたもので、古老の話では真黒い麦飯や干菜雑炊で莚の上に寝起したと云うことである。

衣服は余所（よそ）行きと普だん着に分けられようが、余所行と云つても絹織物ではなくて、木綿着物であつた。自給自足の生活の中から、自己の畑に作つた綿花を紡いで、紺屋で

糸を染め、手織木綿を作り、養蚕の真似事をして絹布まがいの節糸織を作りなどして人々はその衣生活を充して来たのである。作業衣となると大方は紺木綿で、男子は筒袖に股引、手甲脚絆のいでたちで、職人や馬方(馬子)の中には、江戸腹を用いたものもある。冬はデンチ(ちやんちやんこ)袢天を着た。今は殆んど洋服姿に変り、ゲートル(巻脚絆)を使うようになつた。履物は草鞋ばきが大部分で夏の水田の手入には足半草履を用いたが今は地下足袋に変つてしまつた。

女子の衣服と雖もきわめて地味で、絣の腰巻、襷掛、手甲脚絆に草履ばきであつたが、大正八九年ごろからモンペが移入されて、女子の作業衣は全く変つてしまつた。帽子はタクラバチ、冬分は男は頬被り、女は姉さん被りであつた。

食物に於ても自給自足でお手のものと云つても、藩政時代は農民は一殺さぬよう生かさぬよう」の扱いであつたから美食をする等の事は以ての外、盆、正月か、祭の外は米の飯を食う事はなかつた。麦飯が主食であつて米を混用したが麦九に米一の割合であつた。作柄の悪い年は大豆、粟、蕎麦を食し其の外雑穀を粉にして餅を作つて食とした。饑饉の時は葛根を掘つて茶粕に混ぜ挽て食したという。そのための小さな石臼が今でも保存されている家がある。こんな具合であつたから、肴を食する事等は殆んど無かつた。酒は明治以前はドブ酒が公然と作られていたと云う事だが、明治になつては酒造税法の制定と共に造酒は免許制となつてドブ酒は厳禁せられた。

食事の際に箱膳を用いた事もなつかしく、御飯をよそうにも家長から序列があつて封建的であつた。食事の回数は朝昼晩の三回に、農繁期は四回であつた。年中の祭日休日には、御馳走をしたのであつたが、その御馳走と云つても餅をつく位の事で、すし、もぶり飯は作つたが、煮干も充分には使えなかつた。

しかし大正から昭和の代になつては、一般に生活が向上して牛肉や魚肉も用いるようになつた。

住居は日当り、風通し、水害防止等を考へて、成可く便利なように道路に沿つて建てたものであるが、所によつては田を潰すことを避けて、山手に建てならべた所もある。河之内の法蔵寺部落の如きはそれである。一般農家の様式

は母家、納屋、土蔵等、いずれも藁又は茅葺屋根で、茅は組持の茅山で刈り、又茅頼子というものもあつて、組中総出で手伝をする相互扶助の美風であつた。普通は南面して建て、母屋の間口は七、八間もあつて、半分は内庭に取つて、収穫期にそこを使用して莚干も収納するし、籾摺もやつた。庭の天井には木屋組があつて一つの誇としていた。上り間、茶の間、囲炉裏が切つてあつた。煤けた天井から自在鍵が吊してあつて、煮炊きの大部分をここでした。囲炉裏の周囲は上座、下座、客座、奥座と別けてあつた。座敷は畳があげてあつて、客事の時にだけ敷く家もあつた。風呂、便所は別棟であつて、便所には戸がなくて、大部分が垂れ薦であつた。防火と用水の関係から、屋敷に流れ川を引きこんでいた。その他、季節風（やまじ風）、を防ぐための杉等の生垣を作つて防風林とした。敗戦後、住居生活が改善せられ、書院、入母家造、瓦葺の立派な建築が次々と出来て、茅葺屋根の家は減少してしまつた。

昔の農家の籾蔵

照明は松明を焚いたり、行灯を用いて燈心で種油を燃した。やがて石油洋燈ができて、明るくはなつたが掃除が面倒で、また危険でもあつた。大正七、八年頃、則之内一ケ谷の恵雲に、川上水力電気会社が建設せられて、待望の電灯がついて、一段と村が明るい気分になつて来た。

第二節　祭　礼

三内村の住民は古来敬神崇祖の念に厚く、氏神、氏寺を尊崇しその維持経営には多くの努力をしている。各氏社や寺院の寄附石がそのことを示している。なお、昔は組々に天神さんだとか、観音さまと云うような小宮や、庵寺等があつて、僅か二三十戸の組でこれを維持して来たようであるが、小宮は明治の末期になつて、氏社の境内末社として統合せられ、庵寺のみは所々に所在を残している。

三内村の如き山間辺境の村の純朴なその住民は、朝には神にその幸福を祈り、夕べには仏に無事息災を感謝しつゝその生業に従事して来たことは間違いないが、その時代時代の指導者の感化教育によることも否めないであろう。河之内の近藤林内は、死後菩薩の稱号を受けた程の信仰家であり、井内の北川徳次郎、或は河之内の近藤金四郎の祭政一致の強い信念、神職佐伯求四郎の敬神指導等である。又各家々に於ても必ず神棚を設け、仏壇を作り、朝夕礼拝の誠を捧げ、仏壇にお茶湯をし、花を供えて報本反始の誠を致し、また祖先の追善供養を大切にし、家事其の他の一事始め」には、神に祈り、神に報告することを忘らなかつた。

近藤林内翁の墓

第三節　年中行事

春は種子を播き、夏は苗を挿し、秋は刈取をすると云う農家の営みには変りないが、仔細に観るときは、栽培技術の進歩は、早期栽培をして颱風を避難するようになつたり、耕耘機の発達や、農業機械の導入は、余暇の利用法の研究となつたり、林業の発達は、明治の百姓に比べて著しく山仕事が増したり、生活が複雑になつて来たので、昔のように年中行事を単一化することはできなくなつた。如何にすれば、価値ある生活を産み出せるかと云う事が問題であ

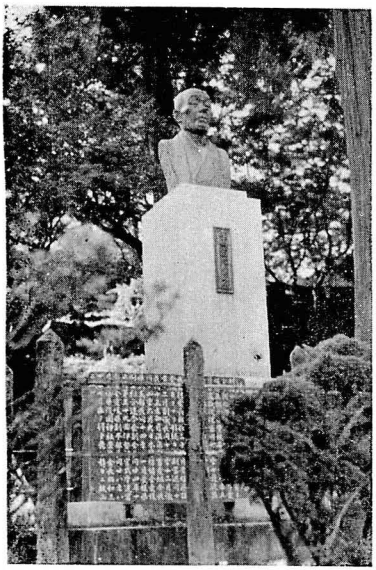

近藤金四郎胸像

る。明治から大正初期にかけては、村でも新旧暦を共用して、村民が二重の生活をしていた。（例えば新旧二度の正月の如く）。村長近藤金四郎は、陽暦励行を村是方針の一に取入れて、村の祝祭日を定めて実行させた。

議案第四二号、民力涵養ニ基ク第一着ノ村是確立ノ件、民力涵養ニ基ク我村、村是トシテ左ノ件ヲ確立厳守セントス

右提出ス

大正八年十一月十四日　三内村長　近藤金四郎

一、陽暦ヲ励行シ陰暦ヲ忘レ村ノ定メタル村暦ヲ守ルコト村暦別紙ノ通リ

二、時間励行ハ共同一致シテ遅刻欠席ヲナサザルコト
病気其他止ヲ得ザル欠席者ハ時間前主催者ヘ届出ズルコト

三、神社仏閣参詣講ヲ起シ之ヲ永遠ニ保持シ村ノ美風トナスコト

四、村内人民ハ何事モ平和ヲ旨トシテ所決シ進歩発達ニ勉ムルコト

五、共存共栄ノ心ヲ常ニ保チ我利的行為ニ出ザルコト

三内村暦　◎ハ国家的　○ハ村一般

此◎○公休日ヲ堅ク守ツテ休業スルハ天皇陛下ノ大御心ニ叶フ人ナリ。

一月
◎一日　元旦祭
○二日　新年廻礼
○三日　元始祭
四日　山ノ口飾除
七日半　休
十日　河之内金毘羅祭
○十五日　若餅
◎十六日　先祖祭
二十日半　休
二月
○一日
三日　節分大節季
四日　○大節季翌日休業
◎十一日　紀元節
十五日
◎十七日　祈年祭
三月
一日
十五日
◎二一日　春季皇霊祭
二二日　先祖祭
四月
一日
三日　神武天皇祭
二十日　祭
十日　河之内金毘羅祭
十五日
五月
一日
十五日
六月
一日　〃
五日　幟祝
十五日　西谷夏祭
十七日　河之内夏祭
三十日　大祓　田休
七月
一日
十五日
二三日　東部和霊祭
◎三十日　明治天皇祭
八月
一日
七日　七夕祭
◎十四日　盆節季墓詣
◎十五日　盆休
◎十六日　観音縁日墓詣
◎二四日　裏盆休
◎三一日　天長節
九月
一日
十五日　河之内天滝祭
二三日　秋季皇霊祭
二四日　先祖祭
十月
一日
十日　河之内金毘羅祭
十四日　地方祭
十五日　〃
十六日　河之内小祭
◎十七日　神嘗祭

◎三一日　天長節祝日
十一月
一　日
十五日
◎二三日　新嘗祭
十二月

三大節トハ
元旦、紀元節、天長節祝、学校ニテ拝賀式アルナリ
三大祭日トハ
祈年祭、地方祭、新嘗祭、神社ニテ大祭式アルナリ
毎月一日ハ学校生徒神社参拝、毎月一日十五日ハ参詣日ナリ

一　日
十五日　綿着紐放袴着
二八日　飾　上　げ
三一日　大　祓
以上

第四節　結婚改善花嫁衣裳の制定

戦後のインフレ景気によつて、最も困つたものに庶民の消費経済の膨張がある。識者は生活改善を唱え貯蓄を奨励すると雖も、なかなかその実が挙らない。中でも困るのは結婚費の問題である。娘一人を嫁付けるのに、何十万と言う費用を要しては叶わない。それも出来る人は良いとしても、無理をして後で親が泣くようなことがあつては、目出度い結婚が悲劇の端緒となる。結婚晴着の如きは、無駄の費用であるから、三内村として備え付けよと言うのが時の三内村婦人会の提唱である。よつて三内村社会施設として結婚貸衣裳の制度を設けた。

購　入　費
一、一二九、五四〇円　結婚式服二着分（附属品付）
一、　一、六〇〇円　衣裳箱二ケ代
一、　六、四〇〇円　箪笥一棹（貸衣裳入）
合計金十三万七千五百四十円也

右により昭和二十九年一月よりこれを実施した。

三内村結婚花嫁式服貸付及び管理規程

第一章　貸　付

第一条　本村備付の結婚式服（以下式服と云う）の貸付及び管理については此の規程の定めるところによる。
第二条　式服は貸付の便宜上一号（大）二号（小）とする。
第三条　式服を借用せんとするものは使用前十五日までに文書又は口頭をもつて予め村長又は婦人会長宛に使用せんとする式服を申込むこと。
第四条　式服を使用せんとする者は左に定める貸付料を借出し当日収入役に納入しなければならない。

式服の貸付料
昭和三十年十二月末日まで　一回につき一、〇〇〇円（始め二ケ年）
〃　三十二年十二月末日　〃　八〇〇円（次の二ケ年）
以　後　〃　五〇〇円（五年間より）

但し経済事情其の他により貸付料を変更することができる。
㈡式服を使用者に於て特別に破損汚染したる場合は貸付料の外

に実費を負担する。

第五条　貸付料は式服特別積立金として積立て式服の維持管理その他之に関し必要な経費に充てる。

第六条　式服の使用期間は特別な事情がある場合を除くの外三日以内とし使用後は直ちに役場へ返納点検を受けること。

㈠　期限を経過したる場合は一日につき五〇〇円を徴収する。

第七条　式服の転貸は一切之を認めない。

第二章　管　理

第八条　式服の保管場所は三内村役場とする。

第九条　式服の管理保管については婦人会長の協力を得て村長之を行う。

㈠　毎年一回適当な日を選び式服一切の虫乾を行うと共に白の下着は洗い張をなし縫い直すものとする。

第十条　式服は使用後又は必要な場合に於て婦人会長（代理者）に点検を依頼する。

第十一条　式服の貸付及び管理上役場に左に掲げる簿冊を備え付ける。

一、式服貸付台帳　二、式服明細簿　三、出納簿

第十二条　この規定に定めるものの外必要な事項は村長と婦人会長の協議により定める。

附　則

この規定は公布の日より施行し昭和二十九年一月十日より適用する。

第五節　娯楽及び娯楽施設

草深い田舎の事であるから、格別これと云う娯楽はなかつたと思うが、一般によく浄瑠璃をけいこして、その揚会（あげかい）を催した。東谷に紺屋の新さんがあり、西谷に小梶、音羽の二太夫及最近では小富士太夫のような人も、出た位であつたから、昔は女、子供まで（さわり）の一つや、二つは知つていたものである。

また年に一度の、麦うらしに源之丞や、吉伝一座のあやつり人形芝居を観る事が、至上の楽しみであつた。若い連中の素朴な娯楽には、力比での俵持ちや、石かつぎがあつた。その石が部落の堂宮の広場にいまでもころがつている。

(1)　お正月とかるた会

正月行事は、昔は門松を立てゝ祝つたものだが、雪のシンシンと降る夜長に、彼の家此の家で「かるた会」が催された事は今に変らぬ上品な遊びである。

(2)　秋祭と獅子のけいこ

村に稔の秋が来て太鼓の音が鳴り響くと若衆の心は躍る。明治四十年頃までは多く「庭獅子」と云う動作の緩

漫な獅子を舞つていたが、その後各部落とも「乱獅子」と云う、今の獅子を演舞するようになつた。氏神祭には神輿渡御もあつて、村人はとてもこの秋祭を楽しむ。秋祭は村の大事な行事の一つである。

(3) 河之内金毘羅祭

俗に「お十日」と云つて、正月、三月、十月、の各十日には河之内金毘羅寺の縁日に当るので、昔から盛大な祭が行われる。里の者は勿論、遠方からも多数の参詣者があつて、仲々の賑わいである。明治の終りごろまでは九日の宵から提灯を点じて、本堂から山門に到るまで凡そ百張に余る提灯が一大不夜城の観を呈した。これは「提灯座」と言つて、近藤林内の仕置として、積立金があつて其利息を燈明料とする仕組であつたが、今はそれも無くなつた。「相撲座」、提灯座とならんで相撲座と云うのがあつた。これも近藤林内の企てた、相撲座積立金の利子でその費用を賄つたもので、毎年三月十日に相撲が催され、諸方から力士が集つて仲々盛大であつた。郷土の力士では、八島潟、根引松、松尾山、小桜、大野山等が有名であつた。

(4)「亥の子」

旧十月の最初の亥の日を一番亥の子、次を二番亥の子三べんある時は三番亥の子と云つて、都合のよい時に餅を搗いて祝う。猪は子をたくさん産むという事、しかも安産であるから縁起がよいとするもの、一説には百姓が田植に「おさんばいおろし」をして、氏神さんに其年の豊作を祈つたが、その御加護によつて稔の秋を迎えた感謝の意味もある。

昔は亥の子の晩に、子供が「藁ボテ」を作つて、各戸を廻り金や餅等を貰つた。今の子供はそんな乞食のような事はしない。

「亥の子唄」子供は各家々を廻つて行き藁ボテで大地を叩きながら大勢亥の子唄を歌うのである。

いのこいのこ、おいの子さんという人は、一に俵ふまえて、二でにつこり笑うて、三に酒造つて、四つ世の中良い様に、五つ何時もと変りなく、六つ無病息災に、七つ何事ない様に、八つ屋敷を掘り広げ、九つ小倉を建ならべ、十でトンと納めた。

繁昌せえ、繁昌せえ。

若し子供等に祝つてくれないと、

いのこ、いのこ、亥の子の晩に、祝わんものは、鬼生め蛇生め、角の生えた子産め、貧乏せえ、貧乏せえ。と唄つた。

第六節　伝　説

河之内問屋に「弓折」という所がある。古戦場であると云うのだが、前方は河之内を一眸の内に納める千丈の嶮坂であつて後ろは七森城に連なる要害の地である。昔八森城主が、これを攻めて戦い夜明となつた。弓折の城兵防戦これ努めたが遂に弓折れ矢つきて終つた。間もなく朝餉(げ)の膳についていたとき敵の矢が膳の縁に突立つた。それで戦運も今はこれまでと、姫君ども泣く泣く狩場の川を下つた。それ以来この谷を「泣く谷川」と呼んだが、それが今の「成谷川」となつたのであると云う。又その時のお姫さんは首を打たれてその首を投げこんだところそれが「姫藪」と呼ばれて日浦字美間屋にある。「入らず」として里人今に鎌鍬を入れぬ所と云う。弓折れ、と云う地名はこうした因縁から言つたものらしい。

第七節　方　言

(あ)

アケロシイ　飽き飽きする
アズル　もがく、くるしむ
アセミドロ　汗にまみれる
アテコスリ　皮肉
アラシコ　作男

(い)

イガル　高声で呼ぶ
イソシイ　よく動く
イチガイ　一徹
ウドム　うなる
ウチ　私

(え)

エライ　大そう
エグイ　複雑、もつれる

(お)

オオゴト　大変
オガス　掘り起す
オジリ　尾
オドレ　貴様

(か)

カイサマ　さかさま
ガイニ　大そう
カブク　かぶる

(き)

キヤイガワルイ　気に入らぬ
キニヨウ　昨日

(く)

クジクル　ぐずぐず云う
クスボル　引込み勝ち

(け)

ケツマゲル　つまづく
ケブタイ　煙い

(こ)

コイサ　今ばん
コヤマメ　そらまめ

(さ)

サシクル　計略にかける
サツチニ　どうしても

(し)

シオ　機会
ジヤラケル　冗談

(す)

スエル　物がくさる
スクモ　籾殻

(せ)

セコイ　苦しい
セワシイ　いそがしい

(そ)

ソバエ　にわか雨
ソツクリ　全部

(た)

タゴ　肥桶
タシナイ　少ない

(ち)

チヨロマカス　ごまかす
チンマイ　小さい

(つ)

ツイシタラ　もしかしたら
ツケコム　つけ入る

（て）
テガウ　からかう
テンゴ　いらんこと
（と）
トンギル　尖がる
ドイツ　どの人
（に）
ニクゾイ　憎らしい
（ぬ）
ヌカス　言う
ヌクイ　暖かい
（ね）
ネキ　附近
ネコンザイ　根こそぎ
（の）
ノラバエ　野生
（は）
ハガマ　釜
ハミ　飼料
（ひ）
ヒコズル　引きずる
ヒシコ　ひどいめ
（ふ）
ブイナ　おとなしい
（へ）
ヘラコイ　ずるい
ベロ　舌

（ほ）
ホイト　乙食
ホケ　湯気
（ま）
マガル　邪魔する
マドウ　弁償する
（み）
ミミソ　針の穴
（め）
メッチョ　片眼
メンドイ　面倒な
（も）
モガウ　言いあらそう
（や）
ヤバイ　乱暴な
（よ）
ヨウベ　昨夜
（ら）
ラチ　能率
（わ）
ワク　間引
ワガデニ　ひとりでに

第八節　迷信、俚言

(一)　迷信

○嘘を言うと嘘歯が生える
○節分の豆を踏んだら底豆が出る
○雷がなつたら臍をとられるぞ
○夜口笛を吹くと泥棒が這入る
○米粒をそまつにすると眼がつぶれる
○箒で叩いたら箒の子ができる
○茶柱が立つと縁起がよい
○初物をたべたら七十五日長生きする
○烏鳴きが悪いと人が死ぬ
○友引に葬を出すな
○木と竹の箸を使うな
○洗濯物を夜干すな
○茶碗を叩くと唖（おし）になる
○夜草履を下すなら鍋炭（なべずみ）をつけよ
○田植中は鰻をとられん
○蛇の夢をみたら銭が這入る
○永代墓はつくられん

(二)　俚言

○親の意見と茄子の花は千に一つのあだもない
○大取より小取り

○茶ばらも一とき
○野良の節句ばたらき
○欲のくまたか又さかす
○上見りやたきなく下みりやたきなし
○そつ歯に餅見せな
○女（おなご）と袋はものが入る
○無い子にやなかん
○暑さ寒さも彼岸まで
○播かぬ種は生えん
○百日の日照にもう一日
○昔は歴々今は切れ切れ
○稔る程頭が下がる
○早起は三文の得
○出る釘は叩かれる
○三人寄れば文珠の智恵
○亀の甲より年の甲
○雨降つて地固まる
○桃栗三年柿八年梅はすい十三年
○若い時の難儀は買うてもせよ
○可愛い子には旅をさせ
○坊主憎くけりや袈裟まで憎くい
○瓜の蔓に茄子はならん
○火を見たら火事と思え人を見たら盗人と思え
○器用貧乏村だから隣の馬鹿に使われる
○秋茄子（なすび）嫁に食わすなコチの頭嫁にやれ
○畳と女房はかえる程よい

第九節　民謡と童謡

㈠　民　謡

昔から人々に口吟まれ、伝えられて来た民謡も、時代の変遷とともに追々すたれて、今では酒宴の席になくてならなかつた伊勢音頭等はきかれなくなつた。昔は山へ行けば山行唄、田え行けば田植唄、草取唄という風に、和やかな農村気分が感ぜられたものだが、農器具の機械化や、生活の複雑化からの故か、追々と民謡も忘れられて行く。以前は山の行き帰り、田植、草取、麦打ち、稲刈、籾摺等、何をする時にも唄を歌つたものだつた。どの唄はどうと云うはつきりした区別もなかつたが気楽にのんびりとした気分に浸つていたことは、忘れられない情緒である。

〽豊年じや満作じや
　明日は旦那の稲刈じや
　小束にゆわえてちよいと投げた。
〽桜三里は源太が仕置き
　花は咲いても実はなるな、

〽お月様でも夜歩きやなさる
殿御の夜歩きや無理はない。
〽入れておくれよ紐入さんよ
入れてお米のたまるよに、
〽親の意見と茄子の花は
千に一つのあだがない。
〽たとえ山中三軒屋でも
住めば都じや我が里じや
〽桜三里を夜で越す時は
親に是非ない妻恋し。

子　守　唄　（その一）

ねーえん　ねえーん　ねーえんや
ねんねのお守りは　どこへ行た
あの山越へて　里へいた
里の土産に　何もろた
でんでん太鼓に　笙の笛
それをもろうて　何にする
吹いたり　たたいたり　してあそぶ。

子　守　唄　（その二）

ねーえん　ねーえん　ねーえんや
ねんねこ　たつねこ　やぐらねこ
やぐらの下には　子が寝とる
起しておくれな　大工さん
起きりや　乳じやの　ママじやのと
親には仕事を　さしやしない。

亀　つ　き　唄

色は黒てもどんこのよでも
いなずを入れなわしがとの
来るかおいでるかと浜に出て見たら
浜にや松風音ばかり
思い出しては写真をながめ
なぜに写真がもの言わぬ
お前一人と定めておいて
浮気やその日の出来心。

胴　突　唄

此処の座敷は芽出度座敷
鶴と亀とが舞を舞う
〽お前百までわしや九十九まで
共に白髪の生えるまで

(二)　童　謡

子供達が待ちに待つた、お正月が来ると振袖の晴着を着飾つて羽子をつき楽しそうな手まり唄がきこえる。和やかな松の内風景である。

て　ま　り　唄　（其の一）

手まりと手まりが行き逢つて

一つの手まりの言うことにや
一年奉行しようじやないか
一つの手まりの言うことにや
二年奉行しようじやないか
二年奉行するなれば
朝もとうから起きてから
ちやんちやん茶釜へ茶を沸かし
爺さん婆さんおきなされ
てんてこ寺へまいらんか詣らんか
てんてこ寺のまじ猫は
門より外でほろろ打つ
ほろろじやあるまい傘であろ
傘は何傘越後傘
越後の土産に何もろうた
一に鏡台二に鏡三に子供に帯もろて
帯はもろたがまだくけん
くけて結んで花折に
一本折つては腰にさし
二本折つてお手に持ち
三本折る間に日がくれて
あんな小屋に泊ろか
こんな小屋に泊ろか
あんな小屋は青畳
こんな小屋は石畳（青筵）
あんな小屋に荷置いて
こんな小屋に泊つて
あかとき起きて空見れば
花のような女郎さんが
紫盃手にそえて
一ばいお上り上戸さん
二はいお上り上戸さん
肴がないとて上がらんか
おいらの所の肴には
高い山の筍、低い山のひくのこ
じよりじより川のあいの魚
ぴんとはねてほごの魚

てまり唄（その二）

ばんばらやばんばらや
ばんばら屋敷のお姫さん
明日はとうからお嫁りお嫁り
きんらんどんすを打ちかけて
ほろりほろりと泣かしやんす
何がかなしゆて泣かしやんす
わしが弟の千松は
七つ八つから金堀りに
一年待つても状が来ん

二年待つても状が来ん
三年振りに状が来て
状の上書何と読む
隣のおばさんに読んでもらお
隣のおばさん目がみえん
向えのおばさん読んでもらお
向えのおばさん留守じやいな

てまり唄（其の三）

向いの山から猿が三匹とんで来て
先の猿ももの知らず
後の猿ももの知らず
一番中の小猿奴がようもの知つて
もの知り川へとびこんで
あいを一匹押えて
手で取るも可愛し
足で取るも可愛し
お寺いよつて絹糸をかつて来て
釣つて釣つて釣りあげて
洗い川で洗うて、ゆすぎ川でゆすいで
俎板にのせてちやつきりこつきり切つて
大黒さんに一切れ　お夷さんにも一切
おまんに足らん　油買うてねぶらそ
油買にやつたら　油屋のかどで
油一升すてて　犬がねぶつて候
その犬どした　打ち殺して候
その皮どした　太鼓に張つて候
その太鼓どした
夕べの踊り子がたたき破つて候
その破れどした灰に焼いて候
その灰どした、うりに置いて候

てまり唄（其の四）

さぬきしらかたお屏風が浦に
お屏風が浦にも地蔵さんが座り
地蔵さん詣もかずかずあれど
数の中にも良い娘が一人
良い娘どこの娘ぞつれ衆にきけば
東しら方お庄屋の娘
姉が二十三、妹が二十

（その五）あんた方何処さ

あんたかたどこさ　肥後さ
肥後何処さ　熊本さ
熊本何処さ　仙波さ
仙波山には
大きな狸がおつてさ
それを猟師が鉄砲でうつてさ
煮てさ焼いてさ菜の葉でチョン

ひいふうみいようおいつむう
ななやあ……
（繰り返す）

（其の六）

一本目には池の松チトチンリン
二本目には庭の松チトチンリン
三本目にはさがり松チトチンリン
四本目にはしがの松チトチンリン
五本目には五葉の松チトチンリン
六つ昔の高砂の松チトチンリン
七本目には姫子松チトチンリン
八本目には浜の松チトチンリン
九つ小松を植えならべチトチンリン
十はとよ国伊勢の松チトチンリン

一般歌

仕事の間に又は仕事を仕乍らに良い声でうたう。殊に酒宴の席でも小唄の一つ位は唄いたいものである。

〽酒をのんだかみ山のつつじ
　酒はのまんに色が出た
〽沖の暗いのに白帆が見える
　あれは紀の国密柑船
　密柑船ならお急ぎなさい
　あした密柑の市が立つ
〽辛苦島田に今朝結うた髪を
　殿に見せずにそそかした
〽高い山から谷底見れば
　爪が三味ひく
　茄子が語る
　中で南爪が花踊
〽長いかずらじや
　まさきのかずら
　ほうはほうじよに
　根はしんまちに
　花はお江戸の
　城にさく
〽きじのめ鳥すすきのもとに
　殿が恋しゆてホロロ打つ
〽道後通いすりや雪降りかかる
　もどりや妻子が泣きかかる
〽つつじつばきは青山照らす
　大阪女郎は町てらす

田植歌

〽おささんばいな
　おささでおろせ
　さらりとささでおろせ

もみすり唄

〽とろりとろりと廻るは淀の
よどの川瀬の水車
〽何の因果で木挽を習うて
花の盛は山小屋で
〽西条さんかや小松の殿か
綿のももかや実をふかす
〽四万十川の落ち合いよりも
阿波の鳴戸がものすごい
つれて行こぞなお月が出たら
伊予の金子の御城元へ
〽桜三里を夜で越す時にや
親にや是非ない妻恋しい
お山詣が千羽ケ滝で
髪をさばいてこいをとる
〽太山寺の山は
どつからみてもよくわかる
頭がはげて麓に
小松が黒黒
主は三夜の三ケ月様よ
宵にチラリと見たばかり

第十節　三内村民の気質

三内村は山村であつて、屏風を立て廻らしたような山懐に、三軒五軒と散居して、山紫水明の地に祖先以来生活をして来た。僻陬の地には、文化の風は遅れ勝ちである。彼れやこれやで、気質の上に影響があるものなら、いろいろに考えられる。

㈠　長所と思われる点

(1)「質実剛健である」山へ行つても、耕地へ出ても、畦谷を越えねばならぬ。稲の取込みをしても、草を刈つても肩の上、というように肉体的の辛苦は、困難に耐えてゆく忍耐心を養成するのではあるまいか。文化に遠ざかつていて祖先から受けついだ倹素の気風は、伝統と言つてもよい。

(2)「進取的」なところもある。人毎にとは言わぬが、比較的そんな人が多いのではなかろうか。こんな不便な片いなかに一生を朽ち果てる事は、本意ならずとする人もあつて、案外学界、実業界等に進出するものもある。

(3)「純朴で正直」である。
憂世の風が当り難いからか、温和篤実で人情味が豊かである。

(4)「業務に勤勉」である。一口に言つて、よく働く。男と

言わず、女と言わず働くことに置いては、恐ろしい位である。「朝は朝星、夜は夜星」と云うが良く働く。

㈠ 短所と思われる点

(1)「僻見」な所がある。「井の中の畦」と言つては言い過ぎかも知れぬが、多くは「竈の前都」の生活は、自分の事だけしかわからない狭量僻見となる。

(2)「粗野で無風流」「生活に余裕が乏しい」からとも言えるがやはり世の文化に遠ざかつている関係だろう。近年はラジオやテレビの発達で、追々と文化的な教養も培われて行く事だから、取立てゝ言うべき程の事でもあるまい。

第十一章　各種団体

第一節　産業関係団体

一、三内村農業協同組合

時代の移りは川の流れとも言い得ようか、又組織の歩みは育つ樹木に例えられもするのではなかろうか。三内農協今日の姿の中には、欧洲大戦後の経済恐慌下に創立して、昭和初期の農村不況を切りぬけ、大東亜戦争の大渦の中では人員物資の不足に堪え、終戦後は有史未曽有の大変革に順応し、町村合併によつて滑川地区を包含するに至つたことなど、幾多の迂余曲折が反射鏡となつて照しているのである。

それは衣替えにも似て三度名称が変つていることにもうかがえる。最初は産業組合としての三内村信用購買販売生産（一年後に生産を利用と変更した）組合と呼び、それが国の異常政治体制に従つて、（短い期間ではあつたが）三内村農業会と変り、続いて劃期的な法律のもとに、三内村農業協同組合（町村合併後は川内町三内農業協同組合）となつたのである。

この風雪四十年の歩みは取りも直さず、一年一年を年輪として育つて来た樹木の姿でもあるわけで、その年輪の跡を尋ねて見ると、よくもこゝまで生長して来られたものだと思われる。創立後日浅くして極度の資金難に陥り、時の理事者は鳩首協議八方金策に奔走してようやく窮地を脱したこともあり、昭和になつてから米価大暴落の余波を受けた時には、売掛金の焦げ付きを常勤役員が一週間の余も泊

り込みで回収したこともあつた。

大東亜戦争に突入してからは配給制度になり、つづいて米麦甘藷の供出が始まり、組合の運営も次第に複雑化してきたのであつたが、幸い景気の上昇は組合の経済的基盤を作るところとなり、戦後占領政策による日本農民の民主化は、一方で農地改革が行われ、他方で農業会が農業協同組合に脱皮したのである。苦難の年輪、順調な年輪、その積み重ねの上に今後の三内農協の成長の指標がある。今それを年代順にたどつて見ることにする。

大正八年十二月二十七日、組合設立の許可があつた。事務所を三内村大字則之内乙二五一九番地に置いた。この番地は現在保免の国道と県道の十字路わきにあつた昔の三内村役場の所在地であるが、実際の事務所は一ケ谷滝の下の民家を借りて業務を開始した、組合員数五二五人、出資口数三五〇五口、一口十円であつた。

初代役員

理事、近藤金四郎―組合長―(問屋)、同、近藤文四郎―専務―(狩場)、同、神野末太郎(和田丸)、同、佐伯恵義(徳吉)、同、宇和川利太郎(一ケ谷)、同、渡部光三郎(音田)
同、佐伯幾太郎(音田)、同、近藤愛次(川東)
監事、渡部愛蔵(和田丸)、同、東岩吉(井内)、同、近藤円十郎(狩場)

大正十年九月二十四日　事務所を川上村大字南方三十一番地に移した。この土地は法界門橋北結の個所でこの地で昭和十年までの十五年間経営した。

大正十二年　農業倉庫(現在事務所前の第一倉庫)を建築した。この倉庫建築では大正十年の総会で位置問題で議論沸騰、採決を取つたが臨時総会を開いて決定した。

大正十五年五月二十九日　従たる事務所を河之内音田甲四九一六番地に設置した。この購買事業の拡張は後日組合運営に大きな癌となつた。

昭和四年二月二十四日　総会の決議で河之内事務所を廃止した。理事四名増員十三名となる。

昭和六年　理事を十六名に、監事を五名に増員した。

昭和七年六月一日　理事渡部愛蔵、つづいて同月十九日監事近藤円十郎死亡した。

昭和八年　井内作業場を建築した。理事増員十九名となる。

昭和十年三月十三日　事務所を現在地(大字則之内恵雲甲二八〇〇番地)に移した。

昭和十一年　利用部(精穀所)を設置した。

昭和十二年　米穀自治管理法の規定により組合の事業に米穀統制業務を加えた。組織を有限責任から保証責任に変更した。役員数理事七名、監事三名となる。

理事近藤金四郎―組合長―(問屋)、同、竹内茂助―専務―(徳吉)、同、近藤義清(則之内)、同、渡部悌蔵(和田丸)
同、神野平五郎(和田丸)、同、菅野唯次郎(井内)、同、菅野喜惣衛(井内)

監事、菅野藤太（井内）、同、日野恒好（則之内）、同、近藤環（日浦）

昭和十三年　事務所裏へ肥料倉庫を建築した。自動車利用事業を開始した。

昭和十四年　事務所西側へ肥料倉庫、会議室を建築した。この頃より物価次第に上昇、組合の経済的基盤強化さる。

昭和十六年　組合東倉庫（第二倉庫）を建築した。この年十二月大東亜戦争に入り、応召者続出、職員の交替繁くなる。

昭和十九年四月十三日　組織を三内村農業会に変更した。出資口数三一八四口、一口十円、役員は会長副会長の他理事七人、監事三人が規定であつた。

会長、竹内茂助（徳吉）、副会長、神野平五郎（和田丸）、理事、東岩吉（井内）、同、菅野唯次郎（井内）、同、田井一十郎（和田丸）、同、高岡富栄（永野）、同、近藤伍丈（日浦）、同、青野京塀（狩場）、同、渡部正常（土谷）

監事、菅野藤太（井内）、同、日野恒好（則之内）、同、三河孟（土谷）

昭和二十年八月十五日　大東亜戦争終結、占領政策下に入り貯金封鎖、新円切換などの慌しい状勢の中で金融機関としての事務に忙殺された。

昭和二十三年四月三十日　三内村農業協同組合として再発足した。解散した三内村農業会の精算事務はこの年の八月十五日完了した。

出資口数六〇六口、一口三〇〇円、出資払込総額一八一、八〇〇円。役員数理事九名、監事三名。

理事、武智進―組合長―（永野）、同、富久卓実―専務―（惣田谷）、同、大窪晴市（井内）、同、近藤朝見（日浦）、同近藤安永（問屋）、同、近藤近一（音田）、同、佐伯元市（一ケ谷）、同、近藤隼一（狩場）、同野口孟（井内）

監事、田井一十郎（和田丸）、同、日野恒好（則之内）、同近藤環（日浦）

昭和三十年五月十五日　名称を川内村農業協同組合と変更した。

昭和三十一年　学校給食が始まり製パン工場を設置した。

昭和三十二年七月二十九日　名称を川内町三内農業協同組合と変更し、地区を川内町大字河之内、大字則之内、大字井内、大字滑川、大字明河と変更した。

昭和三十三年　第一倉庫を修繕し、井内倉庫は不適格につき廃止した。現在の役員左の通りである。

理事、神野正策―組合長―（和田丸）、同小倉元一―専務―（永野）、同、近藤朝見（日浦）、同、近藤義晴（則之内）同、八木孝之（井内）、同宇和川恒行（則之内）、同、佐伯好見（惣田谷）、同、菅忠志（保免）、同、村上倖美（問屋）

監事武智進（永野）、同、近藤環（日浦）、同、日野恒好（則之内）

歴代組合長

代数	氏名	就任期間	備考
初代	近藤金四郎	大正九年～大正十一年	非常勤

二代	神野末太郎	大正十二年～大正十五年	
三代	近藤金四郎	昭和二年～昭和三年	非常勤
四代	神野末太郎	昭和四年～昭和八年	
五代	加藤　正鎮	昭和九年	非常勤
六代	佐伯　勇吉	昭和十年～昭和十一年	非常勤
七代	近藤金四郎	昭和十二年～昭和十八年	非常勤
八代	竹内　茂助	昭和十九年～昭和二十二年	
九代	武智　進	昭和二十三年～昭和二十六年	
十代	近藤　朝見	昭和二十七年～昭和三十二年	
十一代	神野　正策	昭和三十三年	

三内農協経営内容　（昭和三十四年二月現在）

常勤役員二名（組合長専務）、非常勤役員十名（理事七名、監事三名）、会計出納部（男子一名、女子一名）、指導部（営農技術員一名）、貸付部（専務担当）、貯金部（男子一名、女子二名）購買部（男子二名、女子一名）、販売倉庫部）男子一名、女子一名）、庶務共済部（女子一名）、製造部（事務男子一名、現場男子二名、女子四名）、利用部（精米一名、自動車一名）。

昭和三十三年度販売取扱内訳

品目	数量	金額
米	八、一三八俵	三三、四〇一、〇五〇円
麦	二、〇一六俵	四、七〇三、一九六円
こうぞ、みつまた	五、二五八貫	一、一八三、九〇八円

三内農協の推移　（5年目毎）

年度	出資金	固定資産	外部出資	貯金高	貸付高	購買仕入高	備考
大正9年	16,942	4,569	—	30,456	26,987	2,992	
大正14年	35,050	13,006	1,961	124,864	128,426	22,888	
昭和5年	34,000	12,184	5,481	74,107	116,404	18,544	
昭和10年	32,188	9,757	8,680	132,742	104,604	28,338	
昭和15年	33,320	14,814	12,521	465,800	99,080	41,739	
昭和20年	30,100	29,854	16,012	1,969,690	23,701	14,564	
昭和25年	370,500	41,781	161,319	21,030,872	1,273,800	1,575,147	
昭和30年	4,327,650	2,054,194	2,884,024	69,116,373	15,489,532	16,542,974	
昭和33年	4,361,730	3,823,883	3,050,700	108,927,599	31,007,975	15,788,249	

備考　昭和33年は34年1月31日現在、他は初はその年の12月31日現在、後は翌年3月31日現在。

昭和三十四年一月末現在農協共済契約高

建物更生共済	五二、〇〇〇、〇〇〇円
生命共済	二九、八〇〇、〇〇〇円
合計	八一、八〇〇、〇〇〇円

農業祭

東北の秋田県には老農石川理紀之助翁が明治二十年代に創始された種苗交換会（今日の農業祭）が連綿七十年の歴史を以つて、盛大に行われていると云うが、本県に於ても戦後この行事が催されるようになり、三内地区では農協主催のもとに七、八年以前より、畜産品評会を主軸とした農業祭を毎年開催している。そして逐年盛大に赴きつゝある。一つは農業者の慰安となり、一つは産業開発の動機となることとして期待が寄せられている。

二、三内村森林組合

三内村森林組合は、昭和十六年九月二十六日に設立した。当時の名称は、追補責任三内村森林組合と称え、昭和十六年十月一日渡部悌蔵が初代組合長に就任した。地域は三内村全地区（井内、則之内、河之内）であつて、組合員六八二名をもつて組織した。事務所は三内村診療所の一室を充て、職員は組合長以下五名であつた。戦時中は木材伐採、搬出、造林、林道の改修等の繁雑極まる事務に当つた。昭和二十一年三月事務所を三内村役場前の武道場に移した。

昭和二十二年学制改革により、村会の議決を経て安国寺境内に三内中学校を新築する事となり、昭和二十三年十二月大字則之内乙二五〇六番地ノ一（現在の地）に製材工場を設置して、学校建築材を製材する外、組合員の製材加工事業を初めた。

終戦前後、全国的に森林の濫伐が行われたため、年々続く水害を虞れ、政府は遂に森林に関する基本的な、森林計画及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保存培養を計り、森林の生産力を増進して、国土の保全と国民の経済の発展を目的として、昭和二十六年八月森林法の改正を行い、組合の組織変更が行われた。かくて同年九月二十八日に、臨時総会を開いて、新法による組合が設立されて三内森林組合と改称せられた。

其後、昭和二八年十二月工場に隣接して事務所木造二階建二七坪二五を建築し、更に工場を増築拡張して、帯鋸台車付製材機を据付け、組合員の木材需給加工に備えておる。

昭和三十一年九月、周桑郡中川町、滑川地区の合併編入により、森林面積一千三百余町歩と組合員四七名の加入ありて、現在組合員五七一名、出資口数九、八八八口、出資総額は九八八、〇〇〇円を有することとなつた。

歴代の組合長、地区内の森林面積、蓄積林道の延長、伐採及び植栽林産物の生産等は、次の通りである。

(一) 歴代組合長と就任期間

組合長名	就任年月日	退任年月日	期間
渡部悌蔵	昭和一六・一〇・一	昭和一八・三・九	一年五ケ月
近藤金四郎	昭和一八・三・一〇	昭和二一・五・三一	三年三ケ月
宇和川一	昭和二一・六・一	昭和三一・一・三〇	一年六ケ月
大窪晴市	昭和三一・二・一	現在	十三年以上

(二) 地区内の森林面積と蓄積

種別／所有別	用材林 面積	用材林 蓄積	薪炭林 面積	薪炭林 蓄積	合計 面積	合計 蓄積
	町	石	町	石	町	石
私有林	二、一三三	四五二、七二四	一、八二九	二九二、四四七	三、九五一	七四五、一七一
社寺有林	二九	一八、〇八二	三	二、九二四	五〇	二一、〇〇六
町有林	七八八	二四五、四九四	七三三	一二一、六五五	一、五二〇	三五七、一四九
県有林	四七	三三、九七八	三	六八	五〇	三三、〇四六
計	二、九八六	七三九、二七八	二、五五五	四〇七、〇九四	五、五七二	一、一四六、三七二

(地区内に有る国有林五九二町歩は含まず)

(三) 林道の路線数と延長

イ、木馬通	一九路線	二三、〇二八米
ロ、車道	六路線	一二、六九一米
計	二五	三五、七一九米

(四) 年間伐採面積と石数

イ、針葉樹	九二町	三七、〇〇〇石
ロ、広葉樹	三二町	一一、〇〇〇石

(五) 年間植栽面積と樹種

イ、すぎ	九〇町	二七〇、〇〇〇本
ロ、ひのき	三五町	一〇五、〇〇〇本

(六) 年間林産物生産数量

イ、木材		三七、〇〇〇石
ロ、木炭		四五、〇〇〇俵
ハ、薪		一一、〇〇〇石
ニ、竹材		五、二〇〇束
ホ、杉皮		六、五〇〇束

三、三内村農業委員会

今の「農業委員会」の前は「農地委員会」であつて、昭和十三年に施行になつた「農地調整法」によつて、設けられた任意設置の機関で、村長会長となり、知事の選任した名誉職委員によつて構成され、農地所有者と、耕作者の双方の地位の安定、及び生産増強、農村経済更正を目的とす

るものであるが、尚地主的色彩の濃厚な諮問調停機関にすぎなかつた。

敗戦後、愈々農地改革の実践段階に至つて、その中心となつたものは、農地委員会委員の選挙である。その構成は小作代表五名、地主代表三名、自作代表二名と云う風に、階層代表から選出せられて、昭和二十一年十二月二十日、その選挙が行われたのである。茲に初めて「三内村農地委員会」が誕生した。そしてその事務を開始したが、今までにない大きな事業であるし、外部の圧力もあつたり、幾多の困難があつた。昭和二四年八月に、第二回の農地委員の選挙が行われたが、農地改革進行後の農民の階層構成を反映して、小作代表二名、地主代表二名、自作代表六名の委員が選任された。

その後、大規模な農地解放が一段落をつげて農地改革から農業改革へと、発展して昭和二十六年三月に「農業委員会法」が公布せられ、農地委員会は「三内村農業委員会」と改組、昭和二十六年七月、第一回農業委員会委員の選挙が執行せられて、選挙による十五名の委員と、村長の選任した五名の委員によつて構成された。更に昭和二十九年七月「農業委員会等に関する法律」と改称。一部法の改正もあつて、同年七月に改選が行われた。この委員会は選挙による十五名の委員、農業協同組合、農業共済組合が推薦した委員、及び村議会の推薦した学識経験者を、村長が選任した五名の委員とによつて構成せられたのである。

村農業委員会の事業は、農地法その他の法令によつてその権限に属した農地の利用調整、自作農の創設、農地調停等の仕事である。

四、三内農協婦人部

農村婦人の社会的経済的地位の向上を図り、明るく楽しい生活を打ち立て度いと、農協をよりどころとして、昭和二十七年に全国的農協婦人部というものの組織が出来て、三内村にも三内農協婦人部が結成せられた。発足当時は、すべて婦人会のまゝで、活動も極めて低調であつたが全国農協婦人部連絡協議会からの組織純化の指導もあつて、農協婦人部とは、農耕婦人の農協を利用する組織であり、又これに協力する婦人である事の認識がはつきりするようになつた。また農協もこれの育成指導に努めて現在の三内農協婦人部ができた。

その目的は農協運動を推進実践する自主的な、同志的な農村婦人の組織であつて、政治的には中立的立場をとる。

その綱領

㈠　私達は農村婦人の使命を自覚し、教養を高め、品性の陶冶に努めましよう。

㈡　私達は、連絡を密にし、団結の力によつて、社会的経済的地位の向上を図り、農村婦人の解放を期しましよう。

㈢　私達は、自主協同の精神に基き農村生活の改善合理化を促進し、進んで各農協の健全なる発達に寄与し、住みよい豊かな農村を建設しましよう。

努力目標

㈠　他団体との連絡を密にする。
㈡　家計簿の記帳と、生活の計画化をはかる。
㈢　共同育苗を行い、家庭菜園の計画をたてる。
㈣　マーク愛用及び農協利用。
㈤　生産増強と、貯蓄意欲の昂揚。

三内農協婦人部長名

昭和二七年～昭和二九年	近藤嘉代
昭和三〇年～昭和三一年	永井ヨリエ
昭和三二年～	白戸ツギエ

昭和三十三年度三内農協婦人部月別事業計画表

月別＼部別	組織部	農協ノ部 貯蓄増強	全利用	共済事業	生産部	文化部
4	総会 役員会		マーク予約註文とりまとめ	愛児共済加入運動	小家畜導入	家の光読書会
5	役員会		保存食糧品購入	種こうじ予約註文 稲作講習		キッチンカー料理講習
6	休会	愛妻田設置 麦貯金				
7	役員会		夏期マーク予約註文、洗たく講習		秋蒔種子申込	
8	ブロック別講習	米前渡金貯金	お盆用品取まとめ			
9	部落別出張座談会		フトン綿入講習		農協座談会 先進地視察	作業衣講習
10				共済加入推進協力		
11	役員会	愛妻貯金 みのり貯金推進				漬物講習　部落別

12	幹部大会		正月用品共同購入	家計簿申込 記帳講習 農民祭	慰安映画会 副食展示会
1	役員会				家の光記事活用
2	役員会		春期マーク予約註文	家庭菜園及び小家畜処理講習	
3	反省会	積立貯金及び定期貯金	節句用品購入		荷車の歌 映画製作に協力

第二節　社会教育関係団体

一、三内村婦人会

沿革　昭和四年二月十一日に発会式を挙ぐ。

名称　三内村婦人会。

役員　会長、最初は三内村長がなつた。途中小学校長が就任したこともある。

副会長　各支部長中より互選選出する。

顧問　三名　村の学識経験者（男子）を依頼した。

事業　農閑期を選んで年間二回或は三回位婦人の修養生活向上の為の講座を持つた。出席者は六十名から百二十名位と思う。その他尚歯会（今の敬老会）の手伝（支部活動）

支部　各支部長、副支部長を置き数名の幹事を置いた。

会計　会計の経営は今も同じく苦労をした。本会の方は役場構えであつたからわからないが、支部では勤労奉仕をして僅かの収入を得たが尚不足を生じたから各自が会費を十銭から十五銭位拠出してまかなつた。

支那事変が起つてからは、婦人会も銃後の護りにつき、大そう活動した。弾除け（千人針）の作成、応召兵士の見送り、（役場前まで）応召のあつた支部はその度毎に、餞別を会から贈呈した。その他

一、神社参詣　毎月一日、十五日には各部落毎、氏神社に於ける出征兵士武運長久、戦勝祈願の為に午前五時祈願式に参列した。

二、留守家族への勤労奉仕を行う。

三、四部落から五部落を区切つて各支部長と役場の者で留守家庭への慰問をした。朝から夕方までかかつた。

支部長は家の仕事をかえりみる事はできなかつた。戦が激しくなるに従つて、国防婦人会と改称せられ、幅十センチ位の白いたすきに国防婦人会と染めぬいたものと白いエプロンを着用するようになり、それ以外の服装は許されなかつた。そのうちにモンペ姿となつた。

続いて竹槍訓練、防空訓練、防空壕堀、等も指導された。

昭和二十年八月十五日終戦の詔勅下るや、茫然自失、国民は悲歎の涙にくれた。けれどもせん術もなく、終戦と共に国防婦人会も消えて行つた。

昭和二十一年四月富久シゲの尽力により三内村女性会を作る。

昭和二一年～二三年　会長　富久シゲ
昭和二四年～二六年　会長　佐伯カヲル
昭和二七年～二八年　会長　戒能フミ子
昭和二八年～三〇年　会長　近藤嘉代

昭和二十八年度総会に於て、女性会を婦人会と名称変更の決議をなし、これより婦人会と云う。

民主政治下の婦人会は、生活改善、社会福祉事業、公明選挙等あらゆる分野に活動をした。殊に教育の面に於ては婦人学級を営み、自己研修の機会を作り、進歩向上の見るべきものあり、昭和三十年川上と合併するに至るや両村婦人会融和を第一目標にかゝげ、会員の自覚と努力により今日の川内町婦人会に至つた。

二、三内村青年団

以前青年の娯楽機関として、所謂若衆組なるもの各部落に組織せられたのであつたが、明治三十七八年頃にそれが青年夜学会と命名せられて夜学を実施し、各部落の学識ある人の指導を受けた。日浦の近藤周蔵と云う人が、自宅の門長屋の一室で、部落の青年に日本外史等を教えた。又日浦字松尾、後音田に河野愉義と云う退役将校（陸軍少佐）が青年を教育した。各部落とも青年の自発的意志によつて夜学会を開いた。大正六年頃に至つて西谷、東谷、土谷青年会となり、漸やく組織的なものとなる。大正九年三青年会を合一して三内村青年団となる。

三分団、（東谷、西谷、土谷）十八支団を設置し、本団の事務所を役場内に、分団事務所を各小学校に設け、同時に会長を青年団員より互選し、全く自治的に経営する事となり、村より年間金百円の補助金を受けるようになつた。

大正三年頃より各部落に青年会堂が建設せられ、部落の集会所を兼ねて、各部落毎に自費を以て建築したもので、東谷には音田、日浦、狩場、問屋、西谷に蔵元、和田丸、保免、則之内、永野と順次建築せられ、大正十年度に一ケ谷、同十一年度に徳吉に建築した。

また、大正九年「三内村処女会」と云うもの設置せられ最初は村長会長となつた。やがて、三内第一処女会、第二

処女会、第三処女会と名づけ、各学校長が会長となる。大正十年より村費補助金百円を受ける。やがて近藤嘉代会長となり、白猪の滝に売店を出した事もあつた。

その内に自治体青年団が出来たのが大正八年の終りごろ、初代の団長は佐伯　実がなつた。青年文庫の設置とか角力大会等を行つて順調に発展、やがて男女青年団は合流して、処女会は解消した。

昭和二年青年団報「潮」を発行、其の後機関紙「土」に代り、太平洋戦争末迄刊行されて、年二回発行した。

その間、村内外の陸上競技に出場したり、昭和十年には旧役場前に武道場を設け、柔道、剣道の練習を行つたり、修養会、練成会、青年大会、其の他可成充実した活動をして来たが、太平洋戦争が終つて一応終止符を打つことになつた。

昭和二十一年敗戦の虚脱状態から漸やく目覚めた、三内村男女聯合青年団は、再発足せんものと、団長坂本重福、日野晴美、団員二一〇名、機関紙「若葉」の発刊、及び役場、村民、青年の連絡機関紙として、「三内月報」を毎月発行した。

やがて、民主的青年活動は、レクリエーションに力を入れ、演芸大会、慰問、盆踊等を年数回も開いた。その他スポーツ、政治、修養等にも力を致したのである。

敗戦後、青年の在り方について、戦争敗戦の反動的、自暴自棄的な思想行動は、世上の残酷な批評を受けたのであつたが、クラブ活動及青年学級の自律的学習成果は、漸次新らしい青年活動の息吹となつて、昭和二十九年三内、川上両村合併問題起り時の団長高須賀義則も、合併委員の一人として遂に昭和三十年四月をもつて、川内村誕生、茲に川内村青年団として成立、三内村青年団は四十年の歴史を残して発展的解消をとげた。

第三節　宗教的関係団体

一、遺族会

昭和十二年支那事変が勃発して以来、戦争が拡大するにつれて、その被害も甚大で、我が三内村にも忠勇なる応召兵士が、次から次へと無言の凱旋をしたのである。皇国の為とは言え、人生花の盛を迎えた二十代三十代の若人が、朝露の如く散つて逝つたのである。あとに残されたうら若き妻子、恩愛深き親兄弟、これが遺族である。終戦までは

村が主催となつて行うた村葬及び慰霊祭、これが銃後の国民、否村民としての遺族に対するせめてもの慰安の行事であつたのだが、敗戦と同時に占領軍指令によつて遺憾ながらどうしようもなかつたのである。

戦争最大の犠牲者としての戦歿軍人の遺族は従来国家から受けていた遺族扶助料や、特別賜金等の支給は停止せられ、物心両面に亘る恩遇の権利を剥奪せられて、戦歿者は犬死同様の扱いを受けるに至り、又遺族は日陰者扱いにせられ、国家社会から冷眼視される如き、全く予期せざる状況になり、遺族は茫然自失意気銷沈なす所を知らざる有様となつた。しかもこの遺族の中には、杖とも柱とも頼むたつた一人の愛児を失つた者や、二人も三人もの一家の若者を失つた老人、或は最愛の夫を捧げて何人もの遺児を抱え明日の生活に窮して、一家心中を企つる者、又は身を苦界に投ずる者、自暴自棄遂に憤死する者の続出する如き状態となつたが、政府も公共団体も其対象を講ずる事なく、占領下に於ける社会事象として、やむを得ざる有様であつた。

かかる状態であつたから、遺族に対する保護は他に求めることはできない。遺族自らが道を拓いて相互に扶け合い励まし合つて立直る以外に道なしとして立上つたのが三内村遺族会であつて、会長には佐伯正春がなつた。

愛媛県にも、愛媛県遺族会が組織せられ、会員相互の扶助、慰藉、救済の道義を開き、文化教化の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設、戦争放棄、世界恒久平和の確立と人類の福祉に貢献することを目的としている。

三内村遺族会もこの主旨のもと、毎年一回遺族総会を開いて活動をしている。

三内村としては遺族会に対しては深き理解と協力を寄せ

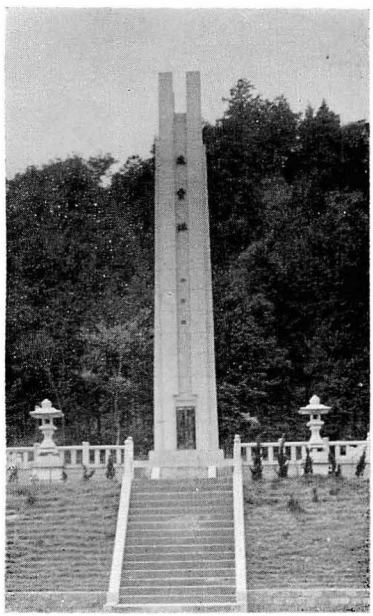

忠霊塔（玉垣は新町になつて川上地区造る）

られ村長田井一十郎、大窪晴市は多大の援助をした。安国寺山頂の忠霊塔は昭和二十八年十二月十九日に建られたのである。

「慰霊祭」　昭和二十三年に第一回の慰霊祭を行つている。勿論経費は遺族会の持寄り、（自費弁償）を本体とするけれども、ある時は三内村各世帯よりのお賽銭的な寄附も受けた。そして安国寺の大広間に祭壇を設けて、仏式による慰霊祭をあげた。爾来毎年挙行し続けておる。

遺家族慰安の為には映画演劇浪曲、手品等を催して来た。昭和二十六年からは一般の寄附は断つた。その後昭和二十八年には忠霊塔も建設せられたり、村の協力もあつて毎年慰霊祭は執行している。

「護国神社の復興」　昭和二十年七月二十六日夜半松山大空襲の時、彼の壮厳立派なる愛媛県護国神社も灰燼となつてしまつたのである。元は県社護国神社として、県費をもつて維持して来たのであるが、終戦後は神社神道の根本的改革によつて、護国神社も県の手を離れて他に収入の道もなく、社殿の復興も容易ではなかつた。その後復興建築には近藤金四郎、崇敬会長に推されて、愛媛県の靖国神社としての復興をした。勿論全県下に寄附を求めたが、終戦後思想的にも協力を得難く、同人は苦労をした。近藤金四郎、浅野金次郎等は多額の寄附をした。

「靖国神社参拝」　毎年村の遺族四、五名程度を東京九段の靖国神社参拝に連れて行つた。村からも多少の旅費補助を行つて来たが、昭和二十九年には九六世帯、一世帯三、〇〇〇円宛、合計金三〇万円を村から支出して、全村遺家族残らず靖国神社参拝を行わしめた。

第三節　其の他の団体

一、三内村消防団

団体名称　三内村消防団　事務所　三内村役場に置く。

創立以前、火災水難等非常の際は部落民は勿論、他部落と雖も測隠の志をもつていち早く駈けつけ、その防除に当つたのであるが、今から考えると龍吐水の一挺、手桶位のものでは、何等火災防止の用をなさない。せめて家財道具を出す位が関の山、怪我が無かつたら幸位の事であつた。折角大勢の人が集つても手を拱いて傍観するより外仕方がなかつたのである。

私設消防第一部設置

七百十余戸を有する三内村、しかも萱葺家屋が大半を占める三内村に消防設備の皆無と云う事は聊か意外の感があつたのである。大正十一年正月三内村村民大会の節、西谷有志より消防団設置を必要とする動議あり、各部落に於て実現の計画をする事となつた。

東谷音田組は人家密集していることと、たまたま狩場部落に昼火事のあつた事にかんがみ、有志相語らい部落共有山（売価六百円、其の時から約四十年前藤井栄太部落に説いて造林したる山）を売却し、之に音田部落内のみの寄附を得て大正十一年六月三十日総河内神社前に発会式を挙げた。これがそもそも三内村の私設消防団の嚆矢である。

消防倉庫、ポンプ、其の他附属品、この費用約一千二百円組頭佐伯幾太郎、消防手四十五名。

これより少し前であつたか（記録不明）日浦組にも消防組を設置して狩場の昼火事に出動したと云う事である。

組頭　佐々木喜八郎　団員三十五名

私設消防第二部結成

音田消防組設置に刺激せられたる村民は其の必要を認めつつも経費を要する事で早速に実現するに至らなかつたが、中組、永野、一ケ谷、三部落の有志によつて第二部を結成するに至る。

部長　日野恒好、消防手五十五名

私設消防組第三部結成

西谷地区一円である。

部長　大窪晴市

第四部消防組　土谷、相之谷部落

部長　曽我部音蔵

私設消防より公設消防に移りたる時期は不詳である。

警防団　昭和十四年三月時局の要請により三内村警防団と改称し団長は村長近藤金四郎兼務する。

自治消防団　終戦後の虚脱状態は、自然的に警防団解散となり約二ケ年間空白状態であつたが、昭和二十二年八月に現在の自治消防団が生れた。以後順調な発展をとげた。

団長は高岡繁市、公選によつて就任した。（八年間勤務）

副団長中山綱雄（二年）、勇市作（爾後六年）

三内、川上村の合併に伴い三内村消防団は発展的解消をとげて川内村消防団が生れたのであつた。時に昭和三十年四月。

消防施設調（昭和30年）

動力ポンプ	型式	芝浦			
	馬力	5	12		
	台数	1	3		
腕ポンプ用	型式	1号	2号	3号	
	台数	4	1	5	
その他の器具	型式	蔵置所	警鐘台	林山防火器	為口
	数量	11	13	30	40
団構成	分団数	4			
	団員数	162人			

二、三内東谷校ＰＴＡ

昭和二十三年九月に、三内東谷小学校ＰＴＡなるものが生れた。敗戦後とり入れたアメリカの教育制度で、児童を中心とする父母と教師の会である。本校では既に大正十五年から第一校下教育振興会なるものが出来ていて、学校と父母の間で、児童の教育の為の諸施設の整備とか、教育環境に留意協力して其教育効果を高めんと、努力をして来たのであるが、ＰＴＡが出来るに及んで、其の主旨説明等に学校側が働きかけ、以来旧来の教育振興会の活動の上に新らしい教育活動の息吹を加え、着々と目覚しい伸展をしている。

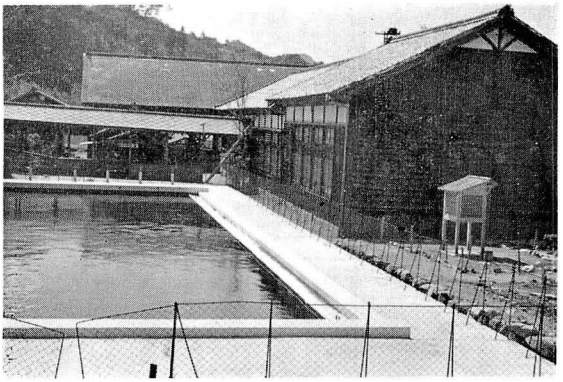

東谷小学校水泳プール

大正十五年三月、三内第一校下教育振興会発会の時の事業目標を見ると　1、巡廻講話開設　2、学童校外訓練督励　3、学校参観の勧誘　4、学校施設の後援　5、学林の手入　6、校下男女青少年団の指導後援　7、其の他必要なる事項

第一校下教育振興会及びＰＴＡの最重要事業

年月	事業の大要
大正十五年　九月	体操機械購入　三六五円
昭和　三年　七月	雨傘二〇〇本新調、御大典奉祝行事決定
昭和一一年　四月	御真影奉安殿建設、同窓会と共同
昭和一五年　三月	皇紀二六〇〇年記念事業として学林へ櫟植栽
昭和一六年　一月	冬期児童昼食に味噌汁給食を開始
昭和一八年　五月	（卒業生近藤茂孝）よりグランドピアノ寄贈
昭和一九年　四月	東谷校農業実習地として字音田大垣水田二反四畝十三歩を（近藤是悟寄附）
昭和二〇年　三月	大東亜戦争記念造林問屋奥南一二〇アール（近藤与助寄附）
昭和二〇年　六月	大阪朝日国民学校児童五十六名集団疎開として来校種々世話をした。
昭和三〇年　二月	開校五十年記念式に協力
昭和三一年一二月	学校給食開始協力給食設備　四万円提供
昭和三三年　六月	用水池兼水泳プール建設経費　七〇万円

歴代の会長

初めは学校長がなつたが校下父兄代表として佐伯恵義、青野京塀、宇和川恒行等各長期に亘り努力した。現会長は竹内俊夫である。

全校児童を泳げる児に、又非常の際の用水確保を念願して、従来中庭にあつた溜池を改造して作つたもの。

内法、縦二五米、横八・五米、最深〇・九米、最浅〇・七米、五コース、シヤワー二ケ所。昭和三十三年竣工、総工費金七十万円、音田東谷校学校林売却代金を財源としてPTAの協力によつて出来た。

三、西谷小学校PTA

西谷小学校には、大正の初年頃より西谷校下教育振興会なるものがあつて、西谷小学校の為にも、校下父兄は積極的な教育援助をして来た。学校建築に際しては校地の整理をしたり、学校基本財産の設置に当つては、学校林の保護育成とか、種々援助をして来たが、昭和二十三年にPTAを設置して、児童を中心に父母と教師の緊密なる連絡協力を取りつゝ学校教育の向上に尽している。

「重な事業」として

一、ピアノ寄附（昭和二十四年三月設置）戦後混乱頽廃せる教育に情操教育の必要性から校下各戸の寄附により竪型ピアノを購入した。

二、学校給水施設の整備（昭和二十八年九月）村費をもつてしたが労力はPTAの寄附

三、給食施設の整備（昭和三十一年二月）全校児童に給食を実施せんとPTA多額の費用を投じて給食施設をした。

「PTAの役員」

PTA会長として八木仲好、菅野剛吉、戒能茂、東太市の人々があるが、八木仲好、戒能茂の二人は四年、五年の長期に亘つて御苦労になつた。現在の会長は北条正之である。

四、土谷小学校PTA

土谷小学校は僻地学校であつた。「恵まれぬ学校」としては、校下民もよく認識していて、学校については満腔の厚意を寄せていた。そして大正時代から土谷校教育振興会を作つて種々活動して来たが、昭和二十五年四月に土谷小学校PTAの結成をして、以来積極的に父母と教師の会を緊密にし教育効果を挙げつゝある。

重なる事業としては、

学校ピアノ寄附、遊具の設置、運動場改修に労力奉仕、安全給食実施のため出労、冬季暖房費の支出、等よく協力する。

今までの会長は次の人々である。

広島長四郎、佐伯清美、曽我部音蔵（現会長）

第十二章　名所旧跡

一、小手ゲ滝城跡

大字井内中野部落の東方にある。標高五二〇米、戒能備前守通運（みちのぶ）の居城であつた。通運は久万大除（よけ）の城主大野利直と戦つたが、用水を絶たれて落城し、大熊城へ逃れた。中野の畦畔等には無縁塚無縁墓が数多くあるが、これはこの時の戦に戦歿した兵士の墓であるといわれている。現在城跡には竹が密生して竹林となり、「城薮」と里人の間に愛称されている。竹林の中には桜の木があつて、春は桜の花をめでる人も多い。山頂は周囲が急峻で、頂上は平となり、西北方には石垣が数間残り、石垣を下ると更に小さい平地があり、人工的な形跡が残つている。東方は絶壁で、周囲の眺望も良く堅固な地である。古老の言には古井戸があるとの事だが何処にあるか又あつたのかわからない。東へ迂回して下つた所に、「治部屋敷」と云う地名が残り、谷を渡つて北上すると、「ハゴレ屋敷」と云う所がある。刃折の変名と思われ、小手ゲ滝城の名残を止めるものとして意義深い。

小手滝城跡石垣の一部

小手ゲ滝城にちなんで「劍圓院殿城離大居士霊慶長十四年酉十月七日」、裏面に「古手滝城而忠死有し義家公国里是古手ケ城主二男なり」と刻んだ位牌を旧庄屋菅野氏の一族菅野勇氏が蔵し、竹の硯と共に保存している。

豫陽郡郷俚諺集

小手滝城　玉井但馬住ヒ之、井内村にあり。

豫陽古跡俗談

小手滝古城　井内村に在り

建武年中河野家より此城を築し、天文年中戒能備前守通盛温泉郡石手の館より此城に移る。備前守通盛の子藤兵衛通次男三郎左衛門通邑三郎左衛門通秀関ケ原御陣の節松前合戦にて落城子孫今に村方に有之よし。

伊豫二名集

小手滝城　浮穴郡　戒能伊賀守通運守レ之

伊豫古蹟志

井内邑有二故城一、曰二小手滝一、建武中河野氏命レ営也、天文中使二戒能伊賀守通運移居一焉、永禄中通盛備前守継而居矣、生レ子、長曰二通次一、藤兵衛一次曰二通邑三郎左衛門一、通邑生二通秀左衛門一、世々継而居矣

二、大熊城跡

大字則之内惣田谷に在り、標高九〇五米、道前道後平野の眺望極めて良く一ノ森、二ノ森、三ノ森とあり、急峻な山頂が三段の平となつて要害の地である。戒能備前守の居城で、頂上に大熊神社の小祠がある。祠の中に藤原光長作の銅の手鏡がある。大熊城跡より西下数町の所に「池がなる」という所があり、広い台地で、今は開墾して畑となつている。此の台地から水甕の破片と思われるものが出土した。「池がなる」東方の窪地に清水が湧出している。

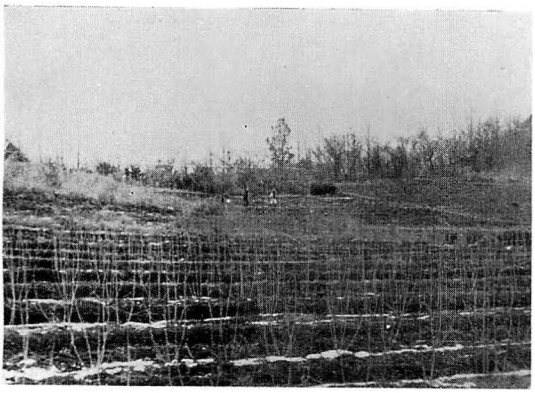

池がなる（開墾した桑畑の一部）

「池がなる」から南下四五町の処に戒能氏の屋敷跡があり、「国木」と呼んでいる。此の屋敷跡、現在五反歩あつて、往年の盛んなさまをしのぶことができる。

此の附近には「門口（もんぐち）」「古屋敷」「山口屋敷」等々の地名が現存している当時の戒能氏の館として、その大いさを価値づけている。

伊豫二名集

大熊城、戒能備前守通森二十四騎

愛媛の面影

大熊城墟　則之内に在り。戒能伊賀守通運当城に楯籠久万山大除城主大野紀伊守利直と合戦の事あり。

伊豫古蹟志

又有二大熊城一、天文中戒能通運伊賀守所レ居也

三、鳥屋ゲ森城跡

大字則之内保免にあり、外ケ屋森とも書く、戒能備前守の持ち城であつたという。昔貞治年中（約六〇〇年前）渡

部伝左衛門尉忠綱という者が宇和郡宇和川の城から此の城へ移つて来て、数代居城として居つたが、仁左衛門堯定の代に、宇和川と姓を易えて民間に下つて庄屋となつたという。これが則之内の庄屋宇和川氏で、戒能備前守御旗下の一武将の子孫である。鳥屋ケ森は保免から塩ケ森へ登る「馬の背」という難所の手前にある平らな所で、約三反歩ばかり、「今の穂の木」は「トヤガナル」として残つている。

四、則之内焼窯跡

大字則之内一ケ谷恵雲(えうん)に則之内焼という陶器の窯跡がある。窯の大きさは南北約一間半奥行一間、入口が残つていて人の出入が出来る。附近には窯に使用した用具の破片等が散逸して居て、はなやかな往時の盛況を知る事ができる。此の窯は則之内の庄屋宇和川氏が明治五年の廃藩置県の制度改革が行われるに及んで、地方の開発のために始めたものであるが惜しい事に失敗に終つた。

則之内焼竈跡

五、川上水力電気株式会社発電所跡

大字則之内恵雲にあつて、大正四年松瀬川の人仙波茂三郎によつて始められたが、水力電気としては、流水不足のため採算がとれず、伊豫鉄道電気株式会社に転売せられ、その施設は上浮穴郡川瀬村永子に移されて、今もなおそこに其の残骸をとどめている。当所には当時の水路の跡が残つているにすぎない。

六、安国寺跡

大字則之内保免にある。足利尊氏の創建で国家安穏の祈願道場として伊豫の国に設けられた一国一寺である。その堂塔は七堂伽藍建ちならび、境域が八町四方もあつたという。門が四方にあり、東、西、南、法界門等であつた。現在法界門、乾寧院等の地名が残つている。乾寧院には、巨松があつて伊豫の巨木の番付に載る程であつたが、今は見

る影もない。川内中学の農業実習地には、昔の安国寺の井戸が有つたが、耕作不便のため塞いでしまつた。（実習地は保免公民館の在る所）

伊豫古蹟志

則之内邑有二精舎一、曰二安国一、康元初年大元師古山源公云安レ国利レ民、莫レ如二仏乗一、乃令二天下各州一、建二安国寺一後八十四年、而県官尊氏以二無極玄師一為二我開山一肇営レ是暦応二年己卯八月八日也。

無極師、名志玄、無極其号也、鳳城人、順徳帝四世孫也、師即禅林碩徳、詳見二于高泉禅林伝一

乃為二京師妙心支院一、嘉慶二年附二圭田若干一、天正十五年県官秀吉附二一万三千石一、元和中、其田除矣、堂舎漸壊矣、後世為二小宇一、

附河野対馬守通盛再建二島宮一、始河野列祖小乎益躬建営伊与国中八社云一也

七、東倉さん

大字則之内和田丸の道路側にある。地蔵菩薩が祀つてあつてその台石に、宝永七年、「東企藤倉」の陰刻がある。石燈籠も建つておる。

又大字井内薮馬にも石墳がある。九尺に六尺、高さ四尺の円墳であつて、更にそこから二間程離れた所にもう一つ石墳がある。この石墳は県道が井内へ開通する際、繰石とするため取除きかけたところ従業者が俄かに腹痛をおこしたのでとり止めになつたと云う。現在は根石のみが残つている。後者の方が東倉さんだという人もあるが、前者の方が、東倉さんとして里人に良く知られている。

八、薬師堂（月光山円満寺）

大字井内中野にある。戒能氏の祈願所であつて現在は薬師堂となつているが、月光山円満寺の寺号を有し、尼寺であつたことがわかる。本尊は薬師如来で、脇仏の彫刻等お

井内中野薬師堂の仏像

堂の仏像としては立派過ぎるものである。

安政六年三月に再建され、戒能氏からは年貢物があつた。このお堂には別に不動さんの厨子がある。結構なものらしいが年代等は不詳である。

九、大　通　庵

大字井内蔵元にあつて、戒能氏一族の墓所である。戒能通森の墓石がある。戒名は通玄院殿覚海義円大居士である。その碑文に

戒能家は河野家の一族にして世々其の老職に任じ温泉郡道後戒能の地に住す、因りて氏とす。天文中伊賀守通運主命を奉じて浮穴郡井内村に移り、大熊、小手滝、鳥屋森、塩ゲ森の四城を守る。其の子備前守通森勇武にして通直に仕えて誠忠を致し、数度戦功を樹つ。天文十三年関白豊臣秀吉の猛将小早川隆景に降るや、通森亦開城して民間に降り、十五年、通直安芸の竹原に移るに際し、通森随い行つて専ら保護の任に当る。伊豫に帰り大熊の国木邸に屏居し終生門を出でず。天正文録の交、四月五日病を以つて歿す。遺骸を安国寺塔頭顕乾寧院に葬り、法諡通玄院殿と曰う。通森平岡氏を娶り二男を挙ぐ。長子通次、広島にて夭折し、次子通邑家を継ぐ。爾来家運隆昌、子孫蕃衍し、分れて数十家となり、各地に散所す大正八年八月四日墓を大通庵に遷す。

乾寧院消滅、墓亦荒廃せるを以て今茲に又その台石を新設し、大いに宗族を会し、以つて供養を営み追福を薦む。乃ち其の顛末を略敍すること此の如し。

西園寺源透撰
戒能家遺族建

一〇、雨　滝

大字河之内音田にあり、表川の上流穿つて懸崖絶壁をなし、淀んで深淵碧潭となり、樹木欝蒼として四季を通じて美しい眺である。昔は雨滝神社が祀つてあつて、公儀の雨乞所であつたが、明治十五年に惣河内神社に合祀せられて今は社殿も取除けられた。茲には「いちいの木」俗に「ヒヨンの木」の群落があることは珍らしい。

一一、久保野淵

大字河之内狩場にあり、表川の上流穿つて流水飛瀑をなし、落下するさま（出水ある時）百雷の轟く如く壮観極りない。明治二十七年に、時の水利惣代佐伯十一郎、阿部太

平次等によつて、この大巌壁に穴を掘鑿して、用水を引く事になつた。碧水奔馬の如く見事である。

一二、名　越　城

大字河之内金毘羅寺のある所を「名越」と云う。後に高峻なる山岳あり「城の岸」と呼んで頂上は二段となり、城跡の名残と思われる。これを名越城と云う。別に八ケ森城と云う城跡ありと云うも同一場所と思われる。

昔河野氏の一族、四郎通重と云う者ここの城主となり、名越四郎通重と云う。嘉吉三年六月赤松追討に出兵せず、謀反により追討を受けて城中に自害をした。世に名越殿と云う。戒名は楽浄院殿大基道建大禅定門である。

又此城の麓に刀鍛冶の名人国益、国永と云う者が居住していたと云う。その場所は日浦の松尾坂ならんと口碑に云う。

一三、七　森　城　趾

大字河之内問屋に在り。断崖絶壁をなし後は「弓折」に続く要害の地であつて、遠くから此の山を望見するに七ツの森が見えると云う。佐伯河内守惟重の居城であつたと伝う。

一四、亀　甲　城　跡

大字河之内土谷落出にある。宝町時代の上期、河野氏が道後の湯築城を本城と定める時、その領内の治安を保つために、東堡（東のまもり）を河之内村の土谷に築いて、一族をこれに置いた。これを亀ノ甲城、又は中山城、俗に蝮（はめ）の頭（かしら）と云う。そしてここで大いに賊軍をなやましたのである。其後、天正年間には佐伯惟之が此の城に居つたということである。

伊豫古蹟志

土屋邑有二故城一、曰二亀甲一或曰二中山城一、古河野候、以二中伊豫一十郡一為二巣穴一、是其東堡、最牢固（ロウ）之地也、佐伯惟元所レ居也、此邑靄（ヒサグ）二木版一、呼曰二土屋版一

一五、曙（あけぼの）橋、一名鞘（さや）橋

桜三里の旧道山峠（やまとごえ）越をして、田桑に渡る中山川にかかつていた木の橋であつて、図にある如く橋に屋根があつて、一名鞘橋とも言つて、道行く人にめづらしがられたものであつた。

その橋桁等が総欅造で立派なものであつたが、大正初年の頃取除かれた。惜しいことである。

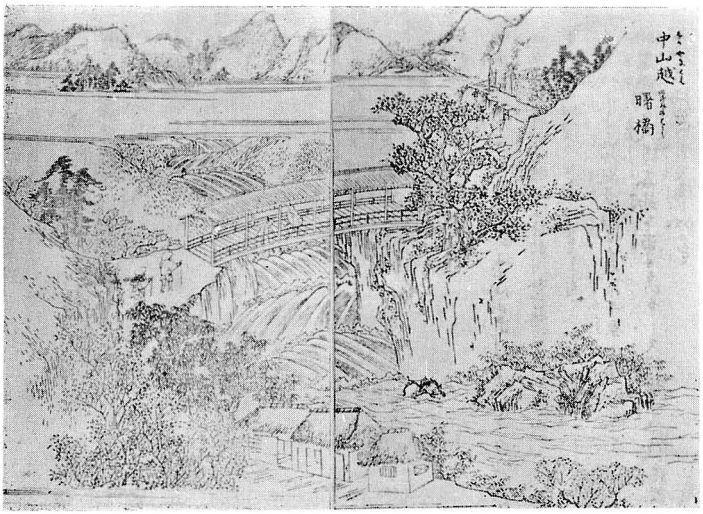

桜三里街道曙橋（愛媛の面影所載）

一六、桜三里の今昔

「桜三里は源太の仕置き、花は咲くとも実はなるな」と云う俗謡がある。これは昔、道前道後をつらぬく難所の中山越三里が間路の両側に貞享四年、松山藩士矢野五郎左衛門が桜樹八千二百四十本を植えたが、その植樹には当時の松山藩の囚人を使役した。その囚人が植樹、水汲みの労苦に堪えかねて、こうした怨嗟の声を放つたのだと云われている。その真偽は兎も角として、この桜の三里が、山又山の金毘羅街道の旅人にどれだけその旅情を慰めたか、計り知れないものがある。

土谷の部落はその頃は一つの宿場であつた。いまはその宿場の面影は全然無いが、昔は金毘羅詣の旅人や、夏の石槌詣の行者の泊り客が大勢あつて、相当賑はつたものであつた。

中でも、松屋と云つて「立石」のところにあつた宿屋は五十坪もあつて門構への宏荘な宿で、ここには、奉行とか代官などのための、特別の部屋があつて、とても立派なものだつたと云う。その松屋の宅跡はいまの渡部重雄の住宅地である。

なほ、立石のところには、そのほかに人口屋、嶋屋があり、店前のところには本屋、新屋、茶屋などと云うのがあつた。また旧道の峠には茶屋があつて、往来の旅人の袖を引きとめる飯盛女さえいたと云われている。

京都の東福寺の通天橋みたいに屋根のある曙橋、一に田桑の大橋と云う、半井梧庵の「愛媛の面影」にその美しい絵がのつている」があつたが、いまはこの橋は取除かれている。

こうした旧時代の土谷も明治三十四、五年、新道が開通するまでのことであつた。角笛をピーピー吹き鳴らした客馬車や、先曳き後押し三人立の人力車に乗つた旅人や、県会議員などの風景はいまはただ、ありし昔の語り草となつてしまつた。桜三里のあつた

ところは、新道の開通以後は殆んど廃道となつてしまい、道の両側の桜の大木も、その殆んど全部がいまは枯朽してしまつた。

この新道、国鉄の小松―松山間開通以前は、わが愛媛県では最も早く、乗合自動車の定期便が開かれたところだと云う。それはいまの瀬戸内自動車の前身の東洋自動車であつた。また、夜の十一時ごろには毎夜郵便自動車が通つた。沿道の家々、夜、一眠りしたころ目をさまし、「いま郵便自動車が通つた、もう十一時かや」と云つてまた眠りにおちいつたものだと云う。

いま国道十一号線の改修最中だ。それはいままでの、川上から松瀬川、桧皮峠線をやめて、則之内、根引峠、土谷本谷線に変更されるのだとのことだ。飛鳥川、昨日の淵は今日の瀬で、或はまた本谷が昔の繁昌をとりもどすようになるのかも知れない。

一七、黒河通俊の墓

大字則之内斉院之瀬の道路側、小溝沿の田の畦に、年古りたる松の切株が残つている。里人、これを黒河松の名残りだと云う。天文年中久万山東明神、大除（よけ）の城主大野紀伊守利直が兵を出して浮穴郡井内村、小手ケ滝城を攻略しようと押寄せ、忽ち包囲してしまつた。この時小手ケ滝城主戒能伊賀守通運（みちのぶ）は、士卒を指揮して応戦し、或は石矢を発し、巨木大石を投下して挑戦し、寄手の死傷夥（おびただ）しい数に上つた。元来、この小手滝城と云うは、井内川に臨む断崖絶壁で、後に善神山の峻坂を負い、頗る要害の地であるから、容易に奪取することができない。よつて寄手は小手滝城の用水を断絶した。そこで戒能軍は止むなく城を抜け出て、成から北間を夜に紛れてのがれ、持城大熊城へ引籠つてここで防戦した。茲に於て、大野軍は一挙にこれを攻略せんものと、えい〳〵と掛声勇ましく大熊城に攻め上つた。此処もなかなか要害の城であつて抜くことができなかつた。そこで大野方は、遂に攻めあぐんで、包囲陣を解いて総退却を開始した。

大熊勢は機至れりと、追撃戦に拍車をかけて無二無三に打つて出た。此戦に周桑郡妙口の剣山城主、黒川対馬守通俊が大野方の援軍となつていたが、追手の兵が黒河対馬守の乗つたる馬を射撃した。馬が斃れては黒川詮すべもなく、則之内岡の溪をかけ下つて斉院之瀬までのがれたが遂に此処を死場所と、自害をして死んだ。その遺骸を葬つた所にその士卒が松を植え、これを墓標とした。これが黒川松の由来である。今は松の切株のみ残つている。

その隣に大野神社がある。これは大野紀伊守利直を祀つたのである。この里の人大野弥五郎はその末裔とのことで

ある。

伊豫二名集

久万山大除城主、大野紀伊守利直、起レ兵而攻二浮穴郡小手滝城一、城主戒能通運発二矢石一挑戦、雌雄未レ決紀州謀絶二彼用水一、故不レ得レ保抜落、引籠于大熊山城一、大野進レ兵、囲二大熊山城一、城固不レ能二攻落一、空解レ囲引退矣、城兵乗レ勝追レ北甚急、寄手失レ度亡」命輩不レ知二其員一

黒川通俊対島守妙口与二力大野一、在二于寄手陣一、被レ射レ馬間、不レ得レ遁去一、於二洲之内村一自殺云々、斉院瀬処有レ墓、植二松樹一為レ印、里俗伝云黒川松一。

愛媛の面影

二名集云大野進レ兵囲二大熊山ノ城一、城固クシテ抜クコト能ハズ空シク解レ囲退去城兵勝ニ乗ジ追レ北甚ダ急ナリ寄手失レ度亡命スルコト其数ヲ知ラズ、時ニ剣山ノ城主黒川対馬守通俊大野ニ与力シテ寄手ノ中ニ在シガ被レ射レ馬遁去ルコトヲ得ズ則之内村ニテ自殺スト云斉院（サキ）ノ瀬ト云処ニ有」墓松樹ヲ植テ黒川松ト云

一八、鎌倉堂

大字則之内永野に鎌倉堂というて、北条時頼を祀つた小さな社があつたが、明治十五年に、氏宮三島神社に合祀された。最近まで小さいながらお堂があつたが、これも今は取りこわして、天保七年に建てたという、「北条祠之碑」だけが残つている。鎌倉堂についてこんな伝説がある。

昔この里に八兵衛という人があつた。律義な百姓であつたが、ある日のこと一人の旅僧が来た。その僧は折から粉をひいて居た八兵衛の妻女に、一杯の茶を所望した。妻女は笑いながら「茶畑の中に居ても、茶銀の貢をせねばならぬので、お茶も充分にのめませぬ」と言つた。僧は「それはどうしたことか」と尋ねると、「ハイ此里には、茶銀、桑銀、漆銀、と言う三つの貢物をせねばなりません、そのために里人は皆難儀を致します」と答えた。ところが僧は「それでは、わしが三横税のかからぬように一筆書いて進ぜよう」と言つて筆墨を求めた。八兵衛の宅には筆墨がないので、下の方へ借りに行つたが、余りその帰りが遅いので、僧は妻女の止めるのも待たずに、東の方へと急いだ。筆墨を借りに行つた八兵衛は北方の医王寺まで行つて帰つて見たが、はや僧は旅立つた後であつた。そこで急いで僧の後を追つて、ようやく「根引峠」で追いついた。そしてそこに小松を引き並べて腰を下ろし、持つて来た酒をすすめて、書き物をいただいた。

この事あつて以来、此峠を「根引峠」というようになつ

た。又其僧が「最明寺入道時頼」であつたことは僧のくれた書物を役所にさし出してわかつた。いうまでもなくそれ以来三横税はなくなつた。

こんなことは、根拠のない単なる伝説であるが、要は北条時頼、泰時父子の善政を称揚しての物語であろう。

鎌倉堂には時頼の腰掛石と云つて、今は苔むす石がある。其後、宝永三年に腰掛石の側に小社を建立して、「鎌倉宮」と称えた。其節代官所から入用米として米三俵、並に初穂料として米一俵を下された。時の庄屋は山内与一兵衛であつた。其後、この小祠の維持につき右の米で、田地を買い、以後毎年一斗二升宛、社人に渡したと云う。右八兵衛の子孫は今に伝えて近所に百姓をしている。

北条祠之碑

吾読史而至北条氏之亭雖疾其跋扈然其於勤政一節則未曽不掩差嘆嗟也乗幕府骨肉相残之時以来外戚移威柄以倍臣握天下之権抗命於　天朝者数矣其拾臣節固無足論者然保乎戦年之後　朝政益不振加以平氏之淫虐流毒於天下禍乱極矣及鎌倉氏与億兆引領日望徳沢焉而独奈内乱相尋民仍不聊生矣当是之時北条氏布恵政於海内救民於塗炭之中躬倹節用励精国治号称小康殆有明主之風若泰時時頼父子取其傑然有或以為市恩偸名者恐非公論也予謂為天朝責其臣節而為蒼生称其恩恵政瑕瑜不相掩庶乎其不随一偏之論焉世伝時頼去職後雲遊郷之民有寃枉自装為行脚僧周遊列国廉知横政密察奸吏然後帰鎌倉尽行黜罰政治一新風化大行其事固出於非常雖不可以為法然勤政救々不憚艱難険阻則非尋常人牧所能企及也吾藩久米郡則之内村有農八兵衛者相伝其先世夫妻居家行僧来乞食低回久之乃間村中無所疾苦者否回語以有三横税僧遂去後数歳鎌倉有令悉除其税於是始知為時頼村東道傍有石相伝時頼所憩土人尊敬至今不衰宝永三年乞于官吏小祠於其側歳時祀之云今雖無載之可考然其跡歴々似可徴者頃者村正宇和川堯貫欲勒之石以表予後世乃乞文於余々以謂苟舎其不善以為誠取其善以為勧則後之長氏者其必有所裨益矣目係以銘其辞曰

躬勤倹子痘小康　周徴行子鋤豪強
換奸猾子於循良　希恵政子於四方
苟舎短子以取長　厥牧民子豈不昌

天保七年歳在丙申秋八月松山藩政授日下梁撰並書

豫陽郡郷俚諺集

金毘羅寺の近所に腰懸石と云あり。是は建長の比、鎌倉の最明寺入道諸国修行の時、最明寺此所に来り、暫く腰を懸け休給ふ也。向山の峠を根引峠と云也。最明寺へ饗餉したる時、松を引て□としたるより今に根引峠と云ふ（一字不明）

豫松古跡俗談

腰掛石。東谷長野と云処に長四尺、幅二尺計の石有。昔時鎌倉の最明寺殿諸国修行の時此処を通り給ひしが腰を懸休息有し石也とて今に是を腰掛石と云り。夫より二三丁北の方桑の木屋敷と云処に八兵衛と云る農民彼が先祖老人夫婦有りしが、最明寺

殿此家に立寄給ひしよし云伝へり。今に其子孫として其儘爰に往ける由。宝永の頃右の脇へ小祠を建て是を鎌倉宮と称せり。

伊豫古跡志

長野邑有レ石曰二最明腰掛石一、洲之内属邑也、長四尺横二尺、有レ奇、古鎌倉最明、巡国懇二此石上一、寛永中立二祠其上一、号曰二鎌倉宮一、

北方有二桑木遺跡一、是其投宿之墟也、最明寺一日出遊、予自茹然援松栽培、桑木今根引埼其地也

一九、乳生さん

大字井内久尾にあつて、お堂の側に銀杏の古木がある。その木に気根が発生してあたかも乳房のようである。伝説にこの瘤を切り取り持ち帰つて煎じて飲むと乳がよく出ると云われていて、今も参詣者がある。

二〇、とうばんさん

大字井内大平にあつて、戒能氏の御旗下の一将大平新左衛門尉のお墓だと云われ「おべつじ」と云つて、毎年盆、彼岸に、大平組の人達が「おはぎ」等を持つて集まり参詣念仏をする。行事がある。蓋しとうばんさんは塔婆様でおべつじは、御別時念仏のことであろう。

二一、風宮さん

大字井内仲屋にあつて、三方ケ森の西南麓に祠がある。その後に二つの風穴がある。風穴内の温度は摂氏五・八度である。附近に奈良原社、梅宮社がある。此の三つの社を中屋組の人達が毎年八月一日に掃除をして、お通夜をする。

二二、白猪、唐岬の瀑布

白猪の瀑は重信川の上流表川、大字河之内間屋白猪越の溪谷に懸かる瀑布であつて、その高さ四十八間、二段となつて懸崖を落下する壮観、目も覚めるばかり、春は山吹、藤の花、秋は満山の紅葉が、その背景となつて美観たとえようもないが、就中、極寒の滝の眺は実に見事である。壮大なる懸崖が氷柱の大絶壁となつて、その中を水流がくぐるさまは壮観この上なく、殊に光線の加減では紫色の閃光を呈してすばらしい。

元中の昔、南朝の敗将河野氏の霊が白猪にのつて山中より現われた。よつて白猪の瀑と名づく、と云う伝説も面白い。

唐岬の瀑は、白猪の瀑の東方、七、八町、割石峠の溪谷に懸る、高さ五七間、七段となつて落下するさま、白猪の男性的に対し、女性的とも云うべきか、紅葉緑蔭を縫つて

白布織りなすが如きさま、美観この上もない。明治の初め此の里の先覚者近藤林内の紹介で、世に名高くなり、雅客の探勝頻る多く、明治の文豪正岡子規、夏目漱石の観瀑があつた。前記近藤家に子規の短歌と俳句

見渡せば雪かとまがふしらいとの
滝のたえまはもみじなりけり

誰聞くに秋をつき出す滝の音

の二筆が画帖に残されている。

氷柱の白猪の滝

漱石は明治二十八年十一月二日、近藤家に一泊し、翌日天長節の日に、雨中を蓑笠で観瀑をしている。その時の句に

山鳴るや滝とうとうと秋の風
滝五段一段毎の紅葉かな

というのがある。

漱石が同家に送つた礼状は

拝啓仕候　観瀑の節は一方ならぬ御世話に相成御厚意の段感銘の至に不堪候　野生事昨三日徒歩にて二時頃平井河原へ着　夫より汽車にて無事帰松仕候先は右御礼まで匆々如此御座候　早々不一

十一月四日　　夏目金之助

近藤様

伊豫鉄バス終点河之内白猪口から白猪滝へ二十分、唐岬滝へ一時間、松山市からは一時間十分で白猪滝口に達する。一日の行楽に適当な所である。

明治三十年頃の地方の流行歌の一節に

秋はうれしや二人揃うて白猪の滝見

水はとうとう岩を打つ

チヨイとぬれなと抱きしめるヒーヤ

松根東洋城句碑

二三、松根東洋城句碑

大字河之内音田、惣河内神社の鳥居をくぐつて右手の小高い所に自然石の美事な句碑が建つている。雄渾な達筆で

山屏風春の炬燵にこもるかな　東洋城

とある。これは、昭和三十一年十二月十六日、郷土の白猪吟社を中心に、渋柿同人が松根東洋城の揮毫を得て建立し惣河内神社に奉納したものである。

東洋城は終戦後、世の中の物状騒然たる頃、郷里の宇和島や、松山へしばらく帰省していたが特にこの三内の山村を愛でて、遂にこの神社の社家、佐伯氏の宅に一畳庵を結んで、只管、俳誌渋柿の選句、指導に精進していた。

この「山屏風」という語も、河之内の屏風をたてたような山容からとつた新語である。

春秋冬冬を百日桜かな　東洋城

この神社に百日桜とて、秋から冬にも咲く有名な桜がある。東洋城はこの樹をも非常に愛して、前句と同時にこの句をつくつた。そしてこの句碑は百日桜の傍にある。

柳原極堂述「子規の話」

明治二十四年秋、正岡子規は太田柴舟、竹村黄塔と、三内村の白猪の滝を見に出かけた。近藤という素封家に二泊して、飛瀑数十丈満山の紅葉と相映じて、其の美観言はん方なく、近藤家からもたらせし佳肴芳酒を瀑の下に満喫した。その時の子規の句に

山もとのともしび動く夜寒かな

なほ子規はこの観瀑の帰路鎌倉堂に立ちより、矢立の筆をとつて堂の柱に一句書きつけている。

案山子もの言はゞ猶さびしいぞ秋のくれ　西子

これは二十八年の十一月私（柳原）が行つたときに発見したのであるが和歌には短かく発句には長いこの句は誰が書いたもの

鎌倉堂跡北条祠碑石

か、見当がつかなかつた。のち「西子」が子規の別号だとわかつた。碧梧桐著「子規之第一歩」のうちに明治二十四年秋、宿題として子規の句三十ばかりある中に、

案山子ものいはゞ猶さびしいぞ秋のくれ　自号　西子

西行の子とは思えず鳥をどし

の二句があり、その辺の消息がうかゞえる。

柳原極堂著「友人子規」

昭和七年か八年の秋、「俳誌ホトトギス」に山口四雷氏がその鎌倉堂のことを記していた。山口氏は河之内の出身にて、鎌倉堂に就いては大いに関心を持つていらるるらしい。其の記すところによると、鎌倉堂は、十数年前に取毀されてしまつて、子規が楽書の柱というも、何処へ失われたか遂に行先がわからぬということであつた。

よつて自分は取敢えず一書を同氏に送つて、鎌倉堂に関する氏の見聞を詳細に報道されんことを懇嘱したところ、氏はその知るところを書き送られた。それによると、鎌倉堂はその保管上、これを撤廃せねばならぬ事となり、十数年前に取毀ち、その材料は久米の瓦屋が引取つて燃料にしてしまつた。子規の楽書柱もその時同時に一片の煙と消えたのであろう。

なお鎌倉堂には、一尺角位にしきられた着色の花鳥図三十枚ばかりより成る絵天井があつて、何人の筆かは知らねど、唯美しきものよと、仰ぎ見たことを記憶しているが、堂取毀ちの際、この絵天井だけは松山あたりの商人が、買取つて持ち帰つたということである。

二四、塩ケ森城跡

大字井内久尾山の北方南方川向の山に接する所にあり、一名「笹ケ森」とも云う。その形塩を盛つたようである。戒能備前守の持城であつたといわれているが、今では航空燈台が設けてある。

伊豫古蹟志

南方邑有二故城一、曰二塩森一、或曰二笹城一、一部属二則之内村一河野通郷備前守居守之遺蹟也

伊豫二名集

塩之森城

伊豫郡郷俚諺集

塩が森則之内、河野備前守

川之内邑に関する古記録

伊豫古蹟志

川内邑有二神祠一、曰二金毘羅権現一、慶長六年三月二十八日、鞍瀬新左衛門、再二営堂宇於三名越一、十四年己酉、加藤嘉明繕治焉、又有二□□沸濫泉一、曰二尼淵一、距レ社南数畝、其深不レ可レ測矣。水上置天龍祠、又有二久保淵一、又有二神祠一、曰二石神一在二于宇称地一、往々祈二目疾一有二効験一、有二故城一曰八森、又有二七森城一仙波大炊助、佐伯河内守惟重所レ居也、又有二蜂森城一不レ知二誰氏所レ居焉

第十三章　人物小伝

一、近藤林内是正「伊与善行録」

近藤林兵衛是正は三内村大字河之内日浦の人である。（明治三年八月林内と改名した）。文政元年正月二日同村次右衛門の第三子として生れた。生れつき聰明頴悟、十歳の時、本家近藤是衡の養子となり、二十一歳で家を継ぎ、周桑郡妙口村の里正、曽我部太郎松の娘を妻女として迎えた。長男を峰之助と云つたが、若死をしたので、次女牧子に養子をして後、家を譲つて隠居をした。その養子が近藤甚四郎である。不幸にも甚四郎病歿したので、明治十二年から再び家政を見る事とした。

林内、父母に孝順を尽し、其の父の喪にある間、百日間毎日菅笠を戴いて墓に詣り、死に事えること尚生に事えるが如くであつた。林内、日常質素倹約を旨とし、緻密なる家の規範を定めて、出納を明かにし、一毛の微と雖もゆるがせにせず、会計を厳重にした。この故に仁慈公益のため莫大なる義捐をしたけれども、家道益々繁昌して、一代の間に父祖の財産を数倍にしたということである。

林内、平生徳を積む事を無上の楽しみとした。その著しい例を挙げると、絶家を再興してこれに産を与え、親族を救つて、田園金穀を給し、或は村内の年寄を招き、養老の饗を行つて、今の敬老会を催した。又貧困で負債のため困つて居る者はこれを助け、村内の鰥寡孤独で身寄のない者には毎年助け米を与え、郡村内の貧民を救恤すること十三回に及んだ。此の村の農家は一般に毎年八、九月のころ草を刈つて唯一の肥料としたのであるが、中には貧困でその日の衣食に追はれて、草刈に行く事ができないものがあつ

た。翁はこう云う農家のために米二百俵を出し「肥刈飯料の備」と称して其の二百俵の利息で肥刈の飯料を与えて、草刈を行わせた。

其他、学校、道路、橋梁、堤防等に多額の義捐金を出し或は山野路傍に樹木を植えて公益をはかるなど、これをあげれば枚挙に遑ない。又厚く仏を信じ、天保十年正月十六日から明治二十年まで、毎日念仏一万遍、光明真言一千遍を念誦し、行住座臥念珠を離さず、横死者又は後継者なき人のため、仏事を営み冥福を祈る事、数十回に及んだという。又仏像を刻み、寺を興し、金穀の喜捨をするなど善行其の数を知らない。この故に明治以前、旧藩主より賞状或は賞品を受けたこと数回、明治以後、賞状及金銀盃を受けたこと十回、又仏を信ずること厚きをもつて、真言宗管長より、数回に亘り受賞をした。林内歿後特に菩薩の諡号を受けた。これは俗人として例のない事ではなかろうか。

林内また風雅の道を好み、俳句を能くし、号を五楊と言つた。また白猪唐岬の二瀑布を発見して、道をつけ橋をかけ、これを世人に紹介した。かかる偉大な仁の人、近藤林内翁も、天明は如何ともし難く、明治二十一年一月四日、年七十にして逝去せられた。遠近、訃をきき哀悼せぬ者はなかつた。林内歿後二年、碑を建て銘を録して、其善行を表彰した。その墓は河之内日浦上味問屋にある。

恭恵院清翁是正慈善菩薩　近藤林内是正

明治二十年一月四日歿

近藤是正翁墓誌銘

翁名是正称林内愛媛県伊予国下浮穴郡三内村大字河之内之人也実父近藤是之称次右衛門、翁其三男文政九年戊寅正月二日生、十歳為宗家是衡嗣子、幼而穎敏見称郷党天保九年承統、翁姓好慈善施与金穀救恤郡村貧民、前後十三四毎回出穀十苞乃至二百苞金十円乃至五貫銭或行養老饗或寛恕負債、又救助親族付田禄金穀四回興廃絶付家産二戸、献金領主及幕府各三回出道路橋梁堤防諸費及学校費或路傍種樹等不知其幾回領主久松侯賞以帯刀及荘官格後又以父子孫三代世大荘官格賜賞、状賞品十六回得県庁賞状及金銀木盃十余回、平素奉崇神仏或為国家修祈禱或為横死者及有無縁諸霊修法事或献燈献供或誦真言唱念仏書一字一石建塔或作木石仏像供養等数十度吾宗管長諸師付賞状及賞品念珠揮毫等四回又天保十年正月十六日起首日課念仏万遍光明真言一千遍五十余年一日不懈其一世慈仁事業不遑縷述今唯挙其大者可謂希有篤士矣、明治七年付家事於養嗣子甚四郎、十二年不幸甚四郎歿、又視家政、二十一年罹病一月四日掩然而歿享年七十遠近聞訃無不哀悼余為豊山化主代理賞旌徳行蓋日恭恵院清翁是正慈善菩薩頃者親族属吾乞銘固解不可乃作銘

銘曰　愛国情富　護法志篤　尊重神仏　恵恤貧独
敦原之質　慈善之徳　韙哉偉績　金石可刻
明治二十四年龍舎重炎単閼六月
豊山貫主権大僧正　高志大了撰

碑文

近藤林内名是正晩年称清翁号五楊妻常生二子長称峰之助次牧子常子周布郡妙口村里正曽我部太郎松長女也而翁自好俳諧学於五蕉翁遂究繊奥韻士騒客訪君者常不絶翁吟詠富雅趣矣遺稿蔵于家焉

近藤林内翁逸話集

一、毎年の事であるが、村内には日々の烟（けむり）の立ちかねて、歳末が来ても、正月の餅のつけぬものが数々あつた。翁は家人に命じて其等貧困者に餅米を二三升宛施してまわつた。そして其家々から餅をつく音をきき、始めて、我家の餅米を家人に洗わせたのであつた。しかもそれが翁の家風であつたという。

二、或日の事である。小作人某が、日頃の恩に報ゆるため、自作の大根、人参等野菜類を一荷、翁の家へ持ち込んだ。翁はこれを見て、お前等はこんな事をするから、何時までたつても貧乏をするのだ。私は君等からは充分年貢をもらつて居る。決して心配してくれるな、御親切は有難いが、どうかこれを他へ売払つて一文でも貯金をしてくれ。これが私への礼であるよと云つて返したと云う。

三、柳苧（翁の居宅の地名）へ行けば何んでも買うてくれる。決してあだ足を踏ませぬ、と云う評判であつた。だから人は珍らしい書画骨董品等があると、直ちに翁の宅へ持つて行つた。翁は不用品でも折角金儲けをしようと遠方から来たのであるから、素手（すで）で帰すのも気の毒なと云つて買つてやつたということである。だから翁の家には什器や書画等が実に沢山蔵されていた。

四、「代々講」翁は村人に伊勢詣りを奨励するために代々講を組織し、初めは講員から若干づつ積立金を出させ其一部を旅費に当て籤引によつて参詣者を決定したのであつたが翁はこれを永久的の事業にし度いと積立金の利殖法を考究し、講員の子孫は一文も出さないで毎年参詣するようにした。今に残る大々講が即ちそれであるが、明治中期ごろには講員の内にも絶家になつたり、他郷へ出たりして、一時不振の状態となつていたが、近藤金四郎が大正の初年にこれを整理して昔日の如く復興しまだに、年中行事として春期に伊勢神宮参拝を行つている。百年に余る歴史を持つ河之内のこの代々講は珍らしい事である。

五、寄附を申込まれて、一度も断つた事がない。否寄附事を耳にすると、世話人が尋ねて来ぬ先（さき）に翁から申し込んで機先を制すると云う仕方であつた。神社仏閣其の他、公共の事業に対しては姓名等を書き立てる事を好まなかつた。現に石手寺にある弘法大師の記念塔、東雲神社の社名石等は無記名である。道後伊佐爾波神社の七五三石等も河之内村近藤氏と記してあるのみである。

六、頼母子講もたのまれて断つた事はない。しかし翁は、頼母子講は地方の金融機関であり、且又小資本家に対する慈善的の行為だと云う考えから初会の親掛を掛けたら後は打ち切りという

仕方であつた。

七、久保野淵には年々身投げをする者が多かつた。翁はこれ等の人の供養の為めとその淵を清めると云う意味の下に金毘羅寺住職に託して一大供養を行なつた。近隣の寺院から僧侶が集まり其の数三十六名であつた。当日は人出も多く仲々の賑わいであつた。其の後この淵に入水する者がなくなつた。

八、村民の内に田地を買つてくれと言うて来る者があると百姓が田地を売るとは怪しからん、百姓が宝を人に渡してどうするものぞ、金が入用なれば幾程でも用立ましようと云つて追い帰えしたものである。それでも是非にと云う者には時の相場以上で買上げてやつた。又金策ができて買戻し度い者にはいつでも買うた値段で売戻してやると云つて、翁から進んで条件をつけたそうである。

九、番頭其の外召使人内でも、金を使い込んだり、落度があつたりしてもこれを咎めず本人が前非を悔いるまで気永く使つてやつた。若し、やむを得ず解雇の場合には本人が一時困却をせぬよう若干の金を与えた。今の失業手当のようなものである。

一〇、新酒が出来た時には訪う者に振舞酒、酒の粕の出来た時には部落一統へ、酒粕を配つた。四国遍路や物貰いにはみんな多少の施をするという風であつたから、近藤と云うよりも「伊豫の善根酒屋」と云うて他国までもその名が伝わつていた。

一一、出入の大工が或る日の作業中に怪我をしたことがある。翁はこれを如何にも気の毒に思い田地若干を与えて老後困らぬようにしてあげたと云うことである。

一二、ある朝の事である、門外に玉のような男の児が捨ててあつた。翁はこれを見て、定めし深い事情のあることだろうと早速この児を人に預けて養育し、その子が成長するに及んで正米四俵をつけて近藤の子として他家へ養子にやつたと云う。

一三、「相撲座」金毘羅寺の縁日には、余興相撲があつて、諸方から力士が集まつて仲々の賑わいであつた。その諸費用は翁が企てた相撲座の積立金の利子をあてたのである。

一四、河之内には学資金の積立があつて、其の利子で村教育の幾部分かを補つて居た。これも翁の計画で年々増殖していたが翁の没後明治二十三、四年の頃の地押費に融通して消費した。

一五、河之内音田の人、佐伯十一郎が高等小学校程度（当時下浮穴郡、現在の伊豫郡南伊豫村吾川に一校あつたのみ）の学校を河之内村へ設置せんと東奔西走苦心をしていた。たまたま時の学区取締、内藤素行が来村したのを機会に其の由を話したところ素行氏は早速林内翁を訪づれ、快諾を得てここに目出度く培達学舎が出来たのである。培達とは令息甚四郎が命名したものである。なお則之内の迪康（てきこう）小学校も氏の命名である。

一六、林内常に旧藩主を敬い人と対談中偶々話が藩公の事に及ぶと直に襟を正したという事である。上京するような時には第一番に久松邸を訪問したということである。

一七、奉公人は何年勤めても月々僅かの小使銭を与えるのみで給金を決して与えなかつた。「金を若い者に与えることは罪を造るようなものだ」と云つて林内はこれを家風とした。これは其の召使に与える給金を手許に積立てて置いて利殖をして置き、

召使が嫁とり婿とりのときにその積立金で田地や箪笥等を買い与え、若し家を建てるような時には自家持山の木を伐らせて家を建ててやつた。故に召使は将来を楽しんで年永く奉公をしたということである。

一八、或る人、一日林内を訪ねてお宅は年々御繁昌をなさるが何か秘伝でもあるのか一つ世渡りの方法を教えて戴き度いと云うと翁は別に方法もなんにもないが、金を儲けようとすると欲が起つて自然に人に無理をするようになる、先ずこれでもと筆をとつて短冊に「身宝は芋に大根に麦の飯」と書いて与えたと云う。

一九、翁は常々酒倉のものや店の者に不正な事は決してしないようにと八釜しく注意をした。故に柳苧の酒はよいよいと大評判で一時は非常によく売れた。売れれば売れる程蔵の方を厳密にした。税務官吏が酒の検査に来ても帳簿の検査のみで酒倉へ入つて調べたという事は一度もなかつたのみならず帳簿の検査も必要にないと官吏中の評判であつたと云う。

近藤林兵衛是正略歴

河之内近藤林内は、郷士、大庄屋の格式で、庄屋山内氏を援けて治績を挙げた。林内性謹厚、恭敬、深く神物に帰依し、仁慈の志深く莫大な財力の中より、救恤に尽し、村内難渋人の救助は云うに及ばず、農耕殖産の奨励、土木救済の事業を興し、嘉永六年異国船の渡来、慶応二年長州征伐の時等、大数の金穀を藩に献上し、足軽、郷夫の出兵に協力する等、幕末の各村庄屋等の実力漸やく薄れ行く時に、一人異彩を放つていたようである。

即ち長州征伐については、同家の日記によれば

長州出勢（征）に付

一金　一両、御武運長久、御酒社にて御祈禱料
一金　一両、右同断、村方新足軽並郷夫中除災
　御祈禱、金毘羅社にて御祈禱料
一金　四両　右同断餞別
但し二朱宛　阿部太助、近藤林作、中島亀治
　一歩　近藤繁平、郷夫次右衛門
　二朱宛　清太郎、大次郎、利左衛門、良作、三兵衛、米次
磯八、佐五衛門、末吉、和助、平六、多八、吉
郎平、藤助、源助、徳次、三郎衛、仙次、孫衛
作平、才次、啓蔵　以上
　註、新足軽には苗字がついている

郷夫にはない。浮穴郡河之内村近藤林内翁前領主久松家藩改中賞与書写

一、久米郡土居東石井両郷嶋方より入作諸入用並難渋村々介抱為
　元備出米致候段奇特之儀に付。庄屋格被仰付候事
　〆　出米　七十俵　天保十四己年
一、村方難渋者共江大数銭札貸附居候所近年不作継に付一統及困窮候に付右貸附人別之内極難渋者共引捨遣其余年割等に致遣候趣奇特之儀に付為褒美米一俵差遣
　引捨金員　旧札　三貫九百目余　天保十二年
　半引捨　同　四貫目余
　〆
一、年来古風に相暮村内難渋者共江仕向能殊に肥草苅取飯料為手

当大数御代官所江差出右利米を以て永久助勢の備相立候段重々奇特之至に付格外を以て。改庄屋格帯刀御免被仰付

出米　二百俵　天保十五辰年

〆

一、先達て江戸御上屋敷御普請御用に付差上物致候段奇特之儀に付代々家続之者父子孫共三人宛。大庄屋格被仰付御扶持方十人扶持被下置　出米二千百俵

嘉永七寅年

〆

一、郡中九箇村再支配之節東方村支配之内江助勢致候段奇特之儀に付御奉行より賞美

安政三辰年

〆

一、先達て村々難渋者共江助勢として出米致候段奇特之儀に付遣上下一具被下置　出米　十五俵

安政三辰年

〆

一、御馬恒吉　栗毛　御預年々米二俵宛被下置

安政三辰年

〆

一、先達て御本丸御焼失御上金被　並神奈川御固場御普請御入用之内江差上物致候段奇特之儀に付小葵御紋付御上下一具被下置

安政三辰年　出米　三十俵

〆

一、去ル申歳村方難渋者共江為助勢出米致候段奇特之儀に付厚御賞美被成下　出米　十六俵

文久三亥年

〆

一、異船防禦御手当御入用之内江出銀致候段奇特之儀に付四人扶持御増被下置　出来　五百俵

文久四子年

〆

一、去ル冬御出勢之節為御国恩味噌梅干等差上候段奇特之至に付御称美被成下　慶応元丑年

〆

一、近来御公務等莫大之御入費打続御差配向御差支に付無御拠金米銭調達之儀御沙汰有之候所御場合柄恐察致米二千俵之積リヲ以て銭札百五十貫目差上度旨願出候所御称美内願等之儀更に無之段別して奇特之至に付御受納被成候依之厚御称美被成下龍胆御紋付羽二重御羽織小葵御紋付同御小袖同御紋付御惟子一宛並二幅対御掛物被下置　慶応元丑年

〆

一、去歳以来村方難渋者共江助勢米差出候段奇特之儀に付御称美之上遣上下一具被下置

慶応三卯年　出銀　旧札十貫目

〆

一、此度御国難に付御安危筋深く御気遣申上格別奇特之儀有之候趣相聞江神妙之至に付少毛看御酒包扇子壱被下置

明治元辰年

〆

一、平生心得尚宜敷内間質素に相葬難渋者共江哀情ヲ加へ候段奇特之至に付為御褒美金二百疋被下置

明治二己年

〆

一、去歳御献金之節調達致候段奇特之儀に付厚御称美被成下少毛肴御酒被下置

明治二己年　出金　百円　御返に相成

〆

一、郡方難渋者共江為救助治農司江出米致候所去秋凶作之年柄村方窮民共取渡向之儀庄屋　山内隆平儀格別才許行届候趣にて出米之故　御称嘆ノ儀者同人ヱ被仰付候様願立候至情奇特之至に付格外を以て同人儀大庄屋格被申付候其方共於ても心得前宜敷候に付　宅肴（むしゅか）御酒被下置候事

明治三年　出銀　旧札五貫六百目

〆

一、久松様西の丸御手伝被仰候節諸郡上の御沙汰被仰出之節差出右に付　御渡之節久米会所にて御酒被下候

出金　一両　天保九戌年

借用証文一札之事

一金七十目　尤六十文銭札也

右之通り慥に御借用仕所実正ニ御座候御私之儀者来ル酉七月限に利足ヲ加へ無滞御都合可仕候若又此之連中之内にて不納人有之候共連中より急度取立元利共御返済可仕候為後日一札依而如件

天保七年　甲　十二月

一、十匁　兵　作
一、二十目　平左衛門
一、三十目　善五郎
一、十匁　信右衛門
利　七

〆

五人頭
佐之右衛門　㊞
川の内村
柳屋
林兵衛様

（○印は役柄なり）

一、此度藩制改革に付従前之扶持米惣て相廃止因而其方ヱ米四十俵差下シ候段及沙汰候処右還納候旨全く国恩報効之素志に有之候趣神妙之至依之別紙目録之通差下候事

御目録之写　明治四未年

柄
笠
目貫

以上

〆二千九百三十一俵
旧札二十三〆五百目
金一両

二、近藤金四郎　自治功労者

「山より大きい猪は出ん」と云う諺があるが、三内の山村が生んだ近藤金四郎は近年ない大きな逸材であると言われた。明治十六年三月一日、三内村大字河之内問屋近藤辨次郎の長男として呱々の声をあげた。少年の時、同村近藤新七の養子となり、県立松山中学に学んだ。剛毅果断にして、ひたむきな性格は在学時代剣道の選手として京都武徳殿に鍔（しのぎ）を削つた事もあつた。剣道四段の免許を有していた。

学校を卒業するや兵役に徴され、陸軍騎兵として軍務に服し、明治三十七、八年日露戦争にも従軍した。其風貌態度さながら古武士に彷彿たるものがあつた。

帰郷するや農事に精励していたが、大正八年二月三内村村会の懇請により、三内村助役に就任した。かくて半歳にして村長に就任、大正八年八月より昭和二十一年十一月まで二十二年一ケ月の長年月間、三内村長として村民の福利厚生と、三内村の繁栄を念願として畢生の努力を傾倒した。

農事の改良に、生活の改善に、治山治水に、民生安定にありとあらゆる努力を惜まなかつた。一、二の例を挙げると。

二宮尊徳を敬仰し、報徳の教を説き、義農佐倉宗五郎の精神を鼓吹して、動労精神を強調した。日曜等家庭人となる時は、寸時も惜みなく紺木綿の仕事褌衿となり、鋤鍬を取つて村民の模範となつた。

「民力涵養は陽暦励行から」をモツトーに陽暦励行を村是とし、祝祭日等の国家行事を基にした村の休日を制定して、陽暦励行を奨励した。が永い間の伝統的習慣は容易に改め難く仲々その切替が出来なかつた。信念の強い氏は、徹底的に改暦に努力をした。

村民が集会等の時に、時間を空費することを残念に思い時間励行、早起励行を奨励した。

氏はまた敬神崇祖の念に厚く、毎朝午前四時に起床、木剣素振を為すこと百余回、村内各氏神の遙拝をなすこと十年一日の如く怠る事なく、常に村民に神社参拝を奨励し仏事を営む事をすゝめた。

氏常に正義人道を説いて人に語り、不正の事については苛責することなかつたが、反面人の善事には我事の如く喜んでこれを推奨した。日常努力精進を怠らず、「敬天愛人」

「手柄はあなたへ苦労は私に」、「飯と汁、木綿着物ぞ身を助く、その余は我を責むるものなり」と云う文句を紙に書いて座右の銘とし、目につくところに張りつけていた。常に神を敬い人を憐れんで質素倹約を尚んだのであつた。

又村民の生産増強、農家経済の更生をはかるため、三内村信用組合を、大正八年十一月に設立した。

同様にして昭和十六年には、三内村森林組合も設立した。そして何れにも理事となり、組合長となつて、生みの親の苦労をした。三内村は広大なる山林を持つ村であり、村の更生は森林の保護育成にあることを痛感し、将来の無税村を目標にし、七〇〇町に及ぶ村有林の品評会をして、分収歩合に賞格をつける等の事をして、今日の三内村、村有林の育ての親となつた。

近藤金四郎は「道金」のニツクネームを持つている。我が村の生産振興は道路の改修にあると唱え、村道改修、耕作道路の修繕、林道の開鑿、県道の改修保全に心を用いた。殊に県道黒森線の開通には、畢世の努力を捧げたのである。即ち大正十一年より「黒森線速成実行会長」になり上浮穴郡の物資の搬出、及交通の発達に利する便益、必要を力説し全村民の協力を得て、開鑿に着手するに至つた。かくて第一期工事、第二期工事が終つたとき、資金の金繰に窮し自己の所有林の殆ど全部を売払つて、その金を投げ出したのである。

又金四郎は、昭和二年九月より、愛媛県会議員に当選する事五回、昭和二十一年十二月まで、十九年三ケ月の長期間、愛媛県政の為に活躍した。其間、県会副議長及議長をも勤め、愛媛県政界の長老となり、「近金さん」のアダ名は愛媛県の津々浦々にまで聞え渡つたのである。

氏は敬神の念厚く、議政壇上演説をするにも、折にふれ時に臨んで敬神崇祖の念を鼓吹したと云う。道路、港湾、橋梁の架設、産業振興、教育の刷新、文化の開発等其功績は枚挙に遑がない。いま重要なる公職を挙ぐれば、

大日本警防協会愛媛県副支部長	昭和十四年
愛媛県衛生組合連合会副会長	昭和十四年
温泉郡畜産組合長	昭和十八年
第五十九回伊勢神宮式年遷宮奉賛会評議員	昭和二十四年
〃　愛媛県本部評議員	昭和二十二年
〃　愛媛県副本部長	昭和二十二年
愛媛県護国神社崇敬会々長	昭和二十八年

以上の如き要職につき奉仕に尽されしは勿論至誠一貫殊に其性格正直にして公明正大、苟くも私腹を肥やす如き事なく淡白無欲なるにより信望厚く郷人誰彼となく、公私の別なく、事の大小を問はず、紛争その他問題の起りしときは翁に相談しその指図を受けたものである。

大東亜戦勃発後は村長及県会議員として銃後の守りに献身の努力を捧げたが遂に敗戦の憂目を見るに到り殊に一粒種の令息久丸君を第一線に送つたが、不幸昭和二十年十月南京野戦病院に、恨をのんで戦病死せられたのである。氏の胸中の悲嘆如何ばかりであつたであろう。

以来幾許もなくして村長及び県会議員の要職を辞退し、静かに自宅に静養していたが、不幸病にかかり、昭和三十年七月三十一日自宅に於て永眠した。行年七十六歳。

胎蔵院敬法徳衆金剛居士と諡号す。

逝去の日、氏長年の念願であつた黒森線の道路が開通したのである。これを知つて逝かれたか否か、悲願の達成せられた翁以て冥すべきである。

至誠の人、信念の人、力の人、朴訥の好々爺、近藤金四郎の銅像は、河之内金毘羅寺の老杉雲に聳え立つ下に建立せられた。政界の長老砂田重政氏の「畏友近藤金四郎君」の筆蹟は録してこの郷土の偉人を後世に伝えて燦然と輝やくであろう。

三、佐伯求四郎　総河内神社宮司

佐伯求四郎は、大字河之内惣河内神社の社家、佐伯清次郎の長男として、明治二年に生れた。幼時より聰明、頴悟、学を好みしも、幼にして父母に別かれ、少年時代より、他郷に出で、つぶさに世の辛酸を舐め、長じては警察官となりし事ありしも、帰郷して家職をつぎ、神社に奉仕する人となつた。

性、剛毅、果断であつて、正義に向つては百、千人と雖も、吾往かんの気慨ある快男子であつた。社人として祭祀には、苟くもせず、挙式の厳格なることは、襟を正さしめた。

又神殿、神苑の修築については、或は中殿の設置に、或は大玉垣の築造に、氏子民の積極的奉献によつて、旧状の面目を一新したが、これ氏の赤誠によるものである。

常に敬神崇祖の道を説き、陽暦励行、時間励行を奨め、夙に敬老会を開催して、老人をいたわり、爾来四十年の歴

史をもつて、報本、反始の実を示した。

又、明治三十二年より、三内村役場吏員、助役となり、二十年の長年月村治に尽し、殊に明治四十四年部落有財産の統一、及び三内村、村有林の造設に当つては、勧業主任として、村長を援け、三内村の将来の村治経営は、村有林にある事を説き、先進地の視察、自村の実情等によつて、部落を遊説し、実地の測量をなし、村民の協力によつて、遂に第一期の計画造林に成功したのである。爾来年移り、星変り五十年を経た今日、全村有林一千町歩に達し、愛媛県林業モデル村にまで発達した事は、旧三内村全村民の林業意欲のしからしめる所ではあるが、隠れたる佐伯氏の功績に負う所また大なりと云わねばならぬ。

昭和二十年、七十七歳の天寿を全うして逝去した。

四、宇和川浜蔵　弁護士

大字河之内音田の人、明治十七年二月一日宇和川金太郎の長男として生れた。幼時より頴悟、学に志ざし雄図止み難く、笈を負うて上京し、東京法学院大学（明治三十八年中央大学と改称）に入り法律学を専攻した。（其時の学友に砂田重政、前田米蔵が居た）かくて孜々として研さんこれ努め、明治三十七年在学中に弁護士試験に合格した。時に若冠二十歳であつた。氏が如何に秀才にして努力家であつたかがわかる。明治三十八年七月中央大学法律科を卒業した。

かくて明治三十八年三月、東京にて弁護士の登録を又同四十一年十二月松山で弁護士登録をした。

氏は在京中に、将来帝都に於て万丈の気を吐く雄図ありし風なるも家庭の懇望もだし難く帰郷後、明治三十九年一番町に事務所を置き弁護士を開業した。

氏は日常、寡言、実行型の人で、仲々利かぬ気の所ありよく読書に親しみ終世研究を忘らなかつた。生れつき雄弁で、事件の弁論には該博なる学識を引用し、怪刀乱麻を断つ如く、松山法曹界に「宇和川浜蔵あり」と、その名を呼ばれたものである。

又松山市会議員に選出せられ、

自大正九年一月　至大正十一年一月

自昭和五年一月　至昭和十七年一月

また実に十有四年間、市会議長の要職につき市政のために尽力し、更に愛媛県会議員に選出せられた。

自昭和八年十一月　至昭和九年十二月
自昭和十三年十二月　至昭和十四年九月

また愛媛県会議長として、議政壇上の人となり、愛媛県政に貢献した事多大であつた。

氏は、大の愛酒家で、斗酒尚辞せずと云う豪傑振りであつた。晩年は健康に留意し、努めて、城山に拓堤に、散策逍遙したが、昭和三十年五月、遂に肝臓硬変症の為め逝去した。

享年七十一歳。天命とは言え惜しい人物である。

氏が弁護士開業以来、五十年と云う長年月法曹界に捧げられた功績は、全国に於ても稀に見るところであつて、昭和三十年三月日本弁護士会連合会長は、祝賀状及び感謝状を氏に贈呈した。

五、近藤　鑑　自治功労者

温泉郡荏原村津吉の人である。渡部勝平と云う人の子であつたが、三内村大字河之内問屋の近藤六次郎と云う人に子なきをもつて養子として迎えられた。しかし草深い田舎で終生、百姓を以つて終るを潔よしとせず、青年に及んで青雲の志を抱いて東京に遊学し、政友会の壮士となつて活躍するうち、伊豫鉄道株式会社社長井上要氏の知遇を得て宇和川宇太郎氏の歿後、愛媛県会議員及三内村長に就任した。明治三十二年十月のことである。

氏は大兵肥満の人で「腹太鑑」のあだ名があつた。またなかなか雄弁の士であつたと云う。村長在任中は、三内東谷及西谷の里道の改修をなし、村治に功績を残した。後、松山に出て東雲町に居たが、既に故人となり、子孫はいま東京に居住すると云う。

六、宇和川宇太郎　自治功労者

宇和川宇太郎は、安政三年十一月、三内村大字則之内宇和川八三郎の長男として生れた。

資性温厚篤実、士君子の風あるも外柔内剛、熱と力の人であつた。明治十六年には則之内村戸長を勤めている。これは以前、宇和川家が組頭を勤めていたような関係もあつたであろうが、青年にして頭角を露わしていたためと思われる。しかし向学心に燃える氏は、明治十九年愛媛県師範学校を卒業し、郷里に教鞭を執ること七星霜、その真摯熱心なる教育薫陶ぶりは、郷党の人々の敬仰崇拝の的となり、明治二十七年四月推されて三内村長となつた。以来鋭意村

治の発展に努力せられ、明治三十年五月には、温泉郡会議員となつた。また明治三十二年には、衆望により愛媛県会議員に選出せられ、議政壇上の人となり、愛媛県政に大きな足跡を残した。

日清戦争に際しては、特別の功績により、木杯を贈られ賞勲局より表彰せられた。

明治時代も中期を迎え、文明開化の風は滔々と吹き来り、三内の山村にも、痛切に交通の不便を感じて来た。氏は馬背による輸送の経費を調査したる所、その損失の莫大なるに驚き、遂に意を決し、折から県及郡より土木補助規定の出たのを幸に、起工を画策し、そのことを村長として村会に附議し、農工銀行から金六千円の借入をした。そして東谷の里道、一ケ谷国道岐れより、音田松尾坂口まで又西谷里道、法界門より井内宮川までの改修を企て、明治三十五年五月に竣工した。爾来三内村民の便益計り知れないものがある。当時村民の中には、その費用の大なるに驚き、土谷部落等は新道路は全く自分たちには縁なきものなりとなし、又地主側の苦情等もあり、宇和川氏はこれが鎮撫に東奔西走し遂に事なきを得た。

氏は明治三十五年十二月病歿した。以来星移り、年変り、昭和三年に至つて村民相議り、功績を永く後世に伝えるべく三内農協前に記念の彰功碑を建てた。

七、高須賀伊兵衛　慈善家「松山俚人談」（抄）

久米郡則之内村と云うていた昔、保免に伊兵衛と云う旧家の百姓があつた。家は代々伊兵衛の名を称え、其の子を八兵衛と呼んでいた。延宝年中（昭和三十三年より二八〇年前）の事、其時の伊兵衛は親に孝心深く、隣人に親切をつくし、又村の難渋者には米、銀等を恵んで助けていた。其事が領主松平穏岐守様のお耳に達し、これは庶人の鑑、奇特の到りであるとお褒めを蒙り、御奉行稲川八右衛門、高内又七の両人より御賞美として、鳥目五百文づつ下さつた。

又其の子の伊兵衛の代には、享保十七年蝗害の為、田畑作物大凶慌をもつて、大飢饉となり餓死する者、野に斃れ路に伏す有様であつた。其時は松山藩の救助も尽き果て上下困窮の時、伊兵衛は自分の倉を開いて、米三百俵を差し出し、餓死者を救い度い願を出した。時の領主、殊の外感激せられ伊兵衛の功を賞するに、苗字御免、代々御扶持方

三人扶持を下さる旨の御切紙を下された。

久米郡則之内村百姓伊兵衛事
高須賀伊兵衛

其方、祖父伊兵衛及父伊兵衛共に、忠孝の道に志厚く、殊更に貧民を救助し、諸人の愛情子の父母を慕う如き慈意深き心得、奇特の到につき、代々苗字御免、為御扶持方三人扶持永代被下置。

〆丑十一月

八、渡部愛蔵　自治功労者

渡部愛蔵は、大字則之内和田丸、渡部千代太の二男として、明治三年四月三日に生れた。温厚篤実の村夫子で、明治四十三年十二月、推されて三内村長となり、鋭意村治の刷新啓発に努力した。殊に三内村の立地条件から、将来村の発展は森林行政に重点を置くべき事を着目し、明治四十一年、氏が三内村助役であつた頃から、部落有財産の統一を企て、第一期の村有林造成に当つたのである。然し此名案も当時の村民は挙つて賛成したわけではなく、喧々ごうごう容易に納得するに到らなかつた。が熱心に将来の村の繁栄と幸福を説き、且当時役場書記であつた、佐伯求四郎の協力もあつて、遂に植林するの運びとなつた。

以来四年間、村長としての功績は数多あれど、今日一千町歩に達する三内村有林の基礎は、氏によつて築かれ、以来四十年五十年の保護育成によつて、杉桧等のうつ蒼たる美林となり、愛媛県に於ける森林モデル村とまで成つたのである。この樹木は既に部分伐採せられ、新川内町建設の経済支柱となつて居るのである。

これ先見の明のあつた、この先輩の恩沢であつて、その功績は永久に輝くであろう。

氏は昭和七年六月逝去せられた。

九、東　岩吉　自治功労者

東岩吉は、明治八年九月大字井内大平、東幸次の長男として生れた。性、謹厚、聰明、幼時より学を好み、父祖の志をついで農に励み、成年となつて兵役に服し、満期除隊して郷土にあり、明治四十一年村会議員に当選した。時に三十三歳、一騎当千の士として、村議会に滔々懸河の弁説を振つたのである。

明治四十五年二月、三内村助役となり、大正六年衆望を荷つて三内村長となり、大正八年病気退職した。又村会議員当選五回、実に二十二年の長年月、村政のために尽力し

た。

三内村に於ては、明治四十三、四年頃、部落有財産の統一問題興り、将来の無税村を目途に、部落有林の統一、村有林の経営に手をつけた。時に氏は助役として、造林主任として、又後には村長として、其の衝に当つたのである。当時の村民は固陋頑迷旧慣を守つて、理解を得るに到らなかつたが、熱心にして奉仕精神に燃ゆる氏は、淳々と其の利害得失及将来の自治発達の要を説き、幾多の波乱を克服して、明治四十五年釈然として村民の納得解決を得た。

かくて第一期造林七百余町歩杉、桧、松苗、三百五十万本の植栽を完了したのである。これは君一人の功績ではないが、氏が造林主任、助役、村長として当面の難局に当つた功績は、実に計り知れないものがある。今日の町経済の基盤は実にこの三内村有林の恩沢によるものである。

氏は外一名と共に、部分林三十七町歩の経営に当り、川東林道の開鑿には多額の寄附を、西谷小学校教育振興の為に、自己の権利の山林を寄贈し、小は区内の社寺惣代から部落の自治行政に、又村治行政に一生を捧げた功績は枚挙に遑なしである。

氏、日頃人に交わるに温容迫らず、常に微笑を以てし、親切叮寧恭敬の念に満ちていた。また己を責むるに厳に、終始克己的精神をもつて、己の欲せざるところ人に施す勿れ、と云う人であつた。自己を修めて、家を斉え、家を斉えて、天下国家に奉仕する氏の精神は、以て後世の示範とすべきか。

氏は八十二歳の高齢をもつて昭和三十一年十二月逝去した。

一〇、北川徳次郎　自治功労者

北川徳次郎は、嘉永六年五月三日、大字井内大平に生れた。父は伊平、母マツヨ、幼名を弥蔵と云つたが、慶応三年元服して、徳次郎と名を改めた。明治八年、恵良の菅野信吉の次女ユキと婚姻、ムメヨ、淳一郎の一男一女を挙げた。明治十年家督相続。

昭和十一年二月六日、松山市道後岩崎町淳一郎宅で脳溢血のため死亡した。享年八十四、井内大平法泉坊の墓地に葬る。法名浄厳院桂山道英居士。

徳次郎は、明治九年大平組伍長を勤めて以来、区会議員、区会議長、区長、村会議員、善城寺檀家惣代、吉井神社氏

子惣代、三内村長等公共のために尽すこと五十年、大正十三年、松山市に出てからは悠々自適した。

徳次郎、性質極めて謹直、叮寧、慈善の心深く、倹素勤勉であつた。幼少の頃から百姓は「倹約と勤勉より他に生くる途なし」と確信しこれを実行した。墓地とか、道路とかには異常な関心を持ち、墓掃除、道普請等には、特に精励して郷人の模範となつた。今日井内は換金作物として莫大な楮の木を売出すが、これは徳次郎の創始によるものである。

明治二十三年四年、井内村の墓地を調査して、正確な過去帳を作成した。また、昭和四年「井内古社寺誌」を著わした。村の物識りであり、記憶力がよく、武家時代の歴史に精進し、これを研究することを、無上の楽とした。常に皇室を崇敬し、敬神崇祖の念に厚かつた。俳句、囲碁、浄曲等に趣味を持つていた。

一一、北川正惇　医学博士

明治十八年三月二十日三内村大字河之内狩場成谷恒三郎の四男として生れ、明治三十三年大坂市東区上難波北ノ町北川源兵衛の養子となり、北川姓を名乗る。県立松山中学を経て第五高等学校に入学、明治四十年七月同校を卒業、直ちに同年九月東大医学部に入学、明治四十四年十二月卒業、明治四十五年一月から六月迄東大衛生学教室で研究、七月から東大皮膚泌尿器科教室に移り、大正六年四月まで同教室の副手、助手、医局長を勤め、同年五月から日本橋浜町の山村病院で、皮膚科泌尿器科の診療に従事した。

大正九年六月、慶応義塾大学医学部が開始すると共に、皮膚科泌尿器科教室に勤務、大正十一年に講師、大正十二年四月助教授に進み、同年十一月、「フィラリヤ病犬の象皮病様皮膚所見」の論文で医学博士の学位を得た。かくて大正十三年欧米に留学し帰朝後、大正十五年一月教授に栄進し、各大学に先んじて泌尿器科学の講座を独立し、慶応義塾大学医学部泌尿器科の初代教授として斯学の研讃、後進の指導、学生の教育に専心、その間日本泌尿器科学会会長をも勤めた。

氏は温原篤実清廉潔白の人でまた日本医学界の権威であつたが、昭和二十三年三月一日永眠した。享年六十三歳。惜むべき人である。

著書には「最新泌尿器科学」「国民と純血」等がある。

一二、近藤凉杜　農業（俳人）

三内村大字河之内問屋の人である、明治五年以前周桑郡桜樹村滑川より養子に来り佐六を襲名する、実の名は久治という。策も立てず野心もなく只勤勉にして律義で百姓に精進した人であるが、生来俳句を好み、梅の舎凉杜と号し其道の達者であつた。終生農耕の余暇は句作に耽り、天下の俳人と文通交友して俳諧三昧を楽しんだ。草深き田園の翁としてはまれにみる風流の好々爺である。近郊近在の堂宮の扁額にこの人の名を見ぬことはまれである。

その一、二句を記せば

離れても添うても凉し竹の月

羽広ける蝶も齢や小春の日

一三、大工彦六さん

大字則之内一ケ谷にある安国寺は、嘉永年間に保免から移転したものである。その時の建立棟札に大工棟梁彦六と書いてある。これは当寺保免に住んで居た、大工彦六と云う人の事である。人は何んでも一芸に達する事は至難のことである。此人は今から百四十年程前の人で所謂腕立ちであつた。

元来山口県大島郡の人であつたが、少年の頃大工を志して、天山に来り、そこで大工の弟子入をして、腕を磨いた人である。久米の日尾八幡神社の楼門も、此人が建てたので、この村に住むようになつて後、松山城の修築もした。松山城本丸の穴倉はこの人が造つたのだと云う。それから江戸城の修築にも選出せられた。そして工事がすんで帰るとき、城普請役のお奉行さんから、記念にせよ、とて徳川の紋所葵の紋の入つた提灯を貰つたという。彦六さんが、夜その提灯を提げて通ると、村人は道傍に下座をしたという。彦六さんは、これは「私すべきものでない」と氏宮三島神社へ寄進した。今も氏の宮には白戸氏記名の葵紋入提灯がある。彦六さんは、明治二十一年七十六歳で歿した。墓は則之内和田丸にある。

一四、豊竹音羽太夫　浄曲家

本名を富久友吉さんと言うて、大字則之内惣田谷の人であつた。年十四五と云うから少年時代則之内焼の手伝をして焼物の下絵かきをしていたという。天性の美声は、決然浄瑠璃の太夫を志し、松前の住人豊竹八重太夫の門人となり、苦心惨胆の修業の結果、師匠に勝る程のその道の上手

となつた。

それから三駒太夫と名乗り、浄瑠璃人形芝居源之丞一座の人気太夫となつた。その後音羽太夫を襲名して、本太夫と進み、遂に四国一の語り手として、其名声を四国全土に轟かした。晩年は素人浄瑠璃界の審査役をも務めた。

一五、第三代竹本小梶太夫　浄曲家

本名は東来次、大字井内の人である。農業を営み趣味として、浄曲を好み、稽古を重ねるうち、その天禀の美声と大音は衆に勝れて上達し、ついに意を決して第二代竹本小梶太夫の門人となり、各地の人形芝居に勤め、益々努力精進して評判の語り手となつた。晩年は地方の素人の師匠となり、浄曲愛好者を喜ばせた。

師は第三代目小梶太夫を襲名し、先師の名を後世に残した。語り物の中では一の谷三段目、関取千両幟、玉藻前三段目等が有名であつた。

一六、白戸小富士　素人浄曲家

本名白戸彦一、大字則之内保免の人である。資性温厚農事に精励し、趣味として浄曲を好み、壮年時代大坂に住し、名人鶴沢勇造の指南薫陶よろしきを得て、其の修業稽古は十有余年に及んだ。西日本各地の素人浄曲大会に於て、大関及び横綱等の栄冠を獲得して、常に最高位の座を占めていた。爾来後輩のため指導に尽さんとせられたが、不幸、昭和三十一年十二月十八日六十三歳を以て病死した。

その得意とする語り物は、菅原伝授手習鑑、先代萩御殿場、合邦が辻、三勝半七酒屋の段等であつた。

故人の第三回忌には川内町有志及び地方の浄曲界の重鎮格の人々が発起して追善浄曲大会が名越座で施行された。

一七、菅井重郎　医師

菅井重郎は菅井立章の子として安政三年五月十日、三内村井内に生れた。菅井家は先祖代々医をもつて業とした。先祖八左衛門は、井内の組頭として有名な人である。

重郎若年の時、笈を負つて長崎に学び、蘭医学を修め、後、松山藩医学校に学び、明治二十二年、東京赤十字社病院開設せらるるや、医員として招聘せられた。後松山に帰り県立病院に勤めていたが、後勤めをやめて魚町に開業した。彼慈善の志深く貧者には無料施薬、施術をして殆んど終世に及んだ。故に古町の「慈善医菅井さん」の誉があつた。

資性温厚寡黙、晩年南夷子町に居を構え、悠々自適、昭和九年七月九日病歿、享年七十九歳、山越天徳寺に葬る。法名紫光院重綱端良居士、松山市一番町菅井病院長菅井久隆はその嗣子である。

一八、中島七兵衛　義人

七兵衛は、三内村大字河之内土谷の人である。昔は土谷には何軒もの宿屋があつて、金毘羅街道の要所であつた。七兵衛の家もその旅宿の一軒で、茶屋七兵衛と云つて、藩政時代には金毘羅詣、石鎚詣を始め、一般の旅人が、宿泊して仲々繁昌をしていたようだ。勿論農業も兼ねていたらしいが、この七兵衛なる人、よく人の世話、才許をなし、組中の束ね（たばね）をして、仲々顔の利いた人であつた。彼は土谷部落の谷が浅いので、僅かの干魃にも水に困る事を憂え、天保年間、仙道休池を築造し、更に萬延年間に至つて、七郎ケ谷池を造つた。この両池とも、義人七兵衛の世話によつて出来たものである。土谷の人はこの茶屋七兵衛の恩を忘れてはならない。今も同家は残つていて屋号は茶七である。

戦歿者芳名録

日露戦争

死亡場所	氏名	遺族	大字
清国盛京省 旅順要塞望台附近	浅野　京助	父　吉次郎	河之内
清国城廠兵站病院	近藤加藤五郎	父　栄次郎	〃
清国盛京省 旅順要塞望台附近	近藤　次作	父　力平	〃
清国盛京省 旅順要塞磐龍山附近	大野　武吉	父　伴蔵	則之内
清国盛京省 旅順要塞望台附近	黒尾百太郎	父　役次	〃
清国盛京省 五百牛象西北高地	宇高　竹次	父　光次	〃
清国盛京省 東鶏冠山北砲台	白戸喜十郎	妻　ミヨ	〃
清国盛京省 大白山東北高地	和田源四郎	父　団次	河之内
清国盛京省 五百牛象西北高地	渡部　熊吉	孫　次	〃
清国盛京省 孤家子北方	甘井　倉吉	照雄	井内
清国清京省 龍頭定立病院	近藤　芳助	父　平八	河之内
本籍ニテ死亡	高岡　宇平	父　六郎平	則之内
	森　寅吉		

死亡場所	氏名	遺族	大字
ビルマ国コリン	近藤　重義	母　ハヤ	河之内
ビルマ、ギンナンミョー	橋本　清	父　磨利吉	〃
満洲国四平省梅河口	橋本　成貫	父　磨利吉	〃
中華民国湖南省岳陽野戦病院	近藤　貞雄	父　安長	〃
中華民国南京野戦病院	近藤　久丸	父　金四郎	〃
南方方面	近藤　春敏	父　伝四郎	〃
東太平洋方面	高橋六次郎	父　庄吉	〃
越智郡伯方町木浦海岸	近藤　縫次	妻　マサエ	〃
ビルマタラワヂ県タイナ町	近藤　憲剛	姉　高幸	〃
沖縄方面	伊藤　峯造	妻　タマヨ	〃
呂宋島イフガオ州マヨヤオ	近藤　正三	妻　イワエ	〃
東部ニューギニヤボイキン	浅野　優	父　金次郎	〃
台湾方面	近藤　森一	妻　シズ子	〃
ヒリツピン、ミンダナオ島カガヤン陸軍病院	近藤　秀雄	父　森大	〃
中華民国広東省河南野戦予備病院	近藤　金吾	母　スガノ	〃
ミレ島方面	近藤　市郎	父　与一郎	〃
中華民国上海第一陸軍病院	近藤　貞市	母　アサノ	〃
ビルマ方面	名越　栄助	妻　鶴子	〃
シベリヤジスガスカン	近藤　正高	父　太三郎	〃
マーシヤル群島サイパン島	佐伯　三一	小倉　実江	〃（呉市）
	近藤弘三郎	父　喜三郎	〃

ソロモン群島ボーゲンビル島パングマ	曽我部数行	渡部　与市	河之内
中華民国湖南省零陵県第一三二兵站病院	近藤　章	父　督敬	〃
比島ルソン島サンタマリヤ	坂本　清	妻　雪代	〃
北太平洋方面	池内　明	父　清秀	〃
中華民国湖北省広済県	藤井　庄太	母　クマヨ	〃
	田村　忠孝	母　クマヨ	〃（松山市）
マラオ一一六兵站病院	中野　武男	母　ショヲ	河之内
ソ連シベリヤホール地区収容所	藤井源三郎	妻　幸子	〃
比島クラーク地区	佐伯　博昌	母　フキ	〃
西部ニューギニヤサルモア河	高須賀徳太郎	父　仁作	〃
南西諸島	高須賀福一	父　仁作	〃
比島ルソン島マニラ市	寺川重太郎	父　丈吉	〃
比島レイテ島	藤田　義光	母　ヌイ	則之内
南洋郡島方面	宇高　繁	父　国市	〃
比島ルソン島パンガシナン州シソン	佐伯　徳長	父　重吉	〃
沖縄本島幸地	高須賀正人	父　常太郎	〃
佐賀市陸軍病院	佐伯　清一	父　喜助	〃
中華民国広西省方面	高須賀房太郎	父　友市	〃
北吉井村国立療養所	高須賀満寿雄	父　友市	〃
東支那海方面	近藤憲三郎	妻　マツコ	〃
ニューギネヤ島ホルヲンジヤ	宮脇　高保	父　周蔵	〃
本　籍	奥村　誠一	兄　清己	〃
中華民国湖南省漢寿県	佐伯　立長	兄　武久	〃

ビルマペグー山系ポテト	田原　恵	父	末市	則之内
陸軍呂第九七六八部隊	亀田　健二	父	鶴次郎	〃
沖縄方面	長曽我部勉	母	ウメヨ	〃
菲島方面	長曽我部治	母	ウメヨ	〃
松山陸軍病院	亀田　誠一	父	甚平	〃
東支那海方面	田原　九平	母	テルヨ	〃
中華民国宣昌第十三師団第四野戦病院	熱田　摂市	兄	繁芳	〃
胡南省金沢部隊	宇和川繁雄	父	勝次郎	〃
満洲国龍江省洮南陸軍病院	大野　典寿	母	ケイ	〃
沖縄本島喜屋武	高須賀数馬	父	綱儀	〃
ビルマ国トングー県	宇和川一雄	妻	愛	〃
越智郡伯方町木浦海岸	近藤　要	母	セイ	〃
南方方面	近藤　唯利	母	マス	〃
菲島東方海面	宇和川信雄	父	茂吉	〃
本州南方海面	宇和川宗俊	妻	サダ子	〃
中華民国江蘇省宝山県	黒田　稔	妻	サトノ	〃
南方方面	山本　君雄		正彦	〃（松瀬川）則之内
中華民国江蘇省鎮江陸軍病院	宇和川恵喜	兄	安宥	
ビルマヒユー県イエオジン	高須賀　保	兄	松衛	〃
比島ルソン島ヌエバビスカヤ州	宇和川忠教	父	忠政	〃
菲島方面	宇和川　力	母	ミサヲ	〃
ビルマ国ブチドン北方	高須賀源宏	妻	サカエ	〃
南洋群島	高須賀留吉	父	常吉	〃
菲島方面	宇和川良雄	兄	寅夫	〃
ビルマ方面	中岡　実	父	伊作	〃

ニユーギネヤ島ピアク島モクメル	中岡　正則	父	伊作	則之内
中華民国嘉興第十軍第二兵站病院	河野　熊信	母	フジ	〃
松山市二番町五三番地	佐伯房太郎	妻	ソノ	〃
中華民国衡陽県	喜多村良一	父	磧吉	〃（大坂）則之内
ビルマ方面	近藤　勇馬	父	伊三郎	
蘭印方面	池川　秀一	妻	クラ子	〃
印度方面	池川　武雄	姉	クラ子	〃
鹿児島県徳之島沖合	宇和川武一	妻	咲代	〃
中華民国安徽省	黒河　喜市	妻	タカエ	河之内
菲島方面	黒河　春雄	母	タカエ	〃
ミレ島方面	田井　悟	弟	博美	則之内
ビルマ国ワダン村	田井　清憲	弟	博美	〃
南方方面	白石　茂久	父	愛次	〃
中華民国湖南省	菅　恵	父	弥蔵	〃
菲島方面	菅　勝	父	弥蔵	〃
外南洋群島方面	石水　清久	父	春吉	〃
西南太平洋方面	八木喜与馬	父	嘉妻	〃
ソ連シベリヤ、ヤブイカ病院	神野　光一	母	マサ子	〃
本籍にて死亡	神野　誠公	母	マサ子	〃
比島ルソン島マウンテン州	山内　勝見	父	輝一	〃
比島ルソン島クラーク西方	渡部　勝	父	寅吉	〃
菲島方面	戒能宇太郎	母	ハルヨ	〃
中華民国湖南省第一八五兵站病院	白戸　実		政晴	〃
対島海峡	池川　長一	父	熊市	〃
南洋群島方面	神野　一馬	父	孫三郎	〃

本籍ニテ死亡	神野　清一	父	庄　吉	則之内
東太平洋方面	神野　厚	父	宇太郎	〃
越智郡伯方町木浦海岸	神野　正一	父	宇太郎	〃
呉市宮原通呉海軍工廠	田井　茂美	兄	勇	〃
菲島方面	高須賀清美	母	イ　ノ	〃
比島、ルソン島、ボボナン	高須賀盛行	妻	タカ子	〃
菲島方面	菅野　豊	父	広　助	〃
ミンダナオ島方面	富久　盛行	兄	知　明	〃
ビルマ国、パアン第一〇七兵站病院	富久　丈吉	妻	マス子	〃
比島ルソン島リザール州	田井　漸	妻	サダ子	〃
鹿児島県徳之島沖合	富久　徳美	兄	卓　実	〃
ビルマ方面	高須賀秋晴	兄	政　数	〃
本州南東方海面	戒能　正幸	父	虎次郎	〃
東太平洋方面	高須賀利春	父	末　吉	〃
ビルマ国トングー県	八木　由雄	母	イワノ	井　内
ニユーギニヤ、ビアク海岸	角谷　要	母	ミ　ヨ	〃
本籍ニテ死亡	角谷　峯一	長男	孝造	〃
ビルマ方面	城戸　秀夫	妻	ハル子	〃
台湾高雄市	菅野喜多男	母	ツネヨ	〃
南洋群島方面	城戸　幸吉	母	ワ　キ	〃
満洲国牡丹江市	八木　正夫	父	徳太郎	〃
南支那海方面	菅野　正則	父	郡太郎	〃
南方群島方面	菅本　亀夫	母	ト　ク	〃
比島ルソン島リザール州	渡部　秀春	妻	アサ子	〃
比島ルソン島リザール州	丹生谷元義	父	友　一	〃
ビルマ国第一〇七兵站病院	丹生谷忠夫	父	友　一	〃

ビルマ国パグー県	八木　春吉	兄	貞　一	井　内
ソ連延吉収容所	菅野甚四郎	母	ク　マ	〃
朝鮮咸鏡北道	篠原　角治	父	守　一	〃
ビルマ国サバタ	菅野　義雄	妻	ヒサ子	〃
本州南方海面	佐伯　和彦	父	嘉　六	河之内
ビルマ国アキヤブ県	佐伯　茂雄	弟	義　清	〃
中華民国湖南省華容県	佐伯　一馬	母	オイマ	〃
サイパン	佐伯　幸夫	母	オイマ	〃
満洲国北安満州第九九部隊	渡部　森蔵	母	テルヱ	〃
ビルマ国トングー県	雪平　好市	妻	キミヱ	〃
ジャワ島マドラ州	藤原　好照	妻	イ　ヽ	〃
支那方面	佐伯丑太郎	父	惣　助	〃
中華民国湖北省第四〇師団野戦病院	佐伯　茂	父	嘉太郎	〃
北吉井村傷痍軍人療養所	和田　安一		アヤヨ	〃
重信町愛媛療養所	佐伯　信行		文　蔵	〃
	織田　正明	母	タ　マ	〃
西南方面海面	中川　元衛	兄	伝三郎	河之内（明河）
瀬戸内海	高須賀武雄	父	綱　儀	則之内
中華民国湖北省通山県	佐伯　亀市	父	清　助	河之内
ビルマ、サガイン州、トンヘ	河野　辰明	兄	信　之	（広島県）
	高市　清三	妻	マス子	（小野村）
松山市持田方面	曽我部武雄	母	ショウ	河之内
中華民国黒河省孫呉県南孫呉附近	小倉　俊雄	兄	武	則之内
北吉井村愛媛療養所	小倉鐘次郎	妻	トシ子	〃
馬来方面	今井保太郎	母	マスヨ	河之内
本籍ニテ死亡	佐伯　真	子	勲	〃

川上村歴代村長

初　代
坂本公賢

第二代
渡部英四郎

第三代
渡部満弘

第四代
仙波慶次郎

第六代
渡部平太

第五代
仙波茂三郎

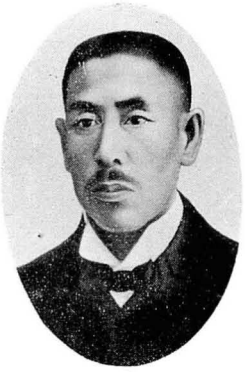

第八代
第十代
松木喜一

第七代
渡部儀太郎

第十一代
渡部荘一郎

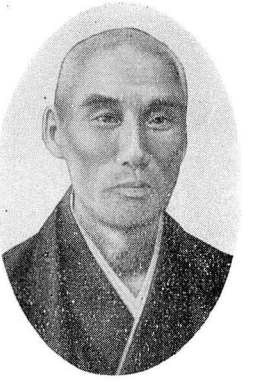

第九代
第十二代
仙波秀一

第十四代
大西時久

第十三代
三津山保太郎

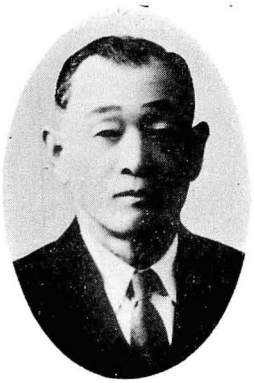

第十五代

樋口光春

三内村歴代村長

初代
武井正三郎

第二代
宇和川宇太郎

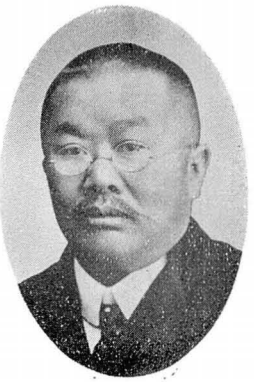

第三代
近藤鑑

第四代
野中安正

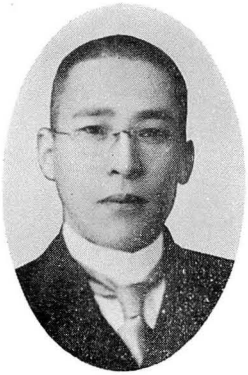

第六代
近藤元衛

第五代
戒能大次

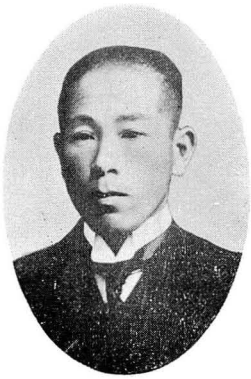

第八代
渡部愛蔵

第七代
佐伯徳次

第十代
北川徳次郎

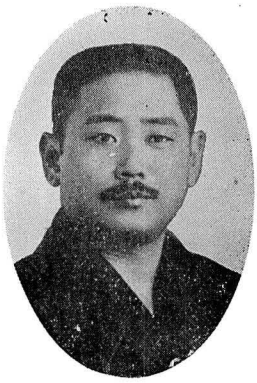

第九代
菅野唯次郎

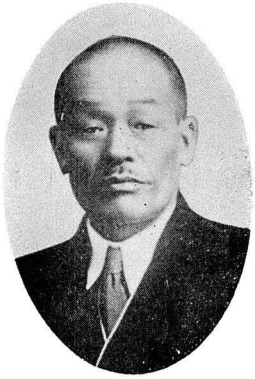

第十二代
第十四代
第十六代
近藤金四郎

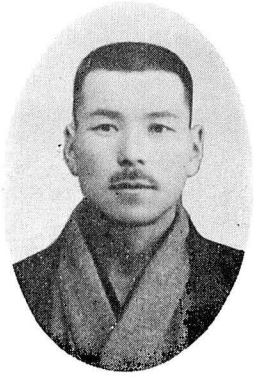

第十一代
東　岩吉

第十七代
宇和川一

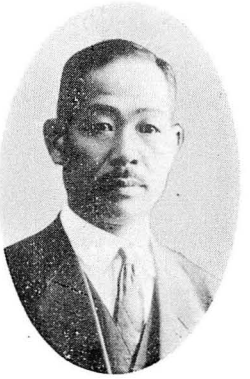

第十五代
宇和川新三郎

第十三代
菅野藤太

第二十代
大窪晴市

第十九代
田井一十郎

第十八代
竹内茂助